

国際会計研究学会 年報

2014年度第 1 号 (通号35号)

経済のグローバル化と会計基準の多様性

Global Economy and the Diversity of Accounting Standards

国際会計研究学会 年報

2014 年度第 1 号 (通号 35 号)

経済のグローバル化と会計基準の多様性

Global Economy and the Diversity of Accounting Standards

国際会計研究学会 年報
—2014年度第1号(通号35号)—

目次

I 統一論題報告

「経済のグローバル化と会計基準の多様性」

- 経済のグローバル化と会計基準の多様性
—第31回研究大会統一論題解題— ……………藤井秀樹 5
- 日本におけるIFRS適用をめぐる見解の多様性
—企業会計審議会の議事録の内容分析を手がかりにして— ……………角ヶ谷典幸 9
- 経済のグローバル化と会計基準の多様性の現状と課題 ……………岩崎勇 25
- 基礎概念の解釈に係る多様性
—「目的適合性」の事例から— ……………米山正樹 41
- 国際会計研究学会第31回研究大会統一論題 コメント ……………倉田幸路 59
- 統一論題に対するコメント ……………高須教夫 63

II 自由論題報告

- 2013年IASB『討議資料』における資産および負債の定義の検討 ……………中山重穂 67
- 日本・韓国・アメリカにおける中小企業会計基準策定の動向と
その背景 ……………榎部幸子 85
- IASBにおける純利益の測定・表示
—ディスカッション・ペーパー「概念フレームワークの見直し」を
中心として— ……………丸岡恵梨子 101
- 中国の会計基準と移転価格税制における「関連者」の定義と
適用範囲に関する検討 ……………劉功平 115

(韓国セッション)

■ The Impact of IFRS Adopter on Effective Tax Rates in Korea: Analysis of Consolidated Financial Statements	Jeong Ho Kim Jeong Kyo Kim	127
■ Relation between Corporate Governance and Earnings Management, and the Role of IFRS: Evidence from Korea	Hyuk Shawn Jae-gyung Jung Sang-ho Do	139
■ Assessing the Impact of Information Risk on Cost of Capital Using the Fair Value Disclosure -Based on the Level Hierarchy Information from Supplementary Schedules-	Chaechang Im Giseok Nam Kijung Eom	151

III 研究グループ報告

■ IFRSにおける資産会計の総合的検討	菊谷正人	173
----------------------------	------	-----

IV Summary of Articles		179
------------------------------	--	-----

V 諸規則		189
-------------	--	-----

編集委員会規則

査読制度に関する申し合わせ

『国際会計研究学会年報』執筆要領

編集後記／柴健次

I 統一論題報告

経済のグローバル化と会計基準の多様性 —第 31 回研究大会統一論題解題—

藤井秀樹
京都大学

I はじめに

国際会計研究学会第 31 回研究大会が、2014 年 8 月 24～26 日に神戸学院大学で開催された。準備委員会から提案された統一論題テーマは「経済のグローバル化と会計基準の多様性」であり、当該テーマのもとに、角ヶ谷典幸（名古屋大学）、岩崎勇（九州大学）、米山正樹（東京大学）の 3 氏が研究報告をされた。以下に掲載されるのは、統一論題当日（26 日）の研究報告と討論をもとに執筆された各氏の論攻である。当日の進行に携わった者の立場から、本統一論題の趣旨を敷衍するとともに、各報告の要点を整理し、読者諸賢の参考に供したい。

II 国際統合のもとで拡大する会計基準の多様性

今日、紆余曲折を経ながらも全体としては着実に、会計基準の国際統合（コンバージェンスおよびアドプション）の取組みが進められている。国際統合という方向性それ自体は、今日の制度設計においてはもはや動かし難いものとなっているとあって差し支えない。しかし、その一方で、会計基準の多様性が拡大しつつあるという事実を看過してはならないであろう。会計基準の国際統合（その限りでの統一化）が進

展する一方で、会計基準の多様性が拡大しているのである。多様性は、大きく以下の 2 つの次元で観察される。

第 1 は、会計基準とりわけ IFRS における概念やロジックの多様性である。たとえば、公正価値モデルと原価モデルの「混在」を説明するロジックの多様性（曖昧性）をあげることができる。その多様性は、計算構造的には貸方（就中純資産の部）の「混乱」として現象している。IFRS 設定の基礎とされる概念フレームワークに視野を広げれば、2010 年の改訂（IASB [2010]）で「財務報告の目的」について再定義がなされたが、情報提供目的と受託責任目的の明確な整理がなされたとは評しえない結果となっている。またそれと関連して、主たる情報利用者についても、多義的な解釈が可能な内容となっている。しかも、こうした概念上の「混乱」は容易に解消しない様相を呈している（IASB [2013]）。

第 2 は、会計基準それ自体の多様性である。日本では今日、上場企業等に適用される会計基準として、企業会計基準（J-GAAP）、米国基準（US-GAAP）、ピュア IFRS、日本版 IFRS（JMIS）が併存し、これに連結・個別の分離問題（連結先行論）が複雑に絡まる形で、制度設計が進行している（企業会計審議会 [2013]）。

今日問われるべきは、以上のような状況を学

界人としてどう整理し、理解すればよいかということであろう。本統一論題の趣旨は、会計基準の多様性に注目することによって見えてくる国際統合の諸相を多面的に明らかにしようとする点にある。

Ⅲ 3 報告の概要

付表は、3 報告の要点を筆者なりに整理した

ものである。会計基準の多様性という文字どおり多義的な（ややもすればいかようにも論じる）テーマを学術的に取り扱うさいには、論点の過度の拡散を回避するために、多少なりとも堅牢な（標準化された）研究方法に依拠することが求められる。そして、依拠する研究方法は、研究内容を根底において規定することになる。その点を考慮して、付表では、各報告で採用された研究方法も合わせて示している。

付表 3 報告の要点整理

	研究方法	キーワード	多様性	貢献
角ヶ谷報告	内容分析	ロジック	企業会計審議会委員の見解の多様性	制度形成プロセスの実証的分析
岩崎報告	文献研究	比較可能性	会計基準における会計処理等の多様性	比較可能性と多様性のトレードオフへの対処の提言
米山報告	テキスト・マインニング	目的適合性	目的適合性の解釈の揺らぎ（多様性）	目的適合性と利益観の不完全な結びつきとその問題点の抽出

角ヶ谷報告は、企業会計審議会議事録の内容分析（context analysis）という手法を通して、日本ではなぜコンバージェンスが慎重に進められてきたのか、また日本のステークホルダーが制度設計の局面においていかに多様な見解を表明してきたかを検証したものである。研究のキーワードは、「ロジック」（より具体的には「24のシンボリックな用語」）であり、多様性は「企業会計審議会委員の見解の多様性」という意味で用いられている。その主たる貢献は、わが国における会計制度形成プロセスの実相を実証的に明らかにした点にある。IFRS 強制適用への賛否に関わらず「原則主義」は当該プロセスにおいて「否定的なロジック」として使用されてきたなどの興味深い知見が報告され

ている。

岩崎報告は、会計基準の多様性の現状とそれに関連した課題を文献研究を通して明らかにし、その作業にもとづいて課題への対処のあり方を提言したものである。同報告では、会計基準の多様性が、①主要3当事者（基準設定者、財務諸表作成者、財務諸表利用者）の視点、②比較可能性とのトレードオフの視点、③会計基準の選択（競争）の視点から、検討されている。企業の経済的実態を会計情報に「忠実」に反映しようとするれば、企業特殊的状況に対応した基準設定が進み基準が多様化するが、それは他方で情報の比較可能性を低下させる要因ともなりうる。したがって、IFRS については任意適用としつつ、市場メカニズムに依拠したボトム

アップ・アプローチを通じて会計基準間の競争を行わせることが、当該トレードオフ問題への1つの有力な対処法になるとされる。

米山報告は、IASBは具体的にどのような事実に関連づけて「目的適合性」(relevance)の有無や多寡を判断しているかを、個別基準の本文で“relevance”および“relevant”がどのような文脈で用いられているかの分析(いわゆるテキスト・マイニング)を通して解明したものである。目的適合性の解釈の間に明確な「揺らぎ」(多様性)は観察されないが、IASBが依拠する利益観と結びつくような目的適合性の解釈は示されておらず、そのことが「適切なペースで[会計基準の]統合化が進んでいるかどうか」の判断を妨げているとされる。

以上の3報告に対して、コメンテータとして登壇された倉田幸路氏(立教大学)と高須教夫

氏(兵庫県立大学)からコメントが示された。また、フロアの石井明氏(横浜商科大学)、橋上徹氏(県立広島大学)、山口峰男氏(あらた監査法人)、渡邊誠士氏(京都大学大学院生)から質問書を頂戴した。本統一論題討論の活性化に貢献して下さった各位に改めて謝意を表したい。

参考文献

- IASB [2010], *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, 企業会計基準委員会, 財務会計基準機構監訳 [2011] 『2011 IFRS 国際財務報告基準』中央経済社, Part A, A19-A52; Part B, B1-B24。
- [2013], *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, Discussion Paper, DP/2013/1, 『財務報告に関する概念フレームワークの見直し』ディスカッション・ペーパー DP/2013/1。
- 企業会計審議会 [2013] 『国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針』。

日本における IFRS 適用をめぐる見解の多様性 —企業会計審議会の議事録の内容分析を手がかりにして—

角ヶ谷 典 幸
名古屋大学

要 旨

本研究では、企業会計審議会において国際財務報告基準（IFRS）の適用をめぐる議論が開始された 2008 年 10 月 23 日から 2013 年 6 月 19 日までの議事録の内容分析（content analysis）を行い、日本では IFRS 適用をめぐりいかに多様な見解が存在しているのかを検証した。具体的に、企業会計審議会委員・企業会計審議会企画調整部会委員（臨時委員，専門委員，幹事を含む。）が IFRS の（強制）適用に関して意見表明する際に、いかなる要因を重要だと考えているのか，ステークホルダー・グループ（学識経験者等も含む）ごとに，また期間ごとに，意見およびロジックは異なるのかを検証した。

分析の結果，おおむね次のことが明らかにされた。第一に，企業会計審議会の委員のうち，会計研究者，財務諸表作成者（製造業からの代表者等）は，日本公認会計士協会からの代表者，財務諸表利用者（アナリスト等）に比べて，IFRS の強制適用に反対する割合が高いこと。第二に，期間 2（2011 年 6 月 30 日～12 月 22 日）・期間 3（2013 年 3 月 26 日～6 月 19 日）は，期間 1（2008 年 10 月 23 日～2009 年 6 月 11 日）に比べて，IFRS の強制適用に反対する割合が高い傾向にあったこと。第三に，ステークホルダー・グループ（学識経験者等も含む）ごとに，また期間ごとに，用いられたロジック（説明，理由付け）が異なること。ただし，大多数の委員が共通して用いたロジックおよび全期間にわたって共通して用いられたロジックもあった。グローバルな資本市場の構築，リサイクル・純利益の重要性，国際的地位（発言力）の確保，米国証券取引委員会（US-SEC）の政策決定への配慮および原則主義の適用に対する懸念などは，IFRS 強制適用賛成派と反対派が共通して用いたロジックであり，いわばオールジャンの共通認識であると考えられる。

I はじめに

欧州連合（EU）諸国が国際財務報告基準（IFRS）を強制適用した2005年以降、IFRSを適用する国々が着実に増加してきている。日本でも、国際化の波に乗り、2010年3月期からIFRSの任意適用が始まった。しかし、日本は、固有の会計環境を反映させるために、IFRSに代替しうるフルセットの会計基準を維持・開発しており、米国を除く他の先進国に比べて、IFRSの適用をより慎重に進めている。

本研究では、企業会計審議会においてIFRSの適用をめぐる議論が開始された2008年10月23日から2013年6月19日までの合計14の議事録（発言回数323）の内容分析（content analysis）を通じて、日本はなぜIFRSの適用を慎重に進めているのか、企業会計審議会委員・企業会計審議会企画調整部会委員（臨時委員、専門委員、幹事を含む。以下、全委員の総称として「企業会計審議会の委員」という用語を用いる。）がいかに多様な見解を有しているのかを検証した。

期間1（2008年10月23日～2009年6月11日）の分析対象は企業会計審議会企画調整部会会議議事録であるが、期間2（2011年6月30日～12月22日）および期間3（2013年3月26日～6月19日）は企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議議事録である。また、分析対象は、議事次第に「国際会計基準（IFRS）（の取扱い・対応）」という用語が含まれる議題に限定している。企業会計審議会では、2012年2月17日から同年10月2日にかけて合計6回の審議がなされており、その一部はIFRSの適用に（間接的に）関連するものであるが、本研究では恣意的な抽出を避けるために、「国際会計基準（IFRS）（の取扱い・対応）」という用語が含まれる議題のみを分

析の対象とした。

分析対象期間中に3つの報告書、すなわち「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」（2009年6月30日）、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」（2012年7月2日）および「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（2013年6月19日）が公表された。また、これらの「2009年報告書」「2012年報告書」「2013年報告書」が公表されるまでに、企業会計審議会においてそれぞれ計4回、5回、5回の関連する審議（具体的な開催日程は、表1を参照されたい）が行われた。

本研究では、ステークホルダー・グループ（学識経験者等も含む）（以下、単に「ステークホルダー・グループ」という。）ごとの分析に加えて、これら3つの期間（「期間1」「期間2」「期間3」）ごとの分析も試みた。具体的に、各ステークホルダー・グループがIFRSの（強制）適用に関して意見表明する際に、いかなる要因を重要だと考えているのか、ステークホルダー・グループごとに、また期間ごとに、意見およびロジック（説明、理由付け）は異なるのかを検証した。

なお、その後、企業会計基準委員会（ASBJ）から公表された「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」（2014年7月31日）は本研究の検討対象外である。

以下、次の順序で検討する。IIでは、日本におけるIFRS適用をめぐる議論を整理する。IIIでは、リサーチ・クエスチョンを提示する。IVでは、研究手法を説明する。VではIFRSの強制適用に関する意見に関して、VIでは用いられたロジックに関して分析結果の解釈を行う。最後のVIIでは、本研究の結論と限界を述べる。

II 日本における IFRS 適用をめぐる議論

2008年10月23日から2009年6月11日までの4回の審議を経て、2009年6月30日に「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」が公表された。この「2009年報告書」の公表により、2010年3月期以降の連結財務諸表に対してIFRSの任意適用が認められるようになった。ただし、IFRS任意適用の対象は、上場されており、適切な体制が整備され、国際的な財務・事業活動を行っている企業に限定されていた。また本報告書では、連結財務諸表は国際的な比較可能性の観点から、日本固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂するいわゆる「連結先行」の考え方が前提とされていた。さらに、IFRSの強制適用の判断の時期は米国の動向等を踏まえ2012年末が目途とされていた。

ところが、自見庄三郎前金融担当大臣は、2011年6月21日に「IFRSに関する検討について」を公表し、IFRSを強制適用するのであれば、その時期を延期すべきである旨の提言をした。その理由として、米国証券取引委員会（US-SEC）の政策変更、産業界からの要望、大震災の影響および日本固有の会計・周辺制度への影響が指摘されていた。周辺制度への影響は“ローカル”な視点（日本の固有性）への配慮を意味する。自見前大臣は「会計基準が単なる技術論だけでなく、国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目して」（自見 [2011], p.1）議論が展開されることを望んでいた。⁽¹⁾

自見声明の後、2011年6月30日から12月22日までの5回の審議を経て、「国際会計基準

（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」が公表された。この「2012年報告書」では、「連単分離、中小企業等への対応を前提に、任意適用の積み上げを図りつつ、日本の経済や制度などにもたらす影響を十分に勘案し、最もふさわしい対応を検討すべきである」と提案された。任意適用の推進および日本の固有性への配慮は「2009年報告書」を踏襲するものであるが、強制適用の判断は行わないこと、連単分離方式の採用は「2009年報告書」からの変更であった。

その後、2013年3月26日から6月19日までの5回の審議を経て、2013年6月19日に「国際会計基準（IFRS）の対応のあり方に関する当面の方針」が公表された。これまで米国の動向をはじめとする国際的な情勢を勘案しながら、IFRS適用の是非に関する議論が行われてきたが、本報告書ではIFRS財団の要請への対応についても言及されている。つまり、「IFRS財団への人的・資金的貢献を継続するとともに、IFRS財団モニタリング・ボードのメンバーの要件である「IFRSの顕著な使用」を勘案しながら、日本のIFRS適用に関する態度を明確にする必要がある。」と指摘されている。具体的には、IFRS財団の要請に応えるために、「2009年・2012年報告書」におけるIFRS適用のための3要件（上場、適切な体制の整備、国際的な財務・事業活動）のうち上場企業であること、国際的な活動を行っている企業であることを要件から除くことが提案されている。

IFRS財団に加えて、自由民主党から2016年までにIFRS適用企業を300社程度に増加させる旨の提案がなされた（自由民主党[2013]）。このような内外の要請が相俟って、「2013年報告書」では、J-IFRS（あるべきIFRS、我が国に適したIFRS）の開発やエンドースメント・カーブアウト（個別基準を一つ一つ検討し、必

要があれば、一部基準を削除または修正して採択する手続)の提案がなされたと思われる。しかしその結果、日本の上場企業は、日本基準、ピュアIFRS、J-IFRS、米国基準のいずれかを適用することになり、複数の会計基準の併存に伴う複雑化や比較可能性の欠如等、新たな課題に直面することとなった(伊藤[2013])。

Ⅲ リサーチ・クエスチョンの提示

本研究の関心は、企業会計審議会の委員がIFRSの(強制)適用に関していかなる意見を有しているのか、また意見を述べる際にいかなるロジックを用いたのか、それらがいかに「2009年・2012年・2013年報告書」に反映されたのか検証することである。企業会計審議会の委員が公正かつ公平に選任されているとすれば、企業会計審議会の委員の意見は日本全体の多様な意見を代弁していると考えられる(西川[2007])。

そこで本研究では、次のリサーチ・クエスチョン(RQs 1, 2)を検証する。

RQ 1: 主要なステークホルダー・グループ間で、IFRSの強制適用に関する賛否の割合は異なるのか。

RQ 2: IFRS強制適用賛成派と反対派は、意見表明する際に、いかなる「ロジック」を用いるのか。

さらに本研究では、「2009年・2012年・2013年報告書」作成時の内外の諸環境が異なることを踏まえ、各ステークホルダー・グループの「意見」と「ロジック」を期間(i.e., 期間1, 2, 3)に分けて検証することにした。この検証により、期間2, 3は期間1に比べて、なぜIFRSの強制適用に反対する割合が高いのか、その理由

が示されるかもしれない。また、期間2に集中して使用されたロジックは、IFRSの強制適用に反対するために用いられた可能性があるため、いかなるロジックが「2009年報告書」と「2012年報告書」の差異を生じさせたのかを特定できるかもしれない。

そこで本研究では、次のリサーチ・クエスチョン(RQs 3, 4)を検証する。

RQ 3: IFRSの強制適用に関する賛否の割合は、期間(i.e., 期間1, 2, 3)ごとに異なるのか。

RQ 4: IFRS強制適用賛成派と反対派が用いた「ロジック」は、期間(i.e., 期間1, 2, 3)ごとに異なるのか。

Ⅳ 研究手法

本研究では、内容分析という手法を用いた。ここに内容分析とは、「意味や起こりうる効果を解明することを目的として、明示的あるいは潜在的な多数のコミュニケーションの内容(文書や動画など)を、シンボルや主題の分類、作表、評価を通じて分析する実証研究」(Krippendorff[2013], p.1)をいう。内容分析は心理学や社会学の分野で用いられてきた手法であるが、近年は国際会計の分野においても用いられている。たとえば、会計基準設定団体に対するコメント・レター、会計基準の内容(原則主義 vs. 細則主義)あるいはアニュアル・レポートの分析などに用いられている(e.g., Chatham *et al.* [2010]; Bradbury and Schröder [2012]; Holder *et al.* [2013])。

シンボルの選定にあつたては、Gernon and Wallace [1995]のアカウンティング・エコロジー・フレームワークを援用し、最終的に24項目を抽出した。Gernon and Wallaceによれば、各国の会計基準は社会的・組織的・専門的・個

人的・会計的要因の相互作用の産物である。このフレームワークを用いたのは、Tsunogaya *et al.* (2015) が Gernon and Wallace [1995] に関する 17 の変数を用いて日本の会計環境を説明しているからであり、パイロットテスト実施中に企業会計審議会委員がこれらの変数を頻繁に使用しているという確証が得られたからである（使用頻度は表 4 に示されている）。また調査の過程で 7 つのシンボルを追加したのは、同様にパイロットテスト実施中に企業会計審議会委員がこれらのシンボルを頻繁に使用していることが確認されたからである。パイロットテストは研究補助者とともに行われ、企業会計審議会委員が頻繁に使用したシンボルが漏れていないという確証が得られるまで繰り返された。

本研究では、企業会計審議会委員の 323 の言

明を一つずつ吟味し、IFRS の強制適用に関していかなる意見が表明されているのか、また 24 のシンボリックな用語がいかに用いられているのかを調査した（その結果、調査項目は 8,075 項目（=323×25）に達した）。内容分析を実施するにあたり、企業会計審議会議事録のうち、新任委員の紹介等、IFRS に関連しない議事は分析対象から除外した。前金融担当大臣、企業会計審議会会長および金融庁担当官の発言は分析対象から除外した。会議に欠席した場合でも意見が文書の形で公表されている場合には、分析対象に含めた。以上に基づき、内容分析の分析対象をまとめたのが、表 1 である。なお、各委員は、2009 年 6 月 30 日（期間 1）、2011 年 6 月 30 日（期間 2）、2013 年 6 月 19 日（期間 3）の委員名簿を用いて、各ステークホルダー・グループに分類した。

表 1 分析対象—企業会計審議会議事録一覧表—

期間	番号	開催日	議 題	ページ数	発言回数
期間 1	1	2008 年 10 月 23 日	国際会計基準 (IFRS) について	15.1	24
	2	2008 年 12 月 16 日	〃	20.2	26
	3	2009 年 1 月 28 日	「我が国における国際会計基準の取扱いについて (中間報告)」(案) について	17.6	27
	4	2009 年 6 月 11 日	〃	5.0	13
	小計			57.9	90
期間 2	1	2011 年 6 月 30 日	国際会計基準 (IFRS) について	21.7	22
	2	2011 年 8 月 25 日	〃	18.8	28
	3	2011 年 10 月 17 日	〃	23.2	20
	4	2011 年 11 月 10 日	〃	16.7	13
	5	2011 年 12 月 22 日	〃	23.3	30
小計			103.7	113	
期間 3	1	2013 年 3 月 26 日	〃	10.8	13
	2	2013 年 4 月 23 日	国際会計基準への対応について	20.6	29
	3	2013 年 5 月 28 日	〃	15.5	36
	4	2013 年 6 月 12 日	〃	15.4	19
	5	2013 年 6 月 19 日	〃	13.6	23
小計			75.9	120	
全期間	合計			237.5	323

(注 1) 期間 1 の分析対象は企業会計審議会企画調整部会会議議事録であるが、期間 2・3 は企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議議事録である。

(注 2) 分析対象は、議事次第に「国際会計基準 (IFRS) (の取扱い・対応) について」という用語が含まれる議題に限定している。

本研究では、IFRS の強制適用に関する「意見」(RQs 1, 3) を調査するために、3 段階のリッカート尺度を用いた (1=賛成, 2=中立, 3=反対)。あるステークホルダー・グループの平均スコアが 3 (1) である場合、当該グループ内のすべての委員が IFRS の強制適用に反対 (賛成) していることを意味する。同様に、「ロジック」(RQs 2, 4) も 3 段階のリッカート尺度を用いてコード (数値) 化し検証した (1=肯定的, 2=中立的, 3=否定的)。たとえば、ある委員が IFRS の適用に関して意見表明する際に、日本社会における「製造 (ものづくり)」の重要性を肯定的 (否定的に) に論じた場合には、1 (3) が割り当てられている。統計処理を行う際には、賛成 (積極的)・中立的・反対 (消極的) 意見のみをデータに含め、無発言はデータに含めなかった。

Krippendorf [2013] の提案に従って、コード化を行う際の信頼性を検証した。研究補助者が企業会計審議会議事録における IFRS の強制適用に関する 100 の言明 (およびそれに関連する 24 のロジック) を再調査したところ^②、研究責任者 (筆者) と研究補助者の一致率は 97% から 100% の範囲であった。また、Krippendorff's alpha の平均値は 0.98 であった。したがって、コード化の作業は高い信頼性をもって行われたことになる。

V IFRS の強制適用に関する「賛否」の分析

1. 分析結果の概要

表 2 に示すとおり、企業会計審議会議事録の 323 の発言における IFRS の強制適用に対する賛否の割合はちょうど 50 (50%) ずつであった (割合は中立的意見も含めて計算されている)。期間別にみると、賛否の割合は、期間 1 は 21 (66%) 対 11 (34%)、期間 2 は 20 (44%) 対 25 (54%)、期間 3 は 9 (39%) 対 14 (61%) であり、徐々に反対の割合が増加していったことがわかる。

平均スコアはステークホルダー・グループごとの IFRS の強制適用に対する賛否の割合を 1 から 3 の範囲で示したものである。下記に示すとおり、その値が 2 より大きく 3 以下である場合には IFRS 強制適用反対派を、1 以上で 2 より小さい場合には賛成派を意味する (括弧内: 平均スコア)。

- (1) 反対派: 会計研究者 (2.8)、その他の研究者 (2.6)、税理士 (3.0)、製造業 (2.4)、商工会議所 (3.0)、連合 (3.0)、ASBJ (2.3)
- (2) 賛成派: JICPA (1.0)、金融・サービス業 (1.0)、日本経団連 (1.0)^③、証券取引所 (1.0)、アナリスト (1.4)

表 2 IFRS の強制適用に関するステークホルダー・学識経験者等の意見 (発言回数)

	期間 1					期間 2					期間 3					全期間					合計	
	2008.10.23 - 2009.6.11		2011.6.30 - 2011.12.22			2013.3.26 - 2013.6.19		2008.10.23 - 2013.6.19														
	賛成	反対	中立	無発言	平均	賛成	反対	中立	無発言	平均	賛成	反対	中立	無発言	平均	賛成	反対	中立	無発言	平均		
研究者																						
会計学者	0	6	0	16	3.0	2	5	0	13	2.4	0	5	0	24	3.0	2	16	0	53	2.8	71	
その他	0	2	0	1	3.0	1	1	0	11	2.0	0	1	0	4	3.0	1	4	0	16	2.6	21	
会計専門家																						
公認会計士	6	0	0	11	1.0	6	0	0	7	1.0	3	0	0	17	1.0	15	0	0	35	1.0	50	
税理士	0	0	0	0	--	0	4	0	2	3.0	0	0	0	0	--	0	4	0	2	3.0	6	
財務諸表作成者																						
製造業	3	0	0	6	1.0	4	10	1	12	2.4	0	8	0	20	3.0	7	18	1	38	2.4	64	
金融・サービス業	4	0	0	5	1.0	3	0	0	1	1.0	0	0	0	2	--	7	0	0	8	1.0	15	
日本経団連	2	0	0	0	1.0	0	0	0	2	--	0	0	0	2	--	2	0	0	4	1.0	6	
商工会議所	0	1	0	0	3.0	0	0	0	2	--	0	0	0	0	--	0	1	0	2	3.0	3	
連合	0	0	0	0	--	0	3	0	2	3.0	0	0	0	3	--	0	3	0	5	3.0	8	

規制当局																					
証券取引所	2	0	0	4	1.0	2	0	0	1	1.0	2	0	0	2	1.0	6	0	0	7	1.0	13
会計基準設定団体																					
ASBJ(FASF)	1	2	0	8	2.3	0	0	0	8	--	0	0	0	8	--	1	2	0	24	2.3	27
財務諸表利用者																					
アナリスト	3	0	0	7	1.0	2	2	0	6	2.0	4	0	0	15	1.0	9	2	0	28	1.4	39
合計	21	11	0	58	1.7	20	25	1	67	2.1	9	14	0	97	2.2	50	50	1	222	2.0	323
(%)	66%	34%	0%	--		44%	54%	2%	--		39%	61%	0%	--		50%	50%	0%	--		

(注)「平均」は賛成 (1)、中立 (2) および反対 (3) の平均値である。

表 3 には、ステークホルダー・グループごとの委員の人数、発言した委員の人数、発言回数（延べ）および発言文字数が示されている。IFRS 強制適用反対派の発言回数・発言文字数の割合は 61.6%・63.1%であるのに対して、賛成派の割合は 38.4%・36.9%であることから、反対派が約 3 分の 2 を占めていることになる。

また、発言回数・発言文字数から判断すると、反対派のオピニオン・リーダーは会計研究者と製造業からの代表者であるのに対して、賛成派のオピニオン・リーダーは JICPA からの代表者であることがわかる。

表 3 ステークホルダー・学識経験者等の構成

	各期初めの委員名簿に記載された委員の人数	発言した委員の人数	発言回数（延べ）	議事録に記載された発言文字数
IFRS 強制適用・反対派				
会計研究者	14 (22.2%)	11 (21.5%)	70 (21.7%)	74,151 (22.9%)
その他の研究者	8 (12.7%)	5 (9.8%)	21 (6.5%)	15,471 (4.8%)
税理士	2 (3.2%)	1 (2.0%)	6 (1.8%)	5,725 (1.8%)
製造業	11 (17.4%)	10 (19.6%)	64 (19.8%)	68,910 (21.2%)
商工会議所	1 (1.6%)	1 (2.0%)	3 (1.0%)	1,631 (0.5%)
連合	2 (3.2%)	2 (3.9%)	8 (2.5%)	9,028 (2.8%)
ASBJ/FASF	6 (9.5%)	5 (9.8%)	27 (8.3%)	29,685 (9.1%)
小 計	44 (69.8%)	35 (68.6%)	199 (61.6%)	204,601 (63.1%)
IFRS 強制適用・賛成派				
公認会計士	6 (9.5%)	6 (11.7%)	51 (15.8%)	53,208 (16.4%)
金融・サービス業	2 (3.2%)	1 (2.0%)	15 (4.6%)	14,815 (4.6%)
日本経団連	1 (1.6%)	1 (2.0%)	6 (1.9%)	3,888 (1.2%)
証券取引所	2 (3.2%)	1 (2.0%)	13 (4.0%)	15,304 (4.7%)
アナリスト	8 (12.7%)	7 (13.7%)	39 (12.1%)	32,226 (10.0%)
小 計	19 (30.2%)	16 (31.4%)	124 (38.4%)	119,441 (36.9%)
合計	63 (100%)	51 (100%)	323 (100%)	324,042 (100%)

(注) 反対派：平均スコア < 2、賛成派：平均スコア > 2、平均スコアは表 2 参照。

2. RQs 1, 3 の結果

企業会計審議会におけるオピニオン・リーダーである会計研究者、製造業、JICPA からの代表者が IFRS の強制適用に関して異なる意見を有しているかどうかを、Kruskal-Wallis nonparametric test を用いて検証した結果、有意な差異があることが分かった ($p = .0000$)。さらに、どのステークホルダー・グループ間で差異があるのかを、Steel-Dwass test を用いて検証した結果、会計研究者と製造業からの代表者は JICPA からの代表者に比べて、IFRS の強制適用に関して反対する比率が有意に高いことが確認された (会計研究者・JICPA: $p = .0000$, 製造業・JICPA: $p = .0000$)。このように主要なステークホルダー・グループ間で IFRS の強制適用に関する賛否の割合に相違があることが確認された。

表 2 に示したとおり、IFRS の強制適用に対する賛否の割合は、期間 1 (賛成 66%, 反対 34%), 期間 2 (賛成 44%, 反対 54%), 期間 3 (賛成 39%, 反対 61%) であり、反対の割合が徐々に増加していったことがわかる。IFRS の強制適用に関する意見が期間 1, 2, 3 で異なるかどうかを、Kruskal-Wallis nonparametric test を用いて検証した結果、 $p = .0927$ であった。このように、期間 2・期間 3 は期間 1 に比べて IFRS の強制適用に反対する割合が高い傾向にあったが、賛否の差異は 5%水準では確認されなかった。

VI 企業会計審議会委員が用いた「ロジック」の分析

1. シンボリックな用語の抽出

本研究では、Gernon and Wallace [1995] のアカウンティング・エコロジー・フレームワークを援用して、社会的要因、組織的要因、専

門的要因、個人的選好および会計的要因に関する合計 17 のシンボル要素をそれぞれ次のとおり抽出した。(4)

- (1) 社会的要因：製造 (ものづくり)、慎重性 (保守性)、長期的視点
- (2) 組織的要因：海外市場での資金調達、企業活動のグローバル化、グローバル企業に対する IFRS の段階適用
- (3) 専門的要因：原則主義の適用、教育・訓練の重要性
- (4) 個人的選好：日本の固有性、国際的な比較可能性、財務報告の透明性、グローバルな資本市場の構築
- (5) 会計的要因：日本基準の IFRS に対する優位性、公正価値測定、リサイクリング・純利益の重要性、会計と税の密接な関係 (確定決算主義)、連単分離方式の採用

また、分析の過程で以下 7 つのシンボリックな用語を検討対象として追加した。

- (6) 追加項目：エンドースメント、カーブアウト、J-IFRS の開発、複数の会計基準の併存、US-SEC の政策決定への配慮、国際的地位 (発言権) の確保、IFRS 適用要件の緩和

2. RQ2 の結果

表 4 には、IFRS 強制適用賛成派と反対派が 24 のシンボリックな用語を何度、肯定的、中立的または否定的に用いたのか、その頻度と割合ならびに統計的差異が示されている。賛成派と反対派が用いたロジックは大きく 4 つのパターン、すなわち(1) 賛成派は否定的に、反対派

は肯定的に用いたロジック、(2) 賛成派は肯定的に、反対派は否定的に用いたロジック、(3) 賛成派・反対派ともに肯定的に用いたロジック、(4) 賛成派・反対派ともに否定的に用いたロジック、に分類することが可能である。なお、表 5 に示すとおり、50%を基準に、肯定的な意見と否定的な意見が分類されている。たとえば、反対派の 89%が「製造（ものづくり）」という用語を肯定的に用い、全ての賛成派がそれを否定的に用いたので、「製造（ものづくり）」は「賛成派は否定的、反対派は肯定的に用いるロジック」のカテゴリーに分類されている。

表 4 反対派・賛成派のロジック（発言回数）

	反対派			賛成派			Mann-Whitney U test	
	肯定的	否定的	中立的	肯定的	否定的	中立的	Z	Sig.
社会的要因:								
製造（ものづくり）	17 (89%)	2	0	0	3	0	3.358	.001**
慎重性（保守性）	9 (82%)	1	1	0	2	0	2.431	.015*
長期的視点	12 (100%)	0	0	0	4	0	3.873	.000**
組織的要因:								
海外市場での資金調達	1	4	0	7 (100%)	0	0	2.775	.006**
企業活動のグローバル化	9 (64%)	5 (36%)	0	14 (100%)	0	0	2.423	.015*
グローバル企業に対する IFRS の段階適用	8 (100%)	0	0	7 (88%)	1	0	1.000	.317
専門的要因:								
原則主義の適用	0	14 (93%)	1	1	7 (88%)	0	0.528	.597
教育・訓練の重要性	6 (100%)	0	0	8 (100%)	0	0	---	---
個人的選好:								
日本の固有性（コンテキスト）	29 (91%)	3	0	0	14 (100%)	0	5.795	.000**
国際的な比較可能性	2	9 (75%)	1	15 (100%)	0	0	4.330	.000**
財務報告の透明性	2	1	0	5 (100%)	0	0	1.291	.197
グローバルな資本市場の構築	9 (60%)	6 (40%)	0	18 (100%)	0	0	2.921	.003**
会計的要因:								
日本基準のIFRSに対する優位性	32 (94%)	0	2	3	6 (60%)	1	4.582	.000**
公正価値測定	1	21 (88%)	2	5 (71%)	2	0	3.367	.001**
リサイクリング・純利益の重要性	27 (100%)	0	0	5 (71%)	2	0	2.821	.005**
会計と税の密接な関係（確定決算主義）	26 (90%)	2	1	4	4	0	2.603	.009**
連単分離方式の採用	22 (71%)	9 (29%)	0	14 (70%)	5 (25%)	1	0.037	.971
その他の要因:								
エンドースメント	11 (79%)	1	2	8 (100%)	0	0	1.373	.170
カーブアウト	11 (73%)	1	3	1	6 (86%)	0	3.143	.002**
J-IFRS の開発	11 (69%)	5 (31%)	0	3	3	0	0.796	.426
複数の会計基準の併存	7 (50%)	7 (50%)	0	0	15 (100%)	0	3.090	.002**
US-SEC の政策決定への配慮	18 (95%)	0	1	10 (77%)	3	0	1.571	.116
国際的地位（発言権）の確保	20 (87%)	1	2	22 (100%)	0	0	1.733	.083
IFRS 適用要件の緩和	6 (86%)	1	0	8 (89%)	1	0	0.184	.854

(注 1) 反対派：会計研究者、その他の研究者、税理士、製造業、商工会議所、連合、ASBJ。賛成派：公認会計士、金融・サービス業、日本経団連、証券取引所、アナリスト。

(注 2) 割合（括弧内のパーセント）は各グループ内の賛否の割合（中立的意見も含む）を示す。割合は 5 回以上発言があった項目についてのみ示してある。

(注 3) **: 1%水準で有意。*: 5%水準で有意。

表 5 賛成派と反対派が使用した固有または共通のロジック

		IFRS 強制適用・賛成派	
		肯定的 ←	→ 否定的
IFRS 強制適用 反対派	肯定的 ↑ ↓	賛成派・反対派が肯定的に用いたロジック ・グローバル企業に対する IFRS の段階適用 ・教育・訓練の重要性 ・財務報告の透明性 ・連単分離方式の採用 ・エンドースメント ・US-SEC の政策決定への配慮 ・国際的地位（発言権）の確保 ・IFRS 適用要件の緩和 ・企業活動のグローバル化 ・グローバルな資本市場の構築 ・リサイクリング・純利益の重要性	賛成派は否定的, 反対派は肯定的に用いたロジック ・製造（ものづくり） ・慎重性（保守性） ・長期的視点 ・日本の固有性（コンテキスト） ・日本基準の IFRS に対する優位性 ・カーブアウト
	否定的	賛成派は肯定的, 反対派は否定的に用いたロジック ・海外市場での資金調達 ・国際的な比較可能性 ・公正価値測定	賛成派・反対派が否定的に用いたロジック ・原則主義の適用

注 2, 3

注 4

(注 1) 50%を基準に、肯定的な意見と否定的な意見が分類されている。たとえば、反対派の 89%が「製造（ものづくり）」という用語を肯定的に用い、全ての賛成派がそれを否定的に用いたので、製造は「賛成派は否定的, 反対派は肯定的に用いるロジック」の категорияに分類されている。

(注 2) 会計と税の密接な関係（確定決算主義）は、反対派の 90%が肯定的に用い、賛成派の半数が否定的に用いている。

(注 3) J-IFRS の開発は、反対派の 69%が肯定的に用い、賛成派の半数が否定的に用いている。

(注 4) 複数の会計基準の併存は、反対派の半数が否定的に用い、全ての賛成派が否定的に用いている。

賛成派は否定的に、反対派は肯定的に用いたロジック

反対派の大多数は肯定的に用いたが、賛成派が（完全に）否定したロジックは、日本社会における製造（ものづくり）、慎重性（保守性）および長期的視点（ゴーイングコンサーン）の重要性である。たとえば、反対派の委員は次のように述べている。

「今までの日本のものづくりというのは、ゴーイングコンサーンを前提とした企業

会計原則、要するに保守主義の原則とか継続性の原則等を尊重して、そこで健全な経営がなされてきた。そういう総括をされないままに、ある意味では企業の金融商品化ですよね、そういうことで日本のものづくりを行なって、本当にいいのかという議論もあいまいになっている。」（和地委員・製造業代表の発言、企業会計審議会議事録、2011年6月30日）

反対派の大多数は、IFRS 適用の是非を論じ

る際に、会計と税の密接な関係（確定決算主義）などの日本の固有性あるいは制度的補完性を考慮すべきだと主張した。同様に、反対派の大多数は、日本基準の IFRS に対する優位性を根拠に、カーブアウトの手続を支持した。一方、賛成派の半数は会計と税の密接な関係を肯定したが、日本の固有性や日本基準の IFRS に対する優位性には否定的であった。賛成派はピュア IFRS の適用を推奨しており、カーブアウトの手続にも否定的であった。また、J-IFRS の開発に対する受け止め方は賛成派と反対派の間に温度差がみられる。賛成派は J-IFRS の導入を IFRS の強制適用に向けた第一歩と捉えているのに対して、反対派は強制適用を採用しないための、あるいはあるべき IFRS を提案するための方策と捉えている（伊藤 [2013]）。

賛成派は肯定的に、反対派は否定的に用いたロジック

賛成派の大多数は肯定的に用いたが、反対派が否定したロジックは、海外市場での資金調達や国際的な比較可能性である。反対派は日本企業の多くが国内市場から資金調達している事実を重視し、よって国内企業間の比較可能性をより重んじる傾向にある。公正価値測定に対する賛否については、賛成派の多数が肯定的であるのに対し、反対派の大多数は否定的である。公正価値測定の適用により、会計数値のボラティリティが増幅し、公正価値が帳簿価額を上回る場合には慎重性の原則に抵触する可能性があるためである（e.g., 西村委員・製造業代表、企業会計審議会議事録, 2011年6月30日）。

賛成派・反対派ともに肯定的に用いたロジック

このように賛成派と反対派は異なる意見を持っているが、ともに肯定的だったのは、(上場企業一律に IFRS を強制適用するのではなく)

グローバル企業に対して段階的に IFRS を適用していく方法の採用、教育や訓練の重要性、財務報告の透明性、連単分離方式の採用、エンドースメントの採用、US-SEC の影響、国際的地位（発言権）の確保、IFRS 適用要件の緩和であった。ともに肯定的に用いたが、賛成派が反対派より肯定的に用いたロジックは、企業活動のグローバル化、グローバルな資本市場の構築であった。リサイクリング・純利益の重要性は両派に支持されたが、反対派が賛成派より肯定的に用いた。

賛成派・反対派ともに否定的に用いたロジック

原則主義の適用については、両派ともに懸念を示した。原則主義に対する懸念の理由は、経営者の裁量権や判断の増大であった（e.g., 引頭委員・アナリスト代表、企業会計審議会議事録, 2008年10月23日; 佐藤委員・製造業代表、企業会計審議会議事録, 2011年8月25日）。同様に、日本基準、ピュア IFRS, J-IFRS, 米国基準の併存についても否定的な意見が多数を占めた。たとえば、反対派の委員は次のように述べている。

「中途半端に第4の基準を意思表示することにより、これが逆に作用し、日本基準をローカル化する方向に働かないか、大いに懸念するところであります。...中間的な IFRS を導入する場合、IFRS 移行企業が増えるかどうかもある程度見極めた上で実施しても遅くはない。...少なくとも4基準を併存というイメージはわかりにくいし、国際的信用を高めることにはならないのではないか。」（佐藤委員・製造業代表の発言、企業会計審議会議事録, 2013年5月28日）

表6 各期間に使用された固有または共通のロジック（発言回数）

	期間1			期間2			期間3			全期間		
	2008.10.23 - 2009.6.11			2011.6.30 - 2011.12.22			2013.3.26 - 2013.6.19			2008.10.23 - 2013.6.19		
	肯定的	否定的	中立	肯定的	否定的	中立	肯定的	否定的	中立	肯定的	否定的	中立
全期間（期間1・2・3）を通じて使用されたロジック												
企業活動のグローバル化	7(30%)	1	0	10(44%)	3	0	6(26%)	1	0	23	5	0
国際的地位（発言権）の確保	9(22%)	0	0	22(52%)	1	1	11(26%)	0	1	42	1	2
原則主義の適用	1	6(29%)	1	0	8(38%)	0	0	7(33%)	0	1	21	1
国際的な比較可能性	6(35%)	4	0	6(35%)	3	1	5(30%)	2	0	17	9	1
連単分離方式の採用	7(19%)	9(64%)	0	24(67%)	5(36%)	0	5(14%)	0	0	36	14	0
主に期間1・2に使用されたロジック												
グローバル企業に対するIFRSの段階適用	6(40%)	1	0	8(53%)	0	0	1	0	0	15	1	0
日本の固有性（コンテキスト）	6(21%)	1	0	20(69%)	13(76%)	0	3	3	0	29	17	0
会計と税の密接な関係（確定決算主義）	8(27%)	1	0	21(70%)	5(83%)	1	1	0	0	30	6	1
US-SECの政策決定への配慮	13(46%)	2	0	14(50%)	0	1	1	1	0	28	3	1
主に期間2・3に使用されたロジック												
グローバルな資本市場の構築	4	1	0	17(63%)	5(83%)	0	6(22%)	0	0	27	6	0
日本基準のIFRSに対する優位性	0	0	1	26(74%)	4	1	9(26%)	2	1	35	6	3
リサイクリング・純利益の重要性	4	0	0	17(53%)	2	0	11(34%)	0	0	32	2	0
主に期間2に使用されたロジック												
製造（ものづくり）	1	0	0	15(88%)	5(100%)	0	1	0	0	17	5	0
長期的視点	0	0	0	12(100%)	4	0	0	0	0	12	4	0
公正価値測定	0	1	0	6(100%)	18(78%)	1	0	4	1	6	23	2
主に期間3に使用されたロジック												
エンドースメント	1	0	0	1	0	1	17(89%)	1	1	19	1	2
IFRS適用要件の緩和	0	0	0	0	0	0	14(100%)	2	0	14	2	0
カープアウト	1	1	2	2	0	0	9(75%)	6(86%)	1	12	7	3
J-IFRSの開発	0	0	0	1	0	0	13(93%)	8(100%)	0	14	8	0
複数の会計基準の併存	1	3	0	1	0	0	5(71%)	19(86%)	0	7	22	0

（注1）括弧内の割合は各期に使用された発言回数を全期間を通じて使用された発言回数で除して計算されている。たとえば、企業活動のグローバル化は期間1に7回、全期間で23回肯定的に使用されているので、期間1に肯定的に使用された割合は30%（=7/23）と計算されている。

（注2）割合（括弧内のパーセント）は、5回以上発言があった項目についてのみ示してある。網掛け部分は、肯定的または否定的発言が5回以上あった期間を示している。

（注3）総発言回数が15回に満たないロジック（慎重性（保守性）、海外市場での資金調達、教育・訓練の重要性、財務報告の透明性）は解釈が困難なため、検討対象から除外した。

3. RQ4の結果

表6は企業会計審議会の委員が肯定的、否定的または中立的に用いたロジックの頻度と割合を期間別に示したものである。割合は各期間の発言回数を全期間の発言回数で除して計算されている。たとえば、「企業活動のグローバル化」は期間1に7回、全期間で23回肯定的に使用されているので、期間1に肯定的に使用された割合は30%（=7/23）と計算されている。総発言回数が15回に満たないロジック（i.e., 慎重性（保守性）、海外市場での資金調達、教育・訓練の重要性、財務報告の透明性）は解釈が困難なため、分析対象から除外した。

重性（保守性）、海外市場での資金調達、教育・訓練の重要性、財務報告の透明性）は解釈が困難なため、分析対象から除外した。

全期間（期間1・2・3）を通じて使用されたロジック

表5と表6を合わせて分析すると、企業活動のグローバル化および国際的地位（発言権）の確保は全期間を通じて両派ともに肯定的に用い、原則主義の適用は両派ともに否定的に用い

たことがわかる。たとえば、反対派の委員は原則主義の適用について次のような懸念を表明している。

「原則主義の名のもとにいろいろな解釈が出てきては作成者側の企業も判断に困りますし、見る側の投資家もアナリストも比較が非常に困難になりますので、ガイダンスがあればいいと思います。ただ、これは私の誤解ならいいのですが、IASB は個々の国のガイダンスの作成を嫌がるという印象があるのです。」(永井委員・製造業の発言、企業会計審議会議事録、2013 年 3 月 26 日)

また、国際的な比較可能性は全期間を通じて賛成派から支持されたことがわかる。連単分離方式については、期間 1 では連結財務諸表は個別財務諸表を基準に作成されること(基準性の原則)を根拠に(三井 [2009])、連単分離方式よりも連結先行方式が支持されていたが、期間 2・3 では両派ともに連単分離方式を支持するようになったことが確認できる。

主に期間 1・2 に使用されたロジック

グローバル企業に対する IFRS の段階適用および日本の固有性(コンテキスト)は期間 1・2 に多く用いられた。会計と税の密接な関係(確定決算主義)および US-SEC の政策決定への配慮も期間 1・2 に集中的に用いられた。「2012 年報告書」では、中小企業については税と会計の調和(確定決算主義)を維持すべきであるという委員の意見を踏まえ、中小企業等の会計については IFRS の影響を受けないようにすることが明言されている。よって、反対派は期間 3 において確定決算主義の維持について言及する必要がなくなったものと考えられる。同様に、2012 年 7 月の「スタッフ・レポート」(SEC

[2012]) 以降、US-SEC は IFRS の適用に関する政策を公表していないので、両派ともに期間 3 において SEC の政策について言及し得なかったものと考えられる。

主に期間 2・3 に使用されたロジック

グローバルな資本市場の構築の必要性は全体的に期間 2・3 に肯定的に用いられた。日本基準の IFRS に対する優位性は反対派によって期間 2・3 に用いられた。反対派がピュア IFRS の修正・削除を要求した項目には、リサイクリング、公正価値測定、のれんの非償却、開発費の会計処理などがある。これらは IASB のアジェンダ協議に対していわばオールジャパンの声としてコメントされた項目と重なっている(ASBJ [2011])。

主に期間 2 または期間 3 に使用されたロジック

日本社会における製造(ものづくり)や長期的視点の重要性および公正価値測定の過度の適用に対する懸念は期間 2 に集中して取り上げられたことがわかる。期間 2 は、IFRS の強制適用に関する判断を延期した自見声明に対して正当性を与える上で重要な時期であった。反対派はかかるロジックを用いて IFRS 強制適用に反対したことになる。たとえば、反対派の委員はものづくり、長期的視点(長期的雇用)および公正価値(市場価格)の関連性を次のようにまとめている。

「ものづくりにとって、土地や設備というのは市場価格がないことが多くて、そこで評価金額が大きく変動するということは、...大きな影響を与える点も懸念されます。...日本の雇用慣行のもとでは、長期安定雇用ということに基づいて、それが日本企

業の持つ強さの源泉の一つになっていると思います。...これが IFRS によって取り扱いが変更される可能性がありますと、退職給付債務による損益の大幅な変動や、含み損の顕在化をおそれた経営者が、企業年金制度や退職金制度を廃止するといったことを引き起こす可能性があります。」(逢見委員・連合の発言、企業会計審議会議事録、2011年6月30日)

エンドースメント、IFRS 適用要件の緩和およびカーブアウトに関する議論は期間 3 に行われた。また、J-IFRS の開発によって、日本の上場企業は日本基準、ピュア IFRS、J-IFRS、米国基準のいずれかを適用することが可能となる。エンドースメント・カーブアウトの手続ならびに J-IFRS の開発は過半数の委員が支持しているが、複数の会計基準が併存するに至った現状については、複雑性、比較可能性あるいは理解可能性の観点から両派ともに懸念を示している。

VII おわりに

本研究では、平均スコアを用いて、IFRS 強制適用反対派と賛成派とに分類した。企業会計審議会の委員のうち、会計研究者、その他の研究者、税理士、製造業、商工会議所、連合および ASBJ からの代表者は反対派に属するのに対し、JICPA、金融・サービス業、日本経団連、証券取引所からの代表者およびアナリストは賛成派に属する。また、反対派が企業会計審議会の多数（全体の約 3 分の 2）を占めており、会計研究者、製造業、JICPA からの代表者がそのオピニオン・リーダーであった。

企業会計審議会の議事録の内容分析から得られた結論は大きく以下の 3 点である。第一

に、企業会計審議会の委員のうち、会計研究者、製造業からの代表者は、JICPA からの代表者に比べて、IFRS の強制適用に反対する割合が高いこと。第二に、期間 2・3 は、期間 1 に比べて、IFRS の強制適用に反対する割合が高い傾向にあったこと。第三に、ステークホルダー・グループごとに、また期間ごとに、用いられたロジック（説明、理由付け）は異なり、多様な見解が存在すること。

反対派は“ローカル”な視点を重視する傾向にあり、それがより慎重なコンバージェンス・アプローチを推奨する根拠とされているのに対し、賛成派は“グローバル”な視点を重視する傾向にあり、それが直接適用アプローチを推奨する根拠とされている。しかし、大多数の委員が共通して用いたロジックおよび全期間にわたって共通して用いられたロジックもある。グローバルな資本市場の構築、リサイクリング・純利益の重要性、国際的地位（発言力）の確保、US-SEC の政策決定への配慮および原則主義の適用に対する懸念などは、IFRS 強制適用賛成派と反対派が共通して用いたロジックであり、いわばオールジャパンの共通認識であると考えられる。

本研究では、ステークホルダー・グループごとの分析に加えて、期間別分析も行った。期間別の分析により、期間 2 に用いられた製造（ものづくり）や長期的視点の重要性や過度な公正価値測定に対する懸念が IFRS の強制適用に反対する際のロジックとして用いられたことが明らかにされた。期間 2 は自見声明（自見 [2011]）に正当性を与える上で重要な時期であったが、反対派はこのようなロジックを用いて IFRS 強制適用に反対したことが確認された。

反対派は日本の固有性や制度的補完性への配慮を重視するので、カーブアウト手続の採用

や J-IFRS の開発にも肯定的であった。しかし、カーブアウトを任意適用の段階で採用することは国際的に認められるのか (弥永 [2013]), J-IFRS は IFRS として認められるのか (伊藤 [2013]), 複数の会計基準の併存により比較可能性は担保されるのかといった新たな問題に直面している。

これまで企業会計審議会の委員は意見表明にあたり US-SEC の政策決定を勘案してきた。2012 年 7 月の「スタッフ・レポート」(SEC [2013]) では IFRS の強制適用に関する方向性は示されなかった。この US-SEC の判断と歩を合わせたような形で、「2013 年報告書」では IFRS 強制適用の是非についていまだその判断をすべき状況ではないと結論づけられた。このように米国が IFRS の強制適用を声明していないことが、日本でも強制適用しないことの正当性を与えている可能性がある。逆に言えば、将来、米国で IFRS を強制適用した場合、日本が強制適用しない保証はないと思われる。

本研究には種々の限界がある。第一に、(サンプルの範囲の決定も含めて) 内容分析を完全に行うことはできない。ただし、本研究では、先行研究の提案 (e.g., Chatham *et al.* [2010]; Krippendorff [2013]) に従って可能な限り恣意性を排除するように務めた。第二に、本研究では企業会計審議会の 14 の議事録を分析対象としたが、企業会計審議会の委員の意見が日本全体の意見を代表しているかどうかについて検証していない。このような限界はあるものの、本研究では日本の会計基準は他の諸環境 (たとえば、社会的、組織的、専門的、政治的環境) との相互作用の結果として成り立っており、会計および周辺制度が異なれば、IFRS 適用のあり方が異なることを客観的な証拠を用いて明らかにし得たと思われる。

注

- (1) 斎藤 [2010] は周辺制度への配慮に関して次のように述べている。「アメリカや日本のように、国際化した大規模な資本市場をもち、高度に整備された市場のインフラが会計基準と歯車のように噛み合っている国では、周辺制度をそのままにして会計基準だけを取り出し、それを国外で作られた基準へすぐにも入れ替えるというのは、誰がみても簡単な作業ではない。」(p.7) また、藤井 [2007] は制度的補完性に関して次のように述べている。「各国の経済社会において会計システムが 1 つの安定的な制度として存在し、期待された機能をそれなりに果たしてきたとすれば、それは、当該会計システムが、隣接する諸種の経済社会システム (経済システム、企業システム、法システム等) との間に制度的補完性を保持してきたからであろう。」(pp.201-202)
- (2) 本研究の分析対象は企業会計審議会委員の 323 の言明であるが、このうち IFRS 強制適用に関して賛成または反対を表明した発言が 100 あった (他の 223 は中立的または意見が表明されなかったものである)。信頼性テストは 100 の言明について実施されたので、全サンプルの 31% (=100/323) がカバーされたことになる。
- (3) 日本経団連が賛成派に分類されているのは、企業会計審議会の委員名簿上、日本経団連からの代表者は 1 名だけであり、当委員が IFRS の強制適用に関して発言したのは期間 1 だけだからであると考えられる。
- (4) Gernon and Wallace [1995] のフレームワークの詳細は、角ヶ谷 [2012], Tsunogaya and Chand [2012] および Tsunogaya *et al.* [2015] を参照されたい。

参考文献

- Bradbury, M. E. and Schröder, L. B. [2012], "The Content of Accounting Standards: Principles versus Rules," *British Accounting Review*, Vol.44, No.1, pp. 1-10.
- Chatham, M. D., Larson, R. K., and Vietze, A. [2010], "Issues Affecting the Development of an International Accounting Standard on Financial Instruments," *Advances in Accounting, Incorporating Advances in International Accounting*, Vol.26, pp. 97-107.
- 藤井秀樹 [2007]『制度変化の会計学—会計基準のコンバージェンスを見すえて—』中央経済社。
- Gernon, H. and Wallace, R. S. C. [1995], "International Accounting Research: A Review of its Ecology, Contending Theories and Methodologies," *Journal of Accounting*

- Literature*, Vol.14, No.1, pp. 54-106.
- Holder, A. D., Karim, K. E., Lin, K. J., and Woods, M. [2013], "A Content Analysis of the Comment Letters to the FASB and IASB: Accounting for Contingencies," *Advances in Accounting, Incorporating Advances in International Accounting*, Vol.29, pp. 134-153.
- 伊藤邦雄 [2013] 「IFRS への取組みの現状・論点・課題」『企業会計制度の再構築』(別冊企業会計), 2-19 頁。
- 自見庄三郎 [2011] 「IFRS 適用に関する検討について」, 6月21日。
- 自由民主党・政務調査会・金融調査会・企業会計に関する小委員会 [2013] 「国際会計基準への対応についての提言」, 6月13日。
- 企業会計基準委員会: ASBJ [2011] 「意見募集「アジェンダ協議 2011」に対するコメント」。
- Krippendorff, K. [2013], *Content Analysis: An Introduction to Its Methodology*, 3rd ed., SAGE.
- 三井秀範 [2009] 「我が国企業への国際会計基準の適用について」『季刊会計基準』第 26 号, 27-36 頁。
- 西川明子 [2007] 「審議会等・私的諮問機関の現状と論点」『レファレンス』(国立国会図書館調査及び立法考査局) 5月号, 59-73 頁。
- 斎藤静樹 [2010] 「コンバージェンスの岐路と IFRS の求心力」『企業会計』第 62 号第 2 巻, 6-13 頁。
- Securities and Exchange Commission: SEC [2012], *Final Staff Report: Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers*, July, SEC, Washington, D.C.
- 角ヶ谷典幸 [2012] 「ホーリスティック観と日本の会計環境」『国際会計研究学会年報』2011 年度第 2 号, 45-60 頁。
- Tsunogaya, N., and Chand, P. [2012], "The Complex Equilibrium Paths towards International Financial Reporting Standards (IFRS) and the Anglo-American Model: The Case of Japan," *Japanese Accounting Review*, Vol.2, pp. 117-137.
- Tsunogaya, N., Hellmann, A., and Scagnelli, S. D. [2015], "Adoption of IFRS in Japan: Challenges and Consequences," *Pacific Accounting Review*, Vol.27 No.1, pp. 3-27.
- 弥永真生 [2013] 「IFRS と会社法」『企業会計制度の再構築』(別冊企業会計), 76 頁。

(付記) 本論文は国際会計研究学会第 31 回全国大会における統一論題報告で用いた原稿に、座長(藤井秀樹先生)、コメンテーター(倉田幸路先生、高須教夫先生)、フロアーの先生方および査読者から賜った貴重なご質問とコメントを反映させるために、必要な修正を施したものであります。様々なご助言を賜り、この場を借りて厚く御礼申し上げます。なお、本研究は科学研究費補助金・基盤研究(C) 26380606 による研究成果の一部であります。

(2014 年 11 月 18 日審査受付
2015 年 3 月 17 日掲載決定)

経済のグローバル化と会計基準の多様性の現状と課題

岩崎 勇
九州大学

要 旨

本稿では、文献研究によって、経済のグローバル化の進展の下における IFRS を中心とした会計基準の多様性の現状と課題を、会計基準の設定者およびその会計基準の利用者である財務諸表の作成者や利用者という 3 つの当事者の視点、比較可能性とのトレード・オフ関係の視点および会計基準の選択の視点から検討し、次のことを明らかにしている。

①経済のグローバル化に伴って、IFRS への統合化への動きと同時に、会計基準の多様化も進展していること、②会計基準の多様性には、各国の経済的、歴史的、制度的な背景・ニーズ等があること、③会計基準の多様性の長所には、財務諸表作成者の観点からは、会計基準の選択可能性、コストの最小化、関連諸制度との親和性、会計基準に対する理解可能性・納得性等が挙げられること、④会計基準の多様性の課題には、利用者の観点からは、比較可能性の欠如とそれに伴う投資のリスク評価の引き上げ等が挙げられること、⑤会計基準の多様性の課題の対処の方法としては、多様性を解消し、何らかの形で比較可能性の確保をする方法等があること、⑥「比較可能性の確保」をすることは困難であること、⑦IFRS をトップ・ダウンアプローチによりアドプションせずに、任意適用のままとして、ボトム・アップアプローチに基づいて市場のプロセスを通じて会計基準間の競争を行わせる方法による場合には、会計基準の多様性の長所が生かされることとなること。そして、会計基準間で常に競争が行われるので、より高品質な会計基準が選択されることとなり、会計基準の品質の維持向上が図れるというメリットがあることを明らかにしている。

I はじめに—問題の所在—

今回の統一論題報告の共通テーマは「経済のグローバル化と会計基準の多様性」というものである。そこでは、現在のわが国を取巻く国際的な経済や会計に関する状況を、次のように捉えているものと考えられる。すなわち、経済の側面では、企業活動のグローバル化や環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）締結問題等を始めとして、経済のグローバル化さらに一層の進展を見せている。このような経済のグローバル化に伴って、企業活動の面では、グローバルに商品・サービスの取引を行うと共に、海外に子会社等を開設することに伴って、多国籍企業としてグローバルな経営管理が求められるようになり、統一的な会計基準（多国籍企業会計基準）で経営管理をするというニーズが出てきている。と同時に、自国のみではなく、海外の金融資本市場で資金調達や投資を行おうとする場合に、グローバルな会計基準で上場を行うニーズが出てきている。この経済のグローバル化が進むと、それに伴ってグローバルに取引される商品やサービスばかりでなく、それらの取引を規制する制度もグローバル化してくる。例えば、会計の側面では、国際会計基準審議会（IASB）が公表する国際財務報告基準（IFRS）を中心とした会計基準の国際的な「統合化」（アドプションないしコンバージェンス）すなわち会計基準のグローバル化の動きが一層進展してきている。しかし、他方において、それぞれの国や地域によって、会計基準のグローバル化に対する対応の仕方が異なっており、会計基準の多様性が見られる。このように、現状についての事実認識（「現状認識」）を行った上で、今後どこまで比較可能性の向上のために会計基準の「統一化」（同じ基準にしていくこと）（反対に見れば「多様化」）が進展するのかが主要な

検討課題と想定されているようである。

この会計基準の多様性は、比較可能性との関係で、従来から両者が「トレード・オフ関係」にあるものとされ、問題とされてきた。すなわち、財務情報の等質性ないし比較可能性を確保し、財務報告の利用者である投資家等の取引コストを節減することを重視し、強調する場合には、会計基準の統一化・画一化の方向へ進むのに対して、世界における多様な文化、法制度、市場状況、事業環境および各個別企業のコーポレート・ガバナンスや経営管理体制等を基礎とした企業活動の実態等を出来るだけ忠実に反映しようとする場合には、会計基準の多様化・柔軟化の方向へ進むことが考えられる。このように、この問題に関しては、会計を取巻く国際状況や周辺制度等との関連性を含めて、理論的に考察する必要がある。

このような「問題意識」から、本稿では、文献研究によって、経済のグローバル化が進展する中において、上場会社におけるIFRSを中心とした会計基準の多様性の現状と課題を明らかにし、その対処の方法について検討することを目的とする。この場合、本稿では、会計基準の多様性の問題を、会計基準を取巻く主要な利害関係者であり、金融資本市場の参加者である上場会社の会計基準の設定者、財務諸表の作成者および財務諸表の利用者という3つの当事者の視点、比較可能性とのトレード・オフ関係の視点および会計基準の選択の視点から検討を行っている。これまでの研究においては、これらの問題について断片的に論述されたものはあったが、明確にこれらの3者の視点から包括的に分析したものはない。このために、以下では、まず主要な国の会計基準の多様性の現状とその特徴点や背景を明らかにし、次に多様性の長所と課題を比較可能性との関係で明確にし、その対処の方法について比較可能性および

会計基準の選択（競争）という視点から検討することとする。

II 経済のグローバル化と会計基準の多様性の現状と課題の検討

1 会計基準の多様性の現状の検討

(1) IFRS の長所の内容分析

会計基準の多様性の問題を検討するに当た

り、その前提となる統合化の目標となる IFRS の長所の内容分析をしておく必要がある。なぜならば、そこにおいて会計基準の統一化を阻害し、多様化を促進する原因が存在する可能性があるとも考えられるからである。そこで、IFRS の長所の内容を分析すれば、大きく①IFRS がグローバルな統一的な会計基準であるという側面から生じるものと、②IFRS の内容が優れているということから生じるものとの 2 つが考えられる⁽¹⁾。

表 1 IFRS の長所の内容分析

視点	世界的な統一基準であること	IFRS それ自体の特徴
内容	<ul style="list-style-type: none"> 世界的に統一的な会計基準であることにより比較可能性が向上・確保できること 統一的な会計基準であるので、同じ基準で財務諸表を作成できること等 	<ul style="list-style-type: none"> ファンドマネジャーや M&A のために有用な企業価値のサロゲート（近似値としての代替値）としての情報を提供できること 意思決定有用性アプローチに基づく投資意思決定用の会計基準であること等

(出所) 著者作成

IFRS の長所の内容を分析すると、表 1 のように、それは、主に前者の IFRS がグローバルな統一基準であるということに基づくものであり、後者の IFRS それ自体が優れた高品質な会計基準であるという面は必ずしも強くないことが明らかになる。

(2) 会計基準の多様性の現状・特徴

前述のように、IFRS への統合化に関して、それぞれの国等によってそれぞれ対応の仕方が異なってきており、現状において会計基準の多様性が見られる。ここでは、代表的な国の例として、世界の先進的な日米欧の三極にあり、会計基準が高い水準でフロンティアまで到達している米国、ドイツおよび日本における会計基準の多様性の現状・特徴について明らかにしていくこととする。

米国では、表 2 のように、上場企業については、以前は米国基準のみであったが、IFRS のグローバル化の進展や EU の同等性評価等を

配慮して、IASB との協議の結果 2007 年から EU 等の外国企業に対して IFRS の任意適用を承認している。しかし、依然として国内企業については IFRS の適用を認めていないという多様性が見られる。また、ドイツのような規制市場と非規制市場という分類がなく、しかも連結財務諸表のみの開示要求であり、個別財務諸表の開示が要求されていないという特徴がある。

そして、ドイツでは、以前は基本的にドイツ商法典等によっていたが、2005 年から規制市場と非規制市場とに分けて、企業が自社の状況に応じて IFRS が強制される規制市場と IFRS が任意適用できる非規制市場を自由に選択できる制度となっている。この場合、さらにそれぞれ連結財務諸表と個別財務諸表とについて適用される会計基準が異なっている。そして、EU 域外の外国企業については、IFRS または IFRS と同等の会計基準の採用を要求している。このように、ドイツでは、大きな枠組みとして規制市場と非規制市場とがあり、各々会計

表 2 各国の開示制度

①米国	連結財務諸表	個別財務諸表
上場企業	米国基準（ただし、外国企業には、IFRSも認められる）	不要
②ドイツ	連結財務諸表	個別財務諸表
規制市場上場企業	IFRS	ドイツ商法典 ^{*1} （会社法開示と同内容）
非規制市場で取引される企業および非上場企業	IFRS or ドイツ商法典（HGB）	ドイツ商法典（会社法開示と同内容）
③日本	連結財務諸表	個別財務諸表
上場企業	日本基準，米国基準，IFRS or JMIS	日本基準（会社法開示と別個に規定）

*1：表示上はIFRSによることができる。

（出所）日本経済団体連合会〔2013〕20頁（一部修正）

基準が異なると同時に、連結財務諸表と個別財務諸表では異なる会計基準が適用され、連単分離した形での多様性があるという特徴がある。

他方、我が国においては、上場企業については、従来においては日本基準と米国会計基準とが認められていたが、2010年3月期からIFRSの任意適用が認められるようになり、また、日本版IFRSである「修正国際基準」（JMIS）いわゆるJ-IFRSが2015年6月末に公表されている。このように、我が国では上場会社については、企業会計基準（J-GAAP）、IFRS、日本版IFRSとしての修正国際基準（JMISないしJ-IFRS）、米国基準（US-GAAP）という4つの会計基準が並列的に任意適用され、連単分離がなされているという特徴がある。

このように、3国だけでも各々の国の商慣習（取引慣行）・社会システムやIFRSの必要性等の違いによって全く異なった会計基準の多様性の様相を示している。

（3）会計基準の多様化の原因

前述のような会計基準の多様化がなぜ生じるのかについて、その原因・背景を探れば、その主な原因・背景としては、次のようなことが考えられる。

①「会計基準設定者」としては、例えば、⑦「会計目的」という会計基準の設定目的の観点からは、投資意思決定のためには、投資意思決定用

会計基準、さらにこの場合、どこの金融市場で資金調達を行うのかによって、例えば、日本の会計基準、US-GAAP、IFRS等のように、異なった会計基準となる可能性がある。また、利害調整のためには、利害調整用会計基準の設定が考えられる。なお、投資意思決定用会計基準と利害調整用会計基準を同じ会計基準で行う方法と別の会計基準とする両方のものが考えられる。他方、④「会社属性」という会計基準の設定目的の観点からは、大規模上場会社には上場会社用会計基準、中小非上場会社には非上場会社用会計基準が考えられる。

それゆえ、上記⑦会計目的に関連して、投資意思決定用会計基準と利害調整用会計基準とは別個のものとして、連単分離の根拠の1つになり得る可能性があり、また、④規模等に関する会社属性に関連していわゆる中小企業会計要領等を一般の企業会計基準と別個に設定する根拠の1つになり得る可能性がある。

②「財務諸表の作成者」としては、会社属性と資金ニーズ等の財務諸表の作成目的の観点から、一般に大規模または公開市場での資金調達ニーズに対応するためには、（大規模）上場会社用会計基準、また一般に中小規模で、相対で銀行等での資金調達ニーズ、納税目的での財務諸表の作成ニーズに対応するためには、（中小）非上場会社用会計基準が考えられる。

③「財務諸表の利用者」としては、その利用目

的の観点から、投資家の投資意思決定目的のためには、投資意思決定用会計基準、また、銀行等の債権者の融資目的のためには、融資用会計基準、税務署の徴税目的のためには、税金徴収用会計基準、会社の配当目的のためには、配当用会計基準等が考えられる。この場合、これらが1つの会計基準で対応する場合と複数の会計基準で対応する場合の両方が考えられる。

この他に会計上の基礎概念等の理解が社会的背景等の違いによって異なり、会計基準の多様性を生み出すこともある。なお、これらの会計基準にはそれぞれのニーズや目的があり、他の会計基準で代替することは一般に困難であると考えられる。

(4) 会計基準の多様性の長所

前述のように、各国はそれぞれの国の必要性に応じて会計基準を多様化してきている。このように、各国がIFRSの他に自国の会計基準を持つことにより生じる会計基準の多様性の長所について、以下では、それに関わる主たる利害関係者である上場会社の会計基準の設定者、

(会計基準の利用者としての)財務諸表の作成者および財務諸表の利用者という3者の観点からまとめることとする。

(5) 設定者の観点からの会計基準の多様性の長所

会計基準の設定者の観点からIFRSを強制適用せず、自国の会計基準と併存させ、会計基準の多様性が存在する場合の長所には、次のようなものが考えられる。

①「会計基準の設定目的の達成可能性」、すなわち多様化した複数の会計基準には、前述(3)「会計基準の多様化の原因」で述べたように、それぞれそれらが別個のものとして設定された背景ないし目的があり、それらの個々の目的

を達成することができるという長所がある。

②「関連諸制度との調整可能性」、すなわち会計は、社会的なソフトインフラの1つであるが、それは単独でそれ自体独立して存在するものではなく、会計基準を中心とする会計制度およびその周辺諸制度(作成主体、内部統制、開示、監査、ガバナンス、エンフォースメント、会社法や税法等という法律、金融規制等の規制および経営者報酬契約や社債契約等の私的契約等)との関連の上に成り立っている。そして、金融商品取引法における会計基準の議論を除けば、少なくとも内部統制、作成主体、税法、会社法等についてはグローバルなコンバージェンスという流れは(EUという特殊な例を除き)ないのが現状である。それゆえ、IFRSをアドプションしない場合には、その国で開発される会計基準は、一般にそれを取巻く商慣習(取引慣行)・社会経済的な関連制度と調整をしながら設定されてきている。それゆえ、会計基準の多様性を維持した場合には、一般にそれぞれの周辺の関連制度との調整を上手く行うことができ、会計基準の品質が保証されるという長所がある。

③「国際的な発言力の確保・強化」、すなわち会計基準の国際化は、「市場の国際的な広がりに伴ってインフラが統合されていく望ましい方向であると同時に、そのプロセスにおいて自国の制度を国際標準にどう反映させるかという競争でもある」(斎藤[2011]13頁)という認識が必要である。それゆえ、例えば、ASBJは、IFRSをより我が国の会計基準を反映し、より高品質な会計基準にしていくために、より良く、かつ実際に適用可能な連結ベースの会計基準として修正国際基準を日本市場で採用し、テストし、それによって国際的に発信していく1つの手段として利用することができるという長所がある。

④「高品質な会計基準の開発への貢献」、すなわ

ち一般的に独占的な唯一の設定機関に会計基準等を設定させると、当初は良いとしても、時間の経過とともに、権威化し、固定化し、品質の低下を招くことが一般に懸念されている。これに対して、「会計基準間での競争を導入」し（福井 [2004] 5 頁）、「各国基準間の競争に準拠枠を与え、逆にそれを通じて形成されるベスト・プラクティスをたえず取り入れていくやり方」（斎藤 [2014] 22 頁）すなわち複数の会計基準にお互いにより高品質なものを目指して競争させるやり方によって、高品質な会計基準等を維持・向上でき、情報の有用性が高まるという長所がある。

⑤「会計基準の設定権限と対応能力の維持」、すなわち仮に IFRS を採用して、上場企業の会計基準の設定を全て外部の会計基準設定者に委譲し、独占構造を許容してしまえば、自国の会計基準の設定権限がなくなり、外部で作成された「外成的会計基準」となる。他方、複数の会計基準設定機関の併存による寡占状況の下において、自国が会計基準の設定権限を持つ場合には、「自生的会計基準」の設定・改廃等が可能となり、外部環境の変化に柔軟に対応し、自国の商習慣、周辺制度に適合した会計基準の改廃や設定等ができるという対応能力を維持することができるという長所がある。

⑥「会計基準の設定能力の維持」、すなわち IFRS の適用によって自国で会計基準が設定されないと仮定すれば、会計基準の設定に関するノウハウや能力の維持をする必要がなくなり、会計基準の設定能力が劣化する可能性がある。反対に、自国で会計基準を設定し続ける場合には、会計基準設定のノウハウや能力を維持できるという長所がある。

(6) 作成者の観点からの会計基準の多様性の長所

財務諸表の作成者の観点から会計基準の多様性が存在する場合の長所については、次のようなものが考えられる。

①「会計基準の選択可能性」、すなわち企業の資金調達市場、コーポレート・ガバナンスや経営管理方法等は、国により又個別企業により大きく異なっている。それゆえ、個々の企業にとっては、それらに適合した経営基盤としての会計基準が重要であり、種々の会計基準が併存し、選択可能であれば、「企業毎の各々の必要性に応えられる会計基準」（日本経済団体連合会 [2013] 5 頁）が選択できるという長所がある。なお、資金調達市場の観点からすれば、日本の上場企業のほとんどのものは日本国内で資金調達を行っており、IFRS を強制（アドプション）するというインセンティブはほとんど存在しない。

②「コストの最小化」、すなわち一般に IFRS は財務諸表の本体のみならず、多くの注記や開示事項等が要求されており、IFRS の適用のためには、新しいシステムの導入、運営および人材育成等には多額のコストが掛るといわれている。反対に、その国で使用されている会計基準を使用する場合には、IFRS の導入と比較して、はるかにコストが安くて済むという長所がある。

③「その国の商取引・社会経済的なシステム・関連諸制度との親和性」、すなわち前述のように、外成的に設定される IFRS を強制的にアドプションしない場合には、会計基準は、それを取巻く商慣習（取引慣行）・社会経済的な関連制度と調整をしながら設定される。例えば、我が国では、税制が確定決算主義や公正処理基準等で会計制度を活用によって、両者を上手く調整しながら結果として膨大な行政コストを節約している。それゆえ、多様な会計基準が許容される場合には、一般に周辺制度との調整が上手く行っているため、その調整が全くないしほ

とどなされない外成的会計基準と比較して、作成者にとって、それらの調整を行い易いものとなっているという長所がある。

- ④「会計基準に対する理解可能性・納得性」、すなわち自国の会計基準を採用する場合には、その会計基準は、過去の発展経路に基づき従来のものを社会経済や会計理論等の発展に応じて改訂してきているものであり、海外で外成的に設定された会計基準に比べて、会計基準に対する理解可能性や説得性があるという長所がある。
- ⑤「細則主義・ガイドライン」、すなわち日米等の会計基準は、従来から細則主義によって詳細なガイドラインが示されており、財務諸表の作成者にとっては、会計処理を行う上で参照可能であり、財務諸表の作成が客観的かつ容易にできるという長所がある。

(7) 利用者の観点からの会計基準の多様性の長所

財務諸表の利用者の観点から会計基準の多様性の長所については、次のようなものが考えられる。

- ①「実状に応じた表示」、すなわちその国の実状に適合した（例えば、イスラム圏にはイスラム圏に適した）会計基準なので、外成的に設定された会計基準と比較して、その企業の財務状況をより適切に表示・開示していることという長所がある。
- ②「研究対象として適当」、すなわち高度に完備された 1 つの市場に複数の会計基準が存在するので、研究対象として最適であることという長所がある。

以上のように、各国が IFRS の他に自国の基準を持つことによって生じる会計基準の多様性の長所としては、①「会計基準設定者」の観点からは、それぞれの会計基準の設定目的が達成できること、関連諸制度との調整容易性・柔

軟性、発言力の確保、高品質な会計基準の開発への貢献、会計基準の設定権限・能力の維持、また、②「財務諸表作成者」の観点からは、会計基準の選択可能性、コストの最小化、関連諸制度との親和性、会計基準に対する理解可能性・納得性、丁寧なガイドラインの存在、そして、③「財務諸表利用者」の観点からは、実状に応じた適切な表示であること、研究の対象として適当であること等が挙げられる。

2 会計基準の多様性の課題

これまで、IFRS の任意適用等を含む会計基準の多様性の長所について明らかにしてきた。他方、このような会計基準の多様性がある場合には、それについての問題点も同時に存在していると考えられる。会計上何らかの対処をすべき上場会社の会計基準の多様性の主要な課題には、次のようなものが考えられる。

(1) 設定者の観点からの会計基準の多様性の課題

会計基準の設定者の観点から会計基準の多様性の課題については、(単一の会計基準を設定する場合と比較すれば、) 多数の会計基準を設定すると、それだけ多くのコストと労力とを要する。(ただし、会計基準の利用者である財務諸表の作成者や財務諸表の利用者のコストと労力と比較すれば、かなり僅少であり、特に問題とはならないと考えられる。)

(2) 作成者の観点からの会計基準の多様性の課題

財務諸表の作成者の観点から会計基準の多様性の課題については、次のようなものが考えられる。なお、これらは主に修正国際基準に関連するものである。

- ①「ニーズがない」、すなわち「ピュア IFRS の

任意適用を容認した上で、さらに一部の基準をカーブアウトした J-IFRS の任意適用を認めるということですが、実際のニーズがあまりないのではないか」(金融庁[2013b])と考えられる。

②「IFRS のブランド問題」、すなわち仮にピュア IFRS を採用せず、修正国際基準を採用した場合は、ピュア IFRS を採用していないので、財務諸表の表示上「IFRS を採用している」とは表示できないこととなり、「IFRS のブランド問題」が生じる。

③「会計基準の過剰性」、すなわち作成者にとって、IFRS でない限り、「IFRS を採用している」と表示できないので、企業会計基準と修正国際基準との明確な意味のある差異はなく、あえて修正国際基準を新たに追加し、多様性・複雑性を増すという意味がないのではないのかとも考えられる。

④「企業会計基準のローカル化」、すなわち修正国際基準を新たに設置すると、「日本基準が非常にローカルになる」。つまり、日本基準をこれ以上国際化する誘因が働かなくなる。なぜならば、「J-IFRS ができているのだからいいではないか」ということで、どんどん日本基準が国際的な基準から離れていく」可能性がある(金融庁[2013b])と考えられる。

⑤「IFRS の強制適用についての懸念」、すなわち「この J-IFRS というのは、結局、一部企業に強制適用することになった場合に備えたものであって、それ以外の使い道はあまりない……、一部強制適用の方針をまだ決めたわけでもないのに、事実上なし崩し的にその方向に進めるということになりかねない」(金融庁[2013b])ことが懸念される。

(3) 利用者の観点からの会計基準の多様性の課題

財務諸表の利用者の観点から会計基準の多

様性の課題については、次のようなものが考えられる。

会計基準が多様化してくると、財務諸表の作成基準が異なるので、外部の投資家から見て比較可能性が保てなくなる。これが会計基準の多様性に関する最大の問題である。このように、会計基準を多様化させ、「4 基準を併存[させる]というイメージはわかりにくいし、国際的信認を高めることにはならないのではないか」(金融庁[2013b])という理解し難さがあり、投資家が投資を行おうとする場合に、投資判断の困難性が増し、その分投資に対するリスク評価を高める可能性がある。しかし、そのリスク評価を高くして投資を行えば、特に問題はないとも思われる。

以上のように、会計基準の多様性の課題については、①設定者の観点からは、(単一の会計基準を設定する場合と比較すれば、)多数の会計基準を設定すると、それだけ多くのコストと労力を要すること、②作成者の観点からは、IFRS のブランド問題や会計基準の過剰性等および③利用者の観点からは、比較可能性の欠如とそれに伴う投資のリスク評価の引き上げ等が挙げられる。

3 課題への対処

(1) 対処の方法

上述のような会計基準の多様性の課題が明らかにされたわけであるが、そこでの最大の課題は、比較可能性に関連する問題であった。これらの課題に対処するための主な対処の方法としては、次のようなものが考えられる。

第1は、多様性を解消し、何らかの形で「比較可能性の確保」を目指す方法である。これには、㊦会計基準の国際的な統一化ないし標準化のために、規制当局が上から強制的にある特定の会計基準を選択し、採用させるというトツ

ブ・ダウンアプローチとしてのアドプションアプローチに基づき会計基準をIFRSへの統一化する方法と、④例えば、米国の会計基準への調整表のように、何らかの形でIFRSとの差異を開示する方法等が考えられる。しかし、前者による場合には、これまで述べてきた会計基準の多様性の長所を全て捨て去ることとなるので、慎重な検討が必要とされる。と同時に、投資家にとって、品質が低い会計基準は投資のリスク評価を高くして投資を行えばよいだけであり、特に問題はないように思われる。また、後者による場合には、このためのコストや手間の問題（コスト・ベネフィット問題）が新たに生じることとなるので、慎重な検討が必要とされることとされる。

第2は、後述のように、会計基準の統一だけでは、財務情報の「比較可能性の確保」は得られないと考えられ、また、これまで日本基準と米国基準とが日本の市場に併存してきたが、特に大きな問題とはならなかったので、IFRSを強制適用することによって比較可能性の確保を追求するのではなく、むしろ会計基準の多様性を積極的に評価し、これを生かし、市場参加者の会計基準の選択を通じて下から会計基準の統合を目指すというボトム・アップアプローチに基づき会計基準間の競争を行わせる方法である。

(2) 比較可能性の確保

ここでは、上述の多様性の課題の対処の方法としての「比較可能性の確保」ができるか否かについてIFRSへの統一を議論の前提として検討をしていくこととする。

まず多様性や比較可能性の問題を考察するために、会計の多様性の内容および比較可能性の内容や要件等について明らかにしていくこととする。

前述のように、IFRSの統合化のプロセスに

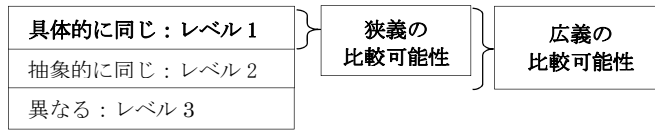
おいて比較可能性の観点からそれを阻害する要因としての会計上の多様性がしばしば問題とされてきた。なお、「比較可能性」⁽²⁾とは、表3・図1のように、「実質が同じ、すなわち、企業の将来キャッシュ・フロー（の金額、タイミング、不確実性）が投資家の意思決定の観点から同じとみられる場合には同一の会計処理を、それが異なる場合には異なる会計処理」（すなわち同じものを同じように処理表示し、異なるものを異なるように処理表示）することによって2つ以上のものを比較し得るようにする性質のことである。「この比較可能性は、しばしば形式と実質が分離している2種類の状況をめぐって議論がされてきた。1つは、2つの取引（企業活動）の法形式が異なっているが、実質が同じケースである。その場合、2つの取引には同じ会計処理が適用される。この要請は、従来から実質優先と呼ばれており、・・・もう1つは、2つの取引（企業活動）の外形的形式や一般属性が同じであるものの、実質が異なるケースである。例えば、ある財を販売目的で所有するケースと自己使用目的で保有するケースを想起すればよい。この場合には、2つのケースには、それぞれ異なる会計処理が適用されなければならない。会計情報を通じてその相違が投資家に知られることにより、投資家は両者を適切に比較することができるからである」（企業会計基準委員会[2006]第2章20項、・・・は著者）。このように、「情報を開示する企業のインセンティブをどう考えるのか」（池尾[2008]10頁）が重要であり、これを重視する場合には、形式・外形よりも、経営者の意図を重視し、それに基づき会計の処理方法を選択するという方向に進むこととなる。この場合、企業のインセンティブを無視するとかえって企業の実態が開示されず、有用な情報が開示されない結果となる可能性がある。

表3 比較可能性

取引内容		処 理	比 較 可 能 性
取引等	同じ	異なる処理	比較可能性確保できない
		同じ処理	比較可能性の確保
	異なる	異なる処理	比較可能性確保できない
		同じ処理	比較可能性確保できない

(出所) 著者作成

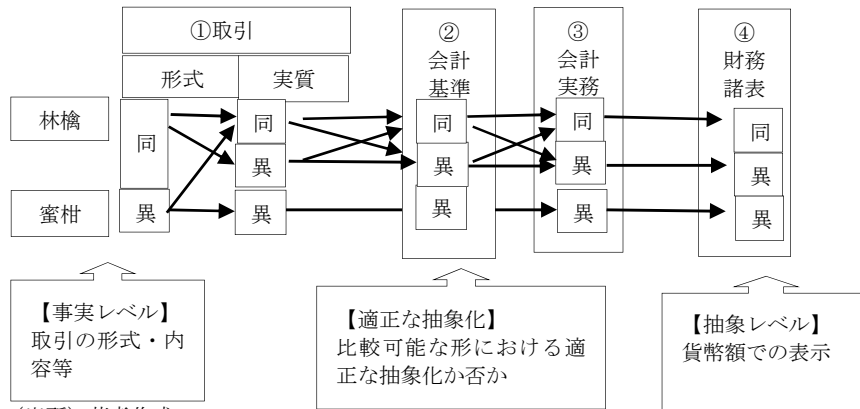
図1 比較可能性のレベル



(出所) 著者作成

なお、図2のように、会計基準の背後にある企業が行う取引の実態ないし実質に多様性があれば、当然のこととして財務諸表は多様性を帯びることとなる。

図2 取引、会計基準、会計実務と財務諸表



(出所) 著者作成

この会計上の多様性に関しては、表4のように、大きく取引実態、会計基準および会計実務の多様性という3つの多様性が考えられる (IASB [2011] p.18)。

表4 会計上の多様性

摘 要				会計実務	
				同じ	異なる
取引実態	同じ	会計基準	同じ	同一	多様*1
			異なる	—*2	多様
	異なる	異なる	—*2	多様	

*1: 例えば、IFRSのように、会計基準が原則主義に基づき個々の企業の会計方針に選択の余地がある場合等。

*2: 会計基準が異なるので、会計実務が稀に一部で同じになることはあり得ても、全て同じとなることはない。

(出所) 著者作成

この会計上の多様性の問題に関しては、取引実態が同じであることを前提とした上で、①「会計基準が同じで、かつ会計実務も同じ場合」には、会計上同一の会計処理がなされ、「比較可能性の確保」がなされ、多様性の問題は生じない。このような状況が本来的、理想的な意味で比較可能性が確保される場合である。

他方、②「会計基準は同じであるが、会計実務が異なる場合」には、会計処理が同一とならず、比較可能性の確保がなされず、会計処理の多様性が生じることとなる。すなわち、「基準が

統一されてもそれを適用する実務は、情報を開示する企業も、監査にあたる会計士も、規制に当たる当局も、すべてローカルなインセンティブに支配されて、かなり違ってくる」（斎藤 [2009] 12 頁）。このように、たとえ会計基準が同一であるとしても、実務の多様性を齎す要因としては、表 5 のように、会計基準それ自体の側面とその利用としての財務諸表の作成、監査や法律等という実施（エンフォースメント）の側面とがある。

表 5 実務の多様性の要因

	側 面	ケ ー ス	具 体 例
実務の多様性の要因	(1) 会計基準の側面	① 代替法の存在	1 セットの会計基準の中に、代替基準や「・・・することができる。」という容認規定が認められている場合
		② 原則主義	原則主義なので、解釈・判断が自由であり、会社ごとに独自の会計方針を採用する場合
		③ 用語等の曖昧さ	用語・概念・規定等が曖昧で、多様な解釈・判断が可能な場合 ・ 同じ定額法でも、取得原価、残存価額、耐用年数が異なる場合 ・ 会社の実態に応じた減価償却を行う場合等
	(2) 会計基準やガイダンスの存在しない場合	会計基準やガイダンスが存在しない場合	
	(3) 実施の側面	① 財務諸表の作成状況	・ 会計戦略の選択 ・ 財務諸表の作成上の会計方針の選択等
		② 監査の整備運用状況	・ 監査がしっかり整備運用されているのか ・ 監査上、どこまで多様性を認めるのか等
③ 法律の整備運用		・ 法律が整備運用されているのか ・ 法律上、どこまで拘束性を持たせるのか等	

(出所) 著者作成

すなわち、まず、(1)「会計基準それ自体の側面」としては、㉠1 セットの会計基準のなかで、複数の代替的な処理が認められている場合、㉡例えば、IFRS のように、会計基準において原則主義が採用され、個々の企業の会計方針に選択・判断の余地がある場合および㉢基本的な概念や用語が抽象的で曖昧で、多義に解され、判断される場合等がある。なお、(2) ある特定の取引について「会計基準やガイダンスが存在しない場合」も想定されるが、この場合には、会計基準やガイダンスそのものが存在しないので、実務は当然に多様化した形で処理されるこ

とが考えられる。また、(3)「実務の実施面」については、㉣会計戦略の選択や財務諸表の作成上の会計方針の選択等の財務諸表の作成状況が異なる場合、㉤監査の整備運用状況が異なる場合や㉥法律の整備運用状況が異なる場合には、実務の多様性が生じることとなる。もし本当に実務の統一を目指すならば、会計基準の統一化の他に、少なくとも会計方針、監査や監督行政等も統一する必要がある。このような考え方を根拠付けるものとして、SEC の分析によれば、「IFRS の適用の不統一が、国や業種をまたがる財務諸表の比較可能性の困難さを示し

ていた。……一部の場合では、この不統一は、特定の領域におけるIFRSで認められた明示的な選択肢またはIFRSのガイダンスの欠如のいずれかの基準自体に起因するよう見えた。また、IFRSに準拠していないように思える状況から生じているものもあった」(SEC [2011] p.4) としていることから裏付けられる。

また、③「会計基準が異なる場合」には、会計実務は一部における偶然の一致以外に一致することはなく、通常は会計処理の多様性が生じることとなる。

このように、情報の比較可能性に関して、表4のように、「確かに世界が単一の会計基準を共有することは、比較可能性を実現するための必要条件の一つに間違いない。しかしその基準の統一が実務の統一を保証するとは必ずしも言えないということは非常に広く指摘されている(黒坂他 [2010] 218頁) ことである。言い換えれば、「会計基準の標準化 [統一化] は、情報の標準化 [統一化] にとって必要条件であっても、十分性を保証するものではない」(斎藤 [2014] 21頁, 鈎括弧内は著者) のであり、「会計基準の統一は、実務の統一も、情報の比較可能性も保証しません」(松尾 [2012] 27頁) ということである。

以上のように、IFRSのように、会計基準において原則主義が採用され、個々の企業の会計方針に選択の余地があり、また、監査や法的な整備運用状況等のエンフォースメントが各国に依存している場合等には、たとえ会計基準がIFRSに統一されたとしても、会計基準が複数併存する場合と比較して相対的に比較可能性の向上は見られるけれども、実務においては、比較可能性の確保は保証されないこととなる。

それゆえ、「比較可能性の欠如」と「比較可能性の向上」というのは、共に「比較可能性のない状況」における「程度の問題」であり、会計

基準の統一化による「比較可能性の確保」という議論は成り立たない。また、投資家にとって、投資を行う場合、品質が低い会計基準の場合には、投資リスクを高め評価すればよいことであり、大きな問題とはならないと考えられる。また、前述のように、ドイツ等ではIFRSが強制される規制市場とそれが強制されない非規制市場とがあるが、比較可能性で大きな問題が生じたとは聞いたことがない。そして、同様に我が国においても長年日本基準と米国基準とが併存してきたが、比較可能性で大きな問題が生じたという話は聞いたことがない。

もしこの議論が成り立つと仮定すると、前述の多様性の課題への対処の方法として、比較可能性を確保するために、トップ・ダウンアプローチに基づき会計基準をIFRSに統一することや注記によりIFRSへ調整することは、あまり意味をなさなくなると考えられる。

(3) 会計基準間の競争

前述(2)のように、会計基準の統一だけでは、財務情報の「比較可能性の確保」は得られないと考えられるので、IFRSのアドプションにより強制適用を行い、比較可能性を追求するのではなく、むしろ会計基準の多様性を積極的に評価し、現在のIFRSの任意適用という形でこれを生かし、ボトム・アップアプローチに基づき会計基準間の競争を行わせる方法がある。この基準間競争は、Dye and Sunder (2001), Sunder (2002a, 2002b), 福井 (2004), Ball (2006), 太田 (2007), 斎藤 (2009, 2011a, 2011b) 等で主張されているものである。これには、「会計基準の選択の視点」から検討することが有用であろう。

まず、会計基準の選択の視点としては、大きく①作成者の会計戦略からの視点と②投資家の評価からの視点が考えられる。前者の①「作

成者の会計戦略からの視点」としては、より具体的には、様々なものが考えられるが、その代表的なものとして、次のようなものがある。⑦企業の資金調達の見点からどの市場で資金調達を行うのかによって、会計基準の選択が行われる。⑧経営管理上の視点からどのレベル（国内レベルまたはグローバルレベル等）で経営管理を行うのかによって、会計基準の選択が行われる。⑨その他の会計戦略の視点、より具体的には、例えば、M&Aの視点からのれんの非償却を選択し、利益を多く計上したいか否かによって会計基準の選択を行う場合や、R&Dの視点から研究開発費を資産計上したいか否かによって会計基準の選択を行う場合などがある。これらは、前述の会計基準の多様性の長所のところで述べた、長所を享受しようとする視点である。

次に、後者の②「投資家の評価の視点」からは、1つの市場で複数の基準を併存させ、それらの間で投資家の評価の視点から選択が行われるという方法である。すなわち、企業は複数の選択可能な会計基準のうち、どの基準を選択したかを公表し、それに基づく財務情報を公表する。その公表された財務情報を投資家等が見て、その財務情報の信頼性が低く、企業価値評価等の投資意思決定のために十分な財務情報を提供しなかったり、情報の非対称性を解消してくれない等の場合には、それらを総合的に投資家が判断し、プレミアムを要求し、企業価値を割引いて計算するので、株価が上がらない（ないし下がる）。すなわち、質が劣る会計基準に基づいて財務報告がなされていると投資家が判断すると、その基準を選択した企業の株価は上がらない（ないし下がる）こととなる。それを避けたい場合には、その基準の適用を止めるという市場の淘汰プロセスによって、競争が行われるというものである（斎藤 [2009] 12

頁）。すなわち、企業は資本コストを最小化する会計基準を、他方、投資家等は情報の非対称性を緩和してくれる会計基準を望んでいる。そしてこの方法は、「モデルとしての国際基準と調和した別の基準が国際市場に併存し、市場慣行の形成と変化が、基準間の競争を通じてたえずモデル基準にフィードバックされることである。・・・永続的なコンバージェンスを通じて、国際基準を目標にした標準化と国際基準そのもののイノベーションとを同時に追求するアプローチである」（斎藤 [2014] 22-23 頁）。この方法による場合には、会計基準間で常に競争が行われるので、より高品質な会計基準が選択されることとなり、会計基準の品質の維持向上が図れるというメリットがある。

III むすび

以上のように、本稿では、文献研究によって、経済のグローバル化の進展の下における IFRS を中心とした会計基準の多様性の現状と課題を、会計基準の設定者およびその会計基準の利用者である財務諸表の作成者や利用者という3つの当事者の視点、比較可能性とのトレード・オフ関係の視点および会計基準の選択の視点から検討してきた。この結果、次のことが明らかにされた。

①経済のグローバル化に伴って、IFRS への統合化への動きが進展している。と同時に、会計基準の多様化も進展していること。

②会計基準の多様性には、各国の経済的、歴史的、法的、制度的等のニーズがあること。

③会計基準の多様性の長所には、⑦「会計基準設定者」の観点からは、それぞれの会計基準の設定目的が達成できること、関連諸制度との調整容易性・柔軟性、発言力の確保、高品質な会計基準の開発への貢献、会計基準の設定権

限・能力の維持等、また、④「財務諸表作成者」の観点からは、会計基準の選択可能性、コストの最小化、関連諸制度との親和性、会計基準に対する理解可能性・納得性、丁寧なガイドラインの存在等、そして、⑤「財務諸表利用者」の観点からは、実状に応じた適切な表示であること、研究の対象として適当であること等が挙げられること。

④会計基準の多様性の課題には、⑦設定者の観点からは、(単一の会計基準を設定する場合と比較すれば、)多数の会計基準を設定すると、それだけ多くのコストと労力を要すること(ただし、会計基準の利用者である財務諸表の作成者や財務諸表の利用者のコストと労力と比較すれば、かなり僅少であり、特に問題とはならないと考えられる。)、④作成者の観点からは、主に修正国際基準に関連して、IFRSのブランド問題や会計基準の過剰性等および⑤利用者の観点からは、比較可能性の欠如とそれに伴う投資のリスク評価の引き上げ等が挙げられること。

⑤会計基準の多様性の課題の対処の方法としては、⑦多様性を解消し、何らかの形で「比較可能性の確保」をする方法、すなわちトップ・ダウンアプローチに基づき会計基準をIFRSのアドプションによって、IFRSへの統一化する方法、またはIFRSとの差異を、例えば、米国の調整法のように開示する方法、ないし④比較可能性を追求するのではなく、むしろ会計基準の多様性を積極的に評価し、これを生かし、ボトム・アップアプローチに基づき会計基準間の競争を行わせる方法等があること。

⑥「比較可能性の確保」をすることは困難であること。

⑦IFRSをトップ・ダウンアプローチによりアドプションせずに、任意適用のままとして、ボトム・アップアプローチに基づいて市場のプ

ロセスを通じて会計基準間の競争を行わせる方法による場合には、会計基準の選択の視点として、作成者の会計戦略からの視点と投資家の評価からの視点が考えられ、前者の場合には、会計基準の多様性の長所が生かされる。また、後者の場合には、会計基準間で常に競争が行われるので、より高品質な会計基準が選択されることとなり、会計基準の品質の維持向上が図れるというメリットがあることが明らかにされた。

注

- (1) IFRSの長所・短所の詳しい分析は、岩崎 [2009] を参照されたい。なお、ここで、「高品質な基準」とは、「投資家、融資者、債権者、および資本配分決定を行う他の人々にとって有用な情報で、首尾一貫性があり、比較可能で目的適的な信頼性のある情報」(SEC [2011] p.3) と考えている。
- (2) IFRSでは、比較可能性に関して当初はどちらかといえば、会計処理方法を1つにするという統一化・画一化を目指す方向で使用されてきたが、最近では、同じものには同じ処理、異なるものには異なる処理をするというような意味で使用される傾向がある。

参考文献

- 石川純治 [2011] 「Shyam Sunder 教授に聞く」『経営財務』3012号、47-53頁。
- 池尾和人、神田秀樹、小宮山賢、斉藤静樹、須田一幸、都正二 [2008] 『会計制度改革の成果と課題：この10年を振り返って』の模様『金融研究』日本銀行金融研究所2008年8月号、1-46頁。
- 岩崎勇 [2009] 「国際財務報告基準を取巻く国際的動向と日本の対応」『経済学研究』第76巻第2・3合併号、67-87頁
- [2012] 「国際財務報告基準 (IFRS) を巡る米国の会計戦略」『税経通信』第67巻第4号、17-28頁。
- 太田康広 [2007] 「会計基準間の競争とコンバージョン」『企業会計』第59巻第3号、129-141頁。
- 岡田譲治、氷見野良三、森公高、藤沼亜起 [2013] 「我が国におけるIFRS適用の方向性を探る」『会計・監査ジャーナル』699号、9-19頁。
- 木下勝一 [2004] 『適用会計基準の選択行動』森山書店。

- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2006]『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。
- 金融庁 [2010]「上場会社の個別財務諸表の取扱い (連結先行の考え方) に関する検討会」6月8日 (金融庁 会議資料 資料1)。
- [2013a]「IFRSの適用方法について」5月23日 (金融庁 会議資料 資料2)。
- [2013b]「企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議議事録」5月28日。
- 黒坂佳央, 柳川範之, 黒沼悦郎, 斎藤静樹 [2010]「危機時の規制のあり方と会計基準のコンバージェンス」『武蔵大学論集』第58巻第1号, 206-219頁。
- 河野正道 [2012]「真にグローバルな会計基準というゴールをいかに達成するか」『季刊 会計基準』第39号, 31-33頁
- 古賀智敏 [2013]「新たな時代認識と会計研究の多様化・学際化」『経理研究』第57巻, 35-44頁。
- 斎藤静樹 [2009]「日本の会計基準改革—評価と展望—」7-20頁。
https://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/37981/1/SankenAkademikkuForamu_16_Saito.pdf
- [2011]「会計基準と基準研究のあり方」1-13頁。
[http://w-arc.jp/WP20110401\(Prof.%20Saito\)%20Ver.1.02.pdf](http://w-arc.jp/WP20110401(Prof.%20Saito)%20Ver.1.02.pdf)
- [2011]「会計基準開発の基本思考とコンバージェンスのあり方」『金融研究』日本銀行金融研究所2011年8月号, 1-18頁。
- [2014]「経済制度国際統合のレベルと経路—会社法と会計基準の選択肢」『企業会計』第66巻第1号, 17-24頁。
- 自見庄三郎 [2011]「IFRS適用に関する検討について」。
<http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110621-1.html>
- 東京証券取引所 [2014]「IFRS任意適用・任意適用予定会社数」。
<http://www.tse.or.jp/listing/ifrs/list.html>
- 日本経済団体連合会 [2013]「今後のわが国の企業会計制度に関する基本的考え方～国際会計基準の現状とわが国の対応」, 1-20頁。
- 米国証券取引委員会 (SEC) [2011]『米国発行企業の財務報告制度への国際財務報告基準の組込みに関する検討のためのワーク・プラン 米国会計基準とIFRSの比較』証券取引委員会 スタッフ・ペーパー。
- 福井義高 [2004]「規制ではなく競争を 会計基準・監査への市場メカニズム導入」『京滋 CPA ニュース』平成16年3月号掲載予定, 1-6頁。
- 松尾絹代 [2012]「斎藤静樹教授講演『会計を取り巻く最近の動向』 骨子」『情報センサー』第69号, 24-27頁。
- Barth, M.E. [2007] “Standard-setting measurement issues and the relevance of research”, *Accounting and Business Research*, Volume 37 issue 3, pp.7-15.
- Ball, R. [2006] “International Financial Reporting Standards (IFRS) : pros and cons for investors”, *Accounting & Business Research*, Special Issue, Volume 36, pp.5-27.
- Dye, R.A. & Sunder, S. [2001] “Why Not Allow FASB and IASB Standards to Complete in the U.S.?”, *Accounting Horizons*, Volume 15, Issue 3, pp.257-271 (September).
- IASB [2011] *Agenda Consultation 2011*, July. (企業会計基準委員会訳「アジェンダ協議2011」)
- Shima, K.M. & Gordon, E.A [2011] “IFRS and the regulatory environment: The case of U.S. investor allocation choice”, *Journal of Accounting and Public Policy*, Volume 30, Issue 5, pp.481-500 (October).
- Walker, M. [2010] “Accounting for varieties of capitalism: The case against a single set of global accounting standards”, *The British Accounting Review*, Volume 42, Issue 3, pp.137-152 (September).
- Sunder, S. [2002a] “Regulatory Competition for Low Cost-of-Capital Accounting Rules,” *Journal of Accounting and Public Policy*, Volume 21, Issue 2, pp.147-149.
- [2002b] “Regulatory competition among accounting standards within and across international boundaries”, *Journal of Accounting and Public Policy*, Volume 21, Issue 3, pp.219-234 (Autumn).

基礎概念の解釈に係る多様性

－「目的適合性」の事例から－

米 山 正 樹
東京大学

要 旨

本稿は、IASB がこれまで公表してきた会計基準等を対象とし、それらにおいて「目的適合性 (relevance)」という用語がどのように解釈されてきたのか、またどのような測定操作 (認識・測定・開示の手法) が財務情報に係る「目的適合性」の向上に寄与すると考えられてきたのか、の解明を目指している。学術的な観点に立てば、投資家らの行動原理が不十分にしか解明されていない状況では、どのような測定操作が「目的適合性」の向上に寄与するのかに関して、確たることはいえない。にもかかわらず、個別基準の開発局面において「目的適合性」の向上に資する測定操作に関する判断が下されているとするなら、何が根拠とされているのかを確かめてみたい、という思いがこうした研究の動機となっている。

不十分な情報しか得られない状況において、「目的適合性」に関して IASB が付与する解釈については、主として 2 つのシナリオを想定しうる。そのうちの 1 つは、(1) IASB は不十分ながら入手できた経験的な事実にもとづき、投資家が依拠している意思決定モデルやかれらが直面している市場環境について、それらの事実と「最も矛盾が少ない仮説」に依拠した、首尾一貫した判断を下している、というものである。もう 1 つは、(2) 「目的適合性」の有無や多寡に関する客観的な尺度を欠く場合には、職業的な会計専門家の知識と経験に根ざした判断が最終的なよりどころとなる、というものである。本稿では、いずれのシナリオが経験的な事実と整合的であるのかを検討している。

「目的適合性」あるいは「目的適合的 (relevant)」という用語を会計基準等の本文 (結論の背景を含む) から抽出し、個々の局面でそれらの用語に付与されている解釈を分類・集計した結果、(a) 付与された解釈の間に積極的な矛盾はみられないものの、逆に (b) 首尾一貫した「会計観」に根ざした解釈が行われていることを積極的に支持する事実も見出せない、という発見事項が得られている。この発見事項は、相対的に上記 (2) のシナリオと整合的なものと解釈しうる。

I はじめに—問題の所在—

本稿の執筆契機となった、国際会計研究学会・第31回研究大会における統一論題報告で、筆者を含む報告者たちに与えられた共通のテーマは「経済のグローバル化と会計基準の多様性」であった。このテーマの下で報告者たちに期待されている検討課題を、筆者は、会計実務を取り巻く環境要因が国や地域の違いを超えて均質化している、という事実認識の下で、会計基準の差異はどこまで縮小すると見通しなのか、と解釈した。

会計基準の違いを生み出す主要な要因の1つは、会計基準の体系を根底で支えている基礎概念の違いである。財務報告に期待されている役割（財務報告の目的）や、財務諸表の主要な利用者の行動モデル、さらには彼らが置かれている意思決定環境に関する事実認識などが、そこでいう「基礎概念」の具体例である。ここに列挙した諸項目に加え、財務報告の目的を達成するために財務情報が備えるべきとされる質的な特性もまた、そこでいう「基礎概念」の典型例といってよい。たとえ個別の会計基準に未統一の差異が残っているとしても、会計基準の体系を支えているこれらの基礎概念に関して統一が図られていけば、個別基準も漸次統合されていくことが予想される。

会計基準の体系を支えている基礎概念が、会計実務を取り巻く環境要因が均質化していく速さに合わせて適切に統一されているかどうかは、ほんらい事実にてらして確かめてみるべき問題である^①。とはいえ「投資家の意思決定に有用な情報の提供」という目的を標榜し、そうした情報を提供する要請に適用形で財務諸表の構成要素に定義を与える点などにおいて、主要国の基準設定主体が共通のスタンスに依拠していることに鑑みれば、逸話の域を出ない

ものの、基礎概念に関する統合化は一定水準以上に進んでいると考えてよい。共有された基礎概念が適切に運用されれば会計基準の差異もやがて解消されるはずである。

ただ、上記の議論では、統一が図られた「基礎概念」を個別具体的なケースに適用する際の解釈（抽象的な基礎概念に与えられる解釈）についてもまた、統一化が図られていることが暗黙の前提とされている。言い換えれば、たとえ環境要因の均質化に合わせて「基礎概念」に関する統一化が進められたとしても、その解釈にバラつきがみられるのであれば、バラついた解釈から導かれてくる個別基準もまた相違することとなる。各国の会計基準設定主体が異なる利害を有している以上、たとえ「共通の基礎概念」に関してコンセンサスが形成されているとしても、その解釈は我田引水的なものとなりうる^②。

「基礎概念」の典型例として先に例示した「会計情報が備えるべき質的な特性」について、主要国の会計基準設定主体はともに「目的適合性 (relevance)」を中核に据えている。後述のように、国際会計基準審議会 (IASB: International Accounting Standards Board) はこの特性を特に重視していることで知られている。内容がとりわけ抽象的であることから、この「目的適合性 (relevance)」には潜在的に多様な解釈の余地が残されており、しかも「目的適合性 (relevance)」に関する解釈の違いは、具体的な会計処理の違いに大きな影響を及ぼしうる。そうなると、会計基準の体系を支えている基礎概念の解釈についてはいまだ統一が図られていないとすれば、その影響はまず「目的適合性 (relevance)」に係る解釈の揺らぎに現れていると考えられる。

こうした問題意識から、本稿では、IASB がこれまで公表してきた個別の会計基準（解釈指

針等を含む)において「目的適合性」がどのように解釈されてきたのか、まずは事実を確認するとともに、そこで与えられている解釈が揺らいでいるのか、それとも恣意的な解釈に対する抑制が働き、首尾一貫した考え方に支えられているのかを確かめる。かりに「会計基準を支える基礎概念は統一されたものの、その恣意的な解釈が許容されているため、個別基準の次元では統一化が図られていない」という事実が明らかになれば、それは経済のグローバル化にもかかわらず個別基準の多様性が解消されない理由に関する、これまで強く意識されることなかった「想定可能なシナリオの1つ」となる。

II 先行研究のレビュー —「概念フレームワーク改訂案」における「目的適合性」—

会計情報が備えるべき質的な特性、とりわけ「目的適合性 (relevance)」にどのような解釈が与えられているのかを対象とした先行研究は、筆者の知る限り存在しない。こうした状況下で、筆者自身は先に、IASBによる「概念フレームワーク討議資料」[2013]の記述内容を対象とし、(a)「目的適合性」に関する解釈に揺らぎは生じていないか、また (b)「目的適合性」を向上させるための手段に関するIASBの選択理由(すなわち財務諸表の構成要素や、財務諸表における認識と測定に係る代替案からの選択理由)に揺らぎは生じていないか、の解明を試みている^③。

筆者がこれらを研究主題としたのは、IASBが2013年7月公表の「概念フレームワーク討議資料」において、「目的適合性」の向上に寄与するかどうか、という観点から具体的な測定操作のあり方を決める旨のスタンスを明示し、強調しているためである。実際、「概念フレー

ムワーク討議資料」では、改訂前の(すなわち現行の)IASB概念フレームワークやASBJによる「概念フレームワーク討議資料」などと比較したとき、「目的適合性 (relevance)」あるいは「目的適合的 (relevant)」という表現がきわめて多く用いられている。

その一方、学術的な文脈における目的適合性は、一般に、「情報の提供を通じて意思決定が改善されるかどうか」という観点から判断される。ある利益情報の提供を通じて意思決定が改善されるかどうかをいうためには、例えば投資家が依拠している意思決定モデルや、かれらが直面している市場環境などに関する経験的な事実の解明が必要だが、会計基準の設定主体が基準開発の局面においてそれらの事実を常に把握しているとは考えられない。そうであれば、会計基準の新設・改廃によって「目的適合性」が向上するかどうかを事前に判断するのは、多くの場合で困難(あるいは事実上不可能)と考えられる。会計基準の公表に先立って、当該基準にもとづく利益情報の「目的適合性」を予測することが困難である事実は、IASBによる「概念フレームワーク討議資料」が「目的適合性の多寡」を論拠として具体的な測定操作を選択しようとしていることと必ずしも両立しない^④。

この矛盾に合理的な解釈を与えるシナリオの1つとしては、(a)IASBは不十分ながら入手できた経験的な事実にもとづき、投資家が依拠している意思決定モデルやかれらが直面している市場環境をかなり正確に把握している、というものである。かりに不正確さが残るとしても、ある特定の意思決定モデルがIASBのメンバーに共有されていれば、「目的適合性」に関する判断はその限りで、首尾一貫したものになりうる。

上記の矛盾に合理的な解釈を与えるもう1

つのシナリオは、(b)「目的適合性」の有無や多寡に関する客観的な尺度を欠く場合には、職業的な会計専門家の知識と経験に根ざした判断が最終的なよりどころとなる、という通念が幅広く受け入れられている、というものである。そうした通念のもとでは、「目的適合性」の有無や多寡を論拠として具体的な測定操作を選択する、という考え方は、「目的適合的かどうかの判断は、最終的には専門家の判断に委ねるべし」という通念を追認しているに過ぎないこととなる。職業的専門家の判断基準は個々の職歴に応じて異なるとすれば、何を、なぜ目的適合的な情報を生み出す測定操作とみなすのかに関する判断は、この「第2のシナリオ」のもとで首尾一貫性を欠くこととなる。

いずれのシナリオも寓話的な証拠と矛盾するものではないが、いずれのシナリオが現実をより良く説明しているのかに応じて、IASBが掲げている「目的適合性の観点から最善という測定操作を選択すべし」というスローガンの趣旨は大きく変わってくる。筆者が自身の先行研究において「概念フレームワーク討議資料」で「目的適合性」がどう解釈され、どのような測定操作と結びつけられているのかを主題とした調査を行った理由は以上のように要約しうる。

上記の点を確認するため、米山[2013]では、「概念フレームワーク討議資料」が「目的適合性」に言及しているケースを個別に特定化したうえで、それぞれのケースで「目的適合性」にどのような解釈が与えられており、何を根拠として「目的適合性」の有無や多寡が判断されているのか、の解明に努めた。そこでの主要な発見事項は、(1)「目的適合性」にどのような解釈が与えられているのかが不明確なケースが全体の1/3程度を占めていること、(2)「測定操作が目的適合性に及ぼす影響」に関する記述

の中には「自明な内容」も多く、逆に論争の余地のある内容に関する記述は体系性を欠いており、いずれにせよIASBが「目的適合性」をどう解釈しているのかは明らかでないこと、などであった。

これらの発見事項は「平均的な投資家が依拠している意思決定モデルやかれらが直面している市場環境に関する暗黙のコンセンサスが市場関係者間で形成されており、どのような測定操作がなぜ目的適合的な情報の提供に資するのかについては、そうした暗黙知にもとづく首尾一貫した判断が下されている」を趣旨とする「第1のシナリオ」とは親和的でない。むしろこれらの発見事項は、「客観的な判断材料が十分には得られない状況における目的適合的かどうかの判断は、最終的には専門家の判断に委ねるべし」という通念が受け入れられていることを前提とする「第2のシナリオ」のほうと整合的といえる。

この事実は、「概念フレームワーク討議資料」のみならず、IASBが公表した個別の会計基準においても「目的適合性」に同様の解釈が与えられている可能性を示唆している。「概念フレームワーク討議資料」に記載されている内容の多くがこれまでの会計実務に根ざしている以上、「目的適合性」の解釈手法は、おそらく、「概念フレームワーク」の改訂案と個別の会計基準とで等質的なものとなろう。とはいえ、「概念フレームワーク」に期待されているのは将来の基準開発における指針の提供であって、個別の会計基準に期待されている役割とは異なる。そうした違いが「目的適合性」に係る解釈の違いを生み出している可能性は否定できない。いずれの可能性も想定できるのであれば、個別の会計基準においても「目的適合性」に「概念フレームワーク討議資料」と同様の解釈が与えられているかどうかは、経験的な事実にてらして確

かめてみなければならない。本稿で個別会計基準において IASB が「目的適合性」に与えている解釈に注目しているのは、こうした理由による。

III 研究手続：分類と集計

(1) 分類と集計の概要

IASB が個別の会計基準において「目的適合性」にどのような解釈を与えているのか（どのような測定操作を、なぜ「目的適合的な」情報の提供に資するものと考えているのか）を確かめるためには、個別基準において IASB が「目的適合性」に言及している箇所を見出すとともに、それぞれの箇所において「目的適合性」にどのような解釈が与えられているのかを、前後の文脈などから明らかにしていく作業が求められる。つまり本稿の研究主題に合う主要な分析手続は、「目的適合性」に関する記述の集計および分類となる。以下においてその概要を記述する。

①集計対象と集計単位

本稿では、IASB が公表した国際財務報告基準 (IFRS: International Financial Reporting Standards) のみならず、国際会計基準委員会 (IASC: International Accounting Standards Committee) から継承した国際会計基準 (IAS: International Accounting Standards) における「目的適合性」への言及箇所も集計対象としている。IASB の基準開発理念に合わない IAS は、IASC の組織改編に際して継承されなかったはずである。逆に言えば、IASC から継承した以上、IASB 自身が開発したわけではない個別の会計基準も、IASB の「会計観」に合うものとみなしうる。同一の「会計観」のもとでは、「目的適合性」に与えられる解釈も等質的な

のとなろう。IAS において言及された「目的適合性」も集計対象としたのは、こうした理由による。

もつとも、たとえ IASC と IASB が「目的適合性」に与えられる解釈を共有しているとしても、特定の測定操作を支持する際の論拠として「目的適合性」に（優先的に）言及するかどうかの判断は IASC と IASB とで分かれる。こうしたことから本稿では、「目的適合性」に与えられている解釈を IFRS と IAS とに分けて集計・分類している。

本稿ではこれと併せて、かつて IFRIC (International Financial Reporting Interpretations Committee) と称されていた IFRS 解釈委員会 (IFRS Interpretations Committee) が公表してきた「国際財務報告基準解釈指針委員会解釈指針」、および IASC 時代の解釈指針である SIC (Standing Interpretations Committee) における「目的適合性」への言及箇所も集計の対象としている⁵⁾。解釈指針は本体の会計基準に多義的な解釈の余地が残されているとき、「基準を支えている基本的な理念」に合う解釈を明示する役割を担うものである。両者はその意味で一貫した理念（会計観）を共有しているものであるから、解釈指針において言及されている「目的適合性」もまた本稿の調査対象に含めている。

この研究に着手した時期との関係上、本稿で調査対象としている会計基準と解釈指針は、2013 年末において公表済みのものとなっている。具体的には第 13 号までの IFRS、いまだ有効な 28 の IAS、第 20 号までの IFRIC、およびいまだ有効な 8 の SIC が調査対象となっている。2014 年度以降に公表または改訂された会計基準等（最も主要なものとしては IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」）は調査対象に含めていない。また 2014 年度以降に

修正が行われた会計基準等については、修正前のものが調査対象となっている。

本稿では、まず上記した会計基準等（見出しを除く）で用いられている“relevance”と“relevant”を抽出している。IASBによる会計基準等は、解釈指針も含め、本文と「結論の背景」とに分かれている。「目的適合性」への言及は、「複数ある選択肢の中から特定の測定操作を採択し、代替的な測定操作を棄却した理由」の形で行われることが予想される。そうした記述は本文よりも「結論の根拠」において多く観察されると考えられることから、本稿では本文と「結論の背景」とに分けて「目的適合性」に関する記述を集計している。

こうした集計に際しては、原則として“relevance”あるいは“relevant”という用語が参照されているパラグラフを単位としている。つまり1つのパラグラフで“relevance”または“relevant”が複数用いられている場合は、それらを1つに統合している。本格的な調査に着手する前に行ったパイロット調査を通じて、多くの場合、同一のパラグラフにおける“relevance”や“relevant”は等質的に解釈されていることが明らかとなったためである。ただし極端な長さのパラグラフなどにおいては、例外的に、同一パラグラフにおいて“relevance”や“relevant”が異質な文脈で用いられている場合もみられた。そのようなケースにおいては、与えられている解釈の違いに応じて1つのパラグラフを適宜複数の集計単位に分割した。この結果、「結論の背景」について207単位、「本文」について44単位（合計251単位）が調査の対象となった。

②「目的適合性」に関する記述の大分類

本稿では、次いで「目的適合性」に関する合計251単位の記述を、どのような文脈で「目的

適合性」が用いられているのか、文脈の違いに応じて大きく5つのカテゴリーに分類している。参考となる先行研究を欠くことから、これら5つのカテゴリーは、本格的な調査に先立って行ったパイロット調査の結果や、先に引用した米山[2013]の分析結果にもとづき設定したものである。具体的な分類カテゴリーは、(a)「目的適合性」に係る解釈の提示、(b)「目的適合性」に関する自明な記述、(c)他の基準における関連記述の紹介、(d)IASBとは異なる解釈の紹介、および(e)“relevant”あるいは“relevance”がより一般的な意味で用いられている場合、の5つである。

(a)「目的適合性」に係る解釈の提示

「目的適合性」への言及は、第1に、「測定手法に関して複数の選択肢がありうる状況で、そのうちの1つを採択する際の論拠」という形をとる。これは「何が、なぜ目的適合性という点で優れた測定操作といえるのか」に関する、IASBとしての判断が示されているケースと言い換えてもよい。あるいは「個別の状況に応じて、目的適合性に具体的な解釈が与えられているケース」と言うこともできる。

先に述べたように、本稿の研究主題は「IASBの個別会計基準において、どのような測定操作が目的適合性情報の提供に資すると考えられているのか」である。このカテゴリーに属する記述は、こうした研究主題と最も密接に結びついているもの、と位置づけられる。ある状況において特定の測定操作が目的適合的な情報と結びつく旨の記述がみられれば、具体的な言及内容にかかわらず、そうした記述はさしあたりこのカテゴリーに分類されることとなる。

「目的適合的な情報を生み出す測定操作」に関するIASBの判断が首尾一貫した考え方に支えられているかどうかは、このカテゴリーに含ま

れた記述に係る細分類（再分類といってもよい）に委ねられる。その意味でいえば、このカテゴリーに属する記述は「研究主題にてらしてさらなる分析が求められるもの」と特徴づけることもできる。逆に言うと、このカテゴリーに分類されなかった記述は、さらなる分析を要しない項目と位置づけられることとなる。

注意すべきは、このカテゴリーに分類される記述が「異論の余地が残されている状況で下された判断」に関わるものに限られる点である。言い換えれば、たとえある状況下で特定の測定操作が目的適合的な情報の提供に資する旨の記述がみられたとしても、代替的な測定操作との対比において、その測定操作から導かれてくる情報の「目的適合性」が自明なこと（異論の余地が事実上残されていないこと）として広く市場関係者に受け入れられているのであれば、そうした記述はこのカテゴリーではなく、別のカテゴリー（「目的適合性」に関する自明な記述）に分類される。研究主題と直接関わるのは、目的適合的な情報を生み出す測定操作に関する判断が「実質的に」分かれる場合に限られるからである。

(b) 「目的適合性」に関する自明な記述

「目的適合性」への言及は、第2に、「自明な記述」という形をとる。ここで「自明」というのは、関連の記述にてらして（事実上）解釈の余地がないことを想定している。本稿の研究主題にてらしてみたとき、「どのような測定操作が、なぜ目的適合的な情報の提供に資するのか」に関する判断を伴っていない記述はさらなる分析の対象とはならない。こうしたことから本稿では、「自明な記述」に係る独立なカテゴリーを設け、ここに属する記述を（a）のカテゴリーに属する記述と区分している。

ここでいう「自明な記述」は、例えば、IFRS

第2号のBC第309項にみられる。当該パラグラフの内容は「ストック・オプションの付与から生じる費用の測定基礎は、もっぱら目的適合性や比較可能性などの観点から決められる。その際、公正価値にもとづく測定によれば費用の過小表示や過大表示を生じるかもしれないのに対し、本源的価値にもとづく測定では費用の著しい過小表示が必ず行われることが争点となる。」と要約しうる。財務報告の目的として「投資家の意思決定に有用な情報の提供」が掲げられ、その「意思決定有用性」が「目的適合性」や「忠実な表現」によって支えられている、という概念間の関係を前提とするなら、複数の代替的な選択肢の中から特定の測定操作を採択する際に、その操作から目的適合的な情報が提供される見通しかどうかを問うのは自明なこととなる。このカテゴリーには、これと類似した記述が分類されている。

(c) 他の会計基準における関連記述の紹介

「目的適合性」への言及は、第3に、他の会計基準等が「目的適合性」に言及している箇所の紹介、という形をとる。そうした記述の趣旨は、文字通り、「目的適合性」に係る記述が他の会計基準等にみられる事実（およびその内容）の確認、という点に求められる。このカテゴリーに属する記述は（b）のカテゴリーと同様、「どのような測定操作が、なぜ目的適合的な情報の提供に資するのか」に関する判断を伴っていない。それゆえこのカテゴリーに分類された記述もまた、本稿の研究主題を解明するために必要な、さらに詳細な分析手続の対象からは外れることとなる。

このカテゴリーに属する典型的な記述は、IFRS第3号のBC第324項にみられる。当該パラグラフの内容は「SFAS第141号を開発するにあたり、FASBはのれんに係る情報の目的

適合性も検討した。IASBによるIFRS第3号の「結論の根拠」では、のれんに係る情報の目的適合性については明確な説明が行われていない。ただしIASBのメンバーがIFRS第3号を開発する際には、その論点に係るFASBの分析が利用可能となっており、(IASBとしてFASBが先に行った)その分析を受け入れない理由はなかった。」と要約しうる。一見して明らかかなように、「目的適合性」に関する記述の趣旨は「事実の紹介」であって「解釈の付与」ではない。こうしたことから本稿では、(c)のカテゴリーに属する記述も(b)に属する記述と同様、研究主題と密接に関わっていることからさらなる検討が求められる(a)の記述と区分している。

(d) IASBの公式見解とは異なる解釈の紹介

「目的適合性」への言及は、第4に、「ある測定操作から導かれてくる情報の目的適合性(その有無や多寡)に関して、IASBが最終的に採択した結論とは異なる見解の紹介」という形もとる。こうした記述がしばしば観察されるのは、最終基準の確定前に公表された公開草案に対し、市場関係者から寄せられたコメントに対するIASBの対応(反応)という文脈においてである。

こうした記述がみられるのは、まさしく、「どのような測定操作がなぜ目的適合的な情報の提供に資するのか」という点について、市場関係者の間で事実認識や価値判断が分かれるケースである。(d)のカテゴリーに属する記述はその限りにおいて、(b)や(c)に属する記述と異なり、本稿の研究主題を解明するためのさらなる検討に値するものといえる。

ただ、このカテゴリーに属するのは、あくまでも目的適合性の向上に寄与する測定操作に関する「棄却された考え方」に係る記述である。

「ある測定操作が生み出す情報は目的適合性の向上手段として最適ではない」という判断の根拠に関する記述が、翻って、目的適合性の向上に資する測定操作に係るIASBの考えを示唆していることはありうる。とはいえ、「棄却された考え方」から「IASBが支持している考え方」が一意的に導き出せるとは限らない。本稿ではこうした考えから、(d)のカテゴリーに属する記述も(b)や(c)に属する記述と同様、研究主題と密接に関わっていることからさらなる検討が求められる(a)の記述と区分している。

このカテゴリーに属する典型的な記述は、IFRS第4号のBC第140項にみられる。そこには「コメント提出者には、エンベディッド・バリューは、多くの国の会計処理よりも、かなり目的適合性および信頼性が高く、保険者はその採用を認められるべきであるという者もいた。彼らは、エンベディッド・バリューは、しばしば、保険者または保険契約群団の取得に際して、当該価格決定の重要な検討要素であるということに言及していた。さらに、エンベディッド・バリュー及び類似の間接法は、しばしば、当該取得の結果として、引き受けた負債に対する会計処理においても利用されているとした。」と記されている。

いわゆる“embedded value”は他の測定値よりも目的適合的だという考えが最終的に棄却された事実は、IASBがどのような測定操作を目的適合性の向上に資するものとみているのか、に関して、ごく間接的な示唆を与えているのは確かである。しかしその事実だけから「IASBが目的適合性の向上手段として積極的に支持している測定操作」を特定化することは難しい。(d)のカテゴリーに属する記述もまた、(a)のカテゴリーの属する記述と切り離れた理由はこの点に求められる。

(e) その他の記述：より一般的な文脈で
"relevant"や"relevance"が用いられてい
る場合

個別の会計基準等における「目的適合性」への言及は、ほとんどの場合、これまで記してきた (a) から (d) までのカテゴリーのうちのいずれかに分類することができる。ただ“relevance”や“relevant”の中には、「目的適合性」あるいは「目的適合的」よりも「関連している」や「適切な」といった、より一般的な訳語の文脈で用いられているものもみられる。「目的適合性」との関連性を見出だせない以上、こうした記述もまた「研究主題を解き明かすためのさらなる分析手続」には結びつかない。こうしたことからこれらの記述にも独立したカテゴリーを設け、カテゴリー (a) に属する記述と区分している。

③カテゴリー (a) に属する記述の再分類

上記のとおり、本稿では IASB による個別の会計基準等にみられる「目的適合性」関連の記述を大きく 5つのカテゴリーに区分している。このうち本稿の研究主題と最も密接に関わっているのは、(a) のカテゴリーに属する記述である。そこに分類された記述には、「特定の測定操作が利益情報の目的適合性の向上に寄与している旨の判断や、そう判断する理由」が含まれている。分類に際して解釈のよりどころは問われておらず、「目的適合性」に関する解釈が示されている記述は、ともかくもこのカテゴリーに属することとなる。その意味においてカテゴリー (a) には雑多な項目が含まれている。本稿の分析目的に鑑みれば、これらは解釈の根拠に応じて区分しなければならない。

こうしたことから本稿では、(a) に属する記述を対象とし、「目的適合性に関してどのような解釈が与えられているのか」という観点、言

い換えれば「どのような測定操作が目的適合性の向上に資するのか」、あるいは「利益情報が備えているどのような特性が目的適合性の向上に寄与するのか」などの観点から細分類（再分類）を行っている。細分類に際して用いる分類カテゴリーは、本格的な作業に先立って行ったパイロット調査の結果にもとづき設定している。その分類結果は、「本文」と「結論の背景」それぞれについて、(a) IFRS の記述、(b) IAS の記述、および (c) IFRIC の記述に分けて集計している。

(2) 集計結果の概要

①大分類の集計結果

調査対象項目をカテゴリー (a) から (e) までに分類する「大分類」の結果は、図表 1 に記されている。「結論の背景」において言及されている「目的適合性」については、その過半数がカテゴリー (a) に属していた。「結論の背景」で言及されている「目的適合性」の多くは、何らかの具体的な解釈が付与されていたこととなる。「概念フレームワーク討議資料」を対象とした、筆者自身による先行研究(米山[2013])においても、「目的適合性」に関する記述の多くは具体的な解釈を伴っていたが、ここでの発見事項はこれと整合的である。

また IFRS における記述と IAS における記述とを比較してみると、具体的な解釈を伴う形での「目的適合性」への言及頻度は、IFRS のほうが高い。調査対象の IFRS が 13 基準であるのに対し、IAS のほうは 27 基準であることに鑑みると、「相対的な」参照頻度はさらに高いともいえる。この事実には「達成手段としての測定操作と、達成目標としての有用な情報の提供（有用な情報が備えている目的適合性を有した情報の提供）」との関係をより強く意識した基準開発が行われるようになった、という解釈

が与えられるかもしれない。ただし（文字数やパラグラフ数で測った）「結論の背景」の記述量は IFRS のほうが IAS よりも多く、IFRS における参照頻度の高さはこの事実を反映しているに過ぎない可能性も残されている。ここでの発見事項に解釈を与える際には、慎重を期す必要がある。

「結論の背景」と比較すると、「本文」における「目的適合性」への参照頻度は IFRS と IAS のいずれについても低い。これは「目的適合性」が抽象的な概念であり、多義的な解釈の余地が残されてしまうため当事者の利害を直接裁定することとなる「本文」の記述にはなじまない、という事情を反映しているのであろう。実際、「本文」の「目的適合性」に係る記述は、「目的適合性」を高めるための具体的な手段に関する記述を伴っているケースが少なくない⁶⁾。その事実は「目的適合性」について多くの解釈が許されてしまう事実を示唆しているといえるであろう。

②再分類の集計結果

「大分類」において (a) のカテゴリーに属することとされた記述を対象として行った「細分類（再分類）」の結果は、図表 2 以降に集約されている。図表 2 および 3 には IFRS における「結論の背景」を対象とした再分類の結果が、続く図表 4 および 5 には IAS における「結論の背景」を対象とした再分類の結果が記されている。図表 6 および 7 もまた、IFRIC における「結論の背景」を対象とした同様の調査に関する結果をとりまとめたものである。最後の図表 8 には、IFRS のみに観察された、「目的適合性」に係る本文中の言及箇所を対象とした調査の結果が記されている。

図表に集約された調査結果をみるかぎり、「目的適合性」の向上に寄与する測定操作に関

する IASB の記述は、IFRS、IAS、IFRIC のいずれにおいても多岐に分かれている。参照頻度が例外的に高い項目は、「公正価値評価にもとづく利益情報の目的適合性は高い」と「保有目的に適った、適切な評価基準を適用することで目的適合性が向上する」の 2 つにとどまる。繰り返し参照されている記述は、IASB が依拠している端的に「会計観」を反映しているという意味において、IASB が暗黙のうちに想定している「平均的な投資家の意思決定原理」や「かれらが直面している市場環境」を推察する際の手がかりとなりうる。今回の調査結果は、そうした「手がかり」を得ることの困難を示唆している。

もちろん、たとえ参照頻度が少なくても、IASB の「会計観」を推察するのに資する記述はありうる。しかし今回の調査対象については、IASB が依拠している「会計観」を推察する手がかりとなりうる記述は参照頻度の少ないものにも見出せなかった。「ある測定操作や、特定の測定操作から生み出される特定項目の評価額が目的適合的である」旨の判断は示されているものの、なぜそのような判断に達したのかに係る記述、すなわち「理由の説明」を欠いているケースの多さが、「会計観」の析出を困難にしている。

「何が目的適合的なのか」に関する判断は示されているものの、「なぜそう判断しうるのか」に関する説明を欠いている項目の典型例としては、参照頻度が高かった「公正価値評価にもとづく利益情報の目的適合性は高い」を挙げることができる。

先に述べたとおり、IASB は「保有目的に適った、適切な評価基準を適用することで目的適合性が向上する」という判断も繰り返し下していることから、ここでいう「公正価値評価」は「全面的かつ継続的な公正価値評価」を意味す

るものではない。したがって公正価値情報の目的適合性に関する IASB の判断は、「公正価値情報が目的適合的とはいえない状況も存在するが、いま問題となっている状況においてはそれが目的適合的である」という内容を暗に含んでいることとなる。

公正価値情報が目的適合的となる場合と、目的適合的とはいえない場合との区分は、平均的な投資家が依拠している意思決定モデルや、かれらが直面している市場環境に関する事実認識に依存している。つまり「問題となっている状況においては公正価値情報が目的適合的である」という判断は、一般に、投資家が依拠している複数の意思決定モデルや、かれらが直面している市場環境に関する複数の事実認識と結びつきうる⁷⁾。にもかかわらず、調査の対象となった「目的適合性」に関する記述は公正価値情報が目的適合的である旨を指摘するだけで、その根拠に関する記述を欠いている。そういう状況では、どのような測定操作が「目的適合性」の向上に寄与すると IASB が判断したのかを推察するのは難しい⁸⁾。

これまで記してきたとおり、カテゴリー (a) に属する記述を対象として行った再分類（どのような測定操作が、なぜ「目的適合性」の向上に寄与しているのか、という観点に立った再分類）によっても、IASB の基本的な「会計観」（平均的な投資家が依拠している意思決定モデルや、かれらが直面している市場環境に関する基本前提）は明らかとならなかった。IASB が依拠している「会計観」を示唆する価値判断や事実認識はいくつか解き明かされたものの、それらは体系性を欠いている。「再分類」の結果は IASB の「会計観」に関する複数の選択肢と整合的であり、IASB がどのような観点から「目的適合性」に具体的な解釈を付与しているのかは明らかでない。

こうした発見事項は、IASB が「目的適合性」にどのような解釈を付与するのか、という点について本稿で想定してきた「2つのシナリオ」、すなわち (1) IASB は平均的な投資家が依拠している意思決定モデルやかれらが直面している市場環境に関する首尾一貫した前提に立って「目的適合性」の有無や多寡を判断している、というシナリオと、(2) 目的適合的か否かの最終的な判断は職業的専門家としての知識や経験に委ねられているため、投資家が依拠している意思決定モデルなどに関する一貫した想定とは矛盾した解釈も行われうる、というシナリオのいずれとも積極的には矛盾していない。明らかな矛盾がみられない以上、「2つのシナリオ」はともに、現時点においては否定されない。

ただその事実は、本稿での発見事項に適うものとして「2つのシナリオ」がともに、同様に支持されることを意味しない。かりに「第1のシナリオ」が事実に適うのであれば、「平均的な投資家が依拠している意思決定モデルやかれらが直面している市場環境に関する首尾一貫した事実認識」が「目的適合性」に付与された具体的な解釈の中に見出されるはずである。にもかかわらず、IASB が「目的適合性」に関して下した解釈の中に、「合理的に想定しうる会計観」のいずれの特徴も見出せない事実は、むしろ IASB のボードメンバー間で「会計観」に関するコンセンサスが得られていないことを強く示唆している⁹⁾。「第3のシナリオ」が存在するのでなければ、上記の事実は「第2のシナリオ」を支持するものと意義づけられるであろう。

IV おわりに—含意と残された検討課題—

冒頭に記したとおり、本稿の研究主題は、(a) IASB がこれまで公表してきた個別の会計基準（解釈指針等を含む）において「目的適合性」はどのように解釈されてきたのか、であり、また (b) そこで与えられている解釈は首尾一貫した「会計観」に支えられているのか、それとも職業的専門家の経験や知識が最終的な拠りどころとなっており、「解釈の体系性・首尾一貫性」には大きな関心が寄せられていないのか、であった。会計基準等から「目的適合性」または「目的適合的」への言及がみられる記述を抽出し、「目的適合性」に与えられている解釈や「目的適合性」の向上に寄与すると判断された測定操作の違いに応じて適宜集計・分類した結果、与えられている解釈の間に積極的な矛盾はみられないものの、逆に首尾一貫した「会計観」も見出せない、という発見事項が得られた。

こうした事実は、IASB が明確に意識しているかどうかはともかく、結果的に、「目的適合性」が「どのような測定操作が望ましいのか」に関する判断を下すのに必要な客観的事実が得られない状況において、特定の測定操作を採択し、別の代替的な操作を棄却する際の口実」として用いられている可能性を示唆している。平均的な投資家が依拠している意思決定モデルや、かれらが直面している市場環境をはじめとする、「どのような情報が目的適合的でありうるのか」を判断する際に必要な基本前提に関するコンセンサスにもとづき、どの測定操作が望ましいのかを判断するのではなく、測定操作の選択については「結論先にありき」で、その結

論をサポートするための「後付けの理屈」の一環で「目的適合性」への言及が行われているのではないかと、いうのである。

もちろん、本稿の発見事項は「目的適合性の有無や多寡に関する判断においては、職業的な専門家としての経験や知識が最終的な拠りどころとなっている」というシナリオと親和的なものだという次元に過ぎず、そのシナリオが観察された事実に関する唯一の整合的なシナリオであることを保証するものではない。「目的適合性」にどのような解釈が与えられているのかについては、これまで「寓話的な証拠」しか得られておらず、どのような説明も経験的な事実の裏づけを欠いていたといつてよい。本稿は不完全ながら、この点に関する経験的な事実の解明を目指したものである⁽¹⁰⁾。本稿の発見事項を「橋頭堡」として、今後は「唯一のシナリオ」を模索するため、分析手法の精緻化を図らなければならない。

分析手法という点で特に大きな改善が必要なのは、基準設定主体を構成するメンバーの動機（「目的適合性」に首尾一貫した解釈を与えようとする動機、あるいは必ずしも首尾一貫性には固執せず、自身の経験や知識に根ざした解釈を与えようとする動機）に関する説明原理の構築であろう。「当事者の行動原理」の解明は、「目的適合性」の解釈を主体的に決めている当事者が有しているインセンティブの解明に加え、基準設定主体内部において、どのメンバーが解釈を主体的に決めているのかの解明という側面も有している。これらの課題は今後のさらなる検討に委ねられている。

図表1 「目的適合性」に関する記述の大分類

PartB(結論の背景)を対象とした分析		IFRS	IAS	IFRIC	SIC	総計
カテゴリー	目的適合性に関する記述内容	観察頻度	観察頻度	観察頻度	観察頻度	観察頻度
(a)	「目的適合性」に係る解釈の提示	74	39	7	0	120
(b)	「目的適合性」に関わる自明な記述	7	0	0	1	8
(c)	他の基準における関連記述の紹介	21	6	0	0	27
(d)	IASBとは異なる解釈の紹介(公開草案に対して寄せられたコメントのうち、最終的に採択されなかったものにみられる職業的専門家の「目的適合性」に関する判断)	19	11	1	0	31
(e)	「会計情報の利用者による意思決定を変化させる」という「きわめて限定された意味」を持つ用語としてではなく、「関連している」「適切な」などの「より一般的な文脈」で“relevant”や“relevance”が用いられている場合	16	4	0	1	21
カテゴリー	PartA(会計基準の本文)における「目的適合性」関連記述	IFRS	IAS	IFRIC	SIC	総計
		観察頻度	観察頻度	観察頻度	観察頻度	頻度
(a)	「目的適合性」に係る解釈の提示	9	0	0	0	9
(b)	「目的適合性」に関わる自明な記述	7	15	0	0	22
(c)	他の基準における関連記述の紹介	2	3	0	0	5
(d)	IASBとは異なる解釈の紹介(公開草案に対して寄せられたコメントのうち、最終的に採択されなかったものにみられる職業的専門家の「目的適合性」に関する判断)	0	0	0	0	0
(e)	「会計情報の利用者による意思決定を変化させる」という「きわめて限定された意味」を持つ用語としてではなく、「関連している」「適切な」などの「より一般的な文脈」で“relevant”や“relevance”が用いられている場合	0	0	7	1	8

図表2 「目的適合性」の向上に寄与する測定操作：IFRSにおける「結論の背景」

カテゴリー(a)に分類された項目の再分類：PartB(IFRS)	観察頻度
「重要な項目の省略は目的適合性を損ないうる。」	2
「初度適用企業のIFRS開始貸借対照表については、関連するIFRSが要求する基準に準拠した測定を行うことで目的適合性を高めうる。」	3
「各時点における測定」という原則を遵守することで目的適合的な情報が提供される。	4
例外の許容を通じて会計処理に過度の多様性が許容されれば、財務諸表の目的適合性は損なわれる。	6
公正価値評価にもとづく利益情報の目的適合性は高い。	29
会計処理に関する指針の首尾一貫性を高めれば、利益情報の目的適合性は改善される。	2
実態に適った会計処理を行うことで、利益情報の目的適合性を高めうる。	2
保有目的に適った、適切な評価基準を適用することで目的適合性が向上する。(公正価値評価に関する記述との重複4)	13
不必要に詳細な分類カテゴリーを設けても目的適合性は向上しない。	2
エンベディッド・バリューにもとづく測定は目的適合性の向上に貢献しうる。	2
収益と費用の対応を図ることで目的適合性を向上させうる。	2
その他	11
重複カウントの控除	4
重複カウント調整後の総計	74

図表3 「その他」11項目の具体的な内容

「その他」11項目の内容: PartB(IFRS)
「純資産にもとづくみなし原価」と「公正価値にもとづくみなし原価」はともに目的適合性のある情報を提供する。(ただし後者は過度なコスト負担を伴い、しかも算定が困難でありうる。)
資産とも負債ともいえない繰延借方項目や繰延貸方項目を認識する結果を伴う会計処理からは、目的適合的な情報を期待できない。
保険負債の評価に際して将来投資マージンを反映させれば、財務諸表の目的適合性は向上しうる。
保険リスクに関する情報の中には、目的適合的なものがみられる。
借入金の不履行に関する情報は、企業の信用度評価において目的適合的である。
認識を中止した金融資産に対する継続的関与を企業が保持している場合、企業が依然として晒されているリスクに関する情報は目的適合的である。
リスクに対する企業のエクスポージャーに係るいくつかの情報は目的適合的である。
リスクに関する比較情報は、その他の情報とくらべて目的適合性がすみやかに失われてしまう。
セグメント利益(または損失)の測定値に含まれている個別項目のうち、研究開発費についてのみ開示を要求することによって目的適合性が向上するかどうかは定かでない。
ある企業が非連結の「組成された企業」への関与を有している場合に、その関与により当該企業が晒されるリスクに関する情報は目的適合的である。
企業の予想損失に関する情報の方が、損失に対する最大エクスポージャーに関する情報よりも目的適合的でありうる。

図表4 「目的適合性」の向上に寄与する測定操作: IASにおける「結論の背景」

カテゴリ(a)に分類された項目の再分類: PartB(IAS)	観察頻度
将来についての仮定や見積りに係る不確実性が主としてどのような要因から生じているのかについての情報は目的適合的でありうる。	2
公正価値評価にもとづく利益情報の目的適合性は高い。	4
保有目的に適った、適切な評価基準を適用することで目的適合性が向上する。	6
経済的便益へのアクセスが制限されている資産の公正価値情報は、それが制限されていない場合とくらべて目的適合性が低い。	2
プッタブル金融商品の中には、金融負債としての特性が乏しい項目も含まれている。それを金融負債に含めないことで、財務情報の目的適合性は向上する。	2
過去における予測の精度に関する情報は、現時点において将来を予測しようとする投資家らにとって目的適合的でないこともありうる。	2
収益と費用の対応を図ることで目的適合性を向上させうる。	1
財務諸表に記載されている別の情報の信頼性を評価するのに役立つ情報は、目的適合性を有している。	3
その他	17
総計	39

図表 5 「その他」17項目の具体的な内容

「その他」17項目の内容: PartB(IAS)	
自己資本に関する開示内容は、金融商品以外の項目(持分性金融商品と直接的な関連を持たない項目)についても目的適格的でありうる。	
即時認識にもとづく情報は、遅延認識にもとづく情報よりも目的適格的である。	
予測価値の異なる要素を区分表示することで、利益情報の目的適合性は向上する。	
利息純額アプローチによれば期待収益アプローチよりも目的適格的な情報が提供される。	
制度資産と確定給付制度債務とは独立に存在しうるものではなく、その純額だけが意味を持つ、という考え方(純額説)が受け入れられている状況では、包括利益計算書における確定給付費用の分解も純額説を基礎とすることで、より目的適格的な情報が提供される。	
追加最小負債の情報は目的適合性を有しておらず、その開示はかえって混乱を引き起こすおそれがある。	
将来に予想される事象を織り込むことによって、確定給付制度債務に起因する資源の流出額に係る最も目的適格的な情報が提供される。	
(a)確定給付制度の特徴を説明する情報、(b)確定給付制度から生じた財務諸表上の金額を識別し説明する情報、および(c)確定給付制度への関与が、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与えるのかを記述した情報は、いずれも、事業主の財務諸表利用者にとって目的適合性がきわめて高い事項である。	
勤務費用に関する感応度分析の情報は目的適格的ではない。	
(a)積立ての取決めおよび積立ての方針と(b)予想される拠出と給付支払の金額および時期に関する情報は、拠出額が勤務費用と相違する原因となりうる要因に関する情報とくらべたとき、確定給付制度が企業の将来キャッシュ・フローに与える影響に関する情報としてより目的適格的である。	
累積給付債務と呼ばれるものに関する情報の目的適合性は、国や制度の違いに応じて異なる。	
制度に対する拠出額は積立要件で決定されるものであり、IAS第19号に従って算定された勤務費用によって決定されるものではない以上、拠出額が勤務費用と相違する原因となりうる要因(例えば今後5年間の拠出額が当期勤務費用と相違する原因となりうる要因)の開示は目的適格的ではない。	
複数事業主制度への企業の加入により生じうる偶発負債に関する情報のうち、制度からの脱退や制度の解散に関わるものは目的適格的でありうる。	
即時認識にもとづく情報は、遅延認識にもとづく情報よりも目的適格的である。	
市場よりも低い金利による政府からの借入金については、金利の帰属計算を行うことによって、より目的適格的な情報が提供される。	
経営幹部の報酬の金額に重要性がある場合、当該金額は、財務諸表の利用者にとって目的適格的である。	
取得前の利益剰余金に関する修正再表示は主観的な事後的判断を伴うことから、利益情報の目的適合性や信頼性を減少させる。	

図表 6 「目的適合性」の向上に寄与する測定操作: IFRICにおける「結論の背景」

カテゴリー(a)に分類された項目の再分類: PartB(IFRIC)	観察頻度
公正価値評価にもとづく利益情報の目的適合性は高い。	4
実態に適った会計処理を行うことで、利益情報の目的適合性を高めうる。	1
その他	2
総計	7

図表 7 「その他」2項目の具体的な内容

「その他」2項目の内容: PartB(IFRIC)	
将来の重要な確約に係る情報は目的適格的である。	
基本資産を活用する拠出企業の能力が制限されている事実に関する情報は目的適格的である。	

図表 8 「目的適合性」の向上に寄与する測定操作：「本文」の記述

カテゴリー(a)に分類された項目の再分類: PartA	観察頻度
保険契約の測定に将来投資マージンを反映させれば、保険者の財務諸表に関する目的適合性は原則として高まる。	3
「会計上のミスマッチ」の解消に資する場合は、公正価値オプションの適用によって財務情報の目的適合性が高まる。	6
総計	9

注

- (1) さらにいうなら、そもそも会計実務を取り巻く環境要因が国や地域の違いを超えてどれだけ均質化しているのかもまた、事実にてらして確かめるべき問題である。
- (2) ただしコンセンサスが得られた基礎概念と極端に異なる解釈を繰り返した場合は、それが国際的な公約に反する組織という評判を生み、会計基準のあり方に関する将来の国際交渉に負の影響を及ぼすことも想定しうる。また「極端に異なる解釈」にもとづく財務諸表が「比較可能性を欠くもの」とみなされれば、投資家らの信頼を失うおそれもある。こうしたことから、たとえ自発的な動機に委ねたとしても、恣意的な解釈が必ず横行するとは考えられない。
- (3) 米山 [2013] を参照。
- (4) 問題意識を部分的に共有している先行研究として、Basu [2013], Madsen [2013], Young [2013] などを参照。
- (5) 国際財務報告基準解釈指針委員会が公表してきた各解釈指針は、それを公表としている組織と同様、IFRIC と称されている。また IASC 時代の組織である SIC には解釈指針委員会という邦訳があてられている。
- (6) 例えば IFRS 第 4 号の第 27 項における以下の記述を参照（下線は筆者による）。
「保険者は、将来投資マージンを排除するために会計方針の変更をする必要はない。しかし、当該投資マージンが支払保険金に影響を及ぼす場合を除き、保険者が保険契約の測定を行うにあたって将来投資マージンを反映させる会計方針を採用する場合には、保険者の財務諸表の目的適合性及び信頼性は低下するという反証可能な推定が存在する。そのようなマージンを反映する会計方針の例として次の 2 つがある。
(a) 保険者の資産の期待収益率を反映した割引率を使用する。
(b) 期待運用収益率をもって当該資産からの運用収益を予測し、当該予測収益を異なった割引率で割り引き、その結果を負債の測定に含める。」

- (7) 主として貸借対照表情報にもとづく意思決定が想定されているのであれば、そこでいう「公正価値情報」は文字通り、ストックとしての公正価値情報となる。これに対し損益計算書情報にもとづく意思決定が想定されているのであれば、公正価値の変動差額に関する情報が求められることとなる。ここで述べたとおり、投資家が依拠している意思決定モデルに関する事実認識の違いは、公正価値による継続的な再評価を行う項目の範囲に関する違いだけでなく、公正価値のどのような側面に関する情報がとくに重視されるのか、という点に関する違いも生み出す。
- (8) 先述のとおり、「公正価値情報が目的適合的である」という言明は、「ストック情報を中心とした意思決定」と「フローの損益情報を中心とした意思決定」という、対照的な意思決定観のいずれとも整合しうる。この問題に関連する記述と照らし合わせてみても、IASB がいずれに依拠しているのかを断定するのは難しい。
- (9) ここでいう「会計観」について徳賀 [2012] を参照。
- (10) 会計基準を対象とした学術研究では必ずしも重視されてこなかったと考えられる、「経験的な事実に根ざしたモデルの構築と検証」を強く意識した研究として、例えば角ヶ谷 [2014]、小形 [2013] を参照。

参考文献

Basu [2013], Sudipta Basu, “Devil’s Advocate: The Most Incorrect Beliefs of Accounting Experts,” *Accounting Horizons* Vol.27 No.4, pp.841-846.
Christensen [2010], John Christensen, “Conceptual Frameworks of Accounting from an Information Perspective,” *Accounting and Business Research*, Vol. 40, No. 3, 2010, pp.287-299.
IASB [2013], International Accounting Standards Board (IASB), Discussion Paper: *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, July 2013.
Madsen [2013], Paul E. Madsen, “The Pursuit of High Quality Accounting Standards,”

Accounting Horizons Vol.27 No.4, pp.867-876.
Young [2013], Joni J. Young, “Devil’s Advocate:
The Importance of Metaphors”, *Accounting
Horizons* Vol.27 No.4, pp.877-886.
小形 [2013], 小形健介「国際標準化における FASB
基準開発活動の規定要因：2000 年代後半におけ
る FASB の規制環境・基準化戦略・組織構造」『会
計プログレス』第 14 巻, 2013 年 9 月, 68-81 頁。
角ヶ谷 [2014], 角ヶ谷典幸「IFRS 適用をめぐる日
本のステークホルダーの見解の多様性 —企業会

計審議会の議事録の内容分析を手がかりにして
—」『国際会計研究学会年報』第 34 号, 2014 年。
徳賀 [2012], 徳賀芳弘「会計基準における混合会
計モデルの検討」『金融研究. (日本銀行金融研究
所,)』第 31 巻第 3 号, 2012 年 7 月, 141-203 頁。
米山 [2013], 米山正樹「質的な特性に根ざした会
計基準の開発 —IASB による概念フレームワーク
の討議資料—」『経済学論集』第 79 巻第 2 号, 東
京大学経済学会, 2013 年 7 月, 27-94 頁。

国際会計研究学会第 31 回研究大会統一論題 コメント

倉田幸路
立教大学

本統一論題は、「経済のグローバル化と会計基準の多様性」というテーマで行われた。これは、経済はグローバル化しても、なぜ会計基準は多様であるのかを問いかけたものであると思われる。一般に、経済がグローバル化すれば会計基準は統一される、あるいは会計基準が多様であるということは経済がグローバル化していないのではないかという考えがあると思われる。しかし、日本の会計基準委員会による討議資料『財務会計の概念フレームワーク』改訂版の前文において、会計基準を取り巻く環境の項の中で、会計基準を設定するうえで、財務報告を取り巻く現在の制約要因として、市場慣行、投資家の情報分析能力、法の体系を支える基本的考え方、基準設定の経済的影響に係わる社会的な価値判断を挙げている。各国におけるこれらの制約要因は異なると考えられるため、経済はグローバル化しても、各国の会計基準は異なっている現状があると思われる。また、経済がグローバル化すれば、国際的な資本市場での資金調達が必要であり、グローバルな会計基準が必要であると主張されることがある。しかし、かつて、自国基準でしか会計報告をしていなくても、投資銀行の仲介により、外国人投資家の割合が多くを占める企業もあったし、現在でも、日本の市場でアメリカ基準や国際財務報告基準で会計報告を行っている企業は 100 社にも満たないが、日々の株式売買に海外の投資家は多数参加している。このように、資金調達

のうえで、会計基準の統一が必要条件であるとは限らない。

そもそも、各国の会計基準は各国が国の主権において規定し、企業が会計基準を遵守するのは、その正統性があるからである。かなり以前から効率的市場仮説の議論がある。市場が効率的であれば、情報はすみやかに市場に反映され、株価に反映され、会計方法の違いにより株価の相違にはならないとされた。そうであれば、経営者、投資者、基準設定者は、どういう会計基準が設定されるかにあまり関心はないことになる。しかし、2000 年にアメリカにおける企業結合に関する会計基準をもちだすまでもなく、各利害関係者は、基準設定に関して強い利害・嗜好をもっている。このことは、会計報告は、単に資金調達のためだけでなく、課税、経営者報酬等様々なインセンティブの中で形成されていることを意味している。このような複雑な経済、環境要因のなかで会計基準が形成されているところに、会計基準の多様性の問題もあると思われる。

古い議論であるが、90 年代において会計分類論が盛んであった当時、著名な研究者の人たちはこのことを認識していた。たとえば、ノーブスは、「会計実務が国際的に異なることは十分な理由があることは明らかである。異なる国には異なる会計が適合する。このことは、調和の合理性について根本的な疑問を提起する。企業、会計事務所、政府や他の利用者にとって

調和化の有利さがあるにもかかわらず、さまざまな国内の会計実務を国内の目的のために最適なものから変えることの不利益がまさるかもしれない。あるアングロサクソン諸国にみられるように何らかの国際的相違が単なるアクシデントあるいは表面的なものであれば、おそらくこれを取り除くことは害にはならない。しかしながら、多くの相違はより根深く、おそらく維持されるであろう。」(Nobes [1992] p.91)と述べているし、またドイツのハーバーマンは、「言語は単なる技術的な伝達手段ではなく、その国の歴史と文化の表現であるのと同様に、会計慣行も、他の領域を損なうことなく単純に交換することができない全体システムの統合した構成要素である。」(Havermann [1994], S.661)と述べている。はたして、現在の経済環境は大きく変わっているのだろうか？

現在、大変重要である本統一論題のテーマに、角ヶ谷典幸先生の「IFRS 適用をめぐる日本のステークホルダーの見解の多様性—企業会計審議会の議事録の内容分析を手がかりにして—」、岩崎勇先生の「経済のグローバル化と会計基準の多様性の現状と課題」、米山正樹先生の「基礎概念の解釈に係る多様性—『目的適合性』の事例から—」という3つの報告は、それぞれ異なる視点からこの問題を取り上げ大変興味深い。はじめに角ヶ谷報告は、ステークホルダーの多様性は会計基準の多様性につながるかという観点から実証的・統計的研究であり、実態を論理的に分析するという理論的特徴がある。具体的には、企業会計審議会の議事録による内容分析を行い、審議会のステークホルダーにより意見の相違があること、期間の相違により意見の相違があること、ステークホルダー、期間ごとのロジックの相違があること、IFRS 適用賛成派・反対派による視点の相違、賛成派・反対派に共通するロジック等を明らか

にしている。

つぎに岩崎報告は、これまでの議論を詳細に検討し、妥当と思われる結論を導くという伝統的な制度的・学説的研究であるという理論的特徴をもち、会計基準の設定者、財務諸表の作成者及び利用者という3つの当事者の視点をもとに、会計基準の多様性と比較可能性とのトレード・オフ関係及び会計基準の選択(競争)という視点からの分析をおこなっていること、会計基準の多様性の長所と課題を詳細に記述していること、課題への対処として、比較可能性の確保(①会計基準のIFRSへの統一化、②注記による調整)を否定し多様性の維持(会計基準間の競争)を提案している。

最後に米山報告は、目的適合性概念の多様性が会計基準のゆらぎにつながるかという観点から、概念的・実証的研究であり、基礎概念(目的適合性)が各基準、解釈指針においていかに使われているかに関する全数調査をしたという点に理論的特徴がある。目的適合性は、これまで概念フレームワークにおいて最も重要な質的特徴の一つといわれてきたが、具体的基準・解釈指針での説明にいかに用いられているかは重要な検討課題である。これらの検討結果、付与されている解釈から、IASBが依拠している「利益観」の全貌は明らかではないこと、したがって「今後も揺らぎが生じないこと」を何ら保証しない、という点を明らかにしたことは重要である。

このように、三報告は異なる視点から、経済がグローバル化した現在において会計基準が多様である点を科学的・分析的・記述的に説明したものであり、この問題にきわめて大きな貢献をしたということが出来る。

参考文献

会計基準委員会 [2006] 『討議資料 財務会計の概念

フレームワーク 改訂版』
Havermann, Hans [1994], “Internationale
Entwicklung in der Rechnungslegung. Hrsg.
Von Wolfgang Ballwieser et. al. *“Bilanzrecht
und Kapitalmarkt. Festschrift zum 65.*

*Geburtstag von Prof. Dr. Dr. h. c. Dr. h. c. Adolf
Moxter.”*IDW-Verlag.Duisseldorf. SS.655-677.
Nobes, Christopher [1992], *International
Classification of Financial Reporting.* Routledge,
London.

統一論題に対するコメント

高須 教夫
兵庫県立大学

企業(組織)活動に関わる経営要素として「ヒト・モノ・カネ・情報」がある。このうち、「ヒト」はグローバル化しにくいという特性を持ち、実際にもグローバル化は進行していない。「モノ」はグローバル化しやすいものとしにくいものがあり、実際にもグローバル化しているものとしていないものがある。「カネ」はグローバル化しやすいという特性を持ち、実際にもグローバル化が進行している。「情報」は基本的にはグローバル化しやすいという特性を持っているが、「会計情報」については「ヒト」と「カネ」の両者に関わるため必ずしもそうとはいえない。

「会計情報」とは、「ヒト」が「カネ」に関わる意思決定を行うために利用する情報である。したがって、国内的要因に制約を受ける「ヒト」(国内の会計情報作成者・利用者)は国内的パースペクティブを重視するのに対して、国内的要因に制約を受けない「ヒト」(国外の会計情報利用者)は国際的パースペクティブを重視する。そのことから、経済のグローバル化とは、「会計情報」についていえば、国内的要因に制約を受けない「ヒト」が増加することを意味するといえる。

このため、その会計情報は、①国内的パースペクティブを重視した会計情報(利害調整機能を重視)と②国際的パースペクティブを重視した会計情報(情報提供機能を重視)という二面性を持つことになり、前者においては国内基準に基づく内的整合性を重視した会計情報が、後

者においては国際基準に基づく目的適合性・比較可能性を重視した会計情報が要請されることになる。

このような中、かかる会計情報の統合を図る方法として、次の2つの方法を考えることができる。すなわち、その1つは複数の会計情報を提供するという会計情報の二重化を目指す方法であり、もう1つは会計情報のハイブリッド化——国際的(外的)には会計情報のグローバル化・国内的(内的)には会計情報の非グローバル化——を目指す方法である。

I 会計基準の設定をめぐる問題 (IFRSの強制適用問題)(角ヶ谷報告)

角ヶ谷報告においては、国際的パースペクティブに基づく会計情報の観点から目的適合性・比較可能性を重視しているIFRS強制適用の要請に関わる問題が取り上げられている。しかもそこでは、国際的には比較可能性の拡充と国内的には内的整合性の維持を図るために、国際的(外的)にはIFRSの受容と国内的(内的)にはIFRSの組替え(無機能化)が行われており、そのために、「IFRS任意適用」や「IFRS適用対象の限定」(中小企業会計指針(要領)の制定・連単分離)という会計情報の二分化を行うと共に、J-IFRSの開発やエンドースメント・カーブアウトという会計情報のハイブリッド化の提案がなされている。

この対応戦略は、わが国において従来から行われてきた方法と同一の枠組み（山地・他 [1994]）に属するものであるが、IASB がピュア IFRS 以外を認めないことを表明している中で、このような有効性に問題のある戦略が再生産されたのには、IFRS 強制適用に対する賛成者（日本公認会計士協会等）と反対者（会計研究者・製造業企業等）の対立があるといえる。そしてそこにおいては、国際的（外的）説得と国内的（内的）説得の調整が図られており、このことは、IFRS 強制適用に対する賛成者が、J-IFRS の導入を「IFRS の強制適用に向けた第一歩」と捉えているのに対して、IFRS 強制適用に対する反対者は、J-IFRS の導入を「IFRS の強制適用を採用しないための方策」と捉えていることから明らかになる。

しかし、角ヶ谷報告においては、IFRS 強制適用に対する賛成者および反対者がともに原則主義の適用に懸念を表明している理由（「経営者の裁量権や判断の増大」）について、また、IFRS 強制適用に対する意見が急激に変化した決定要因として「米国証券取引委員会（US-SEC）の政策決定への配慮」をあげる場合のその解釈（US-SEC の判断とわが国固有の論理との相互関連性）について、十分な説明がなされているとはいえない。

II IASB 概念フレームワークをめぐる問題

会計目的（利益観）について、「真実利益アプローチの登場→経済的帰結学派の出現→真実利益アプローチの破綻→意思決定有用性アプローチの採用」という過程を辿ってきたといえる。そしてそのことから、IASB 概念フレームワークにおいても、国際的パースペクティブに基づく「意思決定に有用な情報の提供」という

要請がなされており、そのため、ここでは目的適合性・比較可能性が重視されている。

(1) IASB 概念フレームワークにおける目的適合性をめぐる問題（米山報告）

米山報告においては、IASB 概念フレームワークにおける目的適合性をめぐる問題が取り上げられている。しかも、『IASB 概念フレームワーク』（2010年）では、「一般目的財務報告の目的」（第1章）において、情報提供機能と利害調整機能（受託責任）の共存を図るにあたり、情報提供機能への利害調整機能（受託責任）の統合すなわち意思決定有用性アプローチの貫徹（純化）が行われている。また、「有用な財務情報の質的特性」（第3章）において、その基本的な質的特性が「目的適合性」と「信頼性」から「目的適合性」と「忠実な表現」に変更されている。

このような意思決定有用性アプローチの貫徹は、一方で「目的適合性」の重視をもたらすと共に、他方で「目的適合性」の無機能化をもたらすことになる。このことは、実証分析の結果（米山報告）と一致しており、IASB 概念フレームワークが FASB 概念フレームワークと同様の欠陥（意思決定モデルの欠如）を有しており、「規制しなければならないにもかかわらず規制してはならない」（津守 [1988]）というパラドックスの再生産がそこにおいて行われているといえる。

それでは、FASB 概念フレームワークに対するこれまでの問題点の指摘から IASB 概念フレームワークにおける欠陥が自明であるにもかかわらず、欠陥のある概念フレームワークが再生産された理由はどこにあるのであろうか。この問題については、米山報告において「今後の検討課題」とされているが、ここにおいて、そ

の理由として、①概念フレームワークは妥協の産物であっても、社会的インフラとして存在理由がある、②会計基準に対する信認が低下したときにおける米国の会計基準設定機関の変遷（CAP→APB→FASB）と同様に、「IASBの会計基準に対する信認が低下したときにおけるIASB概念フレームワークの改訂→信認の回復」を目指したものであるという理由をあげることができるであろう。

(2) 会計基準の多様性と比較可能性をめぐる問題（岩崎報告）

岩崎報告においては、会計基準の多様性がもたらす比較可能性をめぐる問題（「トレード・オフ関係」）を取り上げている。しかもここでは、「比較可能性を同一の会計事象に対して同一の会計処理を、異なる会計事象に対して異なる会計処理を行う」（統一化・画一化）ものと規定しており、そのことから企業活動実態等の多様性を重視した上で、意思決定有用性アプローチの貫徹が行われる場合には、①細則主義から原則主義への移行（IASB）、②会計基準の多様化（わが国）という2つの方法が考えられる。

すなわち、多様な会計処理がもたらされる経路として、IASBにおいては「会計目的（単一（情報提供機能））→会計基準（単一）→原則主義の採用による取引（会計事象）の認識（複数）→会計処理（複数）」という経路が、一方、わが国においては「会計目的（複数）→会計基準（複数）→細則主義の採用による取引（会計事象）の認識（単一）→会計処理（単一）」という経路

が、想定されているといえる。それに対して、岩崎報告においては、多様な会計処理の出現は比較可能性の確保を不可能にすることから、多様な会計基準を容認した上で、それを市場選択の問題としている。

しかし、ここで会計処理の多様性がもたらされる経路の相違が、IASBの場合には、原則主義を採用することにより取引（会計事象）の認識の多様性がもたらされる一方で、単一の会計目的のもとに実質的比較可能性の確保が図られるのに対して、わが国の場合には、複数の会計目的（内的整合性）を達成するために複数の会計基準の設定が行われていることから、単一の会計目的のもとにおける実質的比較可能性の確保は行いえないという結果をもたらすことになる。このような中、会計処理を市場選択にまかせる場合には、会計情報提供を企業におけるボンディング活動と認識することになり、そこにおいては実質的比較可能性の達成を放棄することになるといえる。

参考文献

- 高須教夫 [2012] 「意思決定有用性アプローチの確立と概念フレームワークの形成—アメリカにおける会計規制の観点から—」 千葉準一・中野常男編『会計と会計学の歴史』中央経済社。
- 津守常弘 [1988] 「会計基準設定の現代の特徴と方向（一）・（二・完）」『會計』第133巻第1号・第2号。
- 藤井秀樹編 [2014] 『国際財務報告の基礎概念』中央経済社。
- 山地秀俊・鈴木一水・梶原 晃・松本祥尚 [1994] 『日本の企業会計の形成過程』中央経済社。

II 自由論題報告

2013 年 IASB 『討議資料』における資産および負債の定義の検討

中山 重穂
愛知学院大学

要 旨

本稿は、2013 年 IASB 討議資料『「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直し』の一部である「資産および負債の定義」を対象とし、概念フレームワーク改訂の方向性と課題を考察するものである。その目的は、概念フレームワーク改訂の方向性、その問題点および今後の課題を提示すること、さらには、『討議資料』に対する各国会計基準設定主体のコメントレターを整理し、その見解を集約するとともに、当該作業を通じて、本稿が提示した概念フレームワーク改訂の問題点の裏付けをとることにある。

本稿では、まず、提案された定義は、定義の明確化および定義における不確実性と蓋然性規準の排除を目的とすることを説明した。次に、資産および負債の定義を手がかりとして、財務情報の拡充という改訂の方向性を指摘するとともに、概念フレームワークの概念的基盤としての役立ちの低下という問題が付随して生じうる点を指摘した。この問題は、各国会計基準設定主体のコメントレターの検討からも裏付けられるものであった。また、コメントレターの多くは、『討議資料』の提案内容に概ね肯定的であったが、財務情報の拡充の方向性に対しては慎重な姿勢を示すものが多くみられた。最後に、財務情報の拡充を指向しつつも、概念的基盤としての役割を十分に果たしうる概念フレームワークの整備を進めることが、今後の概念フレームワーク改訂における課題であることを指摘した。

I はじめに

国際会計基準審議会（以下、IASB）は、概念フレームワークの改訂プロジェクトの一環として、2013年7月に討議資料『「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直し』（以下、『討議資料』）を公表した。本稿は、『討議資料』における種々の領域のなかでも、セクション2「財務諸表の構成要素」における「資産および負債の定義」を対象領域とする。

本稿の目的の一つは、IASBが『討議資料』において示した「資産および負債の定義」と当該定義に関する論点を整理するとともに、IASBが策定を模索している概念フレームワークの改訂の方向性、その問題点および今後の課題を提示することにある。

もう一つの目的は、『討議資料』と『討議資料』を通じてIASBが示した改訂の方向性に対する各国会計基準設定主体の見解を整理し、集約するとともに、その作業を通じて、一つ目の目的で提示した問題の所在の裏付けをとることにある。なお、各国会計基準設定主体の見解については、各主体が『討議資料』に対して投稿したコメントレターを調査することによって明らかにする。

IASB概念フレームワークは、IASBによって開発されるが、その開発プロセスでは、各国の会計基準設定主体、監督官庁、会計専門職、投資者、経営者、業界団体などといった多方面からのコメントレターが参照されている。このため、概念フレームワークは、上記の関係者の有する利害、価値観、独自の会計実務、伝統的な会計慣行および商慣行などに基づく見解の影響を受けつつ、策定されると考えられる。

コメントレターで示される見解は、財務報告制度とのかかわり方によって、すなわち投稿者の立場によって、コメントのポイント、傾向お

よび賛否の相違が予想される。この仮定のもと、本稿では、自国会計基準を直接的に構築する立場にある各国会計基準設定主体からのコメントレターを調査対象とする。

会計基準設定主体からのコメントレターを調査対象とする理由は、多くの会計基準設定主体が会計専門職、経営実務者、学識者などの代表から組織されているため、諸制度、経営実務、会計実務、会計理論などを考慮しつつ、多面的な検討のもと練られた見解が期待できること、投資者、財務諸表作成者、業界団体などと比べ、自らの個別性の強い利害を優先するものではないであろうことにある。

以下においては、まず、『討議資料』の位置付けを確認した上で、『討議資料』で提案されている資産および負債の定義の内容と当該定義に関連する論点を整理する。次に、提案された資産および負債の定義を通じてうかがえるIASB概念フレームワークの改訂の方向性と付随する問題とを考察する。そして、その後、当該定義および関連論点に対する各国会計基準設定主体のコメントレターを整理するとともに、IASBが示した改訂の方向性に対する各主体の見解を考察する。そして、最後に、ここまでの考察をまとめるとともに、今後のIASB概念フレームワークの改訂にかかわる課題を示す。

II 2013年『討議資料』の意義と構成

IASBによれば、『討議資料』は、「改訂『概念フレームワーク』の公表に向けての第一歩」であり、また、「IASBに実務上の問題を生じさせてきた領域に焦点を当て」、「議論したトピックの一部についてのIASBの予備的見解⁽¹⁾」を示すものであるという（IASB[2013], p.7）。す

なわち、『討議資料』の意義は、概念フレームワーク改訂の再開にあたって、まず、主要な論点を取り上げ、当該論点に対する IASB の予備の見解を表明して叩き台とするとともに、今後の概念フレームワーク改訂の基本的な方向性を示すことにある。

このような『討議資料』は、本稿の対象領域である「資産および負債の定義」が記述されるセクション 2「財務諸表の構成要素」も含めて、九つのセクションから構成される。

しかし、各セクションが相互に全く異なる領域を対象としているのかといえ、必ずしもそうではない。例えば、セクション 2 では、「財務諸表の構成要素」が取り上げられ、続くセクション 3 では、「資産および負債の定義を補助するための追加的ガイダンス」が検討されるというように、前セクションの一部分の補足事項を次セクションが示すといった構成がとられる場合がある。その点を考慮すると、『討議資料』は、大きく、「財務諸表の構成要素」、「認識および認識の中止」、「測定」、「表示および開示」といった四つの領域を対象としているといえる。

各セクションでは、IASB の見解に対するコメントを効率的に募るための、『討議資料』読者に対する質問が設定されている。IASB は、『討議資料』の公表から 6 か月後の 2014 年 1 月 14 日を締切日として、質問に対する回答およびその他の意見が表明されたコメントレターを募集している。そして、IASB は、2015 年に公表予定である『公開草案』の作成に際して、それらコメントを考慮する場合があることを表明している (IASB [2013], p.17)。

Ⅲ 「資産および負債の定義」の提案

1. 「財務諸表の構成要素」の概要

2010 年に IASB によって公表された『財務報告に関する概念フレームワーク』(以下、『IASB [2010]』)の第 1 章「一般目的財務報告の目的」では、財務報告の目的は、現在のおよび潜在的な投資者、融資者および他の債権者といった財務諸表利用者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業に関する財務情報の提供にあることが示されている (IASB [2010], para.OB2)。さらに、そこでいう有用な財務情報とは、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しの評価に役立つ情報、より具体的には、企業の資源、企業に対する請求権、および企業の経営者と統治機関が、企業の資源を用いる責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしてきたかについての情報であることが示されている (IASB [2010], paras.OB3-OB4)。加えて、企業の資源および企業に対する請求権などの情報は、一般目的財務報告書において提供されることが述べられている (IASB [2010], para.OB12)。この一般目的財務報告書には財務諸表も含まれることはいうまでもない。

『討議資料』のセクション 2「財務諸表の構成要素」^④によれば、財務諸表が提供する情報には、「企業の財政状態(企業の資源および企業に対する請求権)」と「企業の資源の変動および企業に対する請求権の変動」があり、前者は、財政状態計算書において、後者は、複数の内訳項目に区分されて報告されるという (IASB [2013], para.2.2)。

セクション 2 に基づき、各計算書等が提供する情報および各計算書の構成要素を整理すると表 1 のようにまとめられる。

表1 財務諸表が提供する情報と構成要素

財務諸表	提供する情報	構成要素
財政状態計算書	企業の財政状態（企業の資源および企業に対する請求権）	資産、負債、持分
純損益およびその他の包括利益を表示する計算書	企業の資源の変動および企業に対する請求権の変動の内訳項目としての収益および費用	収益、費用
持分変動計算書	企業の資源の変動および企業に対する請求権の変動の内訳項目としての企業の持分の変動	持分の抛出、持分の分配、持分のクラス間での振替
キャッシュ・フロー計算書	企業の資源の変動および企業に対する請求権の変動の内訳項目としてのキャッシュ・フロー	キャッシュ・インフロー、キャッシュ・アウトフロー
財務諸表注記	企業の資源の変動および企業に対する請求権の変動の内訳項目としての資源および義務のその他の変動	

（出所）IASB [2013], para.2.2をもとに著者作成

表1で示されるように、『討議資料』では、財務諸表の提供する情報が、企業の資源および企業に対する請求権を中心概念として整理されている。その結果、財務諸表のなかでは財政状態計算書が、構成要素としては資産、負債および持分が中心に位置付けられる。そして、その他の計算書とその構成要素は、財政状態計算書における特定の内訳項目の期中変動を表示することになる。

このように、財務諸表の構成要素は、企業の資源および企業に対する請求権を中心概念として、財務報告の目的から演繹的に導出されている。

2. 「資産および負債の定義」における論点

セクション2「財務諸表の構成要素」では、上記のような財務諸表の構成要素の整理に加え、まずは資産および負債の定義が、次いで収益および費用の定義とその他の構成要素の定義が検討されている⁽³⁾（IASB [2013],

para.2.1）。以下においては、これら定義のうち、セクション2における主要な論点であるとともに、本稿の対象領域である資産および負債の定義に関する論点を取り上げる。

(1) 資産と負債の定義

セクション2では、以下の資産および負債の定義が提案される。（IASB [2013], para.2.11）

- (a) 資産は、過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源である。
- (b) 負債は、過去の事象の結果として企業が経済的資源を移転する現在の義務である。
- (c) 経済的資源は、権利または他の価値の源泉で、経済的便益を生み出す能力があるものである。

表2 資産および負債の定義の比較

	『IASC [1989]』	『討議資料』
資 産	過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源	過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源
負 債	過去の事象から発生した企業の現在の義務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるもの	過去の事象の結果として企業が経済的資源を移転する現在の義務
経済的資源		権利または他の価値の源泉で、経済的便益を生み出す能力があるもの

(出所) IASB [2013], para.2.11を一部修正し著者作成

表2は、現行IASB概念フレームワークでの資産および負債の定義(以下、『IASC [1989]』)と『討議資料』で提案された資産および負債の定義との対照表である。両者を比較した場合、『討議資料』で提案された定義の特徴として、将来の経済的便益に関する言及が削除され、従来よりも簡潔化されていること、資産および負債の定義とは別に、経済的資源の定義が付け加えられていることという二つの変更点が指摘できよう。

上記のような資産および負債の定義の変更には、IASBの有する「資産は資源であり、負債は義務である」と「不確実性の役割」という二つの問題意識が反映されている(IASB [2013], para.2.12)。そこで、以下においては、これら二つの問題意識とそれらに対するIASBの予備的見解を明らかにする。

(2) 問題点の提示と予備的見解の表明

① 資産は資源であり負債は義務

『討議資料』では、現行の資産および負債の定義が、「経済的便益の予想されるフローに言及しているため、一部の読者は、資源(資産)又は義務(負債)を、それにより生じる経済的便益の流入又は流出と混同する場合」があるという問題提起がなされている(IASB [2013],

para.2.13)。

そこで、『討議資料』では、「経済的便益への言及を経済的資源の新たな定義に移すことにより、この混乱の発生源を除去」することが試みられている(IASB [2013], para.2.13)。表2に示されるように、『討議資料』の資産と負債のそれぞれの定義では、『IASC [1989]』で言及されている経済的便益に関する文言が削除され、資産は資源であり、負債は義務であるという見解に基づいた表現がなされている。

すなわち、このような資産および負債の定義の変更は、資産は生じる可能性のある将来の経済的便益の流入ではなく、また負債は経済的便益を有する資源の流出ではないことを、より厳密には、資産は経済的便益の流入を生み出す能力を持つ経済的資源それ自体であり、負債は経済的資源の流出をもたらす義務それ自体であるとする見解を強調するものである。

さらにこの結果として、「定義がより簡潔で焦点の合ったものとなり、資産の定義と負債の定義の対比をより明確に示すことになる」という追加的な改善も生じていることが付言されている(IASB [2013], para.2.13)。

② 不確実性の役割

『IASC [1989]』において、資産の定義では

「将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源」と、負債の定義では「その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるもの」と、「予想（期待）される」という表現が利用されている⁽⁴⁾ (IASB [1989], para.49)。このような表現は、経済的便益の流出入が確かかどうかわからないという意味での不確実性、および経済的便益の流出入の発生可能な度合いを閾値とする蓋然性規準が、定義に包含されていると解釈する余地を生み出している⁽⁵⁾。このことを受け、『討議資料』では、不確実性および蓋然性規準を定義に組み込むことが適切であるかどうかの問題提起されている (IASB [2013], paras.2.17-2.18)。

『討議資料』では、この問題を整理するにあたって、経済的便益の流出入の源泉としての資産および負債が存在するかどうかに関する不確実性である「存在の不確実性 (existence uncertainty)」と資産および負債が経済的便益の流出入を生むかどうかに関する不確実性である「結果の不確実性 (outcome uncertainty)」とに不確実性を分類し、詳細な検討を加えている (IASB [2013], paras.2.19-2.34)。

そして、結論から述べれば、『討議資料』では、存在の不確実性、結果の不確実性ともに、資産および負債の定義に組み込まないという見解を示している (IASB [2013], para.2.35)。それゆえ、『IASB [1989]』での「予想（期待）される」という表現は不適切であるとして不採用となり、代わって、経済的資源の定義において、経済的便益を生み出す「能力がある (capable)」という、結果の不確実性および蓋然性規準の排除を意図した表現が採用されている (IASB [2013], paras.2.19-2.34) ⁽⁶⁾。

資産および負債の定義への不確実性および蓋然性規準の組み込みを排除するに至った理

由として、まず、存在の不確実性に関しては、資産または負債の存在が不確実な場合は稀であり、稀な場合に備えて概念フレームワークを設定することは合理的ではないという見解が示されている (IASB [2013], para.2.35. (b))。

『討議資料』では、資産または負債の存在に重大な不確実性がある場合には、該当する国際財務報告基準 (以下、IFRS) において対応することが提案されている (IASB [2013], para.2.35. (b))。

次に、結果の不確実性であるが、経済的便益の流出入が「予想（期待）される」といった、結果が不確実な状況に対する判断を求めるような、あるいは蓋然性の閾値とみなしうるような表現が利用された場合、資産または負債とみなされるべき項目がみなされない可能性がある。『討議資料』は、経済的資源が経済的便益を生み出すか、義務が経済的資源の移転を生じさせる結果が、少なくとも一部にあることが重要であるという立場をとるため、資産および負債の定義において、結果の不確実性を維持すべきではないという見解を表明している (IASB [2013], para.2.35. (a))。

IV 財務情報の拡充 vs. 概念的基盤の整備

以下では、『討議資料』で提案された資産および負債の定義と当該提案の背後にあるIASBの見解とをもとに、IASBによる概念フレームワーク改訂の方向性を検討する。

概念フレームワーク改訂へのIASBの取組みは、2004年に開始された米国財務会計基準審議会 (以下、FASB) との共同による概念フレームワーク改訂プロジェクトを端緒とする。その際、この改訂の主な背景として、会計基準の統一化に向けた基準設定のための概念的基盤

の統一、経済環境、企業実務、投資者の情報ニーズ等の変化によって老朽化した概念フレームワークの修正、補足のためのアップデート⁽⁷⁾、および原則主義による会計基準設定の基礎となる概念的基盤の整備といった目的が示された⁽⁸⁾ (FASAC [2004], pp.6-8)。

FASB との共同作業が凍結された現状では概念的基盤の統一はともかく、概念フレームワークのアップデートおよび原則主義による会計基準設定の基礎となる概念的基盤の整備は、現在もIASBによる概念フレームワーク改訂の重要な目的といってよいであろう。

そのような観点からすれば、『討議資料』での新たな資産および負債の定義の提案は、現行定義に対する誤解を正すことだけが目的ではない。金融商品や無形財に代表されるように、存在あるいは結果の不確実性が高いがゆえに、資産あるいは負債とみなされなかった項目が、新たな定義のもとでは、オンバランスされる余地が生じていることから、より大局的には、企業の財政状態についての目的適合的で、忠実な表現である有用な情報を提供するための、概念フレームワークのアップデートを意図した提案といえる。

また、このような概念フレームワークのアップデートは、先に公表された『IASB [2010]』の第3章「財務情報の質的特性」で示された概念フレームワーク改訂の方向性とも合致する。

「財務情報の質的特性」では、信頼性に代わって忠実な表現が採用され、基本的な特性に位置付けられるとともに、従来、信頼性の構成要素であった検証可能性の位置付けが、備えることを必ずしも必要とされない補強的特性へと後退している。すなわち、検証可能性が低くとも、目的適合性があり、忠実な表現が可能な経済事象であるならば、財務情報として有用であるという見解が示され、財務情報の拡充を指向する

方向性が示されている。

提案された定義のもとでは、上述のように従来よりも資産ないしは負債とみなされる項目が拡大される可能性がある。その点で、概念フレームワークのアップデートの一環として提案された資産および負債の定義は、『IASB [2010]』で示された財務情報の拡充という方向性と軌を一にしているといえてよいであろう⁽⁹⁾。

一方、上述のように原則主義による会計基準設定の概念的基盤としての概念フレームワークの整備もまた、概念フレームワーク改訂の目的の一つであった。

『討議資料』では、資産および負債の存在にかかわる不確実性については、概念フレームワークで取り扱わず、該当する基準で個別に対応することが提案されている。これは、稀なケースである存在の不確実性を概念フレームワークで取り上げる必要はないという合理性の観点からの提案であり、具体的な問題解決は基準レベルで取り扱うという、概念フレームワークと会計基準の役割分担の明確化という意味もある⁽¹⁰⁾。また、余分な概念的フィルターを付け加えることで資産および負債となりうる項目が取り除かれてしまい、財務情報の拡充に負の影響が生じることを考慮したのかもしれない。

しかし、概念フレームワークには、会計基準の開発および改訂において一貫して使用可能な概念を提示し、さらには、会計基準の理解と解釈および会計方針策定のためのガイダンスの役目を果たすという重要な役割がある。この点に鑑みた場合、資産および負債にかかわる概念に概念フレームワークで言及せず、会計基準で個別に対応するとなると、基準間での概念的な一貫性が確保されない恐れがある。

また、「権利または他の価値の源泉で、経済的

便益を生み出す能力があるもの」という経済的資源の定義における「能力がある」の意義および「他の価値の源泉」の範囲が明示的ではないため、統一的な理解が得られない懸念がある。その結果、資産または負債として適切なものが見逃されたり、不適切なものがオンバランスされたりする可能性がある。

原則主義による会計基準設定の概念的基盤としての概念フレームワークの整備という目的観に立てば、これらの問題は、この目的観と相反する結果をもたらさしめるものであり、会計基準設定に資する概念的基盤の構築のためには、概念フレームワークのレベルで解決すべき問題といえる。例えば、『討議資料』のセクション3「資産および負債の定義を補助するための追加的ガイダンス」のようなガイダンスが、最終的な概念フレームワークでも採用されるのならば、資産および負債の存在の不確実性に関するガイダンスを想定可能な範囲内で示すのも一法であろう。

ここにおいて、財務情報の拡充という『討議資料』の示すアップデートの方向性とそのような方向性をとるがゆえに生じる概念的基盤構築への負の作用という問題点を指摘した。このような『討議資料』に対して、各国会計基準設定主体はどのような見解を示しているのだろうか。以下においては、IASBが設定した資産および負債の定義に関する質問へのコメントレーターをもとに、各国会計基準設定主体の見解を検討する。

V 会計基準設定主体の見解

1. コメントレーターの投稿状況

IASBは、『討議資料』全体で26の質問を設定し、コメントレーターを募集している。このような募集に対して、財務報告作成者、基準設定

主体、学識者、シンクタンク、会計専門職など多様な関係者から221通のコメントレーターが投稿されている。

投稿されたコメントレーターのうち15%が基準設定主体からのものであることは、IASB作成の資料(IASB [2014a], p.2)で明らかにされているが、会計基準設定主体からの投稿数および具体的な投稿者名は明らかではない。そこでコメントレーターに記された投稿者の名称およびIASBなど各組織の公式ウェブサイトを参照し、著者の判断に基づき、投稿されたコメントレーターの中から29通を各国会計基準設定主体からのコメントレーターとして識別した⁽¹¹⁾。表3はそれらコメントレーターを会計基準設定主体の所在地域別に分類集計したものである。地域的にみると、最も投稿数が多い地域はヨーロッパの13通、次いでアジア・オセアニアの10通となっており、二つの地域を合わせて全体の約80%を占めている。

2. セクション2における質問内容

IASBは、『討議資料』のセクション2「財務諸表の構成要素」において、自らが示した見解に基づき、「資産および負債の定義」、「不確実性の役割」および「資産および負債以外の構成要素」に関する質問を設定している。以下においては、本稿の対象である「資産および負債の定義」と「不確実性の役割」についての質問を転載する⁽¹²⁾。

(1) 資産および負債の定義に関する質問

まずは、IASBが『討議資料』において提案した新たな資産、負債および経済的資源の定義の是非についてのコメントを以下のように募集している。

「IASBは次のような資産および負債の定義を提案している。

表3 コメントレーターを投稿した会計基準設定主体の所在国・地域

地域	小計	国・地域名				合計
ヨーロッパ	13	オーストリア イギリス ノルウェー スウェーデン	デンマーク オランダ ポーランド	フランス イタリア ロシア	ドイツ ルクセンブルグ スペイン	
アジア・オセアニア	10	中国 韓国 オーストラリア	香港 マレーシア ニュージーランド	インド パキスタン	日本 シンガポール	29
アメリカ	3	ブラジル	カナダ	メキシコ		
アフリカ・中東	3	イスラエル	南アフリカ	ザンビア		

(出所) 各コメントレーターなどをもとに著者作成

- (a) 資産は、過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源である。
- (b) 負債は、過去の事象の結果として企業が経済的資源を移転する現在の義務である。
- (c) 経済的資源は、権利または他の価値の源泉で、経済的便益を生み出す能力があるものである。

これらの定義に同意するか。同意または反対の理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、理由は何か。」(IASB [2013], 質問 2)

(2) 不確実性の役割に関する質問

次に、資産および負債の定義における不確実性の役割については、「予想(期待)される」の使用を止めて「能力がある」という表現へ変更すること、資産および負債の存在の不確実性を概念フレームワークでは取り扱わないことという二つの見解に対するコメントを以下のように募集している⁽¹³⁾。

「不確実性が資産および負債の定義において何らかの役割を果たすべきかどうかについてのIASBの予備的見解は以下のとおりである。

- (a) 資産および負債の定義は、流入または流出が『予想される』という考え方を維持すべきではない。資産は経済的便益を生み出

す能力がなければならない。負債は経済的資源の移転を生じる能力がなければならない。

- (b) 『概念フレームワーク』は、資産または負債が存在しているかどうかが不確実である稀な場合についての蓋然性の閾値を設定すべきではない。ある特定の種類の資産または負債が存在しているかどうかについて重大な不確実性がある場合には、IASBは当該種類の資産または負債に関する基準を開発または改訂する際に、その不確実性をどのように扱うべきかを決定するであろう。

これに同意するか。同意または反対の理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するか、理由は何か。」(IASB [2013], 質問 3)

3. 資産および負債の定義に関するコメントの分析

表4は、各国会計基準設定主体からの資産および負債の定義へのコメントを内容に基づき著者が分類したものである⁽¹⁴⁾。提案された定義に対して、条件付き等も含めて肯定的な見解と判断されたコメントレーターが22通、否定的な見解と判断されたものが4通、具体的な意見表明をしていないと判断されたものが3通という内訳である。

表4 資産および負債の定義に対する回答内容

回答内容	回答数	回答国・地域名			
肯定的な見解	22	オーストリア	オーストラリア	ブラジル	カナダ
		中国	デンマーク	フランス	イギリス
		香港	インド	イタリア	日本
		韓国	ルクセンブルグ	マレーシア	メキシコ
		ニュージーランド	ノルウェー	パキスタン	ポーランド
意見表明なし	3	シンガポール	ザンビア		
		イスラエル	南アフリカ	スウェーデン	
否定的な見解	4	ドイツ	オランダ	ロシア	スペイン

(出所) 各コメントレターをもとに著者作成

以下においては、資産および負債の定義に関する質問へのコメントを整理した上で、コメント内容を分析する。

(1) 肯定的な見解

- (a) 提案された定義は、現行の定義よりも明瞭、簡潔、理解可能になるなど、改善されている。(カナダ、メキシコなど)
- (b) 「予想(期待)される」を削除することによって(将来の期待よりも)資源と当該資源の能力が定義の焦点となっている。(オーストラリア、ニュージーランドなど)
- (c) 資産と負債が、将来の経済的便益の流出入ではなく、資源と義務であることが明示されている。(オーストラリア、シンガポールなど)
- (d) 知的財産など無形財を資産として検討する余地をもたらしている。(デンマーク)

(2) 条件付きで肯定する見解

- (a) 資産負債の範囲が広がりすぎる懸念がある。(オーストリア)
- (b) 定義を補足するガイダンスが必要である。(カナダ、イギリスなど)
- (c) 文言を加筆修正ないしは削除すべき箇所がある。(イタリア、ノルウェーなど)
- (d) 資産負債の定義をより明確化するという方向性には賛成である。しかし、会計単位の

問題との関連で経済的資源の定義に懸念がある。(日本)

- (e) 資産とは経済的便益であると考えられるため、現行定義のままが望ましい。しかし、現行定義が誤解を招くという点には同意するので、資産は経済的便益であるという前提を明示しつつ、資産は経済的資源であると定義することを提案する。(ブラジル)
- (f) 現行定義が実務において機能しているため、変更の必要はない。現行定義でも、資産は、期待される経済的便益の流入ではなく、資源であることは疑いようがない。ただし、資産負債の定義と認識規準とが、認識される資産負債を大きく変えないならば、提案された定義に反対ではない。(フランス)
- (g) 提案された変更によって不適切な資産負債を認識する懸念があるため、公開草案を公表する前にどのような結果をもたらすかを検証する必要がある。(ルクセンブルグ)

(3) 否定的な見解

- (a) 定義に認識要素を含めないほうが有用性と一貫性を高めると考えられるため、支配概念、過去の事象、および報告企業に関する記述の削除を提案する。(ドイツ)
- (b) 提案された定義は理解しやすくなっていない。「能力がある」は認識規準の役割を果たすことになる。(オランダ)

(c) 定義の変更は不要である。実質優先性の適用が、定義の変更と同様な結果をもたらす。

(スペイン)

(d) 提案された定義は資産負債の範囲を拡大するものであり、反対である。財務諸表作成の複雑化や作成コストの増加をもたらす、加えて会計操作の手段が増大する可能性もある。再検討を要望する。(ロシア)

(4) 小括

条件付きで肯定する見解には、例えば上記(2)のコメント(a), (b), (c), (d)のように、『討議資料』の見解に同調しつつも、提案された定義に懸念を示すコメントあるいはガイダンスの作成や加筆修正を提案するコメントが多くみられる。その一方で、上記(2)のコメント(e), (f)のように、『討議資料』が示す見解と相違する立場を表明しながらも、最終的には提案された定義に条件付きで同調するものも少数ながら存在する。

条件付きで肯定するコメントは、提案された資産および負債の定義とその背後にある「資産は資源であり、負債は義務である」という見解には総じて賛同する立場といえよう。しかし、そのコメントの基底には、定義の変更によって従来はそうではなかった項目が無秩序に資産ないしは負債とみなされることへの危惧があり、そのことが、多くのコメントレターにおけるガイダンスの作成や文言の加筆修正の提案へと繋がっているとみられる。

また、否定的な見解は、提案された定義に否定的な点で共通しているが、その論拠はそれぞれ異なっている。上記(3)における(b)のコメントは変更内容を、(c)は変更すること自体を、(d)は変更がもたらすであろう結果をそれぞれ論拠として、反対意見を表明している。一方、(3)の(a)のコメントは、むしろ、『討議

資料』以上に資産および負債の定義を簡潔化することを提案するものであり、他の反対意見とは異なる見地からのコメントである。

以上より、提案された定義に対する各国会計基準設定主体の見解は、全面的に賛同するものや否定するものもあるが、最も集約的な見解としては、資産および負債の定義を簡素化し、わかりやすくするという趣旨に賛同はするものの、従来よりも資産ないしは負債とみなされる項目が過度に拡大する可能性に対する懸念がそれ以上に強いとまとめられよう。換言すれば、財務情報の拡充を進める概念フレームワーク改訂の方向性に対して、かなりの会計基準設定主体が警鐘を鳴らしているといえよう⁽¹⁵⁾。

拡充の方向性を危惧するという点では、『IASB [2010]』の開発段階で、信頼性に代わる忠実な表現の採用および検証可能性の位置付けの後退を提案する討議資料や公開草案に対して、多数の各国会計基準設定主体がコメントレターにおいて、当該提案を問題視し、IASBが示す財務情報の拡充の方向性に反対する見解を表明していた状況と共通している⁽¹⁶⁾。

4. 不確実性の役割に関するコメントの分析

表5は現行定義から「予想(期待)される」という表現を削除することへのコメントを、表6は概念フレームワークで存在の不確実性に言及しないことへのコメントをそれぞれ分類した一覧である⁽¹⁷⁾。条件付き等も含めて肯定的な見解と判断されたコメントレターは、表5と表6において示されるように、それぞれ20通であった。

以下では、まず、不確実性の役割に関する質問への主要なコメントを例示し、その上で、当該質問に対するコメント内容を分析する。

表5 「予想（期待）される」の削除に対する回答内容

回答内容	回答数	回答国・地域名			
肯定的な見解	20	オーストリア	ブラジル	カナダ	デンマーク
		イギリス	香港	インド	イタリア
		日本	韓国	ルクセンブルグ	マレーシア
		メキシコ	ニュージーランド	ノルウェー	パキスタン
		ポーランド	シンガポール	スウェーデン	ザンビア
意見表明なし	4	オーストラリア	フランス	イスラエル	南アフリカ
否定的な見解	5	中国	ドイツ	オランダ	ロシア
		スペイン			

(出所) 各コメントレターをもとに著者作成

表6 存在の不確実性に言及しないことに対する回答内容

回答内容	回答数	回答国・地域名			
肯定的な見解	20	オーストリア	ブラジル	カナダ	デンマーク
		フランス	イギリス	オランダ	香港
		インド	イタリア	日本	韓国
		マレーシア	メキシコ	ニュージーランド	ノルウェー
		パキスタン	ポーランド	シンガポール	スウェーデン
		中国	イスラエル	ルクセンブルグ	南アフリカ
意見表明なし	5	ザンビア			
否定的な見解	4	オーストラリア	ドイツ	ロシア	スペイン

(出所) 各コメントレターをもとに著者作成

(1) 肯定的な見解

- (a) 「予想（期待）される」の削除に賛成である。(オーストリア, ノルウェーなど)
- (b) 「予想（期待）される」の削除によって資源と資源の能力に定義の焦点が合う。(ニュージーランド)
- (c) 稀なケースである存在の不確実性に言及する必要はない。(デンマーク)
- (d) 定義に認識規準（蓋然性）を入れる必要はない。(オーストリア, スウェーデンなど)
- (e) 蓋然性を削除することで、認識規準がより強固で中立的になる。(ニュージーランド)
- (f) 存在の不確実性と結果の不確実性の区別が明瞭になるため賛成する。(メキシコ)

(2) 条件付きで肯定する見解

- (a) 「能力がある」も蓋然性規準を暗黙的に意味するとみなしうるが、より適切な用語を考案できないので賛同する。(カナダ)
- (b) 「能力がある」は蓋然性規準を意味すると理解できるため、両概念の相違の明示を提案する。(香港)
- (c) 認識規準とみなしうる「予想（期待）される」の削除は有効だが、「能力がある」の定義の明示を提案する。(イタリア)
- (d) 原則として認識規準に蓋然性規準が含まれるべきと考えているが、定義に蓋然性規準が必要とは考えていない。(日本)
- (e) 蓋然性の低い項目を資産負債として認識しないならば賛同する。(イギリス)
- (f) 存在の不確実性が稀であることを示す事例を提示する必要がある。(イタリア)

- (g) 存在の不確実性については、概念フレームワークで認識規準に蓋然性を設け、個別基準で特定のガイダンスを設定することで対応すべきである。(日本)
- (h) 資産負債の定義に蓋然性規準を含めないことに反対ではないが、蓋然性規準を概念フレームワークではなく個別の基準へと委ねることには強固に反対する。基準間の一貫性が確保されない危険性がある。(フランス)
- (i) 蓋然性を定義から削除し、概念フレームワークで取り扱わないならば、基準における適用方法を明確にする必要がある。(南アフリカ)

(3) 否定的な見解

- (a) 「予想(期待)される」は重要な概念であるため、継続的な利用を提案する。(中国)
- (b) 「能力がある」も認識規準と理解できる。(オランダ)
- (c) 「能力がある」が何らかの制限あるいは閾値を意味するか否かが不明である。変更するか、「能力がない」場合の事例の提示を検討すべきである。(ドイツ)
- (d) 提案された定義は、従来のものと文言が異なるだけで実質的な相違はない。定義における蓋然性規準も必要である。(スペイン)
- (e) 蓋然性規準の削除は妥当ではない。(ロシア)
- (f) 存在の不確実性は「稀な」ケースのみに存在するという表現に反対である。(ドイツ)
- (g) 特定の基準において、存在の不確実性に対して専門的判断を適用する際に、蓋然性規準の適用が適切な手続きであるとみなされるように、概念フレームワークで蓋然性規準に言及すべきである。(ドイツ)
- (h) 概念フレームワークから個別の基準へと諸概念を移すと、基準間の一貫性がなくなってしまうため反対である。(オーストラリア, ロシア)

(4) 小括

まず、存在の不確実性、結果の不確実性および蓋然性規準を定義に組み込まないという『討議資料』の見解については、積極的に支持する論拠を明示していないコメントレーターも散見されるが、概ね、『討議資料』の目指す資産および負債の定義の明確化に資する見解として、各国会計基準設定主体によって支持されていることがうかがえる。

ただし、例えば上記(2)の(a)、(b)、(c)、および(3)の(b)のコメントのように、新たに採用された表現である「能力がある」の意味が曖昧であり、多様に解釈しうること、あるいはそれゆえに、採用の効果が疑わしいことを問題視するコメントも多い。また、上記(3)の(c)のように、「能力がある」の不採用を求めるものもある。このようなコメントの根底には、前述した資産ないしは負債とみなされる項目が裁量的に拡大すること、さらには、概念フレームワークに求められる概念的基盤としての役割が十分に果たされないことへの問題意識があるとみてよいであろう⁽¹⁸⁾。また、上記(3)の(a)、(d)、(e)のような蓋然性規準を定義に含めるべきであるというコメントは、概念的基盤としての役割を重要視する立場から、資産および負債の定義に蓋然性規準を導入する必要があると主張するものである。

次に、存在の不確実性については、定義に認識規準を含めるべきではないという見地から『討議資料』の提案に賛同するコメントが相当数にのぼる。しかし、蓋然性を概念フレームワークで取り扱わないことに対しては、例えば上

記(2)の(g)、(h)、(3)の(g)、(h)などのように、問題視するコメントが多くみられる。これらのコメントも概念的基盤としての役割を重要視するものであり、資産および負債にかかわる蓋然性規準を何らかのかたちで概念フレームワークに導入する必要があると主張するものである。

VI 結びに代えて

本稿では、まず、『討議資料』で提案されている資産および負債の定義に基づき、IASB 概念フレームワークの改訂の方向性と問題点を考察した。

その際、提案されている資産および負債の定義は、従来の定義よりも簡素化、明瞭化されているだけでなく、従来よりも資産ないしは負債となる項目を拡大する可能性を有しており、その点から、財務情報の拡充を指向する概念フレームワークのアップデートであることを指摘した⁽¹⁹⁾。加えて、このような資産および負債の定義と財務情報の拡充の方向性が、概念フレームワークに求められる概念的基盤としての役割に負の作用を及ぼしうるという問題点を指摘した。

次に、『討議資料』で示された定義および見解に対する各国会計基準設定主体のコメントレーターを整理するとともに、IASB が示した改訂の方向性に対する各国会計基準設定主体の立場を考察した。提案された資産および負債の定義への賛同は多かったものの、資産ないしは負債とみなされる項目が過度に拡大する可能性に対する懸念も強く示されていた。また、資産および負債の定義ないしは概念フレームワークから存在の不確実性、結果の不確実性および蓋然性規準を排することによる、概念フレームワークの概念的基盤としての役立ちの低下を

懸念する意見も多くみられた。換言すれば、財務情報の拡充を進める概念フレームワーク改訂の方向性に対して慎重な姿勢を示すとともに、概念フレームワークの概念的基盤としての役割を重視する主張が強くみられた。この点において、先に本稿で指摘した問題点と問題意識を共有しており、本稿での指摘がコメントレーターの分析を通じて裏付けられたといえよう。

最後に、今後のIASB 概念フレームワークの改訂にかかわる課題を示して結語とする。

IASB は、『IASB [2010]』の開発も含めて、概念フレームワークの改訂において、一貫して財務情報の拡充を指向したアップデートを試みている。これに対して、各国会計基準設定主体は、例えば、信頼性概念の維持や蓋然性規準の導入の要求など、拡充の方向性に慎重な姿勢を示すとともに、概念フレームワークの概念的基盤としての役割も重視している。

経済環境や企業実務の多様な変化、企業の活動領域の拡大、投資者の情報ニーズの多様化などへの対応を目的とした概念フレームワークのアップデートという観点からすれば、『IASB [2010]』の策定から『討議資料』までで示されている、従来の枠組みを拡張し、財務情報の拡充を指向する概念フレームワーク改訂の方向性はありうべきことと考えられる。しかし、今後の概念フレームワークの開発に際しては、そのようなアップデートだけでなく、本稿でも指摘した財務報告の概念的基盤としての役割を果たしうる概念フレームワークの構築も考慮されるべき課題といえる。

注

- (1) IASB は『討議資料』で議論した論点のすべてについて予備の見解に至っているわけではないことを表明している (IASB [2013], p.7)。
- (2) 『討議資料』では、「財務諸表は、取引及び他の事象の財務的影響を、大まかなクラス、すなわち、財務諸表の構成要素にグループ分けするこ

とによって描写するものである」と、財務諸表の構成要素は、「財務諸表を構築する土台となるビルディング・ブロックである」と説明される。

(IASB [2013], para.2.3)

- (3) しかし、記述の多くは資産および負債の定義に関するもので、それに比べると収益および費用の定義とその他の構成要素の定義への言及は質量ともに多いとはいえない。
- (4) 「期待される」、「予想される」のいずれも、原文では‘expected’と表記される (IASB [1989], para.49)。
- (5) 本稿では、不確実性 (uncertainty) は、ある事象が確かかどうかかわからない性質、蓋然性 (probability) は、ある事象の発生可能性との意味で用いている。
- (6) ある事象の結果の不確実性が問われないならば、蓋然性も問われないものと考えられる。このような理解に基づけば、資産および負債の定義において、その存在が所与とされ、資産および負債に関する結果の不確実性が問題とされないものであるならば、それらに関する蓋然性も問題とされない。
- (7) IASB 概念フレームワークの目的は、概して、「将来の IFRS 設定および改訂ならびに現行 IFRS の理解のための概念的基盤となること」および「IFRS が未対応の経済事象に対する会計方針策定の指針となること」にある (IASB [1989] Purpose and status, IASB [2013], paras.1.25-1.29)。このことに鑑み、ここでのアップデートには、「現行 IFRS と対応した概念的基盤の構築を目的としたアップデート」に加え、「将来の新たな IFRS や IFRS が未対応の経済事象への適用を念頭においたアップデート」が含まれると考えられる。
- (8) これら背景の検討については中山 [2013b] を参照のこと。
- (9) 岩崎 [2014] では、『討議資料』で提案された資産および負債の定義にみられる特徴として、他に、金融的思考の強化、ストック思考の徹底などが指摘されている (岩崎 [2014], p.180)。
- (10) IASB 概念フレームワークに関する報告説明会の概要を文章化した出居 [2013] では、「(概念フレームワークにおいて) 構成要素を定義しても、基準レベルでの規定も必要となる。(中略) フレームワークは IASB へ基本的な考え方を提供し、具体的な問題解決はあくまでも基準書の開発において行われることになる。なお、フレームワークは絶対的なものではなく、場合によっては、基準開発においてフレームワークから離れる必要が生じることもあり得る。」(出居 [2013], p.27. 引用文中の括弧内は著者加筆。) と概念フレームワークと会計基準との関係が説明されている。
- (11) 各国会計基準設定主体名の詳細については、本稿末尾の資料を参照のこと。
- (12) 質問文の引用部分については、原典における質問内容を損なわないことに留意しつつ、著者が編集を施している。
- (13) 原典では、認識規準と蓋然性の関係についても質問が設定されているが、認識の問題は本稿の検討の対象外であるため、削除している。
- (14) 分類にあたっては、明示的に賛成の立場を表明しているもの、および問題点を指摘する、条件を付けるなどしてはいるものの、提案された見解に賛意を示しているものを肯定的な見解、明示的に不賛成の立場を表明しているものを否定的な見解、設定された質問に対して明示的に回答していないものを意見表明なしとして分類している。
- (15) 2014年7月に公表された IASB スタッフペーパー (IASB [2014d]) では、公開草案の公表に向けた基本方針および『討議資料』の修正予定箇所が示されているが、資産および負債の定義に関しては、『討議資料』で提案された経済的資源の定義における「その他の価値の源泉」という文言の削除が示されるのみで、他の修正には言及されていない。したがって、この段階では、各国会計基準設定主体が『討議資料』に対して投稿した修正提案のほとんどは、形式上、受け入れられなかったことになる。ただし、会計基準設定主体からのコメントレーター以上に他の関係者からのものが投稿されているため、会計基準設定主体の見解が全体のマジョリティとは限らない。そのため、IASB がコメントレーターでの多数意見をどの程度まで『公開草案』に取り込んでいるかについては、本稿の分析からは不明である。
- (16) 「財務情報の質的特性」の開発に関するコメントレーターの内容および分析に関しては中山 [2013a] および中山 [2014] を参照のこと。
- (17) 注 (14) と同様な基準で分類している。
- (18) 2015年2月に公表された IASB スタッフペーパー (IASB [2015]) では、公表予定の公開草案において、経済的資源の定義の意味は変更しないが、表現を「経済的便益を生み出す能力がある (be capable of producing economic benefits)」から「経済的便益を生み出す潜在力を持つ (have the potential to produce economic benefits)」へと変更する予定であることを表明している。このような変更の経緯について、IASB [2015] では説明されていないため、さしあたって、コメントレーターとの関係は不明である。
- (19) IASB 概念フレームワークのアップデートの

方向性について、財務情報の拡充という一面にのみ着目した。その他にも特徴を指摘しうるかもしれないが、その点は今後の検討課題としたい。

参考文献

- FASAC (Financial Accounting Standards Advisory Council) [2004], *Revisiting the FASB's Conceptual Framework*, March, 2004, FASAC Meeting, Attachment D, FASAC.
- IASB [2010], *Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1: The Objective of General Purpose Financial Reporting and Chapter 3: Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, London (IFRS 財団編, ASBJ・FASF 監訳『国際財務報告基準 (IFRS) 2012』中央経済社).
- IASB [2012], *2012 International Financial Reporting Standards*, IFRS Foundation (IFRS 財団編, ASBJ・FASF 監訳『国際財務報告基準 (IFRS) 2012』中央経済社).
- IASB [2013], *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting* (『「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直し』), IFRS Foundation.
- IASB [2014a], *Conceptual Framework: High Level overview of Feedback on the Discussion Paper, Staff Paper*, March 2014, IFRS Foundation.
- IASB [2014b], *Project: Conceptual Framework, Paper Topic; Feedback Summary: Elements of Financial Statement and Recognition, Staff Paper*, IASB Agenda ref 10C, March 2014, IFRS Foundation.
- IASB [2014c], *Project: Conceptual Framework, Paper Topic; Elements of Financial Statement statements: definitions of asset and liability, Staff Paper*, IASB Agenda ref 10A, May 2014, IFRS Foundation.
- IASB [2014d], *Effect of Board redeliberations on DP A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting, IASB Staff Paper*, July 2014, IFRS Foundation.
- IASB [2015], *Effect of Board redeliberations on*

DP A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting, IASB Staff Paper, January 2015, IFRS Foundation.

- IASB (International Accounting Standards Committee) [1989], *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASC Foundation (IASC 財団編, ASBJ・FASF 監訳 [2009]『国際財務報告基準 (IFRS) 2009』中央経済社).
- 出居美智子 [2013]「IASB 概念フレームワークに関する報告説明会」『会計・監査ジャーナル』第 693 号, 25-29 頁。
- 岩崎勇 [2014]「IFRS の概念フレームワークについて -構成要素の定義を中心として-」『経理研究』第 57 巻, 172-183 頁。
- 企業会計基準委員会 [2014]『「ディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直し」に対するコメント (Comments on the Discussion Paper A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting)」, 企業会計基準委員会。
- 中山重穂 [2013a]『財務報告に関する概念フレームワークの設定-財務情報の質的特性を中心として-』成文堂。
- 中山重穂 [2013b]「財務情報の質的特性が示す財務報告制度の方向性」『国際会計研究学会年報 2012 年度』第 2 号, 37-52 頁。
- 中山重穂 [2014]「概念フレームワーク設定に対するコメントレターの分析-試論: 2006 年『予備的見解』への会計基準設定主体のコメントを中心として-」『商学研究』第 54 巻 2・3 号, 233-258 頁。
- 各コメントレター: <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Conceptual-Framework/Discussion-Paper-July-2013/Pages/Comment-letters.aspx> よりダウンロード: 最終アクセス 2014 年 11 月 29 日。

<付記>

本研究は、科学研究費補助金・基盤研究 (A) (研究代表者: 佐藤倫正教授, 課題番号: 24243053) による研究成果の一部である。

資料 コメントレターを投稿した会計基準設定主体

地域	国名	組織名
ヨーロッパ	オーストリア	Austrian Financial Reporting Auditing Committee
	デンマーク	FSR - danske revisorer (Danish Accounting Standards Committee)
	フランス	Autorité des Normes Comptables (Accounting Standards Authority)
	ドイツ	Deutsches Rechnungslegungs Standards Committee (Accounting Standards Committee of Germany)
	イタリア	Organismo Italiano di Contabilità (Italian Accounting Organisation)
	ルクセンブルグ	Commission des normes comptables de Luxembourg (Luxembourg Accounting Standards Board)
	オランダ	Raad voor de Jaarverslaggeving (Dutch Accounting Standards Board)
	ノルウェー	Norsk RegnskapsStiftelse (Norwegian Accounting Standards Board)
	ポーランド	Komitet Standardów Rachunkowości (Polish Accounting Standards Committee)
	ロシア	National Accounting Standards Board of Russia
	スペイン	Instituto de Contabilidad y Auditoría de Cuentas (Institute of Accounting and Auditing of Spain)
	スウェーデン	Rådet för finansiell rapportering (Swedish Financial Reporting Board)
	イギリス	Financial Reporting Council
	アジア・オセアニア	オーストラリア
中国		China Accounting Standards Committee
香港		Hong Kong Institute of Certified Public Accountants
インド		Institute of Chartered Accountants of India
日本		Accounting Standards Board of Japan
韓国		Korea Accounting Standards Board
マレーシア		Malaysian Accounting Standards Board
ニュージーランド		New Zealand Accounting Standards Board
パキスタン		Institute of Chartered Accountants of Pakistan
シンガポール		Singapore Accounting Standards Council
アメリカ		ブラジル
	カナダ	Canadian Accounting Standards Board
	メキシコ	Consejo Mexicano de Normas de Información Financiera (Mexican Financial Reporting Standards Board)
アフリカ	南アフリカ	Financial Reporting Standards Council (South Africa)
	ザンビア	Zambia Institute of Chartered Accountants
中東	イスラエル	Israel Accounting Standards Board

(出所) 各コメントレターおよび<http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Pages/Jurisdiction-profiles.aspx>をもとに著者作成

(2014年11月30日審査受付
2015年3月17日掲載決定)

日本・韓国・アメリカにおける中小企業会計基準策定の動向とその背景

櫛部 幸子
鹿児島国際大学

要 旨

日本では、2005年8月に「中小企業の会計に関する指針」、2012年2月に「中小企業の会計に関する基本要領」が公表され、現在国内に2つの中小企業の会計基準が存在する状況にある。

また、韓国・アメリカにおいても同様の動きがみられる。アメリカでは、PCCが「Private Company Decision-Making Framework A Guide for Evaluating Financial Accounting and Reporting for Private Companies」を2013年12月23日に公表している。しかし、これとは別にAICPAが「FRF for SMEs」を2013年6月に正式に公表している。

韓国では「一般企業会計基準」が2011年1月1日を開始とする事業年度以降適用され、新たに「中小企業会計基準」が2014年1月1日に施行されている。

さらに世界的な動きとして、IASBが「IFRS for SMEs」を2009年7月に公表している。これはfull IFRSを世界各国に適用させるという戦略の一つとして策定されたものである。

そこで本稿において、国内に2つの中小企業会計基準が存在する3国の中小企業会計基準の策定経緯、策定方法、基準内容等を明らかにし、これがIASBの戦略にどのように対応しているのか、またなぜこのような状況にあるのかを明らかにする。

I はじめに

世界的な動きとして、2009年7月にIASB (International Accounting Standards Board) によりIFRS for SMEs (International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities) が策定されている⁽¹⁾。このIFRS for SMEsの策定目的は主に3つあるが、そのうちの「国内ベースの基準の維持に伴う相当のコストを削減すること。」が重要視され適用が公表されている現状がある⁽²⁾。IASBはIFRS for SMEsの適用を強制しておらず、IFRS for SMEsを適用するかどうかは各国の管轄権が決めることである。現在IFRS for SMEsは自国にSME向けの会計基準を持たない新興経済国・発展途上国を中心に適用が公表されているが、適用を公表しているということと実際に適用をしているということは必ずしも同義ではない。適用を公表している国々が実際に適用をしているかは疑問である。例えば、ペルーはIFRS for SMEsの適用を公表しているものの、実際には適用しておらず、税法中心の会計が慣行として行なわれている⁽³⁾。

IFRS for SMEsは、2001年にIASBが創設された際の定款事項「高品質で、理解可能、かつ強制力のある単一で一組の国際的な会計基準を開発すること」、「各国の国内会計基準と国際会計基準を高品質でコンバージェンスさせること」に沿うように策定されたものである⁽⁴⁾。IASBはfull IFRSを世界に浸透させるため様々な戦略をとっているが、この戦略の一つがIFRS for SMEsである。IASBの戦略的な動きは、各国に様々な影響を及ぼし、それは中小企業会計にも及んでいる。そこで本稿において、国内に2つの中小企業会計基準が存在するという状況下にある日本、韓国、アメリカの中小企業会計基準の策定経緯を明らかにし、これ

ら3国の動きがIASBの戦略にどのように対応しているのか、またなぜこのような動きを見せるのかを明らかにする。

II 3国における中小企業会計基準の策定経緯

まず日本、韓国、アメリカの3国の中小企業会計基準とIFRS for SMEsの適用対象企業を明らかにし、そのうえで各中小企業会計基準の策定経緯を明らかにする。

1. 適用対象企業

IASBは、IFRS for SMEsの適用対象企業を定義するにあたり質的基準を明確に示している。社会的な説明責任を持つかどうかは鍵となり、適用対象企業を「公的説明責任を有さず、かつ外部の財務諸表利用者に一般目的財務諸表を公表する企業」としている⁽⁵⁾。

韓国の2つの中小企業の会計基準「一般企業会計基準」と「中小企業会計基準」の適用対象企業の定義は以下である⁽⁶⁾。非上場の大企業（上場企業を除いた企業であり中小企業法⁽⁷⁾による中小企業でない企業）や非上場の中小企業（中小企業法による中小企業）であり外監法⁽⁸⁾の適用対象企業は「一般企業会計基準」の適用対象企業となる。非上場の中小企業（中小企業法による中小企業）であり外監法の適用対象ではない企業は「中小企業会計基準」の適用対象となる。

アメリカにおいても2つの中小企業の会計基準（フレームワーク）が存在するが、そのうちの一つである「Private Company Decision-Making Framework」の適用対象企業は、基本的にはUS-GAAPに基づいた財務諸表の作成を要請されていない非公開企業である。FASB (Financial Accounting Standards

Board) は 「 Private Company Decision-Making Framework」の適用対象企業を定義するため、新しく公開営利企業を定義した⁹⁾。従来の公開企業の定義と新たな公開営利企業の定義の両者に該当しない企業が 「 Private Company Decision-Making Framework」の適用対象企業である。さらにもう一つの会計基準である「FRF for SMEs (Financial Reporting Framework for Small and Medium-Sized Entities)」の適用対象企業は、フレームワークにおいて示されている。質的基準を示し、適用対象企業を「US-GAAPによる財務諸表の作成を要請されない企業」、「大多数の所有者・管理者に株式公開の意図がない企業」、「営利目的企業」等としている¹⁰⁾。

日本の「中小企業の会計に関する指針(中小会計指針)」、「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」の適用対象企業は、「上場会社・金商法開示会社・会社法上の大会社を除く企業」となり、2つの会計基準の棲み分けは規定されていない¹¹⁾。

2. アメリカにおける中小企業会計基準策定の経緯

アメリカでは現在、非公開企業評議委員会：PCC (Private Company Council) による中小企業会計基準の策定と、米国公認会計士協会:AICPA (American Institute of Certified Public Accountants) による中小企業会計基準の策定の2つの動きがある¹²⁾。以下においてま

ずPCCによる中小企業会計基準策定の動きを述べる。

(1) PCC による中小企業会計基準の作成経緯

アメリカでは非公開企業に対し、従来OCBOA (Other Comprehensive Basis of Accounting) と称される会計基準が適用されていた。このOCBOAについては、AICPAより手引書が出され、これが、中小企業の会計基準として事実上機能していた¹³⁾。

しかし、IASBによるIFRS for SMEs 策定開始に応じるかのごとく、新たな非公開企業向けの会計基準の策定が始まった。まずFASBは、非公開企業会計基準策定に当たり、非公開企業関係者の意見を聞くために2006年6月に非公開企業財務報告委員会：PCFRC (Private Company Financial Reporting Committee) を設置した¹⁴⁾。さらに2009年12月にAICPA、財務会計財団：FAF (Financial Accounting Foundation, FASBの親組織) と全米州政府会議 審議会連合会：NASBA (National Association of State Boards of Accountancy) が、BRP (Brue-Ribbon Panel) を設置した。このBRPは、FAF評議委員会 (FAF Trustees) に将来的な非公開企業の標準的な会計基準を提供することを任されており¹⁵⁾、非公開企業がUS-GAAPを適用する際、会計基準の複雑性や負担が大きいことを認識し検討を行なっている¹⁶⁾。

表1 PCCによる中小企業会計基準の作成経緯

・2006年6月、非公開企業財務報告委員会：PCFRCが設置された。
・2009年12月、AICPA、FAFとNASBAがBRPを設置した。
・BRPでは、会議を5回行なっている。第1回会議：ニューヨーク：2010年4月12日、第2回会議：ノーウオーク：2010年5月14日、第3回会議：シカゴ：2010年7月19日、第4回会議：ニューヨーク：2010年10月8日、第5回会議：ノーウオーク：2010年12月10日

<ul style="list-style-type: none"> ・BRP は、2010年8月5日に、非公開企業の会計基準に関する質問事項を公表し、コメントレターを募集した。多くの公認会計士、監査法人が回答している。
<ul style="list-style-type: none"> ・BRP は、2011年1月にBRP 報告書を提出した。
<ul style="list-style-type: none"> ・FAF は、2011年10月4日に「非公開企業の会計基準を改善する計画」を出し、PCSIC を設置するかどうかコメント募集している（コメント締め切り、2012年1月14日。結果、2012年5月に採択されている。）。さらにFAF は、PCSIC を設立し投資家等の意見を聞くため、4回の公開の円卓会議を開いている。第1回会議：アトランタ：2012年1月18日、第2回会議：フォートワース：2012年1月26日、第3回会議：パロアルト：2012年2月7日、第4回会議：ボストン：2012年3月2日
<ul style="list-style-type: none"> ・2012年5月23日に、FAF 評議委員会は、PCC の設立を承認した。最終的な決定は2012年5月30日、プレス・リリースを通して発表された。
<ul style="list-style-type: none"> ・PCC において以下の期間にPCC のフレームワーク策定についての会議が行なわれている。第1回会議：2012年12月13日、第2回会議：2013年2月6日、第3回会議：2013年2月12日
<ul style="list-style-type: none"> ・討議資料を2012年7月31日付で公表した（コメント締め切り、2012年10月31日）。
<ul style="list-style-type: none"> ・第一回目の討議資料コメントレターの締め切り後、再度改訂討議資料を2013年4月15日に出している（コメント締め切り、2013年6月21日）。
<ul style="list-style-type: none"> ・最終版が、2013年12月23日に公表された。

(出所 AICPA [2013b], BRP [2011], FAF [2011], *Focus on Private Company Issues, Formation and Membership*, FAF [2012b], FASB [2012], FASB Private Company Council [2013], *Guide1: Determining Recognition and Measurement Guidance*, 浦崎直浩 [2013], 河崎照行 [2012a], 川西安喜 [2011b] をもとに筆者作成。)

(2) BRP の会議内容とプロセス

BRP は計 5 回の会議を行ない、このうちの第 2 回会議では IFRS for SMEs をとりあげ、今後策定する会計基準を IFRS for SMEs に匹敵するものにするか等を検討し、IFRS for SMEs を意識した審議を行なっている⁽¹⁷⁾。BRP では、これらの会議において、現行の US-GAAP では、非公開企業の財務諸表のユーザーに適合しない会計処理が多くあるとし、推薦すべき新たな会計基準の策定形式と構造を検討している⁽¹⁸⁾。

(3) BRP が推薦する会計基準の策定形式と構造

BRP では、新たな会計基準の策定方法としていくつかのモデルを検討している。

「US-GAAP から例外・修正を認める会計基準として策定する」、「アドオン基準として策定する」、「独立した別個の会計基準として策定する（カナダ勅許会計士協会：CICA [Canadian Institute of Chartered Accountants] ガイドブックのフレームワークに基づいて会計基準を策定する）」、「独立した別個の会計基準として策定する（非公開会社企業基準のフレームワークを策定しこれに基づいて会計基準を策定する）」、「full IFRS を適用する」、「IFRS for SMEs を適用する」等が検討されている⁽¹⁹⁾。この検討過程においても BRP が IFRS for SMEs を意識し、審議していることがうかがえる⁽²⁰⁾。

時間がかかりすぎるといふことと、比較可能性の観点から「独立した別個の会計基準として策定する」という案は却下され、さらに「full

IFRS と IFRS for SMEs の適用」に関しては、現在公開企業に対し適用を検討している最中であり、非公開企業に先に適用させるのは時期尚早であるとし、却下している⁽²¹⁾。そこで「US-GAAP から例外・修正を認める会計基準」が採用され、BRP は、2011 年 1 月に BRP 報告書を提出している。

(4) PCC が設置されるまでの過程⁽²²⁾

FAF は、BRP 報告書を受け 2011 年 10 月 4 日に「非公開企業の会計基準を改善する計画」を出し、非公開企業会計基準改善議会：PCSIIC (Private Company Standards Improvement Council) を設置するかどうかコメント募集している⁽²³⁾。2012 年 3 月 9 日時点で、FAF は、7,367 通のコメントレターを受け取っている⁽²⁴⁾。回答者の約 63% は PCSIIC の設立に反対であり、反対者の大半は「独立した別個の会計基準を策定すること」を希望していた。また「過去に、PCFRC と FASB との連携がうまくいかなかったため、今回も連携が難しいのではないか。」「FASB から完全に独立した組織として設立すべきである。」などの意見もあった⁽²⁵⁾。

2012 年 5 月 23 日に、FAF 評議委員会は、PCC の設立をプレス・リリースした⁽²⁶⁾。コメントレターの受付、円卓会議 4 回 (60 人参加)、ウェブによる討議 (316 人参加) において審議が重ねられた結果である。最初の提案段階では、PCSIIC の設立に関し賛成意見が大半であると思われたが、コメントレターにおいて反対意見が多数出る結果となった。そこで、この結果を考慮し、PCC として設立することとなったのである。しかし、PCC 議長は FASB メンバーであり⁽²⁷⁾「FASB から完全に独立した組織として設立すべきである。」という意見は反映されてはいない。

(5) Private Company Decision-Making Framework の公表⁽²⁸⁾

PCC と FASB は、討議資料「Private Company Decision-Making Framework」を 2012 年 7 月 31 日付で公表し、コメントレターの締め切りの後、再度改訂版を 2013 年 4 月 15 日に出している。そしてファイナルガイドとして最終版「Private Company Decision-Making Framework A Guide for Evaluating Financial Accounting and Reporting for Private Companies」を 2013 年 12 月 23 日に公表している。これは、非公開企業の目的適合性や利害関係者等、コスト・ベネフィットを考慮し、現行の公正価値評価が非公開企業にとって有用でないことを認識したうえで策定されている。基本的に US-GAAP から例外・修正を認める会計基準を提案している。

(6) AICPA による新たな非公開企業向けの会計基準策定の動き⁽²⁹⁾

上述のようにアメリカでは PCC と FASB による「US-GAAP から例外・修正を認める会計基準」を策定する動きがある一方、AICPA による新たな会計基準策定の動きがある。2012 年 5 月 23 日、AICPA は、新しい「独立した別の会計基準」の策定を進めていることを公表した。AICPA は「Private Company Decision-Making Framework」の策定に協力していながら、新たな会計基準策定を進めているのである。AICPA はどのような意図でこのような動きを見せるのであろうか。この問いに対し AICPA は次のように答えている⁽³⁰⁾。「AICPA および PCC は両者とも非公開企業向けの会計基準を策定しようとしているが、これら 2 つの会計基準の策定目的が異なる。」とし、決して PCC と対立する意向ではないことを強調している。

非公開企業は、基本的に US-GAAP に準拠した財務諸表作成の義務はないが、金融機関等の要請により US-GAAP を適用する場合がある。このような場合、ある程度規模の大きな中規模企業に PCC が策定した「Private Company Decision-Making Framework」を適用させること、このような必要が無い場合、小規模企業に対しては AICPA が策定する新たな会計基準を適用させることを AICPA は想定していると解される。

2012 年 11 月に「FRF for SMEs」の公開草案が公表されたが、公開草案の表紙に「The Financial Reporting Framework for Small and Medium-Sized Entities reproduces substantial portions of the CICA Handbook © 2012 (以下省略).」と示し、CICA のハンドブックを複製したものであることを明らかにしている⁽³¹⁾。ここから、BRP において以前審議された会計基準のモデルのうち「独立した別個の会計基準として策定する（カナダの CICA ハンドブックのフレームワークに基づく）」の案を採用して策定されたものであることがわ

かる⁽³²⁾。「FRF for SMEs」は非公開企業のための独立した会計基準であり、適用を強制されるものではなく任意のものであり、取得原価評価が基本である⁽³³⁾。完成版が 2013 年 6 月に正式に公表されているが、序文のなかに独立した会計基準として策定されたものであること、一般に公正妥当と認められる特別目的フレームワーク（OCBOA）の一つとして策定されたことが記されている⁽³⁴⁾。AICPA が「FRF for SMEs」を策定した背景には「OCBOA を公式化する狙い」があり⁽³⁵⁾、さらには「OCBOA の制度化を進め、監査と連携させることにより中小企業会計基準の構築をはかろうとしている⁽³⁶⁾」と解される。

3. 韓国の中小企業会計基準策定経緯

韓国においてもアメリカと同様、2 種類の会計基準策定の動きがみられる。以下において韓国における中小企業会計基準策定の動きを述べる。

表 2 韓国の中小企業会計基準策定経緯

1999 年 9 月 1 日に韓国会計研究院：KAI（Korean Accounting Institute）が設置され ⁽³⁷⁾ 、KAI のなかに設置された韓国会計基準委員会：KASB（Korean Accounting Standards Board）により、IAS や full IFRS に準拠した企業会計基準報告書が策定された ⁽³⁸⁾ 。
2007 年に full IFRS のアドプションに向け「国際会計基準導入のロードマップ」を公表し ⁽³⁹⁾ 、2009 年に K-IFRS ⁽⁴⁰⁾ の任意適用を始めた ⁽⁴¹⁾ 。
2011 年 1 月 1 日より資産 2 兆ウォン以上を有する上場企業に対し連結・単体財務諸表ともに K-IFRS による作成が義務づけられた ⁽⁴²⁾ 。K-IFRS の適用対象企業は全ての上場企業と金融機関である ⁽⁴³⁾ 。
非上場企業向けの「一般企業会計基準」 ⁽⁴⁴⁾ は、full IFRS のアドプションと同じく、2011 年 1 月 1 日を開始とする事業年度以降適用された ⁽⁴⁵⁾ 。非上場企業には K-IFRS は適用されず、「一般企業会計基準」が適用されることとなった。
新たに韓国国内においてさらなる中小企業向け会計基準「中小企業会計基準」が策定され ⁽⁴⁶⁾ 、2014 年 1 月 1 日に施行されている。

（出所 韓国 KPMG [2012]、キム・イルソプ・権泰殷・杉本徳栄訳 [2001]、105 頁、国際会計研究学会 [2011]、52 頁、杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011]、1-2 頁、杉本徳栄 [2008]、159 頁、中小企業庁 [2010b] をもとに作成。）

非上場企業向けの「一般企業会計基準」は、上場企業に対し full IFRS がアドプションされた時期と同じく、2011年1月1日を開始とする事業年度以降適用されている。また、当時上場企業と非上場企業において会計基準が異なることによる二元化が懸念されたが、これに関しては「非上場企業に対し長期的に IFRS for SMEs との一致を図る」としていた⁽⁴⁷⁾。しかし現在、韓国において早急に IFRS for SMEs と一般会計基準を一致させる動きはなく、新たな「中小企業会計基準」が2014年1月1日に施行されている⁽⁴⁸⁾。

4. 日本の中小企業会計基準策定経緯

日本ではバブル経済崩壊以降、中小企業の資金調達形態が変化し、中小企業の収益性を金融機関が重視する傾向が生じてきた。そこで中小企業が金融機関等の信頼を得て円滑に資金調達を行なうため、中小企業のための適切な会計基準が必要となり、中小企業庁が2002年6月28日に「中小企業の会計に関する研究会報告書」を公表⁽⁴⁹⁾、日本税理士会連合会が、2002年12月19日に「中小会社会計基準研究会報告書」を公表⁽⁵⁰⁾、日本公認会計士協会が、2003年6月2日に「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」を公表⁽⁵¹⁾することとなった。しかし3者の報告書が策定されたことにより、中小企業はどの会計基準を優先すればよいのか解らなくなり、実務上混乱が生じた⁽⁵²⁾。そこで、この3者の報告書を統合する必要性が生じ、2005年8月1日、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会より「中小会計指針」が公表された⁽⁵³⁾。「中小会計指針」には「会社の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである」というシングルスタンダードの考えが根底にあり、基本的には、企業会計基

準と同じ会計処理を要請している。しかし、これが会計処理の選択の幅を狭めており、「中小会計指針」の普及が思わしくないという事態が生じた。そこで、2012年2月1日に、新たに中小企業庁・金融庁より「中小会計要領」が公表されるに至ったのである⁽⁵⁴⁾。また「中小会計指針」と「中小会計要領」は両者とも適用を強制されるものではなく、あくまで任意適用である。

III 3国における中小企業会計基準の検討

3国の中小企業会計基準の策定方法と基準内容を「トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの視点」と「国際会計基準導入形態の視点」から検討する。

1. トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの視点からの検討

中小企業会計基準の策定において、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチという表現が用いられる⁽⁵⁵⁾。河崎氏は「トップダウン・アプローチは大企業向けの会計基準から出発し、簡素化・除外することによって中小企業会計基準を策定する方法。」とし、「ボトムアップ・アプローチは中小企業の属性⁽⁵⁶⁾を検討することから出発し、中小企業会計基準を策定する方法。」と定義している⁽⁵⁷⁾。この定義は、一見「策定方法」に関してのみ定義しているように思われるが、「中小企業の属性を検討する」という表現から、会計基準の内容自体が中小企業の属性を反映した会計処理を要請するという基準内容面での示唆も行なっていると解される。実際、日本の「中小会計要領」は、税法による処理を取り入れ、取得原価評価を採用し

た中小企業の企業属性を反映する会計基準となっている。

そこでトップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチを「策定方法」と「基準内容」の二つの側面から検討し、3国の中小企業会計基準と IFRS for SMEs が、それぞれどのアプ

ロチに該当するのかを明らかにする。まず、「策定方法」の側面から検討すると、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチとは以下のように定義できる。

表3 「策定方法」の側面から見たトップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチ

側面	トップダウン・アプローチ	ボトムアップ・アプローチ
策定方法	大企業向けの会計基準から、中小企業に不要な会計処理の簡素化・除外を行ない、中小企業の会計基準を策定する。	中小企業において従来行なわれている会計慣行を考慮し、中小企業の会計基準を策定する。

(出所 河崎照行 [2010], 747-748 頁, 山下壽文 [2012], 49-72 頁, 中小企業庁 [2010a], 23 頁を検討し作成。)

また「基準内容」の側面では、中小企業の企業属性を反映した会計処理基準を採用しているかどうかで決定されると解される。

表4 「基準内容」の側面から見たトップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチ

側面	トップダウン・アプローチ	ボトムアップ・アプローチ
基準内容	シングルスタンダードの考えが根底にあり、基本的な会計処理は大企業向けの会計基準と同じである。公正価値評価が採用され、IFRS の影響を受ける傾向が強い。	税法の処理、取得原価評価が採用されている。中小企業の企業属性を反映し簡便な会計処理が採用されている。IFRS の影響を回避する傾向が強い。

(出所 河崎照行 [2010], 747-748 頁, 山下壽文 [2012], 49-72 頁, 中小企業庁 [2010a], 23 頁を検討し作成。)

次に、上述の 2 つの側面による検討をもとに、3国の中小企業会計基準と IFRS for SMEs がそれぞれどのアプローチにあてはまるのかを検討する。

表5 「策定方法」の側面から

会計基準	策定方法
IASB 「IFRS for SMEs」	full IFRS を簡素化・除外することにより分量を減らす形で策定されたものである。この点においてトップダウン・アプローチである。
アメリカ 「Private Company Decision-Making Framework」	US-GAAP を簡素化することを提案している。この点においてトップダウン・アプローチである。
アメリカ 「Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities」	独立した会計基準、OCBOA の一つとして策定されたものである。この点においてボトムアップ・アプローチである。

韓国「一般企業会計基準」	K-GAAP を簡素化したものである。K-GAAP は、IFRS 導入以前は上場企業・非上場企業両者に対し適用されていた基準である。この点において純粋なトップダウン・アプローチとは言い難いものである。
韓国「中小企業会計基準」	一般企業会計基準をさらに簡素化し、約 10 分の 1 の分量に減らしたものである。この点において純粋なトップダウン・アプローチとは言い難く、また純粋なボトムアップ・アプローチとも言い難いものである。
日本「中小会計指針」	企業会計基準を簡素化し策定されている。この点において、トップダウン・アプローチである。
日本「中小会計要領」	従来から行なわれていた中小企業の会計慣行を十分に考慮し一から策定されている。この点においてボトムアップ・アプローチである。

(出所 IFRS for SMEs, Private Company Decision-Making Framework, Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities, 一般企業会計基準, 中小企業会計基準, 中小会計指針, 中小会計要領をもとに各会計基準の策定方法を検討し作成⁽⁵⁸⁾。)

表 6 「基準内容」の側面から

会計基準	基準内容
IASB 「IFRS for SMEs」	ある程度、取得原価評価と公正価値評価との選択適用が認められている。また full IFRS と概念フレームワークがほぼ同じである。この点においてトップダウン・アプローチである。
アメリカ「Private Company Decision-Making Framework」	認識と測定について US-GAAP を簡素化したものとして策定することを提案しており、今後取得原価評価と公正価値評価との選択適用が認められることとなると予想される。この点においてトップダウン・アプローチである。
アメリカ「Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities」	取得原価評価が基本であり、従来の会計慣行が採用されている。さらに会計上の利益と税務上の利益が近づけられている。基本的に改訂をしない安定したフレームワークとして策定されている。この点においてボトムアップ・アプローチである。
韓国「一般企業会計基準」	従来の K-GAAP を修正補完し、簡素化した基準である。過年度の誤謬について修正が必要な場合、遡及的修正再表示を要求しているなどの特徴が見られる。この点においてトップダウン・アプローチである。
韓国「中小企業会計基準」	一般企業会計基準をさらに簡素化し、分量を減らしたものである。資産評価は、原則取得原価評価であり、法人税の適用も一部認めている。また、過年度の誤謬について修正が必要な場合、遡及的でなく、当期の営業外損益において前期の誤謬修正として会計処理する。この点においてボトムアップ・アプローチである。
日本「中小会計指針」	企業会計基準と同じ会計処理を要請し公正価値評価、包括利益を含んだ基準として策定されている。この点においてトップダウン・アプローチである。

日本「中小会計要領」	中小会計要領は国際会計基準の影響を回避し、確定決算主義を維持し、法人税法中心とした会計処理を採用している。また原則取得原価評価を要請している。さらに大企業向けの会計基準の変更に影響を受けないものとして策定されている。この点においてボトムアップ・アプローチである。
------------	---

(出所 IFRS for SMEs, Private Company Decision-Making Framework, Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities, 一般企業会計基準, 中小企業会計基準, 中小会計指針, 中小会計要領をもとに各会計基準の内容を検討し作成。)

二つの側面からの検討の結果、3国は「基準内容」の側面においては、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチによる会計基準が併存している。しかし、「策定方法」の側面においては、韓国が純粋なトップダウン・アプローチもしくは純粋なボトムアップ・アプローチによる策定とは言い難いものである。

2. 国際会計基準導入形態の視点からの検討

上述の3国における2種の中小企業会計基準策定の動きの背景には、各国のIFRSの導入戦略やIASBによるIFRS for SMEsの策定の影響があると解される。そこで、3国のIFRSへの対応を宗田氏の研究をもとに明らかにする。

宗田氏は、各国のIFRSの取り込み方法や導入戦略・依存度を類型化している⁽⁵⁹⁾。これによればアメリカはIFRSの依存度が最も低くIFRSの適用をしないという方針を打ち出している。また、日本は「IFRSと同一の基準を任意適用で使用しており、エンドース手続がある」に分類され、アメリカに次いでIFRSへの依存度が低いものと分類されている。韓国では「IFRSと同一内容の基準をアドプションし、全上場企業（一部企業）に適用しているがエンドースメント手続がある」に分類されIFRSの依存度は、IFRSを全面適用しているフィジーやメキシコ等に次いで高いものと分類されている。

アメリカでは、2006年より非公開企業向け会計基準の策定がみられる。FAFによりBRPが設立され、トップダウン・アプローチ（「策定手法」・「基準内容」の両側面から）による会計基準策定の動きが見られた。トップダウン・アプローチによる会計基準策定の理由としては、「急を要する」という表現が各審議過程において見られることから、策定を急いでいたことがあげられる。またBRPやPCCの設立に関する審議過程において、頻繁にIFRS for SMEsに関する表現がみられる。IASBによるIFRS for SMEsの策定が少なからずアメリカの中小企業会計基準策定に影響を及ぼしているものと解される。IFRS for SMEsは、自国において中小企業会計基準を有していない国々に受け入れられている傾向があり、アメリカにおいても自国の中小企業会計基準が無ければIFRS for SMEsを受け入れざるをえなくなると考え策定を急いだのではないだろうか。アメリカは、IFRSの導入に際しコンドースメントアプローチを提唱しているが、これは事実上のアドプションの見送りである。この動きの中で、自国の中小企業会計基準の策定を急いだのである。しかしPCSICの設立や、トップダウン・アプローチによる中小企業会計基準策定に関し反対意見が出され順調な会計基準策定過程をたどっているとはいえない。この状況下、AICPAによりボトムアップ・アプローチ（「策定手法」・「基準内容」の両側面から）による会計の策定が始まったのである。これには、中小

企業の会計慣行を会計基準として確立させることと、通常の業務ではボトムアップ・アプローチによる会計基準で充分であることから、中小企業の負担を減らす狙いがあったものと解される。

一方、韓国は、full IFRS を積極的に導入している。韓国は、アジア通貨危機における経済破綻を立て直すため上場企業に対し full IFRS を早急に導入したのである⁽⁶⁰⁾。しかし、非上場企業に対して full IFRS や IFRS for SMEs が導入されることはなかった。いくら full IFRS を積極的に導入する姿勢をとったとしても、中小企業の多様性や企業能力を考慮すれば full IFRS の導入は難しいと判断したのではないだろうか。K-GAAP は、韓国の上場、非上場企業両者において適用されていた会計基準であり、そのまま非上場企業に対しては K-GAAP を適用することもできたはずである。しかし「一般企業会計基準」を早急に策定することで対応している。これは、当時問題視されていた「会計基準の二元化」を懸念し、さらには積極的な IFRS の導入姿勢を示し、「いずれ IFRS for SMEs とコンバージェンスさせる」という方針を表明するためであったと解される。しかし、「一般企業会計基準」が非上場企業にとって高度すぎることから「中小企業会計基準」が策定されるに至っている⁽⁶¹⁾。

日本においては、バブル経済崩壊後、中小企業の将来的な収益性を重視する動きがあり中小企業会計基準の策定が始まった。大企業に対しては full IFRS とのコンバージェンスがすすめられたが、この結果中小企業が対応できない会計処理が多々出てくることとなり、トップダウン・アプローチによる「中小会計指針」が策定されたのである⁽⁶²⁾。ところが、中小企業が「中小会計指針」に対応できず、期待されるほど普及しなかった⁽⁶³⁾。そこで、full IFRS の影響を

完全に排除した「中小会計要領」が策定されるに至っている。この「中小会計要領」が策定された当時、アメリカが full IFRS のアドプションを延期し、日本においてもこれに応じるかのごとく full IFRS のアドプションが見送られた⁽⁶⁴⁾。このような動きの中で、中小企業に対し IFRS for SMEs を含めた国際会計基準、IFRS を適用させることが現実的に難しくなっていたのである。そこで IFRS を完全に排除した中小企業属性を反映した「中小会計要領」策定へと向かっていったと解される。

IV おわりに

IASB は、世界的に IFRS を広める手段として IFRS for SMEs を策定した。この IFRS for SMEs 策定の動き、世界各国の IFRS アドプションの動きをうけて日本、韓国、アメリカでは中小企業会計基準の策定が検討された。検討された当時、3 国の IFRS への依存度は異なり、特に韓国とアメリカにおける導入の姿勢は対照的であった。韓国では、国の経済をいち早く立て直すため時間的な制約もあり、早くに策定できる方法をとったのである。韓国は日本と同じく確定決算主義を導入している。日本において、確定決算主義が IFRS の導入の際の問題の一つである。韓国では、IFRS を導入する際、いち早く税法を修正することでこの問題にも対応している。さらに新たな「中小企業会計基準」においても、「一般企業会計基準」を修正するという策定方法を採用し、早くに対応できる策をとっている。韓国では、早期に対応することに重点を置き、「策定方法」面において純粋なボトムアップ・アプローチ、トップダウン・アプローチによる基準策定をせず、「基準内容」面においては、他の 2 国と同様のボトムアップ・アプローチによる会計基準を策定す

るという効率的な方法をとったと解される。

アメリカでは、IFRS の依存度は極めて低く、IFRS for SMEs の策定を受け、早急にトップダウン・アプローチによる会計基準を策定しようとした。これは、IFRS for SMEs を受け入れざるをえなくなる状況を回避したかったからであろう。IFRS for SMEs は、IFRS for SMEs を適用する SME が将来的に上場した際、full IFRS に移行することを目的として策定されていることをアメリカは熟知していたのではないだろうか。そこで、早急にこのような措置をとったと解される。その後、従来の中小企業の会計慣行を考慮したボトムアップ・アプローチによる中小企業会計基準策定の動きが新たに始まったのである。

日本では、「中小会計指針」が策定された当時、IFRS の依存度は極めて低かったが、シングルスタンダードの考えが根強くあり、IFRS の影響を受けたトップダウン・アプローチによる会計基準がまず策定された。しかし、その後日本においても中小企業属性を反映し、IFRS を完全回避し、税法基準・取得原価評価を取り入れたボトムアップ・アプローチによる「中小会計要領」が策定され、中小企業の企業能力にみあった⁽⁶⁵⁾会計基準として現在普及しつつある。

IFRS 導入を積極的に行なう韓国、アドプシオンを一旦見送ったアメリカ・日本において、それぞれ IFRS に対する対応や依存度は異なるものの、結果としてボトムアップ・アプローチ（「基準内容」の側面から）により会計基準が策定されるに至っている。これは、中小企業の企業属性に負うところが大きいのではないだろうか。IASB は戦略的に IFRS for SMEs を策定したが、この IFRS for SMEs の策定により「full IFRS を世界にコンバージェンスさせる」という目的を達成できたかどうかは疑問で

ある。中小企業は多種多様であり規模も様々である。また世界の中小企業は、各国様々な特徴を有しており、大企業のように会計基準を国際的に統一すること自体が難しいのではないだろうか。

今後、3 国において 2 つの中小企業会計基準の棲み分けが問題となるであろう。韓国では、適用対象企業が明確に区分されているため 2 つの中小企業会計基準の併存の可能性があるが、アメリカと日本においては適用対象企業の線引きが曖昧もしくは、線引きがなされていないため、簡単な中小企業会計基準のみを中小企業が適用する方向に向かうことは十分に予想できる。今後もこれをふまえ、3 国の動向、IFRS for SMEs 適用国の動向を検討する必要がある。

注

- (1) IASB [2009d]. 本稿では、完全版 IFRS を full IFRS、中小企業を SME と称することとする。
- (2) IASB [2009c]. IASB [2012].
- (3) Gustavo Tanaka 氏の指摘による。Gustavo Tanaka [2014], pp.45-49.
- (4) IASB [2001], *Name and Objectives*, p.5.
- (5) IASB [2009d], *Section 1.2 IASB [2009a], Background and Tentative Decisions to Date, Stand-alone document*. IASB は、IFRS for SMEs を約 50 人の従業員を雇用する典型的な SME を対象としたものとしているが、量的基準により SME を規定するという意味ではない。
- (6) 新日本監査法人 [2012], 28-30 頁。
- (7) 「中小企業基本法施行令第 3 条」では、中小企業を「常時勤労者数が 1 千名以上」、「資産総額が 5 千億ウォン以上」、「自己資本が 1 千億ウォン以上」等に当てはまる企業を除くと規定している。
- (8) 「株式会社の外部監査に関する法律（外監法）」では、「直前事業年度末の資産総額が 100 億ウォン以上である株式会社等を対象企業とする」と規定している。
- (9) FASB [2013], pp.5-6. あずさ監査法人 [2014], 3 頁。新たな定義では「SEC に財務諸表を提出するまたは送付することが SEC から要求されているか実際に SEC に財務諸表を

- 届け出ているまたは提出している企業」等5つがあげられている。
- (10) AICPA [2013a], *Certain Characteristics of Small- and Medium-Sized Entities Utilizing the FRF for SMEs Accounting Framework*, pp.6-7.
- (11) 日本商工会議所・日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本経済団体連合会・企業会計基準委員会 [2010], 20 頁。
- (12) アメリカの委員会等の日本語の名称については川西安喜 [2011b] に準ずるものである。
- (13) AICPA [2013b]. SEC [2013]. 河崎照行 [2012a], 53 頁。国際会計研究学会 [2011], 116 頁。
- (14) FAF [2011], *Authority and Critical Responsibilities*, p.1. 川西安喜 [2011b], 35 頁。
- (15) FASB [2012], *History of Establishing the PCC*. 川西安喜 [2011b], 35 頁。
- (16) BRP [2011], *I. Executive Summary*.
- (17) BRP [2011], *APPENDIX B, BRP Process Agendas, Outreach, and Invited Guests, I. Meetings Agendas and Minutes*.
- (18) BRP [2011], p.11.
- (19) BRP [2011], *Overview of Models and Structures*, p.13. 川西安喜 [2011a], 107 頁。
- (20) BRP [2011], *Report to the Board of Trustees of the Financial Accounting Foundation*, pp.G1-G17, pp.9-14. BRP は 2010 年 8 月 5 日にコメントレターを募集し「IFRS for SMEs を適用することにより目的適合性に関する問題は解決しますか。」等, IFRS for SMEs を意識した質問を行なっている。
- (21) BRP [2011], *Report to the Board of Trustees of the Financial Accounting Foundation*, pp.G1-G17, pp.9-14.
- (22) FAF [2011], *Focus on Private Company Issues, Formation and Membership*, p.8.
- (23) FAF [2011], *Comment Letter Summary, Overview*, p.7.
- (24) FAF [2011], *Comment Letter Summary, Overview*, p.9.
- (25) FAF [2011], *Comment Letter Summary, Overview*, p.9. 川西安喜 [2011b], 35 頁。
- (26) FAF [2012a]. FAF [2012b], p.7.
- (27) FASB [2012], *PCC Members*.
- (28) FASB Private Company Council [2013], *Guide1: Determining Recognition and Measurement Guidance*.
- (29) AICPA [2012a].
- (30) AICPA [2012b], *Why would small- and medium-sized entities use the FRF for SMEs?*
- (31) AICPA [2012c], *Proposed Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities*, p.1. 浦崎直浩 [2013], 317 頁。
- (32) 田村真由美 [2004]。なぜカナダの CICA ハンドブックを複製したのかについては検討が必要である。田村氏は, SFAS131 号が, 以前は OECD であったが現在はカナダの基準をもとに策定されていることを指摘し, 輸出入の視点から「アメリカにおける主要取引先が OECD からカナダへ移っていることによる影響ではないか」との見解を示している。
- (33) AICPA [2012c], *Proposed Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities, Features of the FRF for SMEs*. 浦崎直浩 [2013], 320 頁。
- (34) AICPA [2013a], *Preface About Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities*.
- (35) 河崎氏の指摘による。河崎照行 [2013], 19 頁。
- (36) 浦崎氏の指摘による。浦崎直浩 [2013], 320 頁。
- (37) キム・イルソプ・権泰殷・杉本徳栄訳 [2001], 105 頁。
- (38) 杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011], 1-2 頁。
- (39) 杉本徳栄 [2008], 159 頁。
- (40) 杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011], 前掲書, 5 頁。K-IFRS は「韓国採択国際会計基準」の通称である。
- (41) 杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011], 前掲書, 4 頁。
- (42) 国際会計研究学会 [2011], 52 頁。
- (43) 杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011], 前掲書, 4 頁。
- (44) 中小企業庁 [2010b], 27 頁。
- (45) 杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011], 前掲書, 18 頁。
- (46) 韓国 KPMG [2012].
- (47) 杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011], 前掲書, 2-18 頁。中小企業庁 [2010b], 27 頁。
- (48) 杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011], 前掲書, 16 頁。韓国 KPMG [2012].
- (49) 中小企業庁 [2002].
- (50) 日本税理士会連合会 [2002].
- (51) 日本公認会計士協会 [2003].
- (52) 日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2005a].
- (53) 日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2005b].
- (54) 中小企業庁・金融庁 [2012a].
- (55) 山下壽文 [2012] において両者の検討が, 詳しくなされている。
- (56) 中小企業の企業属性とは「資本主と経営者が

同じ」, 「内部統制が十分でない」, 「資金調達形態が金融機関からの借り入れが中心」等である。中小企業庁・金融庁 [2012b], 「中小企業の実態」。

- (57) 河崎照行 [2010], 747-748 頁。
(58) 提供資料による。韓国の「一般企業会計基準」, 「中小企業会計基準」, 韓国の現状に関し, 関西学院大学 杉本徳栄教授より資料のご提供・ご示唆をいただいている。
(59) 宗田健一 [2013], 29-46 頁。
(60) 杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011], 前掲書, 1 頁。
(61) 新日本有限会社監査法人 [2012], 28 頁。
(62) 佐藤行弘 [2013], 「中小企業会計学会 創立総会 (2013 年 8 月 28 日)」の指摘による。
(63) 新日本監査法人 [2011] の指摘による。
(64) 杉本氏の指摘による。杉本徳栄 [2012], 71-72 頁。
(65) 河崎氏の指摘による。河崎照行 [2012b], 26 頁。

参考文献

- ・ AICPA (American Institute of Certified Public Accountants) [2012a], *AICPA News Update, AICPA Publishes FAQ on Upcoming OCBOA Financial Reporting Framework for Smaller Businesses*.
- ・ AICPA [2012b], *Private Company Financial Reporting Frequently Asked Questions*.
- ・ AICPA [2012c], *Exposure Draft*.
- ・ AICPA [2013a], *Financial Reporting Framework for Small and Medium-Sized Entities*.
- ・ AICPA [2013b], *OCBOA and Supplementary Information*.
- ・ BRP (Blue-Ribbon Panel) [2011], *Blue-Ribbon Panel on Standard Setting for Private Companies*.
- ・ FAF (Financial Accounting Foundation) [2011], *Plan to Establish the Private Company Standards Improvement Council, Focus on Private Company Issues*.
- ・ FAF [2012a], *Establishes New Council to Improve Standard Setting for Private Companies*.
- ・ FAF [2012b], *Establishment of The Private Company Council*.
- ・ FASB (Financial Accounting Standards Board) [2012], *Private Company Council [PCC]*.
- ・ FASB [2013], *Definition of a Public Business Entity An Addition to the Master Glossary*.
- ・ FASB Private Company Council [2013], *Private Company Decision-Making Framework A Guide for Evaluating Financial Accounting and Reporting for Private Companies*.
- ・ Gustavo Tanaka [2014], "The movements toward the convergence of accounting standards in Peru", *International Review of Business*, No.14, pp.25-60.
- ・ IASB (International Accounting Standards Board) [2001], *Constitution*.
- ・ IASB [2009a], *Full Project Summary*.
- ・ IASB [2009b], *IFRS for SMEs Fact Sheet*.
- ・ IASB [2009c], *Press Release, IASB publishes IFRS for SMEs*.
- ・ IASB [2009d], *IFRS for SMEs*.
- ・ IASB [2012], *Update on the IFRS for SMEs*.
- ・ SEC (Securities and Exchange Commission) [2013], *Smaller Reporting Company Regulatory Relief and Simplification Agency*.
- ・ あずさ監査法人 [2014], 「FASB—非公開企業に関する新たなガイダンスを公表」, *Defining Issues*, 第 14 巻 7 号。
- ・ 浦崎直浩 [2013], 「特別目的の財務報告フレームワークと中小企業会計」『会計』第 184 巻第 3 号, 316-330 頁。
- ・ 河崎照行 [2010], 「『中小企業版 IFRS』の特質と導入の現状」『会計』第 178 巻第 6 号, 737-748 頁。
- ・ 河崎照行 [2011], 「『中小企業会計』の新展開—『中小企業の会計に関する研究会・中間報告書』の概要—」『税経通信』第 66 巻第 1 号, 39-46 頁。
- ・ 河崎照行 [2012a], 「SME 基準と諸外国における小規模会社の会計ルール」『税研』第 28 巻第 1 号, 50-55 頁。
- ・ 河崎照行 [2012b], 「『中小会計要領』の全体像と課題」『企業会計』第 64 巻第 10 号, 25-31 頁。
- ・ 河崎照行 [2013], 「米国における中小企業会計の新たな動向」『税経通信』, 17-23 頁。
- ・ 川西安喜 [2011a], 「非公開企業のための会計基準設定に関するブルー・リボン・パネルの報告書」『会計・監査ジャーナル』第 23 巻第 4 号, 105-110 頁。
- ・ 川西安喜 [2011b], 「コメント募集『非公開企業会計基準改善会議を設置する計画』」『会計監査ジャーナル』第 23 巻 12 号, 35-40 頁。
- ・ 韓国 KPMG [2012], *Japanese Practice Weekly Newsletter*.
- ・ キム・イルソプ・権泰殷・杉本徳栄訳 [2001], 「韓国における会計改革」『企業会計』第 53 巻第 4 号, 104-109 頁。
- ・ 国際会計研究学会 [2011], 「研究グループ報告書 各国の中小企業版 IFRS の導入実態と課題」『国際会計研究学会年報』2011 年度第 1 号。

- ・新日本有限責任監査法人 [2011], 「平成 22 年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果 報告書」。
- ・新日本監査法人 [2012], 「平成 24 年度 諸外国における中小企業の会計制度に関する調査研究事業調査報告書」。
- ・杉本徳栄 [2008], 『国際会計 改訂版』同文館。
- ・杉本徳栄 [2012], 「IFRS 強制適用問題の種間托卵化 (西日本部会・統一論題報告 IFRS の苦悩と挑戦)」『国際会計研究学会年報 2011 年度 (2)』, 61-74 頁。
- ・杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011], 『韓国企業の IFRS 導入』中央経済社。
- ・宗田健一 [2013], 「自国で会計基準開発・設定権限を持つ意義 -受け入れ可能な IFRS の作り込みを視野に入れて-」『商経論叢』鹿児島県立短期大学, 第 64 号, 29-46 頁。
- ・田村真由美 [2004], 「米国会計基準作成の Background」『リエゾンニュースレター』第 24 巻 2004 年 12 月号。
- ・中小企業庁 [2002], 「中小企業の会計に関する研究会報告書」。
- ・中小企業庁 [2010a], 「中小企業会計に係る論点について」。
- ・中小企業庁 [2010b], 「諸外国における会計制度の概要」。
- ・中小企業庁・金融庁 [2012a], 「中小企業の会計に関する基本要領」。
- ・中小企業庁・金融庁 [2012b], 「『中小企業の会計に関する基本要領』(中小会計要領)の概要」。
- ・日本税理士会連合会 [2002], 「中小会社会計基準研究会報告書」。
- ・日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2005a], 「『中小企業の会計』の統合に向けた検討委員会」。
- ・日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2005b], 「中小企業の会計に関する指針」。
- ・日本商工会議所・日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本経済団体連合会・企業会計基準委員会 [2010], 「非上場会社の会計基準に関する懇談会 [報告書]」。
- ・日本公認会計士協会 [2003], 「中小会社の会計のあり方に関する研究報告 [最終報告]」。
- ・山下壽文 [2012], 「わが国の中小企業会計基準の展開～『中小企業の会計に関する基本要領』をめぐって～」『佐賀大学経済論集』佐賀大学, 第 45 巻第 4 号, 49-72 頁。

(2014 年 11 月 29 日審査受付
2015 年 3 月 17 日掲載決定)

IASB における純利益の測定・表示

—ディスカッション・ペーパー「概念フレームワークの見直し」を中心として—

丸 岡 恵梨子
中央大学

要 旨

本論文の課題は、2013 年 7 月に IASB が公表したディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（以下、DP [2013] とする）をもとに、純利益と OCI の区分およびリサイクリングについて検討することにある。この課題を通じて、IASB における純利益の位置づけを明らかにすることが本稿の目的である。

IASB の問題の一つは、純利益を測定・表示する必要性があるとしながらも、包括利益算定の過程で求められる純利益が、一体、何を意味しているのかということが曖昧なことである。この問題は、IFRS において、OCI 項目とリサイクリングをめぐる会計処理に関して明確な枠組みが存在していないこと、また OCI 項目はリサイクリングする項目としない項目を含んでいることに起因する。

OCI 項目とリサイクリングをめぐる会計処理に関して明確な枠組みが存在しないのは、IASB の根底にある考え方が、利益は包括利益のみという包括利益一本化の根強い思考があるからである。現行の IASB では、ボトムラインの利益は包括利益であり、純利益は包括利益算定の過程で求められている。IASB では、OCI 項目が純利益を決定する要素となっているため、DP [2013] では、OCI の種類を区分することで、純利益を導き出そうとした。しかし、OCI 項目の種類を区分することは困難であった。純利益を合計または小計として表示するのであれば、その純利益は意味内容のあるものでなければならない。IASB は、反証可能な推定を含むとしたうえで、すべての収益および費用を純利益に含め、OCI 項目はすべてリサイクリングされるべきであるという暫定的な合意を行っている。期間損益として純利益を表示するのであれば、収益および費用は必ず一度、純利益に含められる必要がある。今後の IASB の審議を引続き注目したい。

I はじめに

本論文の課題は、2013年7月に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board, IASB）が公表したディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（以下、DP [2013] とする）をもとに、純利益とその他の包括利益（以下、OCI とする）の区分およびリサイクリングについて検討することにある。

IASB の問題の一つは、純利益を測定・表示する必要があるとしながらも、包括利益算定の過程で求められる純利益が、一体、何を意味しているのかということが曖昧なことである。この問題は、現行の国際財務報告基準（国際会計基準を含む。以下、IFRS とする）には、OCI 項目とリサイクリングをめぐる会計処理に関して明確な枠組みが存在していないこと、また OCI 項目はリサイクリングする項目としない項目を含んでいることに起因する。DP [2013] では、この問題に対処するため、セクション 8 において、純利益と OCI の区分およびリサイクリングについて記述を行っている。

本稿ではまず、IASB の前身である国際会計基準委員会（international Accounting Standards Committee, IASC）の時代から現行の IASB における利益概念の変遷を辿ることによって、IASB の根底にある考え方を導き出す。そのうえで、DP [2013] の検討を行う。これらの検討を踏まえて、IASB における純利益の位置づけを明らかにすることが本稿の目的である。

II IASB の根底にあるもの

1973 年に IASC が設立された。IASC は、1975 年に国際会計基準（International

Accounting Standards, IAS）第 1 号を公表して以来、2001 年までに 41 号の IAS を公表している（菊谷 [2011] p.18）。その後、IASC は、2001 年に IASB へと改組し、IFRS の作成を行っていくことになる。

本章では、IASC 設立当初から現行の IASB における概念フレームワークおよび IAS 第 1 号を中心に検討を行い、IASB の根底にある考え方を導き出す。なお概念フレームワークおよび IAS 第 1 号は、その公表から現在に至るまで改訂が行われている。DP [2013] を中心として IASB における純利益の位置づけを検討するという本稿の趣旨から、2013 年までの概念フレームワークおよび IAS 第 1 号を対象とし、主に利益概念に影響を与えた改正基準を取り扱うこととする。

1. IASC における利益

1989 年に IASC は、「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」（Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, 以下、IASC [1989] 概念フレームワークとする）と題した概念フレームワークを公表している。

IASC [1989] 概念フレームワークは、貸借対照表における財政状態の測定に直接関係する構成要素を、資産 (assets)、負債 (liabilities)、および持分 (equity) とし、損益計算書における経営成績の測定に直接関係する構成要素を、収益 (income) および費用 (expenses) とした (para.47)。そのうえで、IASC [1989] 概念フレームワークは、各々の構成要素の定義づけを行っている。資産は、「過去の事象の結果として特定の企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源」とし、負債は、「過去の事象の結果として特定の企業が支配し、かつ、将来の経済的便益

が当該企業に流入すると期待される資源」としている (para.49)。そして、持分は、「特定の企業のすべての負債を控除した残余の資産に対する請求権 (interest)」であるとしている (para.49)。

経営成績の測定に係る収益は、「当該会計期間中の資産の流入若しくは増価又は負債の減少の形をとる経済的便益の増加であり、持分参加者からの拠出に関連するもの以外の持分の増加をもたらすもの」としている (para.70)。費用は、「当該会計期間中の資産の流出若しくは減価又は負債の発生を形をとる経済的便益の減少であり、持分参加者への分配に関連するもの以外の持分の減少をもたらすもの」としている (para.70)。ここで、収益の定義には、狭義の収益 (revenue) と利得 (gain) の両方が含まれる (para.74)。また、収益には、未実現利益 (unrealised gains) が含まれる (para.76)。例えば、市場性のある有価証券の再評価および固定資産の帳簿価額の増加から発生する未実現利益などである (para.76)。費用の定義には、企業の通常の活動の過程において発生する費用だけでなく損失 (losses) も含まれる (para.78)。また、費用の定義には、企業の外貨建借入金に関して、当該外貨の為替レートの高騰による影響から発生する未実現損失 (unrealised losses) なども含まれる (para.80)。

以上より、IASC [1989] 概念フレームワークにおける資産および負債は、資産負債観の観点から定義されている。それに伴い、収益および費用は、資産と負債の増減を内容とした定義になっているため、期首と期末における純資産の差額としての損益と収益から費用を控除した損益は一致することになる (岡田 [2005] p.115)。よって、IASC [1989] 概念フレームワークにおいて、収益と費用の差額として計算

される利益は、包括利益であると指摘される (高田橋 [2013] p.18)。

IASC が 2001 年に IASB へと改組された際、IASC [1989] 概念フレームワークは、IASB においても採用されることとなった。なお、IASC [1989] 概念フレームワークにおける資産および負債、収益および費用の定義は、IASB における 2013 年の「財務報告に関する概念フレームワーク」(The Conceptual Framework for Financial Reporting) においても同様の定義となっている。

1975 年に IASC は、IAS 第 1 号「会計方針の開示 (Disclosure of Accounting Policies)」を公表する (以下、IAS 第 1 号 [1975] とする)。IAS 第 1 号 [1975] は、会計の基礎的前提を、継続企業、継続性、および発生としたうえで (para.16)、財務諸表の作成表示を行う際に採用された重要な会計方針の開示を扱っている (para.1) ⁽¹⁾。ここにおける財務諸表には、貸借対照表、損益計算書、注記、財務諸表の一部として取扱われているその他の計算書および説明資料が含まれている (para.3)。1976 年に公表された IAS 第 5 号「財務諸表に開示すべき情報」(Information to be Disclosed in Financial Statements) は、損益計算書において開示される利益は純利益であるとしている (para.18)。

その後、1996 年に IASC は、公開草案第 53 号「財務諸表の表示 (案)」(PRESENTATION OF FINANCIAL STATEMENTS) を公表する。これを受けて、1997 年に IASC は、改訂版 IAS 第 1 号「財務諸表の表示」(Presentation of Financial Statements) (以下、IAS 第 1 号 [1997] とする) の公表に至る⁽²⁾。IAS 第 1 号 [1997] は、財務諸表の完全なセットとして、貸借対照表、損益計算書、(次のうちいずれかを示す計算書として) 株主持分のすべての変動

または株主との資本取引および株主への分配以外の原因による株主持分の変動、キャッシュ・フロー計算書、会計方針および説明的注記が含まれるとしている (para.7)。そして、OCIに相当する項目は、株主持分変動計算書において表示されることとなった (para.86)。ただし、OCIと純利益に相当する項目を財務諸表の本体に表示し、資本取引による増減等は注記として表示できることも認めている (para.89 および荻原 [1997] p.138)。このことは、資本取引等を財務諸表の本体で表示すると株主持分変動計算書になるが、それらを注記に表示すれば、財務諸表本体は、包括利益計算書と同様の形式となり、包括利益概念の任意採用を意味するものと指摘される (荻原 [1997] p.138)。IAS 第1号 [1997] において OCIに相当する項目は、有形固定資産の再評価差額、投資の再評価差額、為替換算調整額であり、有形固定資産の再評価は、リサイクリングされない。

以上より、IAS 第1号 [1997] において、OCIに相当する項目は株主持分変動計算書に表示されるため、損益計算書から除かれることになり、損益計算書は当期純利益を計算表示する形式となっている (高田橋 [2013] p.18)。つまり、IAS 第1号 [1997] では、損益計算書におけるボトムラインの利益は純利益であり、収益と費用の差額として求められている。一方、IASC [1989] 概念フレームワークでは、収益と費用の差額が包括利益であった。このことから、IAS 第1号 [1997] と IASC [1989] 概念フレームワークとでは、収益および費用の定義、算出される利益に矛盾が生じている。

2. 業績報告プロジェクトにおける考え方

包括利益を表示する財務諸表の様式や内容が国によって異なるため、財務業績の国際的な

比較可能性が損なわれていたことから、この点を解決するために IASC は、イギリス、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、アメリカの会計基準設定機関と協力して G4+1 を結成した (浦崎 [1999] p.96)。G4+1 は、1998年に報告書「財務業績の報告：現在の展望と将来の方向性 (Reporting Financial Performance : Current Practice and Future Developments)」を、翌年の1999年に報告書「財務業績の報告：提案されたアプローチ (Reporting Financial Performance : A Proposed Approach)」(以下、G4+1 [1999] とする。)を公表している。

G4+1 [1999] は、純利益を廃止しボトムラインの利益を包括利益とする業績報告モデルを展開し、リサイクリングの禁止を主張した³⁾。G4+1 [1999] において包括利益が重要視されている理由は、すべての収益、利得、費用、損失を認識することが、財務業績を理解するのに適切であると考えられていたからである (para.1.10)。ボトムラインの利益を包括利益とする考え方は、IASC [1989] 概念フレームワークにおける利益の考え方と一致する。G4+1 [1999] は、ある項目の実現は、限定的な価値を有する情報しか提供せず、実現利得は未実現利益と同様の経済的事象を反映するため、実現は単に利得の確実性を示しているに過ぎないことや (par.4.12)、ある項目が不確定の測定値から確定した測定値になっても、その項目の性質は変わらない (par.4.14) 等の理由により、OCI項目のリサイクリングの禁止を主張している。リサイクリングの禁止は、実現に裏付けられた伝統的な純利益の否定を意味する。

IASB は、2001年にイギリスの会計基準審議会 (Accounting Standards Board, ASB) と業績報告プロジェクトを開始した。業績報告プロジェクトを開始した理由として、第1に純利益

と包括利益との乖離の拡大、つまり、包括利益に含まれるが純利益には含まれない項目の増加、第2に業績報告に関するさまざまな見方が顕在化してきたことにより、投資家にとって企業の業績がわかりにくくなってしまったことから、それを整理するために、業績報告を取り扱う必要性が生じたことがあげられる（木村 [2003] p.28）。IASBとASBの共同プロジェクトでは、純利益の表示を禁止し、ボトムラインの利益を包括利益とする業績報告書が提案された。しかし、財務諸表の作成者を中心に純利益の廃止に対する強い反発があり、IASBとASBの共同プロジェクトは、2003年に見直し決定された（徳賀 [2007] p.87）。

その後、IASBは、ASBと取り組んでいた業績報告プロジェクトを解消し、2004年よりFASB（Financial Accounting Standards Board, FASB）とともに財務諸表の表示プロジェクト（Financial Statement Presentation Project）を開始する。財務諸表の表示プロジェクトは、2002年にIASBとFASBとの間でなされたノーウォーク合意に基づくプロジェクトの一環であった⁽⁴⁾。このプロジェクトは、業績表示についてフェーズAからフェーズCの3つのフェーズで進められた。特に、フェーズAは、アメリカ基準とIASBにおけるIFRSとの違いを減らすことが目標とされた。

FASBは、IASBとプロジェクトを開始した当時、すでに1997年にSFAS（Statement of Financial Accounting Standard, SFAS）第130号「包括利益の報告（Reporting Comprehensive Income）」を公表していた。SFAS第130号は、報告主体に対して包括利益の報告を要求するとともに、従来の純利益の表示も維持することを規定している。そのため、FASBにおいて、包括利益は純利益とOCIの合計として求められる。また、SFAS第130号

は、すべてのOCI項目に対して、リサイクリングを要求している。

2005年4月、IASBとFASBの両審議会は、包括利益の表示方法について、一計算書方式を要求することとし、他の方式を認めないことを暫定的に合意した（川西 [2006] p.152）。一計算書方式では、ボトムラインの利益を包括利益とし、純利益は包括利益算定の過程の小計として表示されることになる。この暫定合意に対し、欧州の財務諸表の作成者をはじめとするIASBの市場関係者から純利益の廃止に対する反対意見が相次ぎ、2005年11月には、一計算書方式を推奨するものの一計算書方式と二計算書方式のいずれかによる包括利益の表示を要求することとした（川西 [2006] pp.152-153）⁽⁵⁾。二計算書方式では、損益計算書におけるボトムラインの利益は純利益となる。

一連の業績報告プロジェクトでは、包括利益と純利益とではどちらが投資意思決定に有用であるかが不明確であること、業績報告とは何かという捉え方が難しい等の理由により、業績とは何かという議論は扱われなくなった。FASBとのプロジェクトの過程においてIASBは、当初、純利益を廃止し、ボトムラインの利益を包括利益とする方針から、包括利益算定の過程で純利益の算定も行うことになった。その理由は、国際的な広がりをもって支持されている純利益重視の会計慣行に配慮した結果であると指摘されている（藤井 [2006] p.30）。

3. IASBにおける利益

IASBは、FASBとの財務諸表の表示プロジェクトを経て、2007年にIAS第1号 [1997]の改訂版を公表する（以下、IAS [2007]とする）。

IAS第1号 [2007]において財務諸表は、財政状態計算書、包括利益計算書（または、損

益計算書と包括利益計算書を区分する方式を選択できる)、株主持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記、企業が会計方針を遡及適用する場合、または財務諸表項目を遡及して修正再表示を行う場合には、比較対象期間のうち最も早い年度の期首時点の財政状態計算書とされた (para.10)。つまり、貸借対照表が財政状態計算書に、損益計算書が包括利益計算書に置き換えられたのである。包括利益計算書については、一計算書方式と二計算書方式を選択できることとした。IAS 第 1 号 [1997] において、OCI に相当する項目は、株主持分変動計算書で表示されていたが、IAS 第 1 号 [2007] では、包括利益計算書で表示されることとなった (IAS [2007] IN13)。OCI 項目を包括利益計算書上で表示することは、ボトムラインの利益が包括利益であるということを明示している。

IAS 第 1 号 [2007] では、包括利益、純利益、OCI の定義づけが行われている。包括利益とは、「所有者としての立場での所有者との取引による資本の変動以外の取引又は事象によるある期間における資本の変動」であり、「純利益およびその他の包括利益のすべての構成要素を含む」としている (par.7)。純利益とは、「収益から費用を差し引いた合計額」であり、「OCI の構成要素を除く」としている (par.7)。そして、OCI とは、「他の IFRS によって要求または許容されることにより純利益に認識されない収益および費用」であり、「組替調整額を含む」としている (par.7)。これらの定義は、2013 年における IAS 第 1 号 (以下、IAS 第 1 号 [2013] とする) でも同様の定義となっている。

概念フレームワークにおける収益および費用には、OCI 項目が含まれていることから、収益から費用を控除したものが包括利益であっ

た。OCI は、純利益に認識されない収益および費用項目であるため、純利益は、包括利益から OCI を控除したものとなる。このことから IASB では、OCI が純利益を決定する要素となっていると指摘される (山田 [2014a] p.154)。IASB では、すべての OCI 項目がリサイクリングされるわけではない。OCI 項目のリサイクリングの有無 (詳細は IV 章で述べる) は、個々の基準で定められているため、リサイクリングを行うかどうかの明確な指針が存在していない。

IASB では、IASB の時代から、概念フレームワークにおける利益の考え方は資産負債観に基づく包括利益であった。そのため、業績報告プロジェクトでは、純利益を廃止し、包括利益に一本化しようとしていた。しかし、アメリカ基準との違いを埋めることや従来からの純利益重視の会計慣行に配慮し、包括利益算定の過程で純利益の算定も行うことになる。包括利益算定の過程で求められる純利益は、実現概念に基づく純利益ではない。例えば、IFRS 第 9 号における OCI を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資による利得および損失は、リサイクリングされない。リサイクリングを行わない理由として IFRS では、こうした投資に対する利得および損失の認識は一度だけとすべきで、OCI に利得または損失を認識した後に、純利益に振り替えることは不適切であるとしている (IFRS9 BC5.25)。必ずしも利益の実現によりリサイクリングが行われるわけではないことを意味している。このことから、IASB の根底には利益は包括利益のみという包括利益一本化の根強い思考が残っていると考えられる。IASB は包括利益を追求しているのであって、純利益は追求していないのである。よって、IASB では、OCI 項目とリサイクリングをめぐる会計処理に関して明確な枠組みが存在していないのである。

Ⅲ DPによる提案

2004年にIASBは、FASBと共同で概念フレームワークの改訂作業を行うことを決定する。2010年に、共同プロジェクトの結果として、IASBとFASBは、一部改訂が行われた「財務報告のための概念フレームワーク」を公表する。しかし、これ以降、概念フレームワークの改訂作業の進展はなくなった。

IASBの「アジェンダ協議2011」に対するコメントレーターでは、IASBに対して概念フレームワーク・プロジェクトの再開を求める要請が多く寄せられた。DP[2013]によれば、「アジェンダ協議2011」に対するコメント提出者は、財務業績の報告（OCIとリサイクリングを含む）をIASBが扱うべき優先的なトピックとして識別していたという（DP, 8.3）。なぜならIASBでは、企業の業績の測定および報告における純利益およびOCIの役割について明瞭性が欠けており、OCIが論争の多い事項の「ゴミ捨て場」と認識されてしまっていること、純利益とOCIとの間の相互関係が不明確である（特に、リサイクリングの概念と、どのような場合にどのOCI項目をリサイクリングすべきかについて）ことが指摘されているからである（DP, 8.4）。そこで2012年にIASBは、単独で概念フレームワーク・プロジェクトを再開することを決定し、今回のDP[2013]の公表に至る。本章では、公開草案（以下、EDとする）公表に向けたIASBによる審議も含めてDP[2013]による提案を検討する。

1. 純利益の目的

DP[2013]は、財務諸表利用者が純損益すなわち純利益を有用な業績指標として見ていることを認識したうえで（DP, 8.19）、「概念フレームワーク」は純利益を合計または小計と

して要求すべきという予備的見解を示している（DP, 8.26）。そこで、DP[2013]は、純利益とリサイクリングの概念を維持するアプローチを提案している。

DP[2013]では、純利益を定義したり直接記述したりしようとはしていない（DP, 8.35）。純利益に含まれる項目は幅広いことから、純利益とOCI項目との区別を、何を純利益に認識できるかではなく、OCIに認識できる項目の種類を記述することによって行おうとしている（DP, 8.35）⁶⁾。これは、純利益を原則的な区分（default category）として扱うことを意味している（8.35）。

DP[2013]公表後のコメント提出者の大部分は、純利益は企業の業績に関する主要な情報源であることに同意しており、純利益を概念フレームワークにおいて小計または合計として要求すべきだとした（IASB[2014], Agenda ref 10B, par.1）。すなわち、コメント提出者の大部分は、現行のまま概念フレームワークにおいて純利益を定義せずに、純利益を原則的な区分として取り扱うことに反対しており、IASBは、よりすぐれた純利益の定義と目的を記述すべきだとしている（IASB[2014], Agenda ref, 10I, par3）。

これを踏まえて、IASBのスタッフペーパーではED公表に向けて暫定的に決定された事項を公表している。

- ・純利益を小計または合計として要求する。
- ・純利益を当期における企業の業績に関する主要な情報源として記述する。しかし、純利益が企業の業績に関する情報の唯一の源ではないことを強調する。例えば、OCIに含まれる項目も企業の業績に関する情報を提供する。
- ・純利益について2つの目的を記述する。当期において企業が自らの経済的資源によ

って得られたリターンを示すこと、そして、将来キャッシュ・フローの見込みを評価するのに役立つ情報を提供することである。

(IASB [2014], Staff paper, pp.14-19)

以上から、スタッフペーパーによる暫定的な決定では、純利益の目的を記述してあるものの、純利益の定義はなされていない。

2. OCI 項目とリサイクリング

DP [2013] は、純利益とリサイクリングに対して3つのアプローチを提案している。アプローチ1はリサイクリングの禁止、アプローチ2AはOCIに対する狭いアプローチ、アプローチ2BはOCIに対する広いアプローチである。本稿では、予備的見解として、「概念フレームワーク」において純利益を合計または小計として要求すべきだとしていることから、アプローチ2Aとアプローチ2Bを取り上げることとする。

アプローチ2A (OCIに対する狭いアプローチ) は、OCI項目を橋渡し項目とミスマッチのある再測定に分類している (DP, 8.54) ⁽⁷⁾。過去にOCIに認識した項目はすべて、振替により目的適合性のある情報をもたらされる場合には、その後の期間において純利益への振替 (リサイクリング) を行うべきであるとしている (DP, 8.52)。すなわち、アプローチ2Aでは、すべてのOCI項目がリサイクリングされる。リサイクリングがその後のどの期間においても目的適合性のある情報をもたらさない場合には、その収益または費用の項目はアプローチ2Aに基づくOCIへの認識に資格とならない (DP, 8.53)。このようにアプローチ2Aでは、OCI項目を概念的に橋渡し項目とミスマッチのある再測定に限定しているため、現行のIFRSにおいてOCIとされている項目の一部が

概念的にはOCIへの認識の要件を満たさなくなる。そこで、アプローチ2B (OCIに対する広いアプローチ) では、アプローチ2Aよりも多くの項目をOCIに認識するために、橋渡し項目とミスマッチのある再測定の他に、一時的な再測定という分類を設けている⁽⁸⁾。

アプローチ2Bでは、過去に、OCIに認識した項目は、振替が目的適合性のある情報をもたらす場合に、かつ、その場合にのみ、純利益への振替 (リサイクル) をすべきであるとしている (DP, 8.83)。すなわち、ある項目がその後リサイクリングに資格とならない場合であっても、OCIに認識される場合がある (DP, 8.84)。

以上より、アプローチ2Aとアプローチ2Bの違いは、OCI項目の範囲の違いとリサイクリングの違いにある。アプローチ2Bでは、アプローチ2Aよりも広い範囲の収益及び費用がOCIとして認識される。アプローチ2Bでは、アプローチ2Aと違いリサイクリングが行われないOCI項目が存在する可能性がある。両アプローチともOCI項目に区分されなかった項目は、純利益で認識される (IASB[2013] Snapshot p.9)。よって、アプローチ2Aでは、現行のIFRSでOCI項目とされていたものが純利益に認識される可能性がある。両アプローチでは、目的適合性のある情報をもたらす場合にリサイクリングを行うこととしている。これはIASBにおける財務報告の目的が、財務諸表利用者等の意思決定に有用な情報を提供することにあるからであろう。しかし、どのような情報が目的適合性のある情報なのかは、DP [2013] では述べられていない。

DP [2013] における予備的見解が純利益を合計または小計として要求すべきということから、純利益を計算することを中心に考えた場合、OCI項目は、OCI項目のままではなく、

収益もしくは費用として純利益にかならず一回入れられる必要がある。よって、すべての OCI 項目にリサイクリングを行うことを条件として、アプローチ 2B を採用することが望ましい⁽⁹⁾。

OCI 項目とリサイクリングに対して、コメント提出者の大部分は、アプローチ 2B を支持している。したがって、OCI 項目を 3 つの種類に区分する必要性はないとしている (IASB [2014], Agenda ref, 10I, par3)。コメント提出者の大部分は、単に広い意味での OCI を好み、OCI の使用の柔軟性を支持しているのである (IASB [2014], Agenda ref, 10I, par3)。コメント提出者によれば、IASB は OCI に含まれる項目の種類についての議論をする必要はないが、OCI の使用とすべてもしくはいくつかの OCI 項目に対してリサイクリングを行うことを支持している (IASB [2014], Agenda ref, 10B, par.1)。

IFRS では OCI を確定しないと純利益が確定しない仕組みとなっているため、DP [2013] では、OCI 項目の種類を記述しようとしたのかもしれない。しかし、コメント提出者は、DP [2013] は明確に 3 つの OCI 項目の説明を行っていないとしている。3 つの種類は重複しており、例えばすべての OCI 項目は橋渡し項目に分類できると指摘している (IASB [2014], Agenda ref 10M, par53)。

コメント提出者による意見を受けて、IASB はスタッフに対し、DP [2013] において OCI に認識できる項目の種類を記述するよりも、IASB が OCI を使用する場合のより高度な指針を開発するように指示した (IASB [2014], Agenda ref, 10B, par.24)。以下が ED 公表に向けての暫定的な決定である⁽¹⁰⁾。

- IASB が特定の基準において、収益および費用の項目を OCI に含めることが、当期

の企業の業績について主要な情報源として純利益の目的適合性を高めるという決定を行わないかぎり、すべての収益および費用の項目は純利益に含めるべきである。反証可能な推定を含む。

- 反証が挙げられる一つの例は、ある測定基礎が財政状態計算書における資産および負債の測定に適している、それとは別の測定基礎が純利益の測定に適している場合である。このような場合、生じる差額は OCI の中で報告されるだろう。

- OCI に含まれたすべての収益および費用の項目は、純利益にリサイクリングされるべきである。反証可能な推定を含む。

(IASB [2014], Staff Paper, pp.14-19)

反証可能な推定を含めたことは、すべてもしくはいくつかの OCI 項目に対して、リサイクリングを行うべきという DP [2013] に対するコメント提出者の意見を反映していることにもなっている (IASB [2014], Agenda ref, 10B, par.20) ⁽¹¹⁾。

DP [2013] は、OCI 項目を明確にすることで、純利益を導こうとしたところに特徴がある。そこで OCI 項目を種類ごとに区分したが、その区分は不明確なものであった。そのため、DP [2013] では、純利益の意味内容も不明確なままとなっている。IASB は、反証可能な推定を含むとしたうえで、すべての収益および費用を純利益に含め、OCI 項目はすべてリサイクリングされるべきであるという暫定的な合意を行っている。

IV IASB における純利益の位置づけ

本章では、II 章及び III 章の検討を踏まえ、IASB における純利益の位置づけを考察する。II 章で検討した内容を OCI 項目のリサイクリ

表1 IAS第1号における利益概念とOCI項目

	ボトムラインの利益	OCI項目（リサイクリングの有無）
IAS第1号[1975]	純利益	記述なし
IAS第1号[1997]	純利益	<p>【リサイクリングあり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資の再評価差 ・為替換算調整額 <p>【リサイクリングなし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産の再評価差額
IAS第1号[2007]	包括利益 (一計算書方式を前提とする)	<p>【リサイクリングあり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替差額 (IAS第21号) ・売却可能金融資産の再測定による利得および損失 (IAS第39号) ・キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段に係る利得および損失の有効部分 (IAS第39号) <p>【リサイクリングなし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価剰余金の変動 (IAS第16号及びIAS第38号) ・確定給付制度の数理計算上の差異 (IAS第19号)
IAS第1号[2013]	包括利益 (一計算書方式を前提とする)	<p>【リサイクリングあり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替差額 (IAS第21号) ・キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段に係る利得および損失の有効部分 (IAS第39号) <p>【リサイクリングなし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価剰余金の変動 (IAS第16号及びIAS第38号) ・確定給付制度の再測定 (IAS第19号) ・IFRS第9号「金融商品」の5.7.5項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資による利得および損失 ・純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定の負債について、当該負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動の金額 (IFRS第9号の5.7.7項参照)

出所：筆者作成

ングの有無を含めて示したものが表1になる。

IASB (IASCも含む)において、概念フレームワークでは、資産および負債、収益および費用の定義から、一貫して想定されていた利益は

包括利益であった。一方、表1よりIAS第1号[1975]およびIAS第1号[1997]では、損益計算書におけるボトムラインの利益は純利益であった。IAS第1号[1997]では、OCI

項目を株主持分変動計算書に表示することにしたため、損益計算書上の利益は純利益のままであった。そのため、2007年の改訂が行われるまで、概念フレームワークとIAS第1号との間では、ボトムラインの利益について矛盾が生じていたことになる。2007年の改訂により、IAS第1号[2007]においてもボトムラインの利益が包括利益となる。そして、純利益は、包括利益算定の過程で求められることになった。つまり、純利益は損益計算書のボトムラインの利益ではなく、包括利益という枠組みにおける純利益となったのである。包括利益という枠組みにおける純利益には、実現したすべての収益及び費用が反映されていない。表1よりOCI項目は年々増加しており、リサイクリングされないOCI項目の方が多くなってきている。このことは(II章で検討したが)、IASBではボトムラインの利益は包括利益と考えているためであり、利益が実現したかどうかということに重きを置いていないからであった。

V おわりに

本稿では、DP[2013]を中心にIASBにおける純利益の位置づけについて検討を行った。IASBの根底にある考え方は、利益は包括利益のみという包括利益一本化の根強い思考であった。このため、IASBでは、純利益は包括利益という枠組みにおける純利益となる。また、OCI項目とリサイクリングをめぐる会計処理に関して明確な枠組みが存在せず、IASBにおける純利益は曖昧であった。IASBでは、OCI項目が純利益を決定する要素となっているため、DP[2013]では、OCIの種類を区分することで、純利益を導き出そうとした。しかし、OCI項目の種類を区分することは困難であった。純利益を合計または小計として表示するの

であれば、その純利益は意味内容のあるものでなければならない。IASBは、反証可能な推定を含むとしたうえで、すべての収益および費用を純利益に含め、OCI項目はすべてリサイクリングされるべきであるという暫定的な合意を行っている。期間損益として純利益を表示するのであれば、収益および費用は必ず一度、純利益に含められる必要がある。今後のIASBの審議を引続き注目したい⁽¹²⁾。

注

- (1) ここでいう発生は、現金主義と区別されるというだけの意味の発生であり、費用収益対応の概念までは含んでいないとされている。(中島[1975] p.26)
- (2) IAS第1号[1997]は、IAS第1号「会計方針の開示」、IAS第5号「財務諸表に開示すべき情報」、IAS第13号(1979年公表)「流動資産及び流動負債の表示」を廃止し、これらと入れ替わったものである。
- (3) G4+1の一連のレポートでは、今後の業績報告のありうべき姿として、伝統的な利益計算そのものが放棄され、実現・未実現を問わず、資本取引を除く全ての認識された純資産期間変動差額が業績とみなされた。(辻山[2002] p.33)
- (4) 2002年にIASBとFASBは、国内外で使われる高品質で比較可能性の高い会計基準を開発するために、両審議会の会計基準に存在する差異を解消する方針と方法をまとめたノーウォーク合意を取り交わした。(加藤[2007] p.54)
- (5) 八重倉[2005a]および[2005b]も参照。
- (6) DP[2013]は、純利益とOCIとを区別する属性として一般的によく提案されているものとして、未実現・非反復的・営業外・測定の不確実性・長期・経営者の統制外を挙げている(DP, 8.37)。しかし、これらの属性または要因の多くは純利益とOCIとの間の考え得る区別に何らかの洞察を与えるが、どのようなものを純利益に含めるべきかを定義するために単独で使用できるものではないという(DP, 8.35)。
- (7) 純損益における情報の基礎を、財政状態計算書で使用する測定とは異なる測定に置くためには、それら2つの測定値の間の差異の変動を橋渡し項目としてOCIに表示する(DP, 8.56)。
 - ・ミスマッチのある再測定とは、場合によっては、ある収益または費用の項目が、資産、負債または過去のもしくは予定された取引の

結び付いた集合体の一部分だけの影響を表していることがある。これが生じる可能性があるのは、その結び付いた集合体の中の項目の1つ（またはある項目の一部）が定期的に現在価額に再測定されていて、結び付きのある項目が再測定されないかまたは認識されずとも後の時期まで認識されない場合である（DP, 8.62）。

(8) 一時的な再測定とは、(a) 資産の実現または負債の決済が長期間にわたり行われる。

(b) 当期の再測定が、資産または負債の保有期間にわたり、すべて元に戻るかまたは著しく変動する（いずれかの方向に）可能性が高い。

(c) 当期の再測定の全部または一部を OCI に認識することにより、企業が自らの経済的資源に対して得たリターンの主要な指標としての純損益の目的適合性と理解可能性が高まる。（DP, 8.88）

項目をいう。

(9) 岩崎 [2014] p.155 でも同様の見解を示している。

(10) 「当期純利益と OCI を詳細に定義するのではなく、より原則的なアプローチによって、企業の主たる業績を表示する機能を持つ当期純利益の役割を強調し、それとの関係で、企業がどのように OCI を用いるかに関する記述を行うことが暫定的に合意された」と述べている（山田 [2014b] p.6）。

(11) 野口 [2014] も参照。

(12) 論文執筆当時は、公開草案が公表されていなかったが、2015年5月28日に公開草案が、公表されている。

参考文献

FASB [1997] SFAS130 Reporting Comprehensive Income

G4+1 [1998] “Reporting Financial Performance : Current Developments and Future Directions,” *G4+1 Special Report* FASB.

G4+1 [1999] “Reporting Financial Performance : A Proposed Approach,” *G4+1 Position Report* FASB.

IASB [2013] *Conceptual Framework for Financial Reporting* (IFRS 財団編, 企業会計基準委員会, 財務会計基準機構監訳 [2013] 『国際財務報告基準』中央経済社)。

IASB [2013] “A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting,” *Discussion Paper*.

IASB [2013] “Presentation of Financial Statements,” *IAS1* (IFRS 財団編, 企業会計基準

委員会, 財務会計基準機構監訳 [2013] 『国際財務報告基準』中央経済社)

IASB [2014] Staff Paper IASB Agenda ref 10I March 2014

IASB [2014] Staff Paper IASB Agenda ref 10M March 2014.

IASB [2014] Staff Paper IASB Agenda ref 10B June 2014.

IASB [2014] Staff paper Effect of Board redeliberations on DP A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting July 2014

IASB [1989] *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statement* (日本公認会計士協会国際委員会訳 [2001] 『国際会計基準書 2001』同文館出版)。

IAS1 [1975] *Disclosure of Accounting Policies*

岩崎勇 [2014] 「概念フレームワークにおけるリサイクリング問題について」九州大学経済学会編『経済学研究』九州大学経済学会 第80巻 第5・6合併号 137-159頁。

浦崎直浩 [1997] 「包括利益計算と財務業績報告の国際的動向」近畿大学商経学会編『商経学叢』近畿大学商経学会 第46巻, 第1号, 1997年, 95-112頁

岡田裕正 [2005] 「IASB 概念フレームワークにおける資産負債アプローチ」『企業会計』中央経済社 Vol.57, No.5, 2005, 112-118頁。

荻原正佳 [1997] 「FASB 及び IASC で『セグメント』『包括利益』に関する基準が確定」電子開示研究懇談会編『COFRI ジャーナル』企業財務制度研究会, No.28, 1997, 136-138頁。

加藤厚 [2007] 「IASB と FASB の共同プロジェクトー関連する日本のプロジェクトへのインパクトの考察」『企業会計』中央経済社 Vol.59, No.1, 2007, 53-68頁。

川西安喜 [2006] 「IASB 公開草案『IAS 第1号「財務諸表の表示」の改訂：改定された表示』の解説」日本公認会計士協会編集『JICPA ジャーナル』第一法規 No.611, Jun. 2006, 152-156頁。

菊谷正人 [2011] 「IASB・IASB の変遷の歴史とIAS・IFRS の特徴」法政大学経営学会編『経営志林』法政大学経営学会, 第47巻, 4号, 2011年, 17-31頁。

木村享司 [2003] 「IASB 『業績報告プロジェクト』の概要」日本公認会計士協会編集『JICPA ジャーナル』第一法規 No.571, FEB. 2003, 28-32頁。

高田橋範充 [2013] 「IFRS と資産負債アプローチ」日本会計學會編『會計』森山書店 第184巻, 第4号, 10月号, 2013年, 440-454頁。

辻山栄子 [2002] 「会計基準の国際的動向と会計測

- 定の基本思考」日本會計學會編『會計』森山書店 第161巻, 第3号, 3月号, 2002年, 24-36頁.
- 徳賀芳弘 [2007]「業績報告のあり方について」『企業会計』中央経済社 Vol.59 No.1 86-93頁.
- 中島省吾 [1975]「IASC 公開草案第一号の背景および問題点」日本會計學會編『會計』森山書店 第107巻, 第3号, 3月号, 1975年, 363-373頁.
- 野口由美子 [2014]「IASB 会議 現地レポート 2014年6月の審議状況: リース, 概念フレームワーク」『旬刊経理情報』中央経済社 No.1388 40-42頁.
- 藤井秀樹 [2006]「業績報告と利益概念の展開」京都大学ワーキングペーパー J-48, 1-43頁.
- 八重倉孝 [2005a]「『業績報告』の論点 (2・完)」『企業会計』中央経済社 Vol.57, No.6, 2005, 68-69頁.
- 八重倉孝 [2005b]「『業績報告』を取り巻く状況」『企業会計』中央経済社 Vol.57, No.4, 2005, 68-69頁.
- 山田辰己 [2014a]「資産負債アプローチの意味について (下) ーどのように包括利益や当期純利益を決定するかー」『税経通信』税務経理協会, 2014年5月, 150-157頁.
- 山田辰己 [2014b]「IASB の最近の基準設定動向について」KPMG insight Vol.8/Sep.2014

(2014年11月30日審査受付
2015年3月17日掲載決定)

中国の会計基準と移転価格税制における「関連者」の定義と適用範囲に関する検討

劉 功 平
関西学院大学

要 旨

本稿では主に中国の会計基準と移転価格税制における「関連者」の定義と適用範囲について考察する。会計上は関連者間取引に関する状況を財務諸表の利用者が適切に理解することを助けるため、また税務上は企業が関連者間取引を通じて利益調整を行うことを防止するため、中国の財政部と国家税務総局がそれぞれ関連者に関する定義を行っている。両者の基本目的が異なるため、関連者の定義に差異が生じることは避けられない。さらに、中国会計基準の設定者である中国財政部会計司により編集された 2010 年の『企業会計準則講解』（講解）は、2006 年に中国財政部より公布された『企業会計準則』（新準則）に対する解釈を行う役割が期待されている。しかし、新準則と講解の間で関連者の定義に齟齬が生じている。筆者はその背景について検討してから講解の定義を用いて会計基準と移転価格税制における関連者の定義の相違点が何であるかを考察する。さらに、新興国である中国では会計基準と移転価格税制における関連者に関する定義が、日米の定義に対してどのような特徴を持つかを考察したい。

本稿の目的は 2 つある。第 1 は、中国における会計基準上と移転価格税制上の関連者の定義および適用範囲の相違点を明らかにすることであり、そのための主な研究方法として両者の判定原則、適用範囲、具体的な規定内容について比較を行う方法を用いる。第 2 は、日米の状況と対比して、中国の特徴を指摘することである。

I はじめに

本稿では主に中国の会計基準と移転価格税制における「関連者」⁽¹⁾の定義および適用範囲について考察する。

中国では、会計上は関連者間取引に関する状況を財務諸表の利用者が適切に理解することを助けるため、また移転価格税制上は企業が関連者間取引を通じて租税回避を行うことを防止するため、中国の財政部と国家税務総局がそれぞれ関連者に関する定義を行っている。両者の基本目的が異なるため、関連者の定義に差異が生じることは避けられない。そして、移転価格税制上の関連者の適用範囲の方が広いにもかかわらず（洪 [2011], 16 頁と田 [2011], 29 頁）、実務では企業の担当者が両者の相違点について十分に理解していないことが多く見られる（洪 [2011], 16 頁）。その結果、①財務諸表の利用者が関連者間取引について不完全な情報しか入手できない可能性を高くし、②関連者間取引による移転価格課税リスクの評価に障害を与えることになる。

中国の会計基準と移転価格税制における関連者の定義および適用範囲に関する研究もいくつも行われてきた。黄 [2006] は 2007 年から施行されている「企業会計準則」（以下、新準則とする。）における関連者の定義を以前の会計基準と比較したが、現行の移転価格税制の規定との比較を行っていない。田 [2011] は移転価格税制における関連者の適用対象を挙げたが、会計については関連者の定義の検討にとどまり、具体的な適用対象を挙げていない。俞 [2010] と洪 [2011] は 2010 年に出版された『企業会計準則講解 [2010]』（以下、講解とする。）の解釈の内容を検討していない。そこで、本稿では、講解の内容を反映した会計基準と移転価格税制の規定における関連者の定義の相

違点について考察する。

また、各国の移転価格税制における関連者の定義に相違点があることにより、税務当局に提出する書類の内容や移転価格調整された場合の利潤の合算範囲に差異を生じるといった問題が引き起こされる（阿部 [2012], 122 頁）。これは、移転価格課税リスクと深く関わる。しかし、日本と米国では会計基準と移転価格税制における関連者の定義の差異について中国ほど検討されていない。日本では移転価格税制の適用対象は国外関連者だけに限定されている。国外関連者とは法人が直接または間接に支配している国外法人を指す（国税庁ホームページ「用語解説」）。そして、実務上、概ね持株比率基準が採用されている（藤森 [2010], 6 頁）。また、米国の内国歳入法（Internal Revenue Code）第 482 条の移転価格税制の規定では関連者の定義が行われておらず、米国の会計基準における関連者の定義を参照するものと考えられる。つまり、米国では会計基準にしたがっておれば、関連者間における取引の詳細や価格政策といった情報が記録され、税務機関から関連書類が要求された際に短期間でそれを作成することができるのである。これに対して、新興国である中国では、会計基準と移転価格税制における関連者に関する規定が特徴的であるとしばしば指摘されている。本稿では、関連者の定義をめぐり日米に対する中国の特徴が何であるかを考察したい。

以下、第 II 節では、新準則における関連者の定義を述べる。そして、講解による新準則に関する解釈では関連者の定義に齟齬が生じていることを指摘し、その背景を検討する。続いて、会計基準における関連者に該当する具体的な適用対象を挙げ、関連者の定義との対応関係を論じる。

第 III 節では、中国の移転価格税制における関

連者の定義を考察する。まず、「中国人民共和国企業所得税法实施条例」の第6章第109条で規定している定義を述べてから、2009年に公布された「特別納税調整実施弁法（試行）」（以下、弁法とする。）の第9条で定められている具体的な判断基準を考察する。

第IV節では、中国の会計と移転価格税制における関連者の定義の相違点を明確にし、具体的な例を用いて検討する。

第V節では、日本と米国の会計および移転価格税制における関連者の定義に関する規定を概観して比較することにより、中国における関連者の定義の特徴を明らかにする。

II 中国の会計基準における関連者の定義

1 新準則における関連者の定義

中国の財政部は2006年に基本準則⁽²⁾と38の具体的な会計準則からなる新準則を發布し、2007年1月1日から施行した。その第36号は関連者情報開示について規定している。第36号の第2章第3条では、関連者に該当する場合として「一方が他方を支配・共同支配する場合、一方が他方に重要な影響力を有する場合、二者または二者以上が同一の第三者により支配・共同支配される場合、および二者または二者以上が同一の第三者から重要な影響を受ける場合」と規定している。

同じく新準則第36号の第2章第3条では、次のように支配、共同支配、重要な影響の定義を行っている。

① 支配

支配は、ある企業の経営活動から便益を得るために、その企業の財務上および業務上の方針を決定する権利である。

② 共同支配

共同支配は、ある経営活動に対して財務上および業務上の重要な方針を決定する際に、契約の定款にしたがってすべての共同支配投資者の許可を得ることが条件となる支配の共有である。

③ 重要な影響力

重要な影響力は、企業を支配または他方と共同支配するものではないが、その企業の財務上および業務上の方針制定に関与する権限を有する力である。

2 新準則を解釈する講解

財政部会計司は、経済環境が著しく変化する中、新たな会計事象の発生や変化に対応し、企業が会計基準にしたがって適切に記録・報告することを指導するため、2010年に講解の3回目の改訂を行った。

講解では新準則における関連者の定義を「一方が他方を支配・共同支配する場合、一方が他方に重要な影響力を有する場合、二者または二者以上が同一の第三者により支配・共同支配される場合」と書き換えている。つまり、「二者または二者以上が同一の第三者から重要な影響を受ける場合」という文言を入れなかったのである。それは、会計基準において関連者の範囲を狭める効果をもたらした。さらに、講解では、新準則の関連者とはならない除外規定に以下の④を新たに組入れた。除外規定とは次の5つである（財政部会計司編写組 [2010], 633頁）。

① 当該企業と通常取引をしている資金提供者、公共事業体、政府部門・機関

② 当該企業が、単一の得意先、仕入先、フランチャイズ実施権付与者、卸売業者あるいは代理店と多額または頻繁に取引を行った結果として形成した経済的な依存関係

③ 当該企業の共同支配企業の共同支配投資

企業間

- ④ 同一の第三者から重要な影響を受けている企業間
- ⑤ 国により支配されるが、それ以外の支配、共同支配、重要な影響の関係を持たない企業間

しかし、講解は、関連者の定義について、新準則の条文を解釈するという役割を期待されるにもかかわらず、新準則は改定されずに、講解の解釈と相違したまま並存している。なお、新準則は財政部が公布した規範性文書であるため、法的効力があるが、講解には法的効力がない。その反面、新準則は法律であるため、頻繁に変わると法的な権威に損なうという懸念があり、柔軟性を欠いている。それが新準則と講解の間に齟齬を生じた一因であると考えられる。

しかし、財政部は新準則を改定せずに同等の法的効力がある「企業会計準則解釈」を公布することができる。それが使用されない一因としては、新準則の第 36 号がさらに修正されることが考えられる。なぜなら、この変更は 2009 年に修正された国際財務報告基準 (IFRS) の IAS24 号と相違点を残している⁹⁾からである。

要するに、中国の会計基準は IFRS に収斂していくと強調されているものの、中国の状況を配慮していることが伺える。それは、①多くの中国の上場企業は国と密接的な関係にあり国が大株主で (李他 [2004], 2 頁と李 [2007], 11 頁)、関連者の範囲を少し広げると多くの企業に影響を及ぼし、関連者および関連者間取引の本質を見極める主旨に反するという考慮、②中国の会計基準は整備されつつあるが、それらを理解したうえで業務をこなす実務者が十分ではない、つまり、上級の会計人材の育成が追いついていないためであると考えられる。

現段階では、講解と新準則の規定が相違して

いることが実務者に混乱を招く原因になっているが、中国の資本市場の発展および上級の会計人材の充足につれて、IAS24 号とさらに収斂していくとともに、そのような相違が徐々に解消することが期待される。

なお、本稿では、2010 年版の講解における関連者の定義および適用範囲の変更を反映した会計基準について検討する。

3 会計基準における関連者の適用対象

新準則および講解の関連者の適用範囲の解釈に基づいて、中国の会計基準における関連者の適用対象を次の 11 に分けることができる (財政部会計司編写組 [2010] 前掲書, 630~632 頁)。

- ① 当該企業の親会社。当該企業を直接または間接に支配するその他の企業・組織等
- ② 当該企業の子会社。当該企業に直接または間接に支配されるその他の企業・組織・ファンド等
- ③ 当該企業と同じ親会社を持つその他の企業
- ④ 共同支配企業とその共同支配投資企業
- ⑤ 当該企業に重要な影響力を有する投資企業
- ⑥ 共同支配投資企業の共同支配企業
- ⑦ 当該企業が重要な影響を与える企業
- ⑧ 当該企業の主要株主およびその近親者 (例えば、父母、配偶者、兄弟姉妹および子供、以下同じ)
- ⑨ 当該企業の経営幹部 (企業活動を計画、指導、支配する権利を持つ人。通常では、主に理事長、理事、総務、社長、最高財務責任者、財務担当役員、副社長およびそれに相当するその他の職責を有している人、以下同じ)、およびその近親者

⑩ 当該企業の親会社の経営幹部およびその近親者

⑪ 当該企業の主要株主，経営幹部およびその近親者が支配・共同支配するその他の企業
上記 11 の関連者関係と，会計基準における関連者の定義の支配・共同支配関係，重要な影響力関係との対応関係は以下のように整理することができる。

a) 支配関係

①～③は支配関係である。支配の主体は唯一でなければならず，被支配企業の財務上および業務上の方針を決定する権利を有する。なお，新準則では直接支配か間接支配かについて明記していないが，講解では子会社を通じて他方の企業の半数以上の議決権を獲得している場合に関連者と認定される（上掲書，555 頁）。また，新準則では持株比率を明示していないが，支配の獲得には一方の企業が他方の企業の半数以上の議決権を持つことが一般的であり，議決権は一般的に持株比率と一致していると述べている（上掲書，555 頁）。つまり，一方の企業が直接または子会社を通じて間接に他方の企業の株式を 50%以上所有すると，他方の企業を支配していると一般的に考えられる。

b) 共同支配関係

④と⑥は共同支配関係である。共同支配は通常，契約によって実現される。新準則の定義から，一方が他方を共同支配する，または二者または二者以上が同一の第三者により共同支配される場合に関連者と認定されるが，講解では一方が他方を共同支配する状況について具体例を挙げているのに対して，同一の第三者により共同支配される具体的な適用対象例を挙げていない。これは，実務上まれなパターンであるか，会計基準の設定者が重視していないことを示唆しているかであると考えられる。

c) 重要な影響力関係

⑤と⑦は重要な影響力関係である。一方の企業が直接または子会社を通じて間接に他方の企業の株式を 20%以上 50%以下所有する，一方の企業が他方の企業に重要な影響力を有すると一般的に考えられる（上掲書，31 頁）。なお，二者または二者以上が同一の第三者から重要な影響を受けている場合には関連関係とならないと明確にしている。

d) その他

⑧～⑪は具体的な状況に応じて支配関係か，共同支配関係か，重要な影響力関係かを判断する。これらを 3 種類に細分することができる。第一は，該当会社の主要株主⁽⁴⁾およびその近親者，第二は，親会社および当該会社の経営幹部⁽⁵⁾およびその近親者，第三は，当該会社の主要株主およびその近親者と当該会社の経営幹部およびその近親者が支配または共同支配しているその他の企業⁽⁶⁾である。ここでは，⑩と⑪の規定に整合性に欠けるところが存在している。⑩では，当該企業の親会社の経営幹部が当該企業の関連者として認定されるが，⑪では，当該企業の親会社の経営幹部が支配・共同支配するその他の企業は当該企業の関連者とならない。

Ⅲ 中国の移転価格税制における関連者の定義

「中国人民共和国企業所得税法实施条例」の第 6 章第 109 条では，企業と企業，組織および個人と①資本，経営，取引等における直接または間接的な支配関係，②同一の第三者に直接または間接的な支配関係，③利益上その他の関連関係のいずれかの関係を持つ場合に，「関連者」となる。弁法はこの定義に基づいて関連者の判断基準を規定している。それは以下のように 8 つに分類することができる。

- ① 一方が他方の企業の株式を直接または間接に合計 25%以上所有している。
- ② 二者または二者以上が同一の第三者に株式を直接または間接に合計 25%以上所有されている。
- ③ 一方における他方（独立金融機構を除く）からの貸付金が一方の資本金の 50%以上を占めるか、または一方の貸付金の 10%以上について他方が保証している。
- ④ 一方の経営幹部の半数以上が他方より派遣されているか、または双方の経営幹部の半数以上が同一の第三者により任命されているか、もしくは一方の経営幹部の半数以上が他方で同等の役職を兼任している。
- ⑤ 一方の董事会の支配できる董事会高級メンバー最低 1 名が他方より派遣されているか、または一方の董事会を支配できる董事会高級メンバー最低 1 名が他方で同等の役職を兼任している。
- ⑥ 双方の董事会を支配できる董事会高級メンバー最低 1 名が同一の第三者により任命されている。
- ⑦ 一方は他方の工業所有権、技術ノウハウ等特許権なしに経営できない、または一方の仕入または販売活動が主に他方より支配されているか、もしくは一方の役務の提供・授受が主に他方より支配されている。
- ⑧ 双方が利益の面においてその他の関連関係、家族、親族関係等にある。

以上の判断基準は、持株比率基準の持株比率関係、実質支配基準の経済依存関係、経営幹部・主要株主関係に分けられる。

(1) 持株比率関係

弁法の第 2 章第 9 条では持株比率を 25%以上にし、一方が直接または間接に所有する場合、同一の第三者に直接または間接に所有される場合について規定している。上記

の①と②がこれに該当する。

(2) 経済依存関係

弁法の第 2 章第 9 条では一方と他方の経済依存関係を資金依存、特許権依存および取引実質支配について規定している。上記の③の資本依存関係と⑦取引依存関係および工業所有権・技術ノウハウなど特許権の依存関係がこれに該当する。

(3) 経営幹部・主要株主関係

経営幹部関係は、経営幹部の派遣、兼務および同一の第三者による任命という関係を指す。上記の④⑤⑥がこれに該当する。上記の⑧では会計基準より詳細に規定していないが、両方の主要株主が基本的に同じ経済利益を享受する場合を含むと言及している。

IV 中国の会計基準と移転価格税制における関連者の定義の比較

1 判定原則

会計では「形式より実質を重視する原則」が遵守されており、具体的な持株比率を定めていないところが特徴といえよう。これに対して、移転価格税制においては法律の明確性を優先し、より具体的な基準を定めている。特に、持株比率について、一方が他方の株式を 25%以上所有することを条件として明確に規定している。

したがって、一方が他方の 25%より少ない株式を持つ場合、会計基準では関連者となりうるが、移転価格税制では関連者とならない恐れがある。中国の国家税務総局は 25%を判断基準にした原因について、外国投資企業が関連者間取引を通じて海外に利益を移転することを防止するために、「中外合資経営企業法」に規

定している外国投資者の最低出資率の 25%と一致させるためと考えられる（王 [2011], 64 頁）。

第三者に関する規定と仲介に関する規定が大きく異なっている。そこから、移転価格税制の関連者の範囲の方が広いことがわかる。設例を用いてその違いを具体的に検討する。

2 適用範囲

会計基準と移転価格税制において、同一の

表 1 適用範囲の比較

ケース 1		ケース 2	
関連者関係		関連者関係	
会計基準	CA, CB	会計基準	CA
移転価格税制	CA, CB, AB	移転価格税制	CA, CB, AB

（注）ここでは、C社がA社とB社に重要な影響を与えるケースを想定している。新準則の第38条の関連者の定義によると、C社がA社とB社を他方と共同支配している場合にはA社とB社は関連者であると判定される。

表 1 は、会計基準と移転価格税制において同一の第三者と仲介に関する規定の違いによって生じる関連者の適用範囲の差異を比較したものである。

ケース 1 では、会計基準の関連者の除外規定「同一の第三者から重要な影響を受けている企業は関連者とはならない」によると、A社とB社は関連者ではないと判断できる。

これに対して、移転価格税制の関連者の規定「二者または二者以上が同一の第三者に株式を直接または間接に合計 25%以上所有される

場合に関連者となる」によると、A社とB社は関連者であると判断できる。

ケース 2 では、ケース 1 の C社と B社 の間に仲介を加えた例である。会計基準においては、一方が子会社を通じて間接に他方に重要な影響を与える場合は関連者となるので、C社は仲介の株式を 25%しか持っておらず子会社ではないことから、C社とB社は関連者とはならないと判断できる。

これに対して、移転価格税制においては、「一方が仲介を通じて間接に他方の株式を 25%以

上所有する場合、一方の他方に対する持株比率は仲介が他方の持株比率にしたがって計算される」と規定されており、C社とA社、C社とB社、A社とB社は関連関係を持つと判断できる。

3 経済依存関係に関する規定

また、会計基準では経済依存関係に関する除外規定を設けているが、具体的な判断基準は規定されていない。一方、移転価格税制では取引依存関係、資金依存関係、工業所有権、技術ノウハウ等特許権の依存関係がある場合は関連者となる。しかし、資金依存関係を除いて、「支配」が強調されながら、支配の意味について定義されず、具体的な判断基準も出されていない。その不透明さから実務上の適用においては混乱が生じると思われる。なお、会計では多額または頻繁に取引を行っている代理店といった場合に除外されるが、移転価格税制では関連者となる恐れがあるため、企業の移転価格税制のコンプライアンス・コストが高まると思われる。

4 経営幹部に関する規定

次に、移転価格税制における経営幹部に関する規定を3つに分けて、会計基準の関連規定と比較する。

第一に、移転価格税制においては、「一方の経営幹部の半数以上が他方より派遣」、「双方の経営幹部の半数以上が同一の第三者により任命」、「一方の経営幹部の半数以上が他方で同等の役職を兼任」と規定しているのに対して、会計基準においては、一方が他方を実質支配するまたは二者もしくは二者以上が同一の第三者により実質支配されると規定されている。

第二に、税法においては、「一方の董事会を支配できる董事会高級メンバー最低1名が他

方より派遣」、「一方の董事会を支配できる董事会高級メンバー最低1名が他方で同等の役職を兼任」という規定に対して、会計基準においては、一方が他方の財務上および業務上の方針制定に対して支配にまで至っていないが重要な影響を与えると規定されている。

第三に、移転価格税制においては、「双方の董事会を支配できる董事会高級メンバー最低1名が同一の第三者により任命」という規定に対して、会計基準においては、除外規定として「同一の第三者から重要な影響を受けている企業間に関連者とはならない」と明記されており、移転価格税制の規定と異なる。

V 中国・日本・米国の比較

1 会計

日本の企業会計基準第11号では「関連当事者」とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、または、他の当事者の財務上および業務上の意思決定に対して重要な影響力を有する場合を言う」と規定している。表2で示するように、日本の会計基準では、経営幹部・主要株主に関する具体的な規定に注目すると、中国の会計基準より日本の方が広く挙げられている。

米国の会計基準を日本と中国の会計基準と比べると、米国では財務諸表の作成企業（報告企業）が持分法で報告する会社が含まれている。なお、持分法の適用範囲はジョイント・ベンチャーおよび直接または間接に20%以上50%以下の議決権のある株式を所有し、その議決権により営業上および財務上の方針に重要な影響を与えることができる被投資会社が適用対象となる（本庄資 [2010], 33頁）。

一方、日本、中国の会計基準では重要な影響について国際的に一般的に認められる「一方が

中国の会計基準と移転価格税制における「関連者」の定義と適用範囲に関する検討

直接または子会社を通じて間接に他方の企業の議決権を20%以上50%以下所有する場合は、一方が他方の企業に重要な影響を与える」という考え方を適用しているため、米国の持分法の適用会社の範囲に類似している。

また、米国の会計基準の経営幹部・主要株主に関する規定は日本の会計基準より狭いように見えるが、重要な影響を及ぼす会社に関する解釈（米国会計基準 850「Glossary」）を①一方が潜在の取引相手に自分の利益を完全に追求することを妨げるまでに経営方針上支配さ

れているもしくは著しく影響されている、②第三者が取引当事者に経営政策上重要な影響を及ぼし得る、または一方の取引当事者の持分を有し、かつ各取引参加者が各自の利益を完全に追求することを妨げるまでに重要な影響を与えていると規定しているので、具体例として挙げていなくても、米国の会計基準では関連者となる可能性が残る。

したがって、会計基準では、日米の関連者の定義は実質的に非常に類似しており、中国の関連者の適用範囲は比較的狭いと思われる。

表2 中国・日本・米国の会計における関連者の適用範囲

	中国	日本	米国
支配	① 親会社 ② 子会社 ③ 同一の親会社を持つ会社	① 親会社 ② 子会社 ③ 同一の親会社を持つ会社	一方が直接または1ないし複数の仲介者を通して間接に、他方を支配、他方に支配、他方と共通支配下にある
共同支配 ・ 重要な影響	① 当該企業の共同支配投資企業 ② 共同支配企業 ③ ある企業の財務上および業務上の方針制定に参与する権力を有するが、支配または他方と共同支配することができない	① 共同支配投資企業並びにその親会社および子会社 ② 共同支配企業およびその子会社 ③ 他の当事者の財務上および業務上の意思決定に対して重要な影響を有している場合の当事者	① 持分法で報告される企業 ② 取引を行いうる企業が各自の利益を完全に追求することを妨げるまでに重要な影響を与える
経営幹部 ・ 主要株主	① 当該企業の主要株主およびその近親者 ② 当該企業の経営幹部およびその近親者 ③ 親会社の経営幹部およびその近親者 ④ ①～②に掲げる者が支配または共同支配している会社	① 当該企業の主要株主およびその近親者 ② 当該企業の役員およびその近親者 ③ 親会社の役員およびその近親者 ④ 重要な子会社の役員およびその近親者 ⑤ ①～④に掲げる者が議決権の過半数を有する会社およびその子会社	① 当該企業の主要株主およびその近親者 ② 当該企業の経営幹部（通常取締役会の構成員を指している）およびその近親者

2 移転価格税制

移転価格税制における関連者の定義は各国によって異なることが多い。なお、納税義務の公平さの観点から実質支配関係を重視する方が妥当であると一般的に考えられているが、実務において法律の遵守および執行の観点から規制の明確さを重視し、多くの国は持株比率基準を適用している。日本は持株比率基準と実質支配基準の両方を適用している。中国も2つの基準を適用している。米国の移転価格税制においては、関連者の定義は行われていないが、米国の内国歳入法第482条によると、移転価格税制の適用範囲を「共通の利益によって直接または間接に所有、もしくは支配されている2つあるいは2つ以上の組織、企業」としていることから、会計基準と同様に実質支配基準しか適用していないことがうかがえる。

表3では中国・日本・米国における関連者に関する移転価格税制の規定の相違を示している。日本は持株比率の最低限度を50%以上に設定しているのに対して、中国は25%以上に設

定している。また、日本の移転価格税制では実質的支配関係の経営幹部の関連関係について「一方の法人の役員のうち2分の1以上または代表する権限を有する役員が他方の法人によって実質的に決定されていると認められる事実がある」（措置法通達、第66条の4）場合と「他方の法人の役員のうち2分の1以上または代表する権限を有する社員が、一方の法人の役員もしくは使用人を兼務している」（日本国税庁「用語解説」）場合を挙げている。中国の移転価格税制では、日本の規定より広く規定されている。次に、日本の移転価格税制では実質支配基準の経済依存関係を「一方の法人が他方の法人から提供される事業活動の基本となる著作権、工業所有権、ノウハウ等に依存してその事業を行っている」（措置法通達、第66条の4）場合としているのに対して、中国の移転価格税制ではそれ以外に資金、取引依存関係も含まれている。したがって、移転価格税制における関連者の範囲は中国の方が広いといえる。

表3 中国・日本・米国の移転価格税制における関連者の規定

		中国	日本	米国
国内適用		あり	なし	あり
持株関係		25%以上	50%以上	なし
実質的 支配 関係	経済依存 関係	資金・取引・特許権	特許権	共通の利益によつて所有、もしくは支配されている
	経営幹部と 主要株主 関係	経営幹部の兼務・他方または同一の第三者により任命 双方の主要株主がほぼ同様な利益を享受	役員の内兼任または他方より任命	

V おわりに

本稿では、主に中国の関連者の定義およびその適用範囲について、会計基準と移転価格税制

における相違点を論じてきた。実務界ではそれらの相違点について十分に把握していない原因を検討した。それから、中国の会計基準と移転価格税制における関連者の定義、適用範囲お

よび関連規定の内容から両者の相違点を検討し、それらの相違点の背景を分析した。

次に会計基準および移転価格税制において中国、日本、米国の間で比較を行った。中国の特徴として次の2点を挙げることができる。

第一は、日本では実務上移転価格税制における関連者の適用範囲は会計より狭く、米国では両方とも実質支配基準を適用するのに対して、中国では関連者の範囲は会計基準より移転価格税制の方がかなり広いという点である。第二は、中国の会計基準における関連者の定義は日本、米国より狭いが、移転価格税制では最も広い点である。

この2つの特徴には、中国政府が中国の税収管轄権の保護について、投資家への情報開示より厳しく取組んでいるという背景がある。中国市場で上場している企業の多くは国有企業である。一方、中国の多くの外資投資企業は他の国で上場している企業集団のメンバーまたは関連会社である。そして、新準則と弁法の法律の拘束力は同じであるが、新準則の関連者情報開示の規定に罰則がないのに対して、弁法では規定に違反した場合、重いペナルティが科される。さらに、弁法では関連者の持株比率の判断基準を25%以上に設定している。これは、中国国家税務総局は外国投資企業が関連者間取引を通じて海外に利益を移転することを防止するため、「中外合資経営企業法」に規定している外国投資者の最低出資率の25%と一致させ、外国投資企業に重点を置いているためである。また、移転価格税制は国内においても適用されているが、弁法の第30条では「事実上の税率が同じである国内法人の関連者間取引は直接または間接に国家の税収入を減少しない限り、原則上移転価格調査および調整を行わない」という規定から、外国と深く関わる外資投資企業を重点に置いていることがうかがえる。

したがって、中国では移転価格税制における関連者の定義が会計基準より広いという状況の中、中国で事業を行う企業集団が全体のビジネスを円滑に進めるには、中国以外にある集団内の企業の実務担当者の協力が不可欠であり、その国の規定と中国の会計基準と移転価格税制における関連者の定義に関する規定およびその相違点を把握する必要がある。また、中国では、毎年関連者情報に関する資料を税務機関に提出することが義務付けられている。基準に従って関連者情報の資料を準備することが税務機関との信頼関係を築くことを助ける。それゆえ、移転価格税制上は関連者間取引となるが、会計上そうとはならない場合に特に注意を払う必要がある。

また、財務諸表を利用して投資の意思決定をする投資家は、特に国境を跨る関連者間取引を多く行われている上場企業について見えない移転価格課税リスクが潜んでいることを考慮した上で利用することが必要となるであろう。

注

- (1) 本稿でいう「関連者」は、中国の場合は、会計および移転価格税制における「関連方」に該当する。日本の場合は、会計における「関連当事者」に該当し、移転価格税制における「国外関連者」に該当する。最後に、米国の場合は、会計における「Related Party」に該当し、移転価格税制における“In any case of two or more organizations, trades, or businesses owned or controlled directly or indirectly by the same interests”（共通の利益によって直接または間接に所有、または支配されている2つ以上の組織、企業）に該当する。
- (2) 基本準則は財政部第33令〔2006〕として公布され、省令であり、中国の会計基準のフレームワークとして位置づけられている。法律のランクは38の会計準則よりワンランク上である。
- (3) 「企業会計準則解釈」は財政部により公布される通達である。現在まで5つの通達が公布され、その主要目的は新準則の国際会計基準への収斂であると述べられている。しかし、IAS第24号の関連者の定義では「一方の企業が第三者の

ジョイント・ベンチャーであり、他方の企業が当該第三者の関連会社である」という場合を含むが、講解では「同一の第三者に共同支配される企業」の場合だけをカバーしている。

- (4) 主要株主は当該企業に対する支配・共同支配または重要な影響力を有する個人投資者である。
- (5) 経営幹部は企業の業務活動を計画・指示・支配する権利があり、かつ、責任者として企業の業務活動に参加している者である。例えば、董事長、董事、総務長、総経理、副総経理など。
- (6) 新準則では「当該会社の主要株主およびその近親者と当該会社の経営幹部およびその近親者が支配・共同支配、または重要な影響を与えるその他の企業」と規定している。
- (7) 董事会（とうじかい）とは、中国の企業の最高決議機関である。出資者を代表する複数の「董事」により構成される。日本の株式会社の株主総会と取締役会の機能をあわせ持ち、「満場一致」の決議を必要とする。「董事長」は日本の理事長、会長、代表取締役等に相当し、法定代表として会社を代表する権限を有する。（有限責任あざさ監査法人中国事業室/KPMG 編 [2011]、23頁。）

参考文献

- 阿部公一 [2012] 「日本および外国における移転価格税制の適用範囲の差異から生じる諸問題」『国際税務』第32巻第7号、122-124頁。
- あらた監査法人編著 [2012] 『アメリカの会計原則』東洋経済新報社。
- 米国会計基準 850
“Related Party Disclosures-Overall-Glossary”。
<https://asc.fasb.org/glossarysection&trid=2122757>
- 米国内国歳入法典
<http://www.law.cornell.edu/uscode/text/26/482>
- 中華人民共和国財政部 [2006] 『企業会計準則（2006）』経済科学出版社。
- 中国国家税務総局 [2009] 「特別納税調整実施弁法（試行）」（国税発 [2009] 2号）
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/8784619.html>
- 中国人民政府 [2007] 「中華人民共和国企業所得税法实施条例」（國務院令 [2007] 第512号）
http://www.gov.cn/zwggk/2007-12/11/content_830645.htm
- 藤森康一郎 [2010] 『実務ガイドランス移転価格税制（第2版）』中央経済社。
- 平松一夫・広瀬義州共訳 [2002] 『FASB 財務会計の諸概念』中央経済社。
- 本庄資 [2010] 『アメリカ法人税制』社団法人日本

- 租税研究協会。
- 移転価格税制経理協会編 [2009] 『会計諸則集（第9版）』移転価格税制経理協会。
- 企業会計基準委員会 第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/kan_ren0720/kan_ren0720_s.pdf
- 国際会計基準審議会（IASB）[2003] 国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」
http://eifrs.ifrs.org/eifrs/files/86/improvements2003web_155.pdf
- 国際会計基準審議会（IASB）[2009] 国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」
http://eifrs.ifrs.org/eifrs/files/158/a215_ias24_10jpn_162.pdf
- 洪紅 [2011] 「浅談対関連方披露的财税处理差异」『會計師』12月、15-17頁。
- 黄媛媛 [2006] 「新関連方披露準則中関連方的界定及完善」『财会月刊』9月、29-30頁。
- 日本国税庁「用語解説」
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h19/apa/05.htm>
- 日本国税庁「措置法通達」第68条の88。
http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hojin/sochiho/030228/12/12_68_88_01.htm
- 日本国税庁「措置法通達」第66条の4。
http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hojin/sochiho/750214/12/12_66_4a.htm
- 王永華 [2011] 「関連方及其交易:会計準則与税法规定的差异及协调」『财会月刊』4月、64-66頁。
- 李增泉・孫铮・王志偉 [2004] 「掏空与所有權安排」『會計研究』12月、2-13頁。
- 李梅香 [2007] 「上市公司関連交易信息披露存在的问题及其規制」『財務理論』9月、11-12頁。
- 田夢可 [2011] 「会計与稅收对関連方交易的处理差异探究——基于現行的会計与稅收相關法律法規」『齊魯珠壇』6月、28-32頁。
- 有限責任あざさ監査法人中国事業室/KPMG 編 [2009] 『中国移転価格税制の実務』中央経済社。
- 有限責任あざさ監査法人中国事業室/KPMG 編 [2011] 『中国子会社の投資・会計・税務』中央経済社。
- 愈小波 [2010] 「会計与移転価格税制法規对関連方關係認定的差异比較」『财会月刊』4月、87-89頁。
- 財政部會計司編写組 [2010] 『企業会計準則講解（2010）』人民出版社。

（2014年11月28日審査受付
2015年3月17日掲載決定）

The Impact of IFRS Adopter on Effective Tax Rates in Korea: Analysis of Consolidated Financial Statements

Jeong Ho Kim

Silla University

Jeong Kyo Kim

Pusan National University

Abstract

As the Korean International Financial Reporting Standards (IFRS) are being adopted from 2011 onwards in Korea, all listed firms and most financial institutions must use the IFRS standard for their financial reporting. This new economic environment created confusion and uncertainty for Korean companies as the rules applied by IFRS differs greatly to that of the Korean Generally Accepted Accounting Principles (K-GAAP). Despite economic substance remaining unchanged, the potential changes in tax expense and effective tax rates has become of great concern to the firms planning to adopt IFRS. Accordingly, this study examines whether adopters of IFRS has been impacted in any significant ways by the changes in tax expense and effective tax rates under IFRS as compared to the previous system of K-GAAP.

For those firms that have adopted IFRS in 2011, this case study examines 600 of KOSPI (Korean Composite Stock Price Index) and KOSDAQ (Korean Securities Dealers Automated Quotations) firms. These firms have reported financial statements for both IFRS and K-GAAP in 2010, due to the gradual shift from one accounting standard, K-GAAP, to another, IFRS. The firms that have adopted IFRS in 2011 were required by the financial supervisory service of Korea to restate their 2010 financial statements using IFRS and disclose the reconciliation of the differences between the two sets of accounting standards. Thus, even when economic substance remains unchanged among these firms, it has enabled us to conduct a comparative analysis on tax expense.

The main results for adopters of IFRS for the 2010 fiscal year are as follows: First, a majority of adopters of IFRS have decreased effective tax rates as compared to K-GAAP. Second, a majority of adopters of IFRS have effectively experienced an decrease in tax expense as compared to K-GAAP. Third, there are strong indicators that show a majority of adopters of IFRS have effectively increased their income or loss before income taxes and net profit as compared to K-GAAP.

Finally, for these firms, there exists a difference in results between firms on the KOSPI and KOSDAQ. KOSPI firms exhibit similar results as compared to the outcome of the total number of firms (TOTAL=600 firms) used for analysis, but KOSDAQ firms show differences with this total.

These results contribute to research about how firms are affected by the changes to accounting standards on tax expense and effective tax rates. Also these results contribute to research about how firms are affected by the changes to accounting standards as segregated by KOSPI firms and KOSDAQ firms.

Key Words: IFRS, K-GAAP, tax expense, Effective Tax Rates

I . Introduction

As the International Financial Reporting Standards (IFRS) is being adopted from 2011 in Korea, all listed firms and most financial institutions must use the IFRS standard in their financial reporting. A radical change of the accounting environment affects corporate accounting information quality. For instance, the decision making process of any corporation's interested parties are influenced by the quality of the accounting information. Therefore, it can affect the accounts of capital finance and investment activity as well as tax expense and effective tax rates (ETR). While previous researchers were interested in tax expense and how it affects the size of firms, capital structure, and profitability, this paper focuses on how the changing accounting standards from Korean Generally Accepted Accounting Principles (K-GAAP) to IFRS affects corporate tax expense and ETR on their business.

Unfortunately, for the short term during the transition period from K-GAAP to IFRS,

firms would undoubtedly incur additional burdens, like time and costs and extra momentary costs, with the implementation of new standards. However, Korean firms stand to gain more than lose with the adoption of IFRS, as the reliability and credibility of Korean firm's financial improve statements as this shift creates unity in accounting practices in multiple countries throughout the world. The simplification to internationally accepted standards has also made it easier for overseas investors to positive in investment opportunities in Korea through greater transparency.

Previous studies in the EU on the economic impacts of changing accounting standards mostly presented their view of how adopters of IFRS were affected in regards to the quality of their accounting information (Barth *et al.* 2008; Balsari *et al.* 2010; Devalle *et al.* 2010) On the other hand, most previous research in Korea presented their view of how adopters of IFRS were affected as well but most of this research was limited in scope or scale using very narrow case studies or specific industries.

Therefore, this paper analyzes two different financial standards (K-GAAP and IFRS) reported for the same year (2010) and the exact same firms with a specific focus on tax expense and ETR. Normally, finance statements draw upon information from both the current year and the previous year for comparison. Korea adopted IFRS in 2011. Consequently, a great opportunity arose from this switch from K-GAAP to IFRS for the 2010 fiscal year. This is because financial reports were made for both K-GAAP and IFRS for 2010 fiscal year. This paper researches on how the changing accounting standards from K-GAAP to IFRS affects corporate tax expense and ETR on their business.

The remainder of the paper is organized as follows: Section 2 reviews previous studies on the measurements of ETR and the effects of IFRS. Section 3 explains the research design and sample selection. Section 4 discusses the empirical results. Finally, section 5 concludes.

II. Advanced Research

2.1 ETR Measurement

Generally, ETR provides valuable information on the effectiveness and efficiency of an enterprise's activity and its burden of taxation. Previous research studied the measuring factors of various ETR in relation to business activities, investing activities, financing activities, and so on. The ETR for a corporation is the average rate at which its pre-tax profits are

taxed. For corporations, the effective tax rate is computed by dividing total tax expenses by the firm's earnings before taxes. The effective tax rate is the net rate a taxpayer pays if all forms of taxes are included and divided by taxable income.

Spooner (1986) discusses the different methodologies for measuring average effective tax rates from financial statements. Effective tax rates can be divided into two broad classifications: average effective tax rates and marginal effective tax rates. The first are generally defined as the amount of tax paid as a percentage of income. The marginal tax rate is the percentage of the expected return on an additional investment that is expected to be paid in tax. Tax rates may be calculated by comparing three different measures of taxes paid with book income: current tax expense, which represents taxes expected to be currently payable; the total provision for taxes, which represents the taxes payable on that year's book income in the current year or in the future; or current taxes plus some portion of deferred taxes. Measuring the relative effective tax rates of industries serves to illustrate the consequences of the accumulation of tax benefits. Average effective tax rates may capture not only the details of specific tax provisions but also the changing role of those provisions over time. Meanwhile marginal rates are more appropriate for measuring the incentives in a tax system. From this point of view the measures may be complementary rather than competitive. Omer *et al.* (1991)

investigates two issues relating to the use of ETRs: the potential for defensible alternative measures to provide different results and the problems associated with using financial statement information to estimate tax and income. Results indicate that alternative ETR measures and systematic deferred tax reporting differences in the financial statements cause notable shifts in estimated ETRs. The systematic deferred tax differences have a predictable directional effect on estimated ETRs.

On the other hand, Gupta and Newberry (1997) examines the determinants of the variability in corporate effective tax rates. The results suggest that ETRs are associated with many firm-specific characteristics such as size, capital structure, asset mix, and profitability. Moreover, the finding that the fixed-effects regression model provides a superior specification over a simple-pooled model indicates that certain other unobserved firm-specific factors have an important and nontrivial relation with ETRs, and that these unobserved variables are likely correlated with the included variables. Thus, standard cross-sectional and time-series tests of an association between ETRs and other variables of interest are biased and inconsistent.

2.2 Effects of IFRS

Recently, the focus of much research is on the quality of accounting practice and information and whether or not it has improved. Barth *et al.* (2008) examines whether the application of International

Accounting Standards is associated with higher accounting quality. The result shows that 21 countries generally evidence less earning management, and more value relevance of accounting amounts in relation with sample firms applying a non-U.S. domestic standard. Balsari *et al.* (2010) is considering the need for understanding the economic consequences of harmonization, they investigate the impact of IFRS adoption on the earnings conservatism as a dimension of reporting quality in Turkey. The results of the study show that IFRS adoption has increased both the timeliness and earnings conservatism (asymmetric timeliness), while the impact is stronger for financial firms, for firms having lower debt levels, and for smaller firms. Devalle *et al.* (2010) states the adoption of IFRS in the EU created mixed results in the accounting quality of individual EU nations with some experiencing improved accounting quality, while others worsened. Case in point, Britain, Germany, and France benefitted from the change to IFRS with increased stock prices. However, with the exception of Britain, most countries experienced net asset decreases. Tendeloo and Vanstraelen (2005) investigate whether German companies that have adopted IFRS engage significantly less in earnings management compared to German companies reporting under German generally accepted accounting principles (GAAP), while controlling for other differences in earnings management incentives. The results suggest that IFRS-adopters do not present different

earnings management behavior compared to companies reporting under German GAAP. These findings contribute to the current debate on whether high quality standards are sufficient and effective in countries with weak investor protection rights. They indicate that voluntary adopters of IFRS in Germany cannot be associated with lower earnings management.

Analysis of this previous research demonstrates that the overall quality of information is inconclusive after the implementation of IFRS in the EU, with research both registering improving and worsening quality. Before the switch to IFRS, both the accounting standards and accounting environment were expected to undergo comprehensive change. With this in mind, policy makers and academic researchers were anticipating what these changes meant and how it would affect Korea. There were two parts to these expectations and concerns. The first part was to pinpoint potential problem areas and develop viable solutions. Special attention was put on critical segments of the economy that would be affected the most, such as financial, insurance, and construction firms. The second part was concerned about the quality of the information presented by firms and the related issues of taxation.

The study by Kyu-Ho Kim (2008) focused on financial institutions and the effects of switching to IFRS, specifically on the allowance of bad debts and insurance. The results demonstrate increases in earning management. Woon-Oh Jung *et al.* (2011)

studied the early adoption of IFRS by Korean firms and its effects on corporate tax expense. Their analysis shows decreases in tax expense from K-GAAP to IFRS, but, in total, only 12 Korean firms were sampled. Previous research done in Korea was limited to very narrow case studies or specific industries.

This paper researches on how the changing accounting standards from K-GAAP to IFRS affect 600 corporations (KOSPI firms and KOSDAQ firms) which adopted IFRS. Analysis concentrates on corporate tax expense and ETR on their business in 2010.

III. Research Design

3.1 Model

All listed firms and most financial institutions must use the IFRS standard in their financial reporting after 2011. This paper studies ETR and measures different types of ETR.

The first measure of ETR 1 is current tax expense over income or loss before income taxes.

$$\text{ETR 1} = \frac{\text{tax expense}}{\text{income or loss before income taxes}}$$

	before 2008	2009-2010	after 2011
early adopter of IFRS	K-GAAP	IFRS	
listed company			
unlisted company			

The next measures of ETR 2 and ETR 3 are current tax expense over different types of cash flows. Generally speaking, there are three divisions to cash flow: 1) net profit plus depreciation or NIPD; 2) working capital from operation or WCFO; and 3) cash flow from operation or CFO (Jeong-Kyo Kim 1994). This research uses measures of NIPD and CFO.

$$\text{ETR 2} = \text{tax expense} / (\text{net profit} + \text{depreciation cost})$$

$$\text{ETR 3} = \text{tax expense} / \text{cash flow from operations}$$

3.2 Sample Selection

This research follows a process of statistical data selection. In the first step, data on firms were collected through the FnGuide program offered by Financial and Guide Co. The total collected data comprised of 1,734 firms for the 2010 fiscal year. The second step entailed further refinement of the data due to incomplete data of firms, but also of firms reporting zero or negative book income or tax expense. As a result, a total of 1,000 out of 1,734 firms were cut out from this selection process. A final data selection process post-data analysis was used to trim outlier data. With the application of winsorization, an additional 134 firms were taken out of the 600 firms used. All in all, this paper researches on how the changing

accounting standards from K-GAAP to IFRS affects the final sample of 600 firms regarding their tax expense and ETR on their business in 2010. A further break down reveals that out of 600 corporations used in this analysis, 362 are KOSPI firms and 238 are KOSDAQ firms.

IV. Empirical Results

4.1 Descriptive Statistics

<Table 1> presents descriptive statistics of 600 firms on all variables used in the analysis herein segregated as tax expense, income or loss before income taxes, net profit, and ETR. As shown in <Table 1>, the mean (median) of the tax expense for IFRS are 15.3978 (15.3026), while under K-GAAP, this tax expense are 15.4523 (15.2349). Next, in regards to income or loss before income taxes, the IFRS mean (median) are 17.0562 (16.7659). However, under K-GAAP, the mean (median) comes out to be 17.0414 (16.7560). Furthermore, the net profit under IFRS comes to a mean (median) of 16.8202 (16.5806) with K-GAAP of 16.7831 (16.5550).

Finally, ETR 1 of IFRS has a mean (median) of 0.2340 (0.2266), with K-GAAP at 0.2468 (0.2357). Moving onto ETR 2, analysis shows that the IFRS mean (median) are 0.2727 (0.2623) and K-GAAP are 0.2892 (0.2762). As demonstrated, there is

symmetrical distribution for ETR 1 and ETR 2. Also, ETR 3 has symmetrical distribution since the data shows that the normal distribution curve has shifted to the right.

Here, the mean (median) for ETR 3 of IFRS are 0.2427 (0.2074) and K-GAAP are 0.2399 (0.2007).

<Table 1> Descriptive Statistics

Factor		Mean	Std. Dev	1Q	Median	3Q	Min	Max	
tax expense	IFRS	15.3978	1.9491	14.0284	15.3026	16.6142	9.0405	21.8808	
	K-GAAP	15.4523	2.0245	14.0890	15.3249	16.6985	6.8298	21.8808	
earnings before taxes	IFRS	17.0562	1.8246	15.8230	16.7659	18.1107	11.2848	23.6849	
	K-GAAP	17.0414	1.8794	15.8390	16.7560	18.1553	9.2689	23.6849	
net profit	IFRS	16.8202	1.8622	15.6489	16.5806	17.8565	11.2126	23.5050	
	K-GAAP	16.7831	1.8803	15.6053	16.5550	17.9002	9.2689	23.5050	
ETR	IFRS	1	0.2340	0.1273	0.1655	0.2266	0.2741	0.0003	0.9511
		2	0.2727	0.1662	0.1693	0.2623	0.3361	0.0001	0.9857
		3	0.2427	0.1931	0.1010	0.2074	0.3187	0.0006	0.9855
	K-GAAP	1	0.2468	0.1294	0.1796	0.2357	0.2856	0.0003	0.9364
		2	0.2892	0.1617	0.1849	0.2762	0.3571	0.0001	0.9223
		3	0.2399	0.1899	0.0978	0.2007	0.3224	0.0007	0.9466

Note 1) The factors are measured with the natural logarithm of the real data (Base: 100 million KRW)
 2) winsorization used
 3) ETR 1 = tax expense / income and loss before income taxes,
 ETR 2 = tax expense / (net profit + depreciation cost),
 ETR 3 = tax expense / cash flow from operations

4.2 Difference of Tax Expense K-GAAP vs. IFRS

<Table 2> presents the comparison of tax expense between the pre- and post- adoption of IFRS. This is represented in three parts as TOTAL, KOSPI, and KOSDAQ listed firms with a further differentiation for K-GAAP and IFRS. Looking at the TOTAL (600 firms), the tax expense for K-GAAP and IFRS are 15.4523 and 15.3978, respectively, which demonstrates significance for the

t-test. Using the KOSPI data (362 firms), tax expense for K-GAAP and IFRS show significance at the 1% level of the t-test at 4.200 (p-value=0.000). Yields significance for the t-test. On the other hand, results for KOSDAQ (238 firms) on tax expense for K-GAAP and IFRS yields no significance for the t-test.

Case of TOTAL and KOSPI, tax expense of IFRS are decrease compared tax expense of K-GAAP, show significance at the 5% level of

<Table 2> Difference of Tax Expense K-GAAP vs. IFRS

CLASSIFICATION		MEAN	DIFFERENCE	t(p-value)	
tax expense	TOTAL (N=600)	K-GAAP	15.4523	0.0545	2.158 (0.031)
		IFRS	15.3978		
	KOSPI (N=362)	K-GAAP	16.2754	0.1213	4.200 (0.000)
		IFRS	16.1541		
	KOSDAQ (N=238)	K-GAAP	14.1662	-0.0492	-1.039 (0.300)
		IFRS	14.2154		

the t-test at 2.158 (p-value=0.031) and at the 1% level of the t-test at 4.200 (p-value=0.000), the reason is offset to effect equity method or offset to effect inter-graduate of group firms.

4.3 Difference of Book Income K-GAAP vs. IFRS

<Table 3> presents the comparison of book income between the pre- and post- adoption of IFRS. Focusing on income or loss before income taxes (earnings before taxes), again the analysis is split into TOTAL, KOSPI, and KOSDAQ listed firms for K-GAAP and IFRS. Beginning with the TOTAL, the mean for earnings before taxes of both K-GAAP and IFRS are 17.0414 and 17.0562, respectively, representing no significance for the t-test. For KOSPI, the t-test does show no significance with the mean of K-GAAP at 17.6960 and IFRS at 17.6569. However, there is yet further significance with KOSDAQ. With K-GAAP at 15.9162 and IFRS at 16.0208, the earning before taxes

shows significance at the 5% level for the t-test at -2.475 (p-value=0.014)

On the other hand, Net profit comprises as the second factor for book income. Consequently, the net profit for TOTAL has K-GAAP at 16.7831 and IFRS at 16.8201. With this in mind, analysis shows significance with the t-test. Likewise, KOSDAQ data for net profit also shows significance for the t-test with K-GAAP at 15.6736 and IFRS at 15.7729. Significance is at the 5% level for the t-test at -2.182 (p-value=0.030). But KOSPI, the K-GAAP and IFRS of net profit are 17.4407 and 17.4404, respectively. In this case, there is no significance t-test.

〈Table 3〉 Difference of Book Income K-GAAP vs. IFRS

CLASSIFICATION			MEAN	DIFFERENCE	t(p-value)
earning before tax	TOTAL (N=593)	K-GAAP	17.0414	-0.0148	-0.657 (0.511)
		IFRS	17.0562		
	KOSPI (N=367)	K-GAAP	17.6960	0.0391	1.481 (0.139)
		IFRS	17.6569		
	KOSDAQ (N=226)	K-GAAP	15.9162	-0.1046	-2.475 (0.014)
		IFRS	16.0208		
net profit	TOTAL (N=589)	K-GAAP	16.7831	-0.037	-1.683 (0.093)
		IFRS	16.8201		
	KOSPI (N=363)	K-GAAP	17.4407	0.0003	0.011 (0.991)
		IFRS	17.4404		
	KOSDAQ (N=226)	K-GAAP	15.6736	-0.0993	-2.182 (0.030)

4.4 Difference of ETR K-GAAP vs. IFRS

〈Table 4〉 presents the comparison of ETR before and after the adoption of IFRS; the three parts being TOTAL (Panel A), KOSPI (Panel B), and KOSDAQ (Panel C) listed firms. Consequently, each panel is further divided into ETR 1, ETR 2, and ETR 3. Referring to 〈Table 4, Panel A〉, ETR 1 of TOTAL consists of K-GAAP at a mean of 0.2468 and IFRS at 0.2340. Moving further down 〈Table 4, Panel A〉 ETR 2 for K-GAAP and IFRS are 0.2892 and 0.2727, the means are 0.2400 for K-GAAP and 0.2427 for IFRS ETR 3. Analysis shows that for the instances of ETR 1 and ETR 2, there is significance with the data for the t-test only. Looking at 〈Table 4, Panel B〉, ETR 1 of TOTAL consists

of K-GAAP at a mean of 0.2582 and IFRS at 0.2440. Moving further down 〈Table 4, Panel B〉 ETR 2 for K-GAAP and IFRS are 0.3101 and 0.2825, the means are 0.2575 for K-GAAP and 0.2579 for IFRS ETR 3. Analysis shows that for the instances of ETR 1 and ETR 2, there is significance at the 1% level of the t-test only. Finally, in reference to 〈Table 4, Panel C〉, all data like TOTAL, KOSPI and KOSDAQ shows no significance t-test.

<Table 4> Difference of ETR K-GAAP vs. IFRS

Panel TOTAL

CLASSIFICATION		MEAN	DIFFERENCE	t(p-value)
ETR 1 (N=562)	K-GAAP	0.2468	0.0128	2.980 (0.003)
	IFRS	0.2340		
ETR 2 (N=536)	K-GAAP	0.2892	0.0165	3.129 (0.002)
	IFRS	0.2727		
ETR 3 (N=441)	K-GAAP	0.2400	-0.0027	-0.355 (0.723)
	IFRS	0.2427		

Panel B KOSPI

CLASSIFICATION		MEAN	DIFFERENCE	t(p-value)
ETR 1 (N=347)	K-GAAP	0.2582	0.0142	2.806 (0.005)
	IFRS	0.2440		
ETR 2 (N=333)	K-GAAP	0.3101	0.0276	4.369 (0.000)
	IFRS	0.2825		
ETR 3 (N=263)	K-GAAP	0.2575	-0.0004	-0.041 (0.967)
	IFRS	0.2579		

Panel C KOSDAQ

CLASSIFICATION		MEAN	DIFFERENCE	t(p-value)
ETR 1 (N=215)	K-GAAP	0.2309	0.0105	1.302 (0.194)
	IFRS	0.2204		
ETR 2 (N=203)	K-GAAP	0.2563	-0.003	-0.314 (0.753)
	IFRS	0.2593		
ETR 3 (N=178)	K-GAAP	0.2095	-0.007	-0.615 (0.539)
	IFRS	0.2165		

V. Conclusions

The Financial Supervisory Service of Korea (FSS), a government financial authority, began implementing a public process for the gradual adoption of IFRS in Korea. A Roadmap was outlined and officially announced on March 15, 2007. We call it IFRS which will start to implement from 2011. As the IFRS are being adopted from 2011 onwards in Korea, all listed firms and most financial institutions must use the IFRS standard for their financial reporting. This new economic environment created confusion and uncertainty for Korean companies as the rules applied by IFRS differs greatly to that of K-GAAP. Despite economic substance remaining unchanged, the potential changes in tax expense and effective tax rates has become of great concern to the firms planning to adopt IFRS. Accordingly, this study examines whether adopters of IFRS has been impacted in any significant ways by the changes in tax expense and effective tax rates under IFRS as compared to the previous system of K-GAAP.

Unfortunately, for the short term during the transition period from K-GAAP to IFRS, firms would undoubtedly incur additional burdens, like time and costs and extra momentary costs, with the implementation of new standards. However, Korean firms stand to gain more than lose with the adoption of IFRS, as the reliability and credibility of Korean firm's financial improve statements as this shift creates unity in

accounting practices in multiple countries throughout the world. The simplification to internationally accepted standards has also made it easier for overseas investors to positive in investment opportunities in Korea through greater transparency.

For those firms that have adopted IFRS in 2011, this case study examines 600 of KOSPI and KOSDAQ firms. These firms have reported financial statements for both IFRS and K-GAAP in 2010, due to the gradual shift from one accounting standard, K-GAAP, to another, IFRS. The firms that have adopted IFRS in 2011 were required by the financial supervisory services of Korea to restate their 2010 financial statements using IFRS and disclose the reconciliation of the differences between the two sets of accounting standards. Thus, even when economic substance remains unchanged among these firms, it has enabled us to conduct a comparative analysis on tax expense and effective tax rates as caused by the two different sets of accounting standards in areas such as corporate tax.

The main results for adopters of IFRS for the 2010 fiscal year are as follows: First, a majority of adopters of IFRS have decreased effective tax rates as compared to K-GAAP. Second, a majority of adopters of IFRS have effectively experienced an decrease in tax expense as compared to K-GAAP. Third, there are strong indicators that show a majority of adopters of IFRS have effectively increased their income or loss before income taxes and net profit as compared to K-GAAP. Finally, for these firms, there exists a

difference in results between firms on the KOSPI and KOSDAQ. KOSPI firms exhibit similar results as compared to the outcome of the total number of firms (TOTAL=600 firms) used for analysis, but KOSPI firms show differences with this total.

These results contribute to research about how firms are affected by the changes to accounting standards on tax expense and effective tax rates. Also these results contribute to research about how firms are affected by the changes to accounting standards as segregated by KOSPI firms and KOSDAQ firms.

References

- Balsari, C. K., S. Ozkan, and M. G. Durak, "Earnings conservatism in the pre- and post-adoption period in Turkey: Panel data evidence on the firm specific factors", *Journal of Accounting and Management Information Systems*, 2010, pp.403-421.
- Barth, M. E., W. R. Landsman, and M. H. Lang, "International accounting standards and accounting quality", *Journal of Accounting Research* Vol. 46 No. 3, 2008, pp.467-498.
- Devalle, A., R. Magarini, and E. Onali, "Assessing the value relevance of accounting data the international of IFRS in Europe", *Working Paper*, University of Turin, 2010.
- Gupta, S. and K. Newberry, "Determinants of the variability in corporate effective tax rates: Evidence from longitudinal data", *Journal of Accounting and Public Policy*, 1997, pp.1-14.
- Jeong-Kyo, Kim, "An Empirical Study on Cash Flow Concepts and Financial Ratio Patterns", 「Korean Accounting Association」 19(1), 1984, pp.125-155.
- Kyu-Ho, Kim, "The effect of the adopting IFRS on the corporate income tax adjustments", 「Master's Degree」, 2008, University of Seoul.
- Omer, T., K. Molloy, and D. Ziebart, "Measurement of effective corporate tax rates using financial statement information", *The Journal of the American Taxation Association*, 1991, pp.77-92.
- Spooner, G., "Effective tax rates from financial statements", *National Tax Journal*, 1986, pp.293-306.
- Tendeloo, B. V. and A. Vanstraelen, "Earnings management under German GAAP versus IFRS". *Working Paper*, University of Antwerp, 2005.
- Woon-Oh Jung., J. Kyu-An and P. Jong-Il., "Will Corporate Tax Burden Change due to the Adoption of IFRS in Korea? - A Case Study of Korean Early Adopters", 「Korean Accounting Journal」 20(2), 2011, pp.313-347.
- Financial Supervisory Service, Adopter rule of IFRS in Korea, 2009, [http://www.fss.or.kr/\(12\)](http://www.fss.or.kr/(12)).

Relation between Corporate Governance and Earnings Management, and the Role of IFRS: Evidence from Korea*

Hyuk Shawn

Keimyung University

Jae-gyung Jung

Tongmyong University

Sang-ho Do

Keimyung University

Abstract

Korea has adopted International Financial Reporting Standards (IFRS) since 2011 to mitigate information asymmetry between internal and external users by delivering sufficient and informative disclosure. However, IFRS may be an alternative purpose for managers to maximize their utilities by using discretions. This study examines whether discretionary accruals (DA) or real earnings management (RM) are influenced by the adoption of International Financial Reporting Standards (IFRS) in Korea, and then investigates whether the role of corporate governance to constrain DA or RM is different. Also, we investigate whether DA was replaced by RM after the mandatory adoption of K-IFRS since 2011. Recent studies show that it is difficult for managers to use DA when regulations strengthen. Our results find that the intensity of RM increases after IFRS era, suggesting IFRS do a role as regulation because information users, auditors as well as regulators have difficulties to detect RM. Meanwhile, the extent of DA or RM is smaller in firms with good corporate governance after the adoption of IFRS. These results imply that the magnitude of RM can be increased by giving discretion to manager in IFRS era and that corporate governance still plays an important role as a determinant of earnings management.

Key words: IFRS, Corporate governance, Discretionary accruals, Real earnings management.

JEL classification: M41

*This research was supported by Jungmoo scholarship association.

1. Introduction

Corporate governance is a series of decision-making processes and structures to monitor and control a company's or executives' activities in order to attain company's goals (La Porta et al. 2000). Problems associated with the corporate governance are caused by the trade-offs between shareholders and managers or among shareholders, which is closely connected with agency costs. Regarding corporate governance, there have been many studies on the correlations between specific shareholding rate or management ownership rate and enterprise value or earnings management. In Korea, there have been existed various problems of the corporate governance related with the peculiar type of chaebol, circular equity investment structure, etc.; there is a view on that these problems brought about the financial crisis in 1997(Johnson et al. 2000). Corporate governance problems in Korea have been removed a lot since the financial crisis, yet the efficiency of Korean companies is not high, compared to that of North American or European ones.

This fact can be confirmed through the accounting transparency index, which is affected by corporate governance; the Korean index remains the lowest position in the

level of the OECD although Korea has introduced various corporate accounting reform bills since 2003 affected by the Sarbanes-Oxley Act of 2002. This is resulted from various factors, but the inefficiency of the Korean GAAP and corporate governance can be a decisive factor. Therefore, Korea has adopted International Financial Reporting Standards (hereinafter IFRS) since 2011 to mitigate intransparency of capital market. It means that the adoption of IFRS is expected to not only enhance quantity or quality of disclosure but increase reliability of financial information. IFRS based on the principle-based accounting can also give discretion to firm's managers so that they can present market participants with information reflecting their substance of the companies compared to the previous Korean GAAP (hereinafter, K-GAAP). In other words, IFRS enable companies to give a chance to reduce information asymmetry between internal and external users by delivering sufficient and informative disclosure. However, there may be an alternative purpose for managers to maximize their utilities by using discretions granted in K-IFRS (Francis and Wang 2008; Ball 2009).

The difference of the corporate governance significantly influences earnings management of executives. It can be

interpreted as agency costs between shareholders and managers if the earnings management intended by managers lowers firm values. However, there also exist contrary opinions. After Berle and Means (1932) first mentioned the separation of ownership and control, the agency costs theory by Jensen and Meckling (1976) explained that if controlling shareholders' shareholding rate increases, firm values should be higher through lowered agency costs between equity holders and managers. While according to recent studies, agency costs are involved by not only between owners and managers but also between shareholders, i.e. controlling shareholders and minority ones; higher shareholding rate of major shareholders increases agency costs between controlling shareholders and minority ones, which negatively affects enterprise values.

In the cases of Korea, one of the main causes of the financial crisis is vulnerability of the corporate governance that impedes to monitor managers' activities, which corresponds with the theories of La Porta et al. (1998, 1999 and 2000). According to La Porta et al., where legal protection for the minority shareholders remains weak, there are more possibilities of opportunistic activities of controlling shareholders and incentives to infringe on minority's interests. In companies of North America or European countries, where ownership and control separate comparatively well, the importance of agency costs between owners and managers is emphasized; in firms of

developing or East Asian countries including Korea, separation of ownership and control is not well established, thereby emphasizing the importance of agency costs between controlling and minority shareholders.

Theories on corporate governance are classified into two: the expropriation of minority shareholder hypothesis and the convergence of interest hypothesis. According to the former hypothesis, if the shareholding rate of controlling shareholders is increasing, a motivation will exist for managers to report their income higher than the actual figures; the latter estimates that higher shareholding rate of controlling shareholders seduces managers into reporting their income lower than the real. Prior researches have focused on verifying which hypotheses corresponds with characteristics of Korea.

Managers have different incentives with types of corporate governance. Existing studies have described that managers are not active subjects but passive ones who are apt to be affected by controlling shareholders and have tendency to report their income to satisfy specific aims. However, it cannot conclude that managers have incentives to report their income higher or lower than the actual depending on the level of shareholding rates of controlling shareholders. Instead, managers do have incentives to adjust their incomes according to managers' own shareholding rate or compensation system. Hence this study examines how each case affects earnings management, classifying cases into two:

owner-manager and employed-manager, and focusing on the shareholding rate of the chief executive officer (CEO) not that of controlling shareholders. It will be reasonable that owner-managers are inclined to adjust their incomes not to infringement shareholders' interests because managers are shareholders at the same time; employed-managers tend to adjust their incomes to maximize their interests even though these activities violate shareholders' interest. Existing studies have tendency to substitute shareholding rate of managers for that of controlling shareholders including the most dominant shareholder and the specially-interested; in the present situation where people can obtain data on whether the CEO is a controlling shareholder or not, it can be better to examine the relationship between earnings management and the data rather than using the proxy index, controlling shareholding rate.

Meanwhile, existing studies have examined the degree of earnings management through discretionary accruals. However, earnings management comes from real-activity earnings management (RM) as well as discretionary accruals (DM). Therefore, it can be taken into account whether manager can use either accruals (DM) or cash from operations (RM) in order to confirm the effect of the system such as corporate governance or adoption of IFRS. Thus, we divide earnings management into DM and RM and examine how each earning management level would be changed during post-IFRS period compared to pre-IFRS

period. Also, we investigate whether DM was replaced by RM under minority shareholder ratio after the mandatory adoption of K-IFRS since 2011. Recent studies show that it is difficult to use DM for the earnings management when regulations such as Sarbanes-Oxley Act strengthen (Cohen 2008). It means that managers can use RM more frequently because information users, auditors as well as regulators have difficulties to detect RM if K-IFRS do a role as regulation.

By inspecting directions and types of earnings management, this study will provide more information than existing studies and helps overcome the present situation that corporate governance is inefficient. Various established studies have also presented irrelative results between corporate governance and DM or conflict results according to empirical results; this study is expected to help better understand and interpret directions and types of each earning management depending on adoption of K-IFRS. Also, we show the existence of trade-offs between shareholders and managers or among shareholders and implies the possible existence of the optimal corporate governance which minimizes agency costs depending on situations.

2. Prior Studies and Hypotheses

Studies on corporate governance and characteristics of managers can usually be classified into two: Studies which represent that agency costs between shareholders and

managers will increase in the case of separated shares ownership, i.e., the influence of employed-managers; researches which indicate that agency costs between controlling shareholders and minority ones will be increasing in the case of converged shares ownership, i.e., the influence of owner-managers. According to the agency theory by Jensen and Meckling (1976), if the degree of dispersion between ownership and management is increasing, the agency costs will be also increasing since managers can possess more discretionary powers to act; companies with convergence of shareholding are able to monitor intensively their managers and then, the enterprise value will be increasing. Morck et al. (1998)'s study also supported this idea that if ownership and control are centralized, the values of shareholders will be increasing because of declined conflicts among interested parties.

While recent studies present that centralized ownership gives a negative effect on the wealth of minority shareholders. According to La Porta et al. (1998, 1999 and 2000), there exist the trade-offs between controlling shareholders and minority ones, which are regarded as the agency costs between shareholders. This opinion means that the convergence of shareholding rate obstructs the firm value, which is contrary to the study of Jensen and Meckling (1976). The view of La Porta et al. applies well in cases of East Asian countries including Korea. Johnson et al. (2000) suggest that the problems of corporate governance are a key factor of the East Asian financial crisis in

1997 and the higher degree of convergence of shares ownership brings on violating more interests of minority shareholders.

In Korea, Park (2003) examines the correlation between shareholding rate of the most dominant shareholder and earnings management of managers; he empirically verify significant positive correlation between the most dominant shareholder's shareholding rate and discretionary accruals, which means that in a company with higher shareholding rate of the most dominant shareholder, its managers have more incentives to increase their income using discretionary accruals.

The implementation of IFRS leads to an improvement in earnings quality (Barth et al. 2008). Prior studies also recognize the benefits of IFRS adoption, including greater comparability, reduced earnings management, more effectiveness of corporate governance (Ipino and Parbonetti 2011; Marra et al. 2011). Marra et al. (2011) also confirm that IFRS adoption helps board effectiveness due to the higher level of disclosure and transparency inherent in IFRS. However, Van Tandeloo and Vanstraelen (2005), Daske et al. (2011) suggest that financial quality of voluntary IFRS adopters is not ameliorated. Furthermore, managers may use discretions granted in K-IFRS for maximizing their utilities (Francis and Wang 2008; Ball 2009). Thus, prior studies investigating the effect of IFRS adoption give mixed evidence.

Meanwhile, there are recently some papers that focus on the effect of IFRS on

earnings management. Callao and Jarne (2010) examine whether the adoption of IFRS in the European Union has intensified discretionary accruals by comparing pre- with post-IFRS era. Their results show that discretionary accruals have increased since the adoption of IFRS, implying that IFRS can give discretion to the firms' managers. On the other hand, Kim (2014) shows that the adoption of IFRS in Korea decreases discretionary accruals. These results suggest that IFRS mitigate information asymmetry between managers and outsiders by disclosing increased footnotes.

Prior studies that focus on the effect of IFRS on earnings management mostly confirm discretionary accruals (hereafter DM). However, Field et al. (2001) conclude that recently research made limited progress in expanding our understanding of accounting choice because of limitations in research design. That is, most of studies on earnings management are involved in DA, but studies on real-activity earnings management (hereafter RM) that affects cash flows have existed partially (Roychowdhury 2006).

Mande et al. (2000) proved that managers use short-term decision making of discretionary controlling the expenditure for research and development expenses according to economic conditions. Gunny (2010) investigated four types of earnings management i.e. research and development expenses, selling and administrative expenses, gains on disposal of long-term assets and investment assets, and

diminishment of COGS through RM of current period exert a negative influence on future operating activities. Roychowdhury (2006) developed a model of measuring RM which aims to increasing earnings through price cutting, over-production of inventories and reduction of discretionary expenditures.

Mizik et al. (2008) insisted that the market does not properly evaluate a company that carries out earnings management at the time of seasoned equity offerings. It is because the earnings management through RM aiming higher income report is carried out more than through DM. According to Edelstein et al. (2008), American investment companies in real estate have to pay out 90% of net income for the current year by the federal law, and he showed that these companies increased expense and reduced net income using RM to reduce amounts of their obligatory dividend.

Coulton et al. (2008) confirmed that a manager use RM in the fourth quarter mainly to meet earnings objectives. And they added the type of earnings management can be altered according to the purpose of financial reporting. Cohen and Zarowin (2010) showed that RM as well as DM is used at the time of seasoned equity offerings and these have significant negative (-) correlation meaning these have a relation of contradiction. Zang (2012) confirmed that DM and RM can be used as substitutes for each other. And he confirmed that there is the sequence between these two, i.e. using RM firstly, then DM secondly. And a company's manager who has litigation risks

switches using DM to depending on RM, from this result, it can be asserted that there exists the trade-off relationship between RM and DM. This hints that RM is a type of earnings management that is hardly exposed than DM.

In the cases of the United States, there are various researches including Cohen et al. (2008), which support that since the introduction of the Sarbanes-Oxley Act of 2002, also known as the Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002, types of earnings management has been changed. In other words, after the introduction of the SOX Act, earnings management has been transformed from DM to RM. Ipino and Parbonetti (2011) examine whether managers substitute DM for RM after IFRS become mandatory. They find a decrease (increase) in DM (RM) for mandatory IFRS adopters only in country with strict enforcement regimes. These results imply that managers can replace RM by DM when facing tighten accounting standards or strict enforce regimes, because it is more difficult to detect RM (Ewert and Wagenhofer 2005; Graham et al. 2005).

Managers have incentives to adjust firms' earnings to maximize their private interests under the authority. Studies so far have recognized that managers adjust their incomes under their discretionary power to act, thereby focusing on earnings management by discretionary accruals. However, methods to examine earnings management can be divided into two: earnings management by using DM or RM.

Hence choose managers the method with their purpose when adjust their earnings.

Minority shareholders are not easy to access internal information on the firms. Therefore, they prefer to expand the amount of firms' disclosure in order to reduce agency costs. IFRS can reduce information gap between managers and investors. This means that the adoption of IFRS can mitigate earnings management using information asymmetry. IFRS adoption also helps board effectiveness due to the higher level of disclosure and transparency inherent in IFRS (Marra et al. 2011). That is, IFRS can provide investors more faithful information reduce agency costs among shareholders, because information on fair values is provided through IFRS and increasing disclosure of footnotes includes more information comparing to local GAAP (Gassen and Sellhorn 2006; Christensen et al. 2008). Therefore, a firm whose dispersion of ownership is high tends to adopt IFRS early in Korea (Shawn and Jung 2013). The adoption of IFRS, on the other hand, can give an effect on strict accounting policy or regimes to the firm whose dispersion of ownership is high. Therefore, the firms having the high ratio of the minority shareholders can use RM rather than DM. To sum it up, we can set up a hypothesis as follows.

Hypothesis: Companies with high dispersion of ownership will substitute DM for RM after IFRS become mandatory.

3. Research Design

3.1 Multivariate Model

To identify hypothesis, we use regression analysis. Our regression model describes as follow.

$$EM_{it} = \beta_0 + \beta_1 IFRS_{it} + \beta_2 RMS_{it} + \beta_3 IFRS * RMS_{it} + \beta_4 SIZE_{it} + \beta_5 LEV_{it} + \beta_6 OCF_{it} + \beta_7 GROWTH_{it} + \beta_8 RFS_{it} + \beta_9 BIG4_{it} + \beta_{10} NEGE_{it} + \beta_k \sum IND_{it} + \varepsilon_{it} \quad (1)$$

EM_{it} : level of each earnings management for firm i in year t, that is, each earnings management means discretionary accruals or real-activity earnings management

$IFRS_{it}$: 1 if year is after 2011 and 0 otherwise

RMS_{it} : ratio of minority shareholder for firm i in year t (= 1 minus ratio of the largest shareholder and the related party ownership)

$SIZE_{it}$: natural logarithm of total assets for firm i in year t

LEV_{it} : total debt divided by total equity for firm i in year t

OCF_{it} : Operating Cash Flow for firm i in year t

$GROWTH_{it}$: growth rate of sales for firm i in year t

RFS_{it} : ratio of foreign shareholder for firm i in year t

$BIG4_{it}$: 1 if firm i's auditor is big4 and 0 otherwise

$NEGE_{it}$: 1 if firm i's net income is negative and 0 otherwise

IND : industry dummy variable

Our model expects, after the adoption of IFRS, if IFRS are strict accounting practices, that is, if the increasing of earnings quality and the effectiveness of corporate governance under IFRS era will be higher, the regression coefficient of β_i is expected to have positive (+) value; however, this results may be changed by dependent variables, DM or RM. In other to confirm how the distribution of ownership related corporate governance affects each earnings management such as DM or RM after the introduction of IFRS, we include RMS, which signifies a ratio of minority shareholder, that is, one minus the largest shareholder and related party ownership at the ending of fiscal year. If the decentralization of ownership has a favorable effect on each earnings management, the regression coefficient of β_2 is expected to have negative (-) value; under the diversified ownership, firms decrease earnings management in order to mitigate information asymmetry between majority shareholders and minority ones. Moreover, if minority shareholders demand higher quality of accounting practice after the adoption of IFRS, the regression coefficient of β_3 is expected to have significant negative (-) value.

Meanwhile, leverage of liabilities (LEV), asset size of a firm (SIZE) and the growth rate of total assets (GROWTH), all of which are considered to influence the size of earnings management, are also included in this model as control variables (DeFond and Jiambalvo 1994; Watts and Zimmerman 1986). If the growth rate of the firm

(GROWTH) is high, managers can report higher returns for tax purposes. Operating Cash Flow (OCF) is used to control not only firms' size and their earnings management (Dechow et al. 1995). As auditor's size or reputation becomes higher (BIG4), earnings management will decrease because the auditor will try to increase accounting transparency to elevate their own reputation. We include the ratio of foreign shareholders (*RFS*) as control variables for earnings management (Bamber et al. 2010). Finally, we consider loss firm (*NEGE*) because loss firm may affect reporting way in order to reduce the deficits (Bugstahler and Dichev 1997; Bamber et al. 2010).

3.2 Proxies of Earnings Management

3.2.1 Accrual-based Earnings Management (DM)

We use discretionary accruals (DM) as the proxy of accrual-based earnings management. For the measurement of these adjustments, we use the Adjusted Jones Model (1995), frequently used in various previous studies. And, the Adjusted Jones Model is as follows:

$$TA_{it}/A_{i,t-1} = a_0[1/A_{i,t-1}] + b_1[(\Delta REV_{it} - \Delta REC_{it})/A_{i,t-1}] + b_2[PPE_{it}/A_{i,t-1}] + \varepsilon_{it} \quad (2)$$

where *i*, *t* are firm and year, respectively.

TA_{it}: total accruals; *ΔREV_{it}*: the change of Sales of the firm *i* in the year of *t*, as compared from the year of *t-1*; *ΔREC_{it}*: the change of account receivables from trade of the firm *i* in the year of *t*, as compared from

the year of *t-1*; *PPE_{it}*: gross property, plant and equipment. *A_{i,t-1}*: total assets of the firm *i* in the year of *t-1*. And; *ε_{it}*: the residual

Total accruals (TA) are computed from net income minus cash flows from operating activities (OCF). And discretionary accruals are calculated by subtracting non-discretionary accruals from total accruals.

3.2.2 Real Activity Earnings Management (DM)

One of most favored proxies of real activity-based income adjustments is the model used by Roychowdhury (2006), which is intended to capture the abnormality level of cash flows from operating activities (OCF), production costs and discretionary expenses. And Zang (2012) and Gunny (2010) increased the validity of this method by verifying this proxy of Roychowdhury (2006) empirically.

The details of real activity-based income adjustments from those three variables in the above can be stated as follows:

- 1) OCF : A company can accelerate point of sales by price discounts or relief of credit conditions
- 2) Production costs: A company can lower the cost of sales by increasing production volumes.
- 3) Discretionary expenses: A company can reduce cash outflows by decreasing discretionary expenses including advertising expenses, research & development expenses

and selling and administrative expenses.

Roychowdhury (2006) uses the method of the actual amounts minus the normal amounts which are considered as not exercising real activity-based income adjustments, to measure abnormal amounts of OCF, production costs and discretionary expenses. Meanwhile, the normal amounts of OCF, production costs and discretionary expenses are computed from the method developed by Dechow, Kothari and Watts (1998) as it is. In the viewpoint of DKW (1998), the normal OCF is tacitly considered to have a linear relationship with the sales amounts and the change of sales amounts. And the details of equations are as follows:

$$OCF_{it}/A_{i,t-1} = a_0[1/A_{i,t-1}] + b_1[Sales_{it}/A_{i,t-1}] + b_2[\Delta Sales_{it}/A_{i,t-1}] + \varepsilon_{it} \quad (3)$$

The cost of production is defined as the sum of the cost of goods sold (COGS) and the change of inventories. We can derive this below equation from equation (4), as it is acceptable that the relationship between the COGS and sales of certain year is almost linear.

$$COGS_{it}/A_{i,t-1} = a_0[1/A_{i,t-1}] + b_1[Sales_{it}/A_{i,t-1}] + \varepsilon_{it} \quad (4)$$

The change of inventories can be derived as follows:

$$\Delta INV_{it}/A_{i,t-1} = a_0[1/A_{i,t-1}] + b_1[\Delta Sales_{it}/A_{i,t-1}] + b_2[\Delta Sales_{i,t-1}/A_{i,t-1}] + \varepsilon_{it} \quad (5)$$

When using equation (4) and equation (5), the normal costs of production can be derived as follows:

$$Prod_{it}/A_{i,t-1} = a_0[1/A_{i,t-1}] + b_1[Sales_{it}/A_{i,t-1}] + b_2[\Delta Sales_{it}/A_{i,t-1}] + b_3[\Delta Sales_{i,t-1}/A_{i,t-1}] + \varepsilon_{it} \quad (6)$$

The normal discretionary expenses are the sum of advertising expenses, research & development expenses (R&D) and selling and administrative expenses (SG&A). In this paper, we consider the normal discretionary expenses in the current year have a linear relationship with sales in the prior year as we adopt the method used by Cohen et al. (2008). If we apply sales in the current year in the model, it will be difficult to capture the decrease in the residual for a case that the management exaggerates sales amount which is not actually occurred; we may have very little residuals in that case, as a result, sales in the prior year is used in the equation. The details of the equation are as follows:

$$DisExp_{it}/A_{i,t-1} = a_0[1/A_{i,t-1}] + b_1[Sales_{i,t-1}/A_{i,t-1}] + \varepsilon_{it} \quad (7)$$

We can calculate the abnormal OCF, the abnormal production costs and the abnormal discretionary expenses. And, in using these three factors to output the proxy of the real earnings management, we calculate the standardized variable by connecting all of these three factors to be denoted as RM.

3.3 Sample Selection

Korea has adopted IFRS since 2011. First,

we divide sample periods into pre-IFRS (2008~2010) and post-IFRS (2011~2013). We get financial information and stock prices of the companies from KIS-VALUE of Korea Information Service and TS-2000 of Korea Listed Companies Association as follows.

- (1) KOSPI- or KOSDAQ-listed companies which settle their accounts in December
- (2) Manufacturing industry except financial business and issues for administration
- (3) Companies whose financial data can get from KIS-VALUE of Korea Information Service and TS-2000 of Korea Listed Companies Association

To perform empirical studies, we analyzed firms which met the above conditions from 2008 to 2013. The number of the total samples is 9,408.

References

- Ball, R. 2009. International Financial Reporting Standards (IFRS): Pros and Cons for Investors. *Accounting & Business Research* 36: 5-27.
- Bamber, L. S., Jiang, J., and I. Y. Wang. 2010. What's My Style? The Influence of Top Managers on Voluntary Corporate Financial Disclosure. *The Accounting Review* 85: 1131-1162.
- Barth, M. E., W. R. Landsman, and M. H. Lang. 2008. International Accounting Standards and Accounting Quality. *Journal of Accounting Research* 46: 467-498.
- Bartov, E. 1993. The Timing of Asset Sales and Earnings Manipulation. *The Accounting Review* 68: 840-855.
- Berle, Adolph A. and Gardiner C. Means. 1932. *The modern corporation and private property* (Macmillan, New York, NY).
- Burgstahler, D., and Dichev, I. 1997. Earnings Management to Avoid Earnings Decreases and Losses. *Journal of Accounting and Economics* 24: 99-126.
- Cohen, D., Dey A., and Lys. T. 2008. Real and Accrual Based Earnings Management in the Pre and Post Sarbanes Oxley Periods. *The Accounting Review* 83: 757-787.
- Cohen, D., and P. Zarowin. 2010. Accrual-based and Real Earnings Management Activities around Seasoned Equity offerings. *Journal of Accounting and Economics* 50: 2-19.
- Dechow, P.M., Kothari S.P., and R. Watts. 1998. The Relation between Earnings and Cash Flows. *Journal of Accounting and Economics* 25: 133-168.
- Dechow, P. M., R. G. Sloan, and A. P. Sweeney. 1995. Detecting Earnings Management. *The Accounting Review* 70: 193-225.
- DeFond, M. L., and J. Jiambalvo. 1994. Debt Covenant Effects and the Manipulation of Accruals. *Journal of Accounting and Economics* 17: 145-176.
- Ewert, R. and Wagenhofer. A. 2005. Economic Effects of Tightening Accounting Standards to Restrict Earnings Management. *The Accounting Review* 80 (4):1101-1124.
- Francis, J. R. and D. Wang. 2008. The Joint Effect of Investor Protection and Big4 Audits on Earnings Quality around the World. *Contemporary Accounting Research* 25: 157-191.
- Graham, J., Harvey, R. and Rajgopal, S. 2005. The Economic Implications of Corporate Financial Reporting. *Journal of Accounting and Economics* 40: 3-73.
- Gunny, K. 2010. The relation between earnings management using real activities manipulation and future performance: evidence from beating earnings benchmarks. *Contemporary Accounting Review* 27 (3): 855-888.
- Jensen, M.C. and W. Meckling, 1976. Theory of the firm: Managerial behavior, agency costs and capital structure. *Journal of Financial Economics* 3: 305-360.
- Jones, J. 1991. Earnings Management during Import Relief Investigations. *Journal of Accounting Research* 29: 193-228.
- Johnson, S., P. Boone, A. Breach, and E. Friedman. 2000. Corporate Governance in the Asian Financial crisis. *Journal of Financial Economics* 58: 141-186.
- Kim, K. T. 2014. The Association between K-IFRS Adoption and Earnings Management : Focusing on External Auditor Size. *Journal of accounting, taxation and Auditing* 59(1): 117-146.
- Ipino, E. and Parbonetti, A. 2011. Mandatory IFRS Adoption: the Trade-off between Accrual

- and Real-based Earnings Management. Working paper: 1-59.
- La Porta, Rafael, Florencio Lopez-de-Silanes, Andrei Shleifer, and Robert W. Vishny. 1998. Law and finance, *Journal of Political Economy* 106: 1113-1155.
- La Porta, Rafael, Florencio Lopez-de-Silanes, Andrei Shleifer, and Robert W. Vishny. 1999. The quality of government, *Journal of Law, Economics and Organization* 15: 222-279.
- La Porta, R., F. Lopez-de-Silanes, F and Shleifer, A. 2000. Investor Protection and Corporate Governance. *Journal of Financial Economics* 58: 3-27.
- Marra, A., Mazzola, P., & Prencipe, A. 2011. Board monitoring and earnings management pre and post IFRS. *The International Journal of Accounting* 46: 205-230.
- Mizik, N., and Jacobson, R. 2008. Earnings Inflation through Accruals and Real Activity Manipulation: Its Prevalence at the Time of an SEO and the Financial Market Consequences. Working Paper, Columbia University.
- Morck, R., Schliefer, A., Vishny, R. 1989. Alternative mechanisms for corporate control. *American Economic Review* 79: 842-852.
- Roychowdhury, S. 2006. Earnings Management Through Real Activities Manipulation. *Journal of Accounting and Economics* 42 (3): 335-370.
- Zang, A. Z. 2012. Evidence on the Tradeoff between Real Activities Manipulation and Accrual-Based Earnings Management. *The Accounting Review* 87: 675-703.

Assessing the Impact of Information Risk on Cost of Capital Using the Fair Value Disclosure -Based on the Level Hierarchy Information from Supplementary Schedules-

Chaechang Im

Hankuk University of Foreign Studies

Giseok Nam

Hankuk University of Foreign Studies

Kijung Eom

Hankuk University of Foreign Studies

Abstract

This paper investigates whether information risk measured by fair value hierarchy information affects a firm's cost of capital. With a sample of 200 KOSPI firms of 2011 and 2012, we assume that information risk at levels 2 and 3 is higher than that at level 1 and examine whether information risk is positively related to the implied cost of equity.

The results are consistent with our expectations. First, our results are similar to those of Riedl and Serafeim (2011) in that levels 2 and 3, containing more information uncertainty, require higher cost of capital. Second, a firm's ethical behavior is likely to affect the information risk caused by the firm's information uncertainty, which may arise during the production of fair value hierarchy information. We argue that a firm's ethical behavior could be one determinant in reducing firm's cost of capital, conditionally. This indicates that considering the firm's ethical attributes is an important issue when the firm establishes its disclosure policies. In conclusion, we contend that information risk measured by fair value hierarchy information affects a firm's cost of capital and that this is also affected by the firm's ethical behavior, such as corporate social responsibility (CSR) activities.

These results necessitate a consistent fair value evaluation system to deal with the information uncertainty generated during the production of fair value hierarchy information such as improved fair value measurement and reinforcement of a monitoring system for fair value valuation.

1. Introduction

FASB of the U.S. announced the Fair Value Measurement Disclosure (SFAS 157) in 2006. SFAS No. 157 suggests the basic framework for fair value measurement and provides more detailed disclosure requirements. More precisely, SFAS No. 157 requires the disclosure of fair value hierarchy information on fair value asset and liability according to levels 1, 2 and 3. In 2011, IASB pronounced IFRS No. 13 in order to provide a basic framework, similar with SFAS No. 157. In Korea, the fair value hierarchy disclosure has been required for listed companies after the adoption of IFRS No. 13.

The adoption of SFAS No. 157 or IFRS No. 13 has encouraged researchers to study the usefulness of each level of the hierarchy information. The previous studies were generally focused on the fair value relevance and reliability. While some hold the view that fair value usefulness shows strong fair value relevance and better represents economical substance than historical measurement, others contend that fair value measurement enhances the likelihood of error in the estimation due to the managers' discretionary authority and, therefore, decreases the reliability of accounting information (Landsman, 2007; Penman, 2007).

This paper studies the relation between cost of capital and information risk from fair value hierarchy as we expect the reliability and uncertainty of fair value measurement

to increase due to possible errors in the estimation during the production of fair value information. Prior studies have tested the usefulness of fair value information provided by the companies and further investigated whether this information is reliable. A majority suggest that problems occur in terms of reliability of the fair value hierarchy information when managers engage in opportunistic behaviors during the production of fair value information⁽¹⁾. Aboody et al. (2006) and Bartov et al. (2007) report the firms' opportunistic behavior when they manipulate the input for each model for fair value level evaluation. Song et al. (2011) argue that the value relevance of fair value hierarchy level information is discriminative. They report that levels 2 and 3 have less value relevance than level 1 through the level hierarchy level information of the financial firms, because levels 2 and 3 tend to have more information asymmetry than level 1 has. Furthermore, Riedl and Serafeim (2011) expect that the information risk of the level hierarchy is relative to each level. They also report that each level shows a coefficient of a different value represented by beta as a proxy for the firm's financial risk. They argue that levels 2 and 3 show higher information risk than level 1 since levels 2 and 3 have potentially more information asymmetry than level 1. They report that levels 2 and 3 have bigger positive coefficient than level 1. Based on these findings of the previous studies, we examine the relation between information risk from fair value hierarchy disclosure and

cost of capital by using the implied cost of equity capital⁽²⁾. Our level hierarchy data is collected from the Data Analysis, Retrieval and Transfer System (DART) reported in 2011 and 2012⁽³⁾.

Our contribution is as follows. First, we look at the firm's information risk derived from the level hierarchy information and examine whether the level hierarchy information can be used as a determinant of firm's cost of capital. While Riedl and Sarafeim (2011) use the absolute value of each level hierarchy to verify its relevance to financial risk, we use a new information risk measure based on the information uncertainty of levels 2 and 3. We expect levels 2 and 3 to contain higher information risk than level 1 based on the findings of Kolev (2009), Goh et al. (2009) and Song et al. (2010) that the information uncertainty of levels 2 and 3 is higher than that of level 1. Thus, we develop an information risk measure, $((\text{Levels } 2+3) / (\text{Level total}))$ ⁽⁴⁾. The result reveals that the measured information risk from the level hierarchy information is positive with AVG (average of implied cost of equity estimated by the GM, PEG and MPEG models) as a proxy of firm's cost of capital. This supports the arguments made in the studies that information risk affects the cost of capital (Easley and O'Hara, 2004; Lambert et al., 2007; Riedl and Serafeim, 2011).

Second, we test how the firm's ethical level affects the relation between information risk and cost of capital. Kim et al. (2012) report that firm's ethical behavior (corporate and

social responsibility (CSR) activity) mitigates information asymmetry ⁽⁵⁾. They report that firm's earnings management and CSR activity are negatively related; the firm's ethical behavior mitigates managers' opportunistic behavior through firm's private information. CSR activities represent the firm's ethics level and suggest that firms with frequent CSR activities lead to less earnings management. This indicates that if the managers focus on ethical practices outside the firm, the pursuit of self-interest through earnings management decreases voluntarily. Lim et al. (2013) assume that the firm's intrinsic ethical behavior can be reflected in firm's earning management and examine the relation between a firm's earnings management and CSR activity as the firm's external ethical behavior. They suggest that the firm's intrinsic and external ethical behaviors reflect each other; they view that this mutuality between internal and external ethics of the firm affects the managers' opportunistic behavior perverting the firm's value and deceiving the stakeholders. Kim et al. (2011) report that the firm's ethical behaviors such as enhancing labor-management relations, environmental policy and production strategy play a role in decreasing the firm's cost of capital. Furthermore, Kim et al. (2011) suggest that sin firms, expected to show a low ethics level, generally have a relatively higher cost of capital than others⁽⁶⁾. This is evident from the fact that market participants carefully base their investment decision on the firm's

ethical behavior since they believe the firm's ethics is related to social norms, regulations and litigation risks. Based on these findings, we assume that the firm's ethical behavior affects the relation between information risk and cost of capital and show that the firm's ethical behavior mitigates the effect of information risk and consequently diminishes the cost of capital.

The remainder of the paper is organized as follows. Section 2 describes the accounting policy for fair value disclosure. Section 3 discusses the previous studies and the development of our hypotheses. Sections 4 and 5 describe the research design and empirical analyses. Section 6 presents the results of sensitivity analyses. Finally, section 7 offers the study conclusions.

2. Background

2.1 Fair Value Disclosure

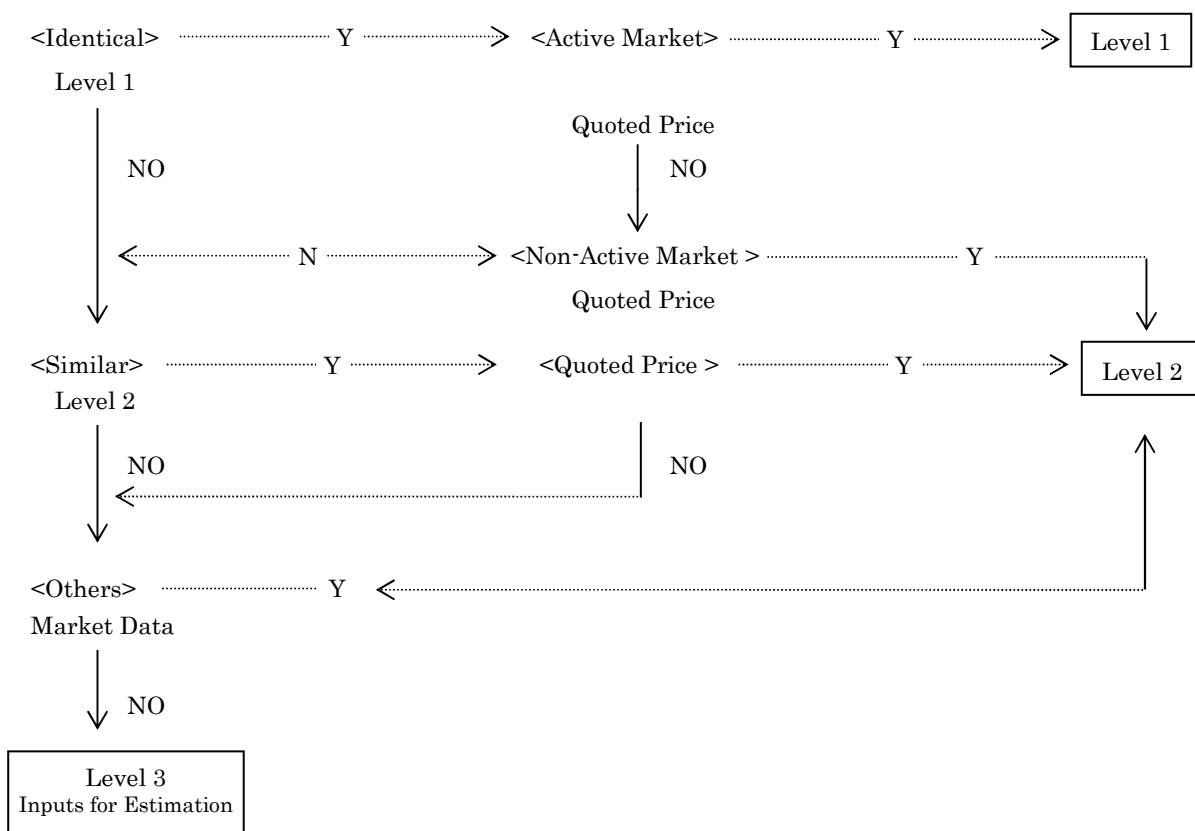
2.1.1 SFAS No.157 (US)

Fair value accounting has been improved continuously in the U.S. In particular, the U.S. announced the adoption of SFAS No. 157 to establish a basic frame for fair value disclosure in 2007, which includes basic

requirements for firms in order to measure fair value. They define the basic concept of the fair value as follows. "Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date"

Based on this definition of the fair value, SFAS No. 157 requires a level hierarchy disclosure (levels 1, 2 and 3) according to the level of the active market. Level 1 includes assets and liabilities traded in active markets. These assets and liabilities are considered to show reliable estimated prices. Level 2 discloses assets and liabilities whose prices are observable, either directly or indirectly, but not in active markets. On the other hand, level 3 lists non-trading assets and liabilities in a market whose prices are estimated by the firm. In particular, fair value disclosure requires that when the firm estimates prices of non-trading assets and liabilities, it adopts the internal market price model to disclose for level 3. Accordingly, SFAS No. 157 requires additional information in terms of estimation procedure for level 3 assets and liabilities.

**<Figure 1>
The Application of the Fair Value Hierarchy Information ⁽⁷⁾**



2.1.2 IFRS 13 (IFRS)

The International Accounting Standard Board (IASB) announced IFRS No. 13 to provide a basic framework for fair value measurement in 2011 and adopted it in 2014. IFRS No. 13 is the outcome of the consolidation between IASB and FASB standards. IFRS No. 13 is similar with the disclosure of SFAS No. 157 in that it also requires market-based fair value hierarchy disclosure, not the entity specific measurement. This fair value hierarchy disclosure is used to enhance consistency and comparability of fair value disclosure.

IFRS No. 13 also requires the disclosure according to the hierarchy of levels 1, 2 and 3, which also depends on the method of fair value measurement. Level 1 includes the assets and liabilities if they are traded in markets actively. Level 2 includes non-trading assets and liabilities whose prices are still observable from similar assets or liabilities. Level 3 discloses assets and liabilities whose prices are unobservable or derived in the other way. In this case, prices are subjectively evaluated by the firm employing their own method or interpretation.

Korea has adopted IFRS (K-IFRS) for listing firms since 2011. The major change in the accounting environment since the adoption of the IFRS is that Korea's accounting practice has become more principle-based, adopted consolidated financial statements as a main financial statement and tightened the disclosure requirements. IFRS has comprehensively included the fair value accounting of the U.S. GAAP. Accordingly, K-IFRS has also required the fair value hierarchy disclosure (levels 1, 2 and 3) since 2011 in financial statements.

2.2 Prior Literature and Hypothesis Development

Prior studies report that fair value asset and liability information of financial firms has value relevance with market (Barth et al., 1994, 1996; Eccher et al., 1996; Nelson, 1996). Especially, Barth (1994) argues that the fair value of investment security has incremental value relevance with stock price. Barth et al. (1996) also report that the fair value of loans, investment securities and long term debts has value relevance with stock price. On the other hand, Nelson (1996) and Eccher et al. (1996) report that only investment security has value relevance among financial assets and liabilities such as loans, deposits, long term debt.

In Korea, Kim and Kim (2000) and Kim et al. (2002) examine the value relevance of fair value of stock securities and suggest that most stock securities' fair value is linked to stock price. More specifically, Kim and Kim

(2000) test the value relevance of the fair value of assets and liabilities held by financial firms. Based on the fair value disclosure in the period between 1993 and 1997, they find that the fair value information (unrealized gain and loss in the evaluation of security) has value relevance with the firms' stock prices. In addition, Yoon et al. (2007) attest that incremental value relevance exists between the fair value of gains and losses obtained through the equity method and the firms' stock price.

Recently, Kolev (2009), Goh et al. (2009) and Song et al. (2010) test the value relevance of the disclosed fair value hierarchy information following SFAS No. 157 in the U.S. Their results show that each of level information has the value relevance; levels 2 and 3 have relatively lower value relevance than level 1 has. This reflects the likelihood of managers and accountants' executing their discretionary authority, which produces error in the estimation when disclosing levels 2 and 3 information.

Botosan (1997), Francis et al. (2004), Easley and O'Hara (2004) and Diamond and Verrecchia (1991) argue that cost of capital for the firm affects its information asymmetry level or accounting qualities. In particular, Easley and O'Hara (2004) report that market participants ask for higher cost of capital for the firm that maintains more private information. Lambert et al. (2007) suggest a theoretical basis as to how disclosure quality affects the firm's cost of capital. Francis et al. (2004) use the accounting quality attributes ⁽⁸⁾ as

information risk proxies and hypothesize that the higher the value of the proxies, the higher information risk. They conclude that higher information risk is associated with the firm's higher cost of capital.

Based on the prior results, specifically from Riedl and Serafeim (2011) and Song et al. (2010), we assume that levels 2 and 3 have higher information risk than level 1 from the level hierarchy disclosure and test the relation between information risk measured by fair value level hierarchy and cost of capital. First, we expect that information risk is positively related to the implied cost of equity capital. We suggest our first hypothesis as follows.

H1: Ceteris paribus, information risk measured by the fair value hierarchy information is positively related to the firm's implied cost of equity capital.

Dhaliwal et al. (2011) report that frequent CSR activities help reduce the firm's information asymmetry. Firms with frequent CSR activities provide a voluntary disclosure and reliable accounting information to reduce information asymmetry in order to enhance their public image. Kim et al. (2012) assume that CSR activities represent the firm's ethics level and suggest firms with frequent CSR activities lead to less earnings management. This indicates that if the manager focus on ethical practices outside the firm, the pursuit of self interest through earnings management decreases voluntarily. Lim et al. (2013) assume that a firm's CSR

activities represent the firm's ethical level; they find that both behaviors are consistently linked. Kim et al. (2011) expects that sin companies, assumed to have low ethical level, are likely to face higher cost of capital than other companies. This indicates that market participants carefully consider the firm's ethical level to base their investment decisions on since the firm's ethical level is linked to social norms, regulations and litigation risks. This leads us to expect that the firm's ethical level and pursuit of ethical behavior are likely to affect the firm's information asymmetry and that the firm's ethical level (CSR activities) is related to the implied cost of equity capital. Finally, we suggest the second main hypothesis as follows.

H2: Ceteris paribus, a firm's frequent ethical practice⁽⁹⁾(CSR activities) mitigates the effect of information risk on the implied cost of equity capital.

3. Research Design

3.1 Definition of Main Variables and Measurement

3.1.1 Implied Cost of Equity Capital from Analyst Forecast

The capital asset pricing model (CAPM) is widely known as the most popular method to estimate the firm's cost of capital. However, prior studies argue that the required return by estimating the market beta is incomplete (Elton, 1999). In particular, Fama and French (1997) and Elton (1997) criticize how the historically realized return is able to

measure future expected return. To estimate the cost of capital, it should be applied future expected return, thus the forecast information from market analysts can be a better alternative measure than the historical realized return. In order to estimate the firm's implied cost of capital, we suggest the Gode-Mohanram (GM) model, which adopts current stock price and future EPS estimation by market analysts to measure future expected return (Gode and Mohanram, 2003), and the price-earnings growth (PEG) and modified PEG (MPEG) models, both of which adopt the future expected dividend from the Ohlson-Juettner (OJ) model (Easton, 2004).

1) GM Model

First, we use the GM model developed in

$$r_{gm} = A + \sqrt{A^2 + \left(\frac{FEPS_{t+1}}{P_t}\right) (g_2 - (r_f - 0.03))} \quad (1)$$

r_{gm} : Implied cost of equity capital estimated by the GM model

r_f : Risk free rate (3-year Treasury Bond rate)

$FEPS_{t+1}$: Forecasted EPS at time t+1 provided by FNguide Pro

P_t : Stock price at time t

A : $(1/2(r_f - 0.03) + DPS_{t+1}/P_t)$

DPS_{t+1} : Forecasted DPS (future dividend) at time t+1 provided by FNguide Pro

g_2 : Short-term growth rate $((FEPS_{t+2} - FEPS_{t+1})/FEPS_{t+1})$

Gode and Mohanram (2003) to estimate the implied cost of capital. When we measure the constant growth rate for the GM model, we subtract 3% from the risk-free rate because we attempt to reflect the change of inflation in each period due to the time difference among the estimations of cost of equity capital. The risk-free rate generally uses the Treasury bond return of 3 years, and the payout ratio (dividend per share (DPS)) is restricted between 0 and 1. The consensus data⁽¹⁰⁾ by analysts is constructed by estimating the earnings per share (EPS) data for the following two consecutive periods from FNguide Pro. Constant growth rate adopts the value of the Treasury bond rate subtracted by 3%.⁽¹¹⁾ The first model to estimate the implied cost of capital is represented as formula (1) below.

2) PEG Model

The second model used to estimate the firm's implied cost of equity capital is the PEG model (Easton, 2004). In this model, future payout ratio (DPS_{t+1}) is regarded as 0. This model can be applied when the EPS forecast consensus at t+1 and t+2 is available. It is based on the MPEG model, but the PEG model ignores the dividend effect on the stock return growth rate. This model only regards the analyst's EPS forecast and current stock price without considering ex-post profit. The PEG model to estimate the implied cost of equity capital is

represented as firm's cost of capital.

$$r_{peg} = \sqrt{(FEPS_{t+2} - FEPS_{t+1})/P_t} \quad (2)$$

r_{peg} : Implied cost of equity capital estimated by the PEG model
 $FEPS_{t+2}$: Forecasted EPS at time t+2 provided by FNguide Pro

3) MPEG Model

The last model used to estimate the implied cost of equity capital is the MPEG

model from Easton (2004).⁽¹⁴⁾ It adopts the analyst EPS and DPS forecast at t+1 and t+2 and applies the formula (3) as follows. While the PEG model does not regard ex-post profit, the MPEG model takes ex-post profit (DPS) in account in order to derive the firm's cost of capital.

$$r_{mpeg} = \left(DPS_{t+1} + \sqrt{DPS_{t+1}^2 + 4 * P_t * (FEPS_{t+2} - FEPS_{t+1})} \right) / 2P_t \quad (3)$$

r_{mpeg} : Implied cost of equity capital estimated by MPEG model
 DPS_{t+1} : Forecasted DPS (future dividend) at time t+1 provided by FNguide Pro

Especially, Riedl and Serafeim (2011) show that since the information uncertainty of levels 2 and 3 is higher than that of level 1, they are related to a higher cost of equity capital (equity beta) than level 1 is. While Riedl and Serafeim (2011)⁽¹⁵⁾ use the absolute value of each level, we adopt the ratio of the sum of the two levels to that of all the levels, representing information risk by fair value hierarchy information. Since we assume that levels 2 and 3 contain more information uncertainty, we derive a proxy for information risk as follows.

3.1.2 Information Risk from Fair Value Hierarchy

This paper tests the relation between information risk and cost of capital, and thus we use the fair value hierarchy information to derive the information risk. Song et al. (2010) and Riedl and Serafeim (2011) argue that levels 2 and 3 show higher level of information uncertainty than level 1 does.

$$\ln Risk_{it} = (Level2_{it} + Level3_{it}) / (Level1_{it} + Level2_{it} + Level3_{it}) \quad (4)$$

3.1.3 Research Model

This paper uses the AVG⁽¹⁶⁾ as the implied cost of equity capital and information risk measured by fair value hierarchy information in order to verify the relation

between information risk and cost of capital among 200 KOSPI-listed firms in Korea. First, based on the Riedl and Serafeim (2011)'s result that information risk is related to the firm's cost of capital, we

attempt to find this relation by using the formulae (5)-(8). Furthermore, formulae (5)-(8) include the interaction term below to

test the effect of the firm's ethics level on the relation between information risk and implied cost of equity capital.

$$AVG_{it} = \alpha_0 + \alpha_1 \text{InRisk}_{it} + \alpha_2 \text{CSR} * \text{InRisk}_{it} + \alpha_3 \text{CSR}_{it} + \alpha_4 \text{SIZE}_{it} + \alpha_5 \text{BM}_{it} + \alpha_6 \text{ROE}_{it} + \alpha_7 \text{Adj_Beta}_{it} + \alpha_8 \text{DA}_{it} + \alpha_9 \text{AQ}_{it} + \Sigma \text{INDUS} + \Sigma \text{YEAR} \epsilon_{it} \quad (5)$$

$$GM_{it} = \alpha_0 + \alpha_1 \text{InRisk}_{it} + \alpha_2 \text{CSR} * \text{InRisk}_{it} + \alpha_3 \text{CSR}_{it} + \alpha_4 \text{SIZE}_{it} + \alpha_5 \text{BM}_{it} + \alpha_6 \text{ROE}_{it} + \alpha_7 \text{Adj_Beta}_{it} + \alpha_8 \text{DA}_{it} + \alpha_9 \text{AQ}_{it} + \Sigma \text{INDUS} + \Sigma \text{YEAR} \epsilon_{it} \quad (6)$$

$$PEG_{it} = \alpha_0 + \alpha_1 \text{InRisk}_{it} + \alpha_2 \text{CSR} * \text{InRisk}_{it} + \alpha_3 \text{CSR}_{it} + \alpha_4 \text{SIZE}_{it} + \alpha_5 \text{BM}_{it} + \alpha_6 \text{ROE}_{it} + \alpha_7 \text{Adj_Beta}_{it} + \alpha_8 \text{DA}_{it} + \alpha_9 \text{AQ}_{it} + \Sigma \text{INDUS} + \Sigma \text{YEAR} \epsilon_{it} \quad (7)$$

$$\text{MPEG}_{it} = \alpha_0 + \alpha_1 \text{InRisk}_{it} + \alpha_2 \text{CSR} * \text{InRisk}_{it} + \alpha_3 \text{CSR}_{it} + \alpha_4 \text{SIZE}_{it} + \alpha_5 \text{BM}_{it} + \alpha_6 \text{ROE}_{it} + \alpha_7 \text{Adj_Beta}_{it} + \alpha_8 \text{DA}_{it} + \alpha_9 \text{AQ}_{it} + \Sigma \text{INDUS} + \Sigma \text{YEAR} \epsilon_{it} \quad (8)$$

AVG_{it} : The average value of cost of equity estimated by GM, PEG and MPEG for firm i at year t

GM_{it} : The value of cost of equity estimated by GM for firm i at year t

PEG_{it} : The value of cost of equity estimated by PEG for firm i at year t

MPEG_{it} : The value of cost of equity estimated by MPEG for firm i at year t

InRisk_{it} : Assets listed as levels 2 and 3 fair value divided by total fair value assets for firm i at the end of year t

$\text{InRisk} * \text{CSR}_{it}$: The InRisk multiplied by the CSR dummy as an interaction term for firm i at year t

CSR_{it} : The CSR dummy (1 if listed in SRI index for firm i at year t; otherwise 0)⁽¹⁷⁾

SIZE_{it} : The natural log of the market value for firm i at year t

BM_{it} : The book value of the equity divided

by the market value of equity for firm i at year t

ROE_{it} : The income divided by the average book value of the equity for firm i at year t

Adj_Beta_{it} : The coefficient from the regression of firm i's weekly stock returns for year t+1 regressed on the weekly value-weighted stock market returns for year t+1

DA_{it} : Discretionary accruals value for firm i at year t

AQ_{it} : Accruals quality value for firm i at year t.

To control the effect of other determinants on the implied cost of equity capital or cost of debt capital, we adopt control variables such as firm size, book to market ratio (BM), ROE, Adj_BETA, discretionary accruals (DA) and accruals quality (AQ). First, firm size (SIZE)

is negatively related to market risk and also likely to have higher liquidity, which results in stronger financial stability (Botosan and Plumlee, 2002). Thus, large firms have lower cost of capital. Second, BM is likely to reflect another type of risk⁽¹⁸⁾ as market beta estimates the firm's systematic risk Fama-French (1992). Therefore, we expect that BM has a positive (+) relation with a firm's implied cost of capital. Third, since ROE represents the firm's profitability, if the firm has higher ROE, the firm's default risk decreases, compared to that of the firms with low ROE (Francis et al., 2005). Thus, we expect that ROE is negatively related to cost of capital. Fourth, if the firm is highly susceptible to market volatility, the cost of capital for the firm increases simultaneously. Therefore, we expect that if the firm has higher beta, it is positively related to cost of capital. Fifth, with DA, representing the amount of DA, higher DA reflects the firm's earnings management behavior. The earnings management is the result of the managers' opportunistic behavior, and ultimately this is regarded as the main cause of agency problems. Thus, we expect that DA is positively related to cost of capital (Francis et al., 2004, 2005). Finally, AQ represents the reporting quality by mapping current earnings and prior, current and next cash flow (Dechow and Dichev, 2002). Francis et al. (2004) report that the higher the volatility of accruals (AQ), the more likely the firm's cost of capital is to increase simultaneously. Therefore, we expect that AQ is positively associated with the firm's

cost of capital.

4. Empirical Analysis

4.1 Sample Data

This paper tests the relation between information risk measured by fair value hierarchy information and the firm's cost of capital. We have selected the sample period from 2011 to 2012 because the fair value hierarchy information has been disclosed since 2011.⁽¹⁹⁾ The sample solely includes the 200 KOSPI firms since we expect large companies' disclosure to be more reliable than that of smaller firms. The other motivation for this selection is that the analysts' EPS future forecast consensus data of the 200 KOSPI firms are more accessible. Thus, we use the 200 KOSPI firms from 2011 to 2012 in order to find the relation between information risk and cost of capital. Financial data of the firms is available from FNguid Pro, and we collect the fair value hierarchy information⁽²⁰⁾ from DART. To examine the effect of the firm's ethical behavior on the relation between information risk and cost of capital, we use the Social Responsible Investment (SRI) index provided by the Korea Exchange (KRX) as proxy of firm's ethical behavior. For the sensitivity test regarding the first hypothesis, we use the weekly return data from FNguid Pro to measure the 60-month weekly rolling beta. Finally, we also use the financial data and return data provided by FNguid Pro to establish the control variables in each model. Our variables in

each model are winsorized within 1% to restrict the outliers. As a final sample, we use 277 firm-year observations among the 200 KOSPI firms from 2011 to 2012.

4.2 Empirical Results

4.2.1 Descriptive Statistics and Correlation Analyses

<Table 1> presents the descriptive statistics of the main variables. AVG, which is used to test the relation between information risk measured by fair value

hierarchy information and cost of equity capital as one of the main dependent variables, has a mean (median) value of 13.72% (12.79%). The mean (median) values of implied cost of equity capital estimated by the GM, PEG and MPEG models are 13.23% (12.03%), 13.67% (12.60%) and 14.68% (13.30%), respectively. The information risk measure (InRisk) as a main dependent variable has a mean (median) value of 49.58% (52.48%)⁽²¹⁾.

<Table 1>
Descriptive Statistics

Variable	Obs	Mean	Std Dev	Max	Q3	Median	Q1	Min
Dependant Variables								
AVG	306	0.1372	0.0523	0.3983	0.1548	0.1279	0.1075	0.0583
GM	315	0.1323	0.0664	0.3764	0.1620	0.1203	0.0859	0.0217
PEG	311	0.1367	0.0549	0.4110	0.1529	0.1260	0.1058	0.0540
MPEG	312	0.1468	0.0602	0.4376	0.1630	0.1330	0.1129	0.0647
CRED1	261	-1.8352	0.4074	0.0000	-1.6094	-1.9459	-2.0794	-2.3026
CRED2	182	-2.2143	0.1709	-1.0986	-2.1972	-2.3026	-2.3026	-2.3026
Experimental Variables								
InRisk	277	49.58%	39.45%	100.00%	90.12%	54.28%	6.82%	0.00%
Control Variables								
SIZE	399	21.2458	1.3645	24.6582	22.2808	21.2924	20.0178	19.1604
BM	365	1.3032	2.5048	19.6154	1.2517	0.7759	0.4697	0.0196
ROE	366	6.72%	13.78%	36.70%	12.55%	7.61%	3.14%	-61.22%
BetaA	398	0.8148	0.4787	1.8910	1.1831	0.8334	0.4705	-0.2344
DA	361	0.0536	0.0546	0.2678	0.0682	0.0356	0.0167	0.0005
AQ	360	0.0567	0.0431	0.2510	0.0663	0.0457	0.0285	0.0071
Variables for Sensitivity Analyses								
BetaB (2 year weekly)	398	0.9183	0.4206	1.7785	1.2499	0.9144	0.5839	-0.0366
BetaC (1 year daily)	398	0.8839	0.4381	1.7840	1.2023	0.8825	0.5263	0.0928

This table shows descriptive statistics for the variables used in the main regression analyses. The number of the sample based on level data from each firm's F/S is 277 firm-year observations (N=277). All the variables for the analyses are winsorized within 1% of the outliers.

<Table 2> suggests the correlation result of the main variables. First, the coefficient between AVG and InRisk is 0.115 (P-value: 0.088); this supports the notion that high information risk leads to high implied cost of equity capital. In addition, the interaction term for the effect of the firm’s ethical behavior on the relation between information risk and cost of equity capital (InRisk*CSR) shows a negative (-) relation, from which we deduce that the firm’s ethical behavior weakens the relation between information risk and cost of equity capital.

The firm size (SIZE) is negatively (-) related to cost of capital. Contrary to our prediction, however, BM is inconsistently related with cost of capital. ⁽²²⁾ The firm’s profitability (ROE) shows an almost negative (-) relation with cost of capital, which indicates that the firm with high profitability receives concrete trust from market participants. The firm’s systematic risk (BETA) is positively (+) related to cost of capital, as expected. Finally, we found a positive relation between accounting reporting quality (DA & AQ) and cost of capital.

**<Table 2>
Correlation Matrix for Main Variables**

Variables	AVG	GM	PEG	MPEG	InRisk	IR* CSR	CSR	SIZE	BM	ROE	Beta	DA	AQ
(1) AVG	1.000												
(2) GM	0.823	1.000											
(3) PEG	0.882	0.507	1.000										
(4) MPEG	0.942	0.601	0.922	1.000									
(5) InRisk	0.115	0.156	0.076	0.040	1.000								
(6) IR*CS	-0.098	-0.059	-0.118	-0.121	0.3174	1.000							
(7) CSR	-0.050	-0.113	0.004	-0.019	-0.000	0.758	1.000						
(8) SIZE	-0.194	-0.220	-0.153	-0.147	0.037	0.473	0.604	1.000					
(9) BM	-0.018	-0.053	0.006	0.009	-0.038	-0.110	-0.138	-0.263	1.000				
(10) ROE	-0.213	-0.072	-0.255	-0.225	0.036	0.089	0.063	0.241	-0.076	1.000			
(11) Beta	0.099	0.094	0.121	0.051	0.113	0.225	0.254	0.162	-0.101	0.032	1.000		
(12) DA	0.222	0.212	0.198	0.170	0.112	0.019	0.021	-0.098	-0.001	-0.033	0.007	1.000	
(13) AQ	0.055	0.050	0.062	0.039	0.071	0.037	0.015	-0.007	-0.073	-0.124	0.142	0.286	1.000

This table presents results from the Pearson correlation analysis among the main variables used in the research models.

4.2.2 Main Results for Hypotheses (H1, H2)

4.2.2.1 Information Risk and Implied Cost of Equity Capital

<Table 3> shows the result of the test to see whether the information risk measured

by fair value hierarchy information affects the implied cost of equity capital and if the firm’s ethical behavior affects the relation between information risk and cost of capital. First, the results from <Column 1> to <Column 4> report the relation between

information risk and cost of capital (implied cost of equity capital estimated from GM, PEG and MPEG). AVG suggests a significant positive (+) relation with information risk (Coef=0.0232, t-value: 2.28). It also indicates that information risk (InRisk) is likely to increase the cost of capital. Furthermore, the individual implied cost of capital from the GM, PEG and MPEG models each also suggests a positive significant relation with information risk (InRisk) ⁽²³⁾. This indicates that when information risk (information uncertainty) is present, which may occur from producing fair value information, the higher the information risk, the higher the implied cost of equity capital.

To test the effect of the firm's ethical behavior on the relation between information risk and implied cost of equity, we find that the interaction term (InRisk*CSR) is significantly and negatively related to AVG (Coef=-0.0487, t-value: -2.45).⁽²⁴⁾ This supports the hypothesis that a firm's ethical behavior mitigates the effect of information risk that may occur through the process of fair value measurement on the firm's cost of equity capital.

<Table 3> reports the results of the main

control variables as follows. First, SIZE and ROE are negatively (-) related to cost of equity capital. This indicates that if the firm is large in size and yields high profitability, the cost of capital from the financial market is lower than that of others due to its financial stability. On the other hand, BETA and DA have a positive (+) relation with cost of equity capital. BETA is regarded as a risk factor, and thus is likely to increase the cost of equity capital. Although BM is regarded as another risk factor, it shows ambiguous results. We infer that since we only take 200 KOSPI firms into account, the undervalued firms from the market are not observable. In addition, earnings management behavior (DA) is considered as a main cause of the firm's information asymmetry, which may increase the cost of equity capital (Francis et al., 2004). On the other hand, CSR is in a positive (+) relation with cost of equity capital, which indicates that the firm's external stakeholders identify CSR activities as unnecessary and irrelevant to its core competence business strategy. Given this analysis, CSR is likely to increase the firm's cost of equity capital.

<Table 3>
Impact on the Cost of Equity from Information Risk

Independent Variable	Pred. Sign	Column (1)		Column (2)		Column (3)		Column (4)	
		AVG (1)		GM (2)		PEG (1)		MPEG (2)	
		Coef	t-statistics	Coef	t-statistics	Coef	t-statistics	Coef	t-statistics
InRisk (H1)	(+)	0.0232**	2.28	0.0263**	1.99	0.0255**	2.47	0.0189*	1.65
InRisk*CSR (H2)	(-)	-0.0487**	-2.45	-0.0294	-1.18	-0.0652***	-3.25	-0.0603***	-2.69
CSR	(+)/(-)	0.0267*	1.87	0.0124	0.69	0.0390***	2.74	0.0340**	2.14

Size	(-)	-0.0070*	-1.92	-0.0098**	-2.10	-0.0073*	-1.94	-0.0072*	-1.71
BM	(+)	-0.0022*	-2.01	-0.0035**	-2.45	-0.0015	-1.30	-0.0016	-1.30
ROE	(-)	-0.1007***	-3.26	-0.0395	-0.99	-0.1055***	-3.81	-0.1071***	-3.46
Adj_Beta	(+)	0.0058	0.76	0.0031	0.32	0.0144*	1.90	0.0094	1.11
DA	(+)	0.1703***	2.72	0.1656**	2.05	0.1888***	2.94	0.1757**	2.45
AQ	(+)	0.0601	0.65	-0.0208	-0.18	0.0530	0.57	0.0432	0.41
IndusDummy		<i>Included</i>		<i>Included</i>		<i>Included</i>		<i>Included</i>	
YearDummy		<i>Included</i>		<i>Included</i>		<i>Included</i>		<i>Included</i>	
R²		0.25		0.18		0.28		0.23	
Adj_R²		0.18		0.10		0.21		0.15	
F-value		3.30		2.21		3.98		2.94	
P-value		<0.01		<0.01		<0.01		<0.01	
VIF		3.82		3.79		3.89		3.89	
Num of obs		205		211		210		210	

This table presents results from the regression analyses (H1) of the effect of information risk measured by fair value disclosures (levels 1, 2 and 3) on the cost of equity by using AVG (with the average value estimated in the GM, PEG and MPEG models). The information risk (InRisk) measured the sums of levels 2 and 3 at fair value disclosure. Across all regressions, N=205 for AVG firm-years. We also suggest the results from the regression of GM, PEG and MPEG with similar results with AVG. We suggest coefficient estimates, followed by ***, ** and * indicating significance levels of 1%, 5%, and 10%, respectively. Column 1 shows the coefficient value, wherein the dependent variable is AVG, with financial asset at fair value summed into levels 2 and 3 as the proxy for information risk (InRisk). Columns 2, 3 and 4 present the results from similar regression analyses as Column 1 with cost of equity capital estimated through the GM, PEG and MPEG models dependent variable, respectively.

5. Additional Tests

5.1 Adj_Beta from Market Model

We test whether information risk measured by fair value information affects the implied cost of equity capital (estimated by the GM, PEG and MPEG models). We add the test of whether the information risk is related to market systematic risk (BETA)⁽²⁵⁾ estimated by the market model. The market model is used to generate the cost of equity capital from the firm's systematic risk factor. Thus, we use the historical rolling window one-factor model on a weekly return basis⁽²⁶⁾, 2-year beta with weekly return and 1-year

daily return to test the relation of information risk measured by fair value hierarchy. First, we separate High_InRisk and Low_InRisk. Then we conduct a t-test to compare the average of two groups. <Table 4> suggests the result in terms of average of each beta between High_InRisk and Low_InRisk with 2 deciles. <Panel A> in <Table 4> shows the result of t-test between High_InRisk (0-50%) and Low_InRisk (51-100%). The average beta is significantly different in each group (BetaA: p-value=0.0463, BetaB: p-value=0.0977, BetaC: p-value=0.0567). In <Panel B>, the groups are separated by 3 deciles. High_Risk

(0-33%) and Low_InRisk are significantly different in each group (BetaA: p-value=0.0443, BetaB: p-value=0.0517, BetaC: p-value=0.0412). These results indicate that if the firm's information risk is

higher than that of others, it is related to a higher cost of equity capital. This robust result supports the positive (+) relation between information risk and cost of equity capital.

<Table 4>
t-test for Information Risk with Cost of Equity Capital (Beta)

<Panel A>			
Class (Information Risk)	Cost of Equity Capital		
	BetaA	BetaB	BetaC
Low Rank (0-50%)	0.7681 (139)	0.9134 (139)	0.8757 (139)
High Rank (51-100%)	0.8673 (138)	0.9804 (138)	0.9618 (138)
Total	0.8175 (277)	0.9468 (277)	0.9186 (277)
Ha: Diff<0	P-value: 0.0463	P-value: 0.0977	P-value: 0.0567

<Panel B>			
Class (Information Risk)	Cost of Equity Capital		
	BetaA	BetaB	BetaC
Low Rank (0-33%)	0.7037 (93)	0.8734 (93)	0.8490 (93)
High Rank (67%-100%)	0.8273 (92)	0.9799 (92)	0.9695 (92)
Total	0.7652 (185)	0.9264 (185)	0.9089 (185)
Ha: Diff<0	P-value: 0.0443	P-value: 0.0517	P-value: 0.0412

This table presents results from the t-test to compare the mean of beta by low and high information risk. Beta(1) is the rolling beta over 5 years with weekly returns. On the other hand, Beta(2) shows the historical beta over 2 years with weekly returns. Beta(3) represents the historical beta over 1 year with daily returns. In Panel A, we divide the class into 2 deciles (0-50% and 51-100%). Panel B, on the other hand, is divided into 3 deciles (0-33%, 34-66% and 67-100%). Finally, we define P-value < 0.05 as the significance level.

5.2 Information Risk with Implied Cost of Equity Capital

We add the t-test result to show whether higher (lower) information risk is related to higher (lower) implied cost of equity. <Table 5> reports the result in terms of difference of High_InRisk and Low_InRisk with implied cost of equity capital estimated by the GM, PEG and MPEG models. First, <Panel A> suggests the average difference between High_InRisk (0-50%) and Low_InRisk (51-100%) with 2

deciles. The results by AVG and GM show significant differences (AVG: p-value=0.0919, GM: p-value=0.0381). In <Panel B>, the groups are separated into 3 one-thirds, the High_Risk (0-33%) and Low_InRisk are significantly different in each group (AVG: p-value=0.0530, GM: p-value=0.0141). Thus, these results are consistent to our expectation that higher (lower) information risk is likely to lead a higher (lower) cost of equity capital.

<Table 5>
t-test for Information Risk with Implied Cost of Equity Capital

<Panel A>

Class (Information Risk)	Implied Cost of Equity Capital			
	AVG	GM	PEG	MPEG
Low Rank (0~50%)	0.1312 (116)	0.1238 (120)	0.1322 (119)	0.1433 (119)
High Rank (51~100%)	0.1401 (107)	0.1387 (109)	0.1380 (109)	0.1464 (109)
Total	0.1354 (223)	0.1309 (229)	0.1350 (228)	0.1448 (228)
Ha: Diff<0	P-value: 0.0919	P-value: 0.0381	P-value: 0.2016	P-value: 0.3337

<Panel B>

Class (Information Risk)	Implied Cost of Equity Capital			
	AVG	GM	PEG	MPEG
Low Rank (0~33%)	0.1322 (77)	0.1185 (78)	0.1345 (79)	0.1465 (79)
High Rank (67~100%)	0.1473 (71)	0.1432 (73)	0.1456 (72)	0.1533 (72)
Total	0.1395 (148)	0.1304 (151)	0.1398 (151)	0.1497 (151)
Ha: Diff<0	P-value: 0.0530	P-value: 0.0141	P-value: 0.1188	P-value: 0.2523

This table presents results from the t-test to compare the mean of cost of equity capital by low and high information risk. First, we use the AVG, the average value of implied cost of equity capital estimated using the GM, PEG and MPEG models. We suggest the results of GM, PEG and MPEG above. In Panel A, we divide the class into 2 deciles (0-50% and 51-100%) and Panel B into 3 deciles (0-33%, 34-66% and 67-100%). Finally, we define P-value < 0.05 as the significance level.

6. Conclusion

This paper has examined whether the information risk measured by fair value hierarchy information affects a firm's cost of capital. Our sample includes 200 KOSPI firms of 2011 and 2012. We assume that the information risk of levels 2 and 3 is higher than that of level 1 and examine whether information risk is positively related to implied cost of equity and cost of debt capital. The results reveal that information

risk generated from information uncertainty is likely to increase the implied cost of capital based on the analyst forecast. Finally, we find that a firm's ethical behavior (CSR activities) affects the production procedure of accounting information, especially fair value hierarchy information; ultimately, this effect is likely to decrease the firm's cost of capital.

Our contribution and results can be summarized as follows. First, we have examined the firm's information risk derived from the level hierarchy information and

whether the level hierarchy information can be used as a determinant of a firm's cost of capital. While Riedl and Sarafeim (2011) use the absolute value of each level to verify its relevance to financial risk, we develop an information risk measure, i.e., $((\text{Levels } 2+3)/(\text{Level total}))$, as we consider that levels 2 and 3 contain higher information risk than level 1 does (Kolev, 2009; Goh et al., 2009 and Song et al., 2010) The result shows that the measured information risk from the level hierarchy information is positively related with AVG, which is a proxy for the firm's cost of capital. This result is consistent with previous results (Easley and O'Hara, 2004; Lambert et al., 2007; Riedl and Serafeim 2011). Second, we test whether the firm's ethical behavior affects the relation between information risk and cost of capital. Kim et al. (2012) and Lim et al. (2013) report that firm's ethical behavior (CSR activity) mitigates information asymmetry. Furthermore, Kim et al. (2011) and Kim et al. (2012) report that a firm's ethical behavior can be a determinant of the firm's cost of capital. Based on these findings, we assume that the firm's ethical behavior affects the relation between information risk and cost of capital and show that the firm's ethical behavior mitigates the effect of information risk and consequently diminishes the cost of capital.

To deal with the information uncertainty generated during the production of fair value hierarchy information, these findings provide us with sufficient evidence to emphasize the necessity for a consistent fair

value evaluation system, such as improved fair value measurement and reinforcement of a monitoring system for fair value evaluation.

Notes

- (1) On the other hand, Barth et al. (1998) report that fair value information is more reliable than historical accounting information since the fair value accounting information is measured based on the firm's private information.
- (2) As a proxy for implied cost of equity capital, we use the averaged implied cost of equity capital, estimated with GM, PEG and MPEG models based on the data from analyst future EPS consensus provided by FNGuied Pro.
- (3) In this paper, the sample is based on 200 KOSPI firms in 2011 and 2012, whose financial statements are provided in DART (Data Analysis, Retrieval and Transfer System).
- (4) Information risk representing the firm's information asymmetry is measured based on the level information given in the firm's financial statements (supplementary schedules).
1) $\text{InRisk} = (\text{Level}2 + \text{Level}3) / \text{Total Level}$
- (5) Kim et al. (2011) report that the firm's ethical behavior through CSR activities results in the firm's information asymmetry issues, caused by earnings management. Therefore, we assume that firm's ethical behavior is likely to diminish the firm's information asymmetry.
- (6) Kim et al. (2011) define a sin company as those involved in game, tobacco, alcohol and adult entertainment industries and report whether a sin company's capital cost is higher than that of a typical company.
- (7) This figure is based on the Song and No (2011)'s report.
- (8) Francis et al. (2004) use various accounting attributes (Accruals Quality, Persistence, Predictability, Smoothness, Value Relevance, Timeliness and Conservatism) as information risk measures.
- (9) Lim et al. (2013) identify the firm's ethical behavior in terms of internal (earning management behavior) and external (CSR activities) aspects. Accordingly, we assume that CSR activities represent the firm's

- external ethical aspect.
- (10) We use the analyst's future EPS forecast data from FNguide Pro, $FEPS_{t+1}$ and $FEPS_{t+2}$, which is provided 6 months prior to t .
 - (11) Whang et al. (2007) and Na and Leem (2014) subtract 3% from the Treasury bond return to calculate the constant growth rate, which is applied to GM model to estimate the implied cost of equity capital. We apply the same method to the model for this study.
 - (12) If $FEPS_{t+2}$ is less than $FEPS_{t+1}$, we substitute 0 for forecasted EPS consensus change ($FEPS_{t+2} - FEPS_{t+1}$). Also, when the value in the radial sign is negative (-), the firm's implied cost of equity capital is replaced with the value of $A(1/2(r_f - 0.03) + DPS_{t+1}/P_t)$ (Ahn et al., 2005).
 - (13) If $FEPS_{t+2}$ is less than $FEPS_{t+1}$, we use the implied cost equity capital estimated with the PEG model, instead of the GM model.
 - (14) The assumption put forth by Ohlson and Juettner-Nauroth (2005)'s model is built in the MPEG model that firm's excess growth is an unbiased estimator of firm's future growth (Easton, 2004).
 - (15) Riedl and Serafeim(2011) use the level variable for each level of the hierarchy divided by the firm's total asset as a proxy for information risk. We suggest a new information risk measure, where the sum of levels 2 and 3 is divided by the total level ($InRisk = (Level2 + Level3) / (Total Level)$) since levels 2 and 3 contain more information uncertainty than level 1 (Song et al., 2010; Riedl and Serafeim, 2011).
 - (16) This indicates the average value of implied cost of equity capital estimated using the GM, PEG and MPEG models.
 - (17) We hypothesize that firm's ethical behavior (CSR activities) is likely to affect the relation between information risk and capital cost, and thus we adopt the SRI (Social Responsible Investment) index disclosed in KRX (Korea Exchange). We designate 1 (CSR=1) if the firm is included in the SRI index, otherwise 0 (CSR=0).
 - (18) According to Fama-French(1998), BM (book-to-market ratio) is regarded as a systematic risk factor since its relevance to systematic risk increases if the stock in question is underestimated in the market due to the investors' indifference.
 - (19) Korea has adopted the K-IFRS (Korean International Financial Reporting Standards) since 2011 and disclosed fair value hierarchy information. Accordingly, our sample period is from 2011 to 2012.
 - (20) The fair value hierarchy information is generally disclosed in the firm's financial statement (supplementary schedules), and therefore, we collect the levels 1, 2 and 3 data from the firm's financial statement available from DART (Data Analysis, Retrieval and Transfer System).
 - (21) This mean or median value is the winsorized value to minimize the loss of sample and to control outlier observations. Before the winsorization, the mean (median) value of level 1 is 50.42% (45.72%), and the mean (median) value of level 3 is 21.79% (5.63%). The sum of levels 2 and 3 for the proxy for information risk (InRisk) is 49.58% (54.28%).
 - (22) We infer that the firm's growth, represented by BM, is insignificant since the sample only includes KOSPI 200 firms.
 - (23) The coefficient of InRisk represents a significant positive value (+) with the implied cost of equity capital estimated through the GM model (Coef=0.0263, t-value: 1.99). The result of InRisk with the implied cost of equity capital estimated through the PEG and MPEG models shows a significant positive relation. (1] PEG: Coef=0.0255, t-value: 2.47 2] MPEG: Coef=0.0189, t-value: 1.65).
 - (24) The interaction term (InRisk*CSR) to show the effect of a firm's ethical behavior on the relation between information risk and capital cost (implied capital cost estimated by PEG and MPEG) suggests the negative sign (-), with significance. (1] PEG: Coef=-0.0652, t-value: -3.25 2] MPEG: Coef=-0.0603, t-value: -2.69).
 - (25) In <Table 4>, the adj_BETA is replaced with BetaA.
 - (26) We estimate adj_BETA as a proxy for the firm's cost of equity capital based on the one-factor model, which conducts 5-year (60 prior months) rolling window regression since 01/01/2007 (time $t = 12/31/2011$) (Fama-Macbeth, 1973).

$$R_{it} - R_f = \alpha_i + \beta_i \cdot (R_{mt} - R_f) + e_{it}$$
 - 1) R_{it} : the weekly individual return for firm i at time t
 - 2) R_{ft} : risk free rate at time t (3 year Treasury Bond rate)
 - 3) R_{mt} : market index (portfolio) return at time t
 - 4) β_{it} :

rolling window regression beta for firm i at time t 5) e_{it} : error term of rolling window regression for firm i at time t

References

- Aboody, D., M. E. Barth, and R. Kasznik. 2006. Do Firms Understate Stock Option-based Compensation Expense Disclosed under FAS 123? *Review of Accounting Studies* 11(4): 429–461.
- Ahn, T. S. and J. H. Lee. 2005. Determinants of Voluntary Disclosures in Overview of Operations—Korean Evidence. *Korean Accounting Review* 30(2): 33-78. [Printed in Korean]
- Attig, Najah; El Ghouli, Sadok; Guedhami, Omrane, and Suh, Jungwon. 2013. Corporate Social Responsibility and Credit Ratings *Journal of Business Ethics*. Vol. 117 Issue 4: 679-694.
- Barth, M. E. 1994. Fair Value Accounting: Evidence from Investment Securities and the Market Valuation of Banks. *The Accounting Review* 69 (1): 1–25.
- Barth, M. E., and G. Clinch. 1998. Revalued Financial Tangible, and Intangible Assets: Associations with Share Prices and Non-market-based Value Estimates. *Journal of Accounting Research* 36(3): 199–233.
- Barth, M. E., W. H. Beaver, and W. R. Landsman. 1996. Value-relevance of Banks' Fair Value Disclosures under FAS No. 107. *The Accounting Review* 71 (4): 513–537.
- Bartov, E., P. Mohanram, and D. Nissim. 2007. Managerial Discretion and the Economic Determinations of the Disclosed Volatility Parameter for Valuing ESOs. *Review of Accounting Studies* 12(1): 155–179.
- Bhattacharya, U. and M. Spiegel 1991. Insiders, Outsiders and Market Breakdowns. *Review of Financial Studies* 4(2): 255-282.
- Botosan, C. A. 1997. Disclosure Level and the Cost of Equity Capital. *Accounting Review* 72: 323–50.
- Botosan, C. A. and M. A. Plumlee. 2005. Assessing Alternative Proxies for the Expected Risk Premium. *Accounting Review* 80(1): 21-53.
- Bushman, R. M. and A. j. Smith. 2001. Financial Accounting Information and Corporate Governance. *Journal of Accounting and Economics* 32: 237-333.
- Cho, S., C. Lee and R. Pfeiffer. 2012. Corporate Social Responsibility Performance Information and Information Asymmetry. *Journal of Accounting and Public Policy* 32(1): 71-83.
- Dechow. P. M. and D. Dichev, 2002. The Quality of Accruals and Earnings: The Role of Accrual Estimation Errors. *The Accounting Review*. 77(1): 35-59.
- Dhaliwal, D. S., O. Z. Li, A. Tsang, and Y. G. Yang. 2011. Voluntary Non-financial Disclosure and Cost of Equity Capital: The Initiation of Corporate Social Responsibility Reporting. *Accounting Review* 86(1): 59-100.
- Diamond D., and R. Verrecchia. 1991. Disclosure, Liquidity, and the Cost of Capital. *Journal of Finance* 46: 1325- 59.
- Easley, D., and M. O'Hara. 2004. Information and the Cost of Capital. *Journal of Finance* 59: 1553–83.
- Easton, P. 2004. PE Ratios, PEG Ratios, and Estimating the Implied Expected Rate of Return on Equity Capital. *The Accounting Review* 79(1): 73-95.
- Eccher, Elizabeth A., Ramesh, K., Thiagarajan, S., and Ramu. 1996. Fair Value Disclosures by Bank Holding Companies. *Journal of Accounting & Economics*. Vol. 22 Issue 1-3: 79-117.
- Elton, E. J. 1999. Expected Return, Realized Return, and Asset Pricing Tests. *Journal of Finance* 54(4): 1199-1220.
- Fama, E., and J. MacBeth. 1973. Risk, Return and Equilibrium: Empirical Test. *Journal of Political Economics* 81: 607-636.
- Fama, E., and K. French. 1997. Industry Costs of Equity. *Journal of Financial Economics* 43: 153-193.
- Fama, E. F., and K. R. French. 1992. The Cross-Section of Expected Stock Returns. *Journal of Finance* 47(2): 427-465.
- Fama, E. F., and K. R. French. 1996. Multi-factor Explanation of Asset Pricing Anomalies. *Journal of Finance* 51: 55-84.
- Francis, J., R. LaFond, P. Olsson, and K. Schipper. 2004. Costs of Equity and Earnings Attributes. *The Accounting Review* 79 (4): 967–1010.
- Gode, D., and P. Mohanram. 2003. Inferring the Cost of Capital Using the Ohlson-Juettner Model. *Review of Accounting Studies* 8: 399-431.
- Goh, B., J. Ng, and K. Yong. 2009. Market Pricing of Banks' Fair Value Assets Reported under SFAS 157 during the 2008 Economic Crisis. *Working paper, Singapore Management University*.
- Hwang, L. S., W. J. Lee, and S. Y. Lim. 2008. Korean Evidence on the Implied Cost of Equity. *Korean Accounting Journal* 39 (1): 229-253.

- Kim, Irene; Venkatachalam, and Mohan. 2011. Are Sin Stocks Paying the Price for Accounting Sins? *Journal of Accounting, Auditing & Finance*. Vol. 26 Issue 2: 415-442.
- Kim, K. J and M. Kim. 2000. Value Relevance of Fair Value Disclosure by Financial Institutions. *Korean Accounting Review* 25: 133-159.
- Kim, S., W. Park and Lee, H. 2001. Value Relevance of Gain/Loss on Sale of Securities and Unrealized Holding Gain/Loss on Securities. *Korean Accounting Review* 27: 117-139.
- Kim, Y., M. Park. and Benson W. 2012. Is Earnings Quality Associated with Corporate Social Responsibility?. *The Accounting Review* 87(3): 761-796.
- Klein, A. 2002. Audit Committee, Board of Director Characteristics, and Earnings Management. *Journal of Accounting and Economics*. 33(August): 357-400.
- Kolev, K. 2009. Do Investors Perceive Marking-to-model as Marking-to-myth? Early Evidence from FAS No. 157 Disclosure. *Working paper, New York University*.
- Lambert, Richard Leuz, Christian Verrecchia, and Robert E. 2007. Accounting Information, Disclosure, and the Cost of Capital. *Journal of Accounting Research*. Vol. 45 Issue 2: 385-420.
- Landsman, W. R. 2007. Is Fair Value Accounting Information Relevant and Reliable? Evidence from Capital Market Research. *Accounting and Business Research (Special Issue: International Accounting Policy Forum)* 19-30.
- Lim, H. J and J. S. Park. 2013. Corporate Social Responsibility and Earnings Management: Does the External Business Ethics Portray Internal Ethics?. *Korean Accounting Journal* 22: 257-310.
- Na, Y and W. Leem. 2014. An Empirical Analysis on Association between Fair Disclosure and the Cost of Equity Capital. *Korean Accounting Review*. 39 (1): 1-42.
- Nelson, K. 1996. Fair Value Accounting for Commercial Banks: An Empirical Analysis of FAS No.107. *The Accounting Review* 71(2): 161-182.
- Ohlson, J. A., and B. E. Juettner-Nauroth. 2005. Expected EPS and EPS Growth as Determinants of Value. *Review of Accounting Studies* 10(2): 349-376.
- Penman, S. H. 2007. Financial Reporting Quality: Is Fair Value a Plus or a Minus? *Accounting and Business Research (Special Issue: International Accounting Policy Forum)* 33-44.
- Riedl, E. J. and G. Serafeim. 2011. Information Risk and Fair Values: An Examination of Equity Betas. *Journal of Accounting Research* 49(4): 1083-1122.
- Song, C., W. Thomas, and H. Yi. 2010. Value Relevance of FAS 157 Fair Value Hierarchy Information and the Impact of Corporate Governance Mechanisms. *Accounting Review* 85: 1375-410.
- Song, I and H. No. 2011. IFRS and Fair Value Accounting for Financial Instruments. *Korea Institute of Finance*. 3: 1-103.
- Song, J. M., and H. S. Kim. 2011. A Case Study Based on the Measuring Fair Value of Liabilities. *Korean Accounting Journal* 20: 395-422.
- Xie, H. 2001. The mispricing of abnormal accruals. *The Accounting Review* 76: 357-373.
- Yoon, S. J., Y. H., Park and Cho, H. W. 2007. The Information Usefulness of Fair Value Disclosures for Investments in Stocks Accounted for under the Equity Method. *Korean Accounting Journal* 16 (1): 1-27.
- Zhang, M. H., 2005. The Differential of Proprietary Cost on the Quality versus Quantity of Voluntary Corporate Disclosures, *Dissertation Paper (University of Texas at Austin)*

Ⅲ 研究グループ報告（最終報告）

IFRS における資産会計の総合的検討

主 委	査：菊谷 正人（法政大学）	
	員：石井 明（横浜商科大学）	石山 宏（山梨県立大学）
	越智 信仁（日本銀行）	小林 直樹（玉川大学）
	島田 佳憲（岩手大学）	島永 和幸（神戸学院大学）
	杉山 晶子（東洋大学）	中野 貴之（法政大学）
	林 健治（日本大学）	藤田 晶子（明治学院大学）
	松井 泰則（立教大学）	松本 徹（専修大学）
	吉田 智也（埼玉大学）	依田 俊伸（法政大学）

要 旨

本研究グループは、企業の経済活動にとって重要な資産に関する会計処理について、IFRS（IASを含む）を対象にして総合的な検討を行った。具体的には、有形固定資産（IAS16, IAS20, IAS23, IAS29, IAS36, IFRS5）、投資不動産（IAS40）、リース資産（IAS17）、棚卸資産（IAS2）、無形資産（IAS38）、金融資産（IAS32, IAS39, IFRS7, IFRS9）および特殊資産（生物資産、偶発資産、外貨建資産、探査・評価資産、売却目的固定資産）（IAS41, IAS37, IAS21, IFRS6, IFRS5）に分け、主として日本基準との比較・分析を行うことによって、IFRSの特徴と欠陥を探究した。それとともに、日本基準の特徴と欠陥を確認し、日本基準に対する対応策を提案することを本研究の主要目的とする。このような理論的・実証的な総合的検討により、わが国における資産会計の改善・展開に貢献できるものと思われる。

本報告においては、IFRSにおける資産会計の特徴を述べるとともに、その論点をいくつか指摘することとする。

I IFRS における資産会計の特徴

IFRS では、国際的な資本市場における現在・将来の利害関係者の意思決定にとって有用な情報を提供することを財務報告の基本目的とする「意思決定有用性アプローチ」(decision usefulness approach) の観点から、主として投資家にとって有用となる公正価値(市場価値)・割引現在価値・見積数値が大幅に導入・利用されている。投資家の意思決定目的である「将来キャッシュ・フローの予測」に適合する財務情報を提供するために、「市場価値評価」(marking to market) を容認し、「原価モデル」と「再評価モデル」(または「公正価値モデル」)の選択適用が認められるなど、「資産・負債アプローチ」の考え方に立脚した会計処理が採用されているが、そのアプローチの帰結として、資産の公正価値による再測定が頻繁に行われることも IFRS における資産会計の特徴の1つとなっている。

ただし、再評価に用いられる公正価値に関して、IFRS では SFAS157 に追随・同調して「公正価値」を売却価格と同一視しているが、再測定時における「公正価値」は、購買市場の公正価値(再調達原価)と販売市場の公正価値(売却価格)に分けられるべきであり、売却価格のみを公正価値と表現するのには問題がある。つまり、資産の測定のための「公正価値」として、当初測定時点(取得時点)には取得原価、再測定時点(期末評価時点)には、計算目的・会計思考等に応じて取得原価、再調達原価、正味売却価格、現在価値が採択されるべきであり、公正価値の測定基礎を売却価格に限定・定義すべきではない。

また、リース資産のように、法的形式より経済的実態の判断を重視する「経済的実質優先主義」が採用されていることも、IFRS における

資産会計の特徴である。法的所有権を保有しなくても、リース物件により経済的利益を実質的に享受でき、使用に伴って生ずるコストを実質的に負担する場合には、事業体に帰属するリース資産として貸借対照表上に認識・測定される。

II IFRS における資産会計の論点

有形固定資産の再測定時に、再評価額が信頼性をもって測定できる場合には、IFRS では、「再評価モデル」が選択適用できる。ただし、再評価差額の会計処理として「その他の包括利益(OCI)計上処理」が基準化されているが、「資本剰余金処理」の適用も容認されるべきである。資産の取得原価(帳簿価額)と期末の再評価額(再調達原価)は、同一資産でありながら時点を異にした数値であり、再評価という会計行為から生じる評価差額は、企業の実体資本維持(営業能力維持)の立場からは純資産の一部として再評価剰余金(資本修正勘定)に留保しなければならないからである。

投資不動産の再測定に際しては、IAS40 は、「原価モデル」と「公正価値モデル」のいずれかの採用を要請している。規定上は両モデルに優劣関係はないが、投資不動産が独立したキャッシュ・フローを生み出す源泉として、他の不動産から識別されていることを鑑みると、投資不動産が採用すべきモデルとしては「公正価値モデル」が相応しいと言える。

リース資産については、従来より、「リース識別規準」を使ってリースを FL と OL に2分類し、それに対応する会計処理方法(FLのみを資本化し償却する)の骨組みは全く変わっておらず、借手側の実質 FL の OL オンバランス化が問題となってきた。IAS17 のアプローチの根本的欠陥は、借手のリース資産(およびリー

ス負債)のオフバランス化の操作性の余地にある。たとえば、米国基準において設定されている「数値基準」を回避するために、借手はリース契約をストラクチャーして、実質FLのオフバランス化を示現し、借手の財務諸表の目的適合性、透明性および比較可能性が損なわれる。

このような状況において、2014年5月現在、IASBによれば、米国FASBとは相違して、IASBは「タイプBリース」(原則として、非不動産のリース)の会計処理をカーブアウトする方針に転換し、「タイプAリース」(原則として、不動産のリース)の会計処理(使用権資産の償却およびリース金利費用の計上)のみを採択することを暫定的に決定している。となれば、現行IAS17は、「短期リース」を除いて、単一の「使用権モデル」に基づき、すべてのリースがリース開始時にオンバランス化され、高い品質の新基準(1モデル)に置き換わることになり、借手の財務諸表の比較可能性が改善されるものと期待されている。

また、棚卸資産については、わが国の「基準9号」の2008年最終改正により、①棚卸資産の範囲、②借入費用の原価算入、③期末における簿価切下額の戻入れにおいては差異が認められるものの、IAS2の会計処理と概ね同様となっており、とりたててコンバージェンスに関する論点は生じていない。

一方、わが国において、基準・規定等が存在せず、今後コンバージェンスが期待される資産項目としては、無形資産、売却目的固定資産、生物資産・農作物などが挙げられる。

まず、無形資産に関しては、包括的に取り扱った会計基準としてIAS38があるのに対し、日本基準ではこのような会計基準は存在せず、無形資産に関する定義もない。他方、繰延資産については、IFRSでは規定が存在しないのに対して、日本基準では存在する。

さらに、「自己創設無形資産」であれば無形資産として認識されないものであっても、企業結合の一部として取得された被取得企業の「自己創設無形資産」が無形資産として認識されることがある。加えて、IAS38では、自己創設のブランド、題字、出版表題、顧客名簿および実質的にこれらに類似する項目は、無形資産として認識することを禁止されているため、自己創設無形資産については、企業結合時の取得か自己創設かによって、同じ無形資産に対する認識の非対称性が生じている。

また、IFRS5では、売却目的で所有される固定資産(または処分グループ)を独立掲記するために、貸借対照表上、「売却目的所有」という区分を新たに設け、それまでの「帳簿価額」と分類変更時点での「売却費用控除後の公正価値」とのいずれか低い金額で評価している。わが国では、売却目的で所有される固定資産は、流動資産として表示されることになるものの、その測定額については明確な規定が存在していない。耐用年数経過後の固定資産であれば、残存価額または正味売却価額で評価されることになろうが、IFRSとのコンバージェンスを見据えて、基準ないし規定の設定が早急に施されるべきであろう。

生物資産・農作物は、当初認識・測定時および再測定時において「売却費用控除後の公正価値」で測定され、生物資産・農作物の「売却費用控除後の公正価値」による当初認識時および生物資産の「売却費用控除後の公正価値」の変動(価格変動、物理的変化による変動、追加的な生物資産の生成による変動)により発生する利得または損失は、発生した期の純損益に含めなければならない。このような資産に関連する基準・規定はわが国には存在しておらず、今後、IAS41の公正価値測定をモデルとした農業会計全般の検討が求められることになる。

IFRS において、現在もなお、議論が継続中の資産項目も存在する。既に指摘した「リース資産」や「金融資産」、「偶発資産」などである。

金融資産に関しては、IFRS9「金融商品」策定 (IAS39 改訂) プロジェクトの動向を中心に、関連規定 (IFRS13 や IFRS7) を含め、以下の論点が指摘される。

まず、IFRS9 策定に向けたフェーズ 1「分類および測定」では、公正価値変動を OCI で認識する場合にリサイクリングの扱いで整合性を欠く規定が混在し、利益概念を曖昧なものとしている。したがって、OCI をすべてリサイクリングし、クリーン・サープラス関係を維持する方向で、定義ないしアプローチの検討を深めていく必要がある。また、非上場株式に対しても公正価値測定が要求されているが、各評価技法の結果のウェイトの置き方に定式化された株式鑑定理論が存在しない中では、主観的な操作余地が極めて大きく、監査可能性も乏しいと言わざるを得ない。エクスポージャーが相対的に大きい日本においては、慎重に有用性の検討が進められなければならない。

次に、フェーズ 2「償却原価および減損」では、先般の金融危機の経験を踏まえ新たに「期待損失モデル」が導入されたが、基準設定主体の「期待損失モデル」の採用が仮に政策科学としての役立ちを会計に求めるものであるとしても、主観的な予測を介在させ实体经济に影響を与えることで実現しようとする政策目的 (プロシクリカリティの抑制) が、市場の反応を先読みする経済主体 (経営者等) の裁量により覆されてしまう可能性にも留意しつつ、当該予測を合理的に裏付け可能なものにしていく取組みが必要となる。

さらに、フェーズ 3「ヘッジ会計」では、原則主義の下で目的適合的な規定が導入されたが、その前提として、事業会社のリスク管理活

動にどの程度のレベルが要求されるのかに関し、財務諸表作成者と監査人の認識に乖離が生じないように、想定する整備の水準に両者の共通理解が図られなければならない。

また、偶発資産について、IAS37 (2005 年改訂) では、「偶発資産」という用語および「偶発資産」に関する開示 (経済的便益の流入の可能性の高い場合には、偶発資産の内容、財務上の影響の見積額を開示すること) を削除することが暫定的に合意されており、IAS37 (1998 年) で示される当初認識にかかる蓋然性の問題を残して、他の会計基準へと併合されることになる。そもそも、企業は、偶発資産を認識してはならず、その当初認識に関しては、偶発資産の意義を満たしていることを前提にして、認識要件を満たすことが必要となる。認識要件は、経済的便益の流入の可能性に従い、(1) 認識処理、(2) 開示 (注記) 処理および (3) 非開示に分類される。偶発資産が当初認識されるのは「ほぼ確実な」(virtually certain) 場合に限定されるが、これは、偶発資産そのものではなく、それと同時に生じる「偶発利得」について、収益の実現がほとんど確実になった場合にのみ認識される。しかし、その際には、関連する資産は偶発資産ではなく、他の適切な資産となる。また「(発生しない可能性よりも) 発生する可能性が高い」(probable=more likely than not) 場合には、偶発資産として開示 (注記) を行い、「合理的に可能性がある」(reasonably possible) 場合および「可能性がほとんどない」(remote) 場合には、「偶発資産」としての開示を必要としない。

最終報告に向けて、他の資産会計についても検討を加えた。探査権の取得から鉱物資源探掘の技術的可能性・経済的可能性が立証可能となった時点までの支出である「探査・評価資産」や外貨建取引によって発生する「外貨建資産」

などである。

探査・評価資産は、当初認識・測定時に取得原価で評価され、有形固定資産と無形固定資産に区分して表示される。再測定時には、「原価モデル」または「再評価モデル」のいずれかを適用しなければならない。「再評価モデル」を適用する場合には、有形固定資産として区分されたものについてはIAS16「有形固定資産」、無形固定資産として区分されたものについてはIAS38「無形資産」に基づいて処理される。

外貨建資産について、IAS21（2003年改訂）は、報告企業の為替リスクや当期損益、また報告通貨のキャッシュ・フローへの影響の適正な算定表示を目的とする「機能通貨アプローチ」、在外営業活動体の経済的実質に基づく分類、為替差損益の当期損益計算書への計上または株主持分の部への為替換算調整勘定の計上といった会計処理を採用し、決算日レート法を中心として為替リスクを明示する換算方法を採用している。

外貨建取引を機能通貨で当初認識する場合、原則として、取引日レートによって換算されるが、当初認識後、決算日ごとに外貨建項目のうち、貨幣性項目は決算日レートによって換算・報告され、取得原価で記録されている非貨幣性項目は取引日レートによるが、公正価値で測定されている場合には、決算日レートによって換算・報告される。

いずれの資産会計においても、IFRSは原則的な規定を設け、基本的に例外規定を設けない「原則主義」(principle basis)に基づいており、財務諸表の国際的比較可能性を確保するために、代替的会計処理が排除され、単一的な会計処理が要求されている。

Ⅲ IFRSにおける資産会計の課題と展望

IFRSでは、国際的な資本市場を利用する投資家の投資意思決定に役立つ財務情報を提供するため、投資家の意思決定にとって有用である将来キャッシュ・フローを重視した会計処理、投資家保護偏重主義の会計処理に陥ったために、所有目的が異なる資産（たとえば、利用目的の有形固定資産、販売・消費目的の棚卸資産）もすべて投資・投機目的の「金融資産」と同一視し、資産全体を金融資産化している。そのため、IFRSは、あまりに投資家本位に偏り、投資意思決定に資するための過度な将来志向的会計処理を促していると言わざるを得ない。

さらに、IFRSの課題として、たとえば、活発な市場がない資産に対して公正価値を付す場合には、将来キャッシュ・フローを見積計算した現在価値に頼らざるを得ないが、見積数値が多いために財務報告数値として客観性・信頼性・検証可能性等に欠ける。

また、IFRSの基本思考方式である「原則主義」の下では、個別的・具体的な会計処理について、財務諸表の作成者の判断が大きく左右するので、専門的な能力や説明責任が問われることになる。その場合、グローバル・スタンダードとしてIFRSを適用するためには、世界的に共通した専門的判断の定着化・共有化が図られなければならない。

さらに、会計基準の国際的コンバージェンスのためには、予想を上回る労力と時間を要するが、会計制度が発展段階に達した国（たとえば、米国や日本）の場合には、外来の会計制度をそのまま受け入れるには、すでに会計制度が成熟しており、基準設定のオートノミーを侵害すると軋轢が生じる。今後も引き続き、IFRSの品質を維持・向上させていくためには、コンバージェンス作業は半永久的に続くものと考えられ、国際的な不断の改訂が要請される。

《参考文献》

- FASB [2006] Statement of Financial Accounting Standards No.157 “Fair Value Measurements”. ……SFAS157
- IASB [2003] International Accounting Standard 2 (revised 2003) “Inventories”. ……IAS2 (2003年改訂)
- IASB [2011] International Accounting Standard 16 (amended 2011) “Property, Plant and Equipment”. ……IAS16
- IASB [2011] International Accounting Standard 40 (amended 2011) “Investment Property”. ……IAS40
- IASB [2012], Exposure Draft, Classification and Measurement: Limited Amendments to IFRS 9.
- IASB [2013], International Financial Reporting Standard 17 (revised 2013) “Leases”. ……IAS17
- IASB [2013], Exposure Draft, Financial Instruments: Expected Credit Losses.
- IASB [2013], International Financial reporting Standard 9 (2013 revised) “Financial Instruments”. ……IFRS9 (2013年改訂)
- IASB [1998] International Accounting Standard 16 (revised 1998) “Property, Plant and Equipment”. ……IAS16 (1998年改訂)
- 稲垣富士男・菊谷正人 [1989]『国際取引企業の会計』中央経済社。
- 越智信仁 [2012]『IFRS 公正価値情報の測定と監査—見積り・予測・リスク情報拡大への対応』国元書房。
- 菊谷正人 [1991]『企業実体維持会計論—ドイツ実体維持学説およびその影響—』同文館。
- 菊谷正人 [2011]「IASB・IAS の変遷の歴史と IAS・IFRS の特徴」『経営志林』第 47 卷 4 号, 17～31 頁。

IV Summary of Articles

Diverse Opinions and Arguments on Mandatory Adoption of International Financial Reporting Standards (IFRS) in Japan

Noriyuki Tsunogaya

Nagoya University

The purpose of this study is to explore which issues are important to board members of the Business Accounting Council (BAC) in expressing their opinions regarding mandatory adoption of International Financial Reporting Standards (IFRS). This study also determines whether there are differences in either the level of support for mandatory adoption of IFRS or arguments used by various groups and different time periods. Using a content analysis of relevant BAC meetings and Gernon and Wallace's (1995) accounting ecology framework, this study provides rigorous and holistic insights into the debates concerning adoption of IFRS in Japan. The results indicate significantly higher levels of disapproval of mandatory adoption of IFRS by representatives from

accounting academics and manufacturing industries than from the Japanese Institute of Certified Public Accountants (JICPA). Also, a lower level of disapproval of mandatory adoption of IFRS was mostly found in 2009 than in 2012 and 2013. The results further show that different arguments were cited by various groups in different terms. The findings are especially useful for the BAC, Accounting Standards Board of Japan (ASBJ), International Accounting Standards Board (IASB) and representatives of countries that plan to adopt IFRS in the future because the study shows that every country has different motivations, policies, and backgrounds for the global convergence of financial reporting.

The Status Quo and the Problems of Many Sets of Accounting Standards in the Globalized Economy

Isamu Iwasaki

Kyushu University

This paper shows the status quo and the problems of many sets of accounting standards in the globalized economy. The paper examines the problems from the point of accounting-standards-setters, preparers and uses of financial statements, and from the point of comparability and accounting-standards-selection. And the

paper shows it is impossible to get perfect comparability without having the same accounting standards and the same practice. So the paper suggests we should have many sets of accounting standards and compete each other to keep the standards high quality.

Diversity in the Interpretation of Basic Concepts underlying the System of Accounting Standards

Masaki Yoneyama

The University of Tokyo

The purpose of this article is to clarify the way the technical term “relevance” has been interpreted in the accounting standards published by the IASB so far. This article also examines the recognition or measurement scheme that (the IASB believes) contributes to the improvement of the “relevance” of accounting information. It is hard in the academic sense to identify the recognition or measurement scheme that contributes most to the improvement of the “relevance” of accounting information if standard setters like IASB have only limited information about the decision model that the average investors follow, or limited information about the circumstances in which average investors make decisions. Nevertheless, standard setters have made clear decisions on the best recognition or measurement scheme. This article is focused on the grounds upon which standard setters make decisions about the recognition or measurement scheme for improving the relevance of accounting information.

The research in this article depends on two

different hypotheses on the decision of standard setters. One of them is as follows: (1) Although remained unwritten in the public documents, there exists a consensus among members of standard setters on the decision model that the average investors follow, and “relevance” of accounting information is consistently evaluated based on the consensus. The other one is as follows: (2) Decisions on the “relevance” of accounting information can be arbitrary, because there is no “written” consensus on the decision model that the average investors follow. This article compares these two hypotheses above.

Empirical investigation finds that (a) there is no “apparent” contradiction among the interpretations that the IASB put to the abstract term “relevance,” but that (b) there is no evidence either that suggests the existence of “coherent principles” underlying the interpretations for the term “relevance.” The findings above is basically consistent with the second hypothesis.

A Study about the Definitions of Assets and Liabilities in the Discussion Paper '*A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*'

Shigeho Nakayama

Aichi Gakuin University

This paper examines the definitions of assets and liabilities suggested in the Discussion Paper '*A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*' published by IASB in July, 2013.

This paper clarifies what the Discussion Paper is aiming for and what kinds of comments and views are shown in the comment letters written by accounting standards setters. This paper also points out the direction of the revised Conceptual

Framework.

The suggested definitions are aiming for increasing potential items recognized as assets or liabilities by deleting probability criterion from existing definitions. This revision suggests that IASB aims for broadening of financial information. But it will weaken the role of the revised Conceptual Framework as the conceptual foundation for standards setting.

Trends and Backgrounds in the Development of Accounting Standard for SMEs: Comparison between Japan, Korea, and the United States

Sachiko Kushibe

The International University of Kagoshima

In August 2005, “The Guidelines of Accounting for SMEs” a sort of standard for the accounting of SMEs, was published. After that, “The Basic Guidance of Accounting for SMEs” was published in February 2012. “The Basic Guidance of Accounting for SMEs” was developed to eliminate the effect of the IFRS and to reflect the enterprise attributes of SMEs.

At present, two types of accounting standards for SMEs are being developed in Korea and the United States, the same as in Japan.

In Korea, “The Guidelines of Accounting for SMEs” for the unlisted companies was applied in the fiscal year starting from January 1st, 2011. However, the new accounting standard for SMEs named “The Basic Guidance of Accounting for SMEs” was developed.

In the US, Blue Ribbon Panel report was submitted by AICPA (American Institute of Certified Public Accountants), NASBA (National Association of State Boards of Accountancy), and FAF (Financial

Accounting Foundation) to FAF. This is assumed to be the first time the development of the accounting standard for SMEs was proposed. However, at present, another new accounting standard for SMEs called FRF for SMEs (Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities) was developed. This is regarded as one of the OCBOA (Other Comprehensive Basis of Accounting) previously applied to unlisted companies in the US.

As an international trend, IFRS for SMEs (International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities) was published by IASB (International Accounting Standard Board) in July 2009. IFRS for SMEs is assumed to be developed as one strategy to have full IFRS applied to countries all over the world. In this paper, the trends in the development of the accounting standard for SMEs in the three countries are clarified. Further, it is revealed in this paper how these trends correspond to the strategy of IASB and reflect the attributes of SMEs.

Measurement and Representation of Net Income in IASB

-on the Discussion Paper A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting-

Eriko Maruoka

Chuo University

The problem of this paper is to study the division of net income and other comprehensive income and recycling according to the Discussion Paper. Through this problem, to point out the position of net income in IASB.

At first, IASB tries to reconcile profit of bottom line to comprehensive income. However in the process of the Reporting Financial Performance Project, IASB is to represents net income. IFRS calculates net income into framework of comprehensive income. The problem arises from to

represent net income; What does mean IASB' net income? Because IASB does not have framework of other comprehensive and net income. DP proposes the division of net income and other comprehensive income and recycling, though not satisfactory. Further discussion holds for Exposure Draft. Tentative agreement is to account for all profit and cost, to recycle all OCI, but including rebuttable presumption. This means that net income calculated in process of calculation of comprehensive income will be given semantic content.

Definitions of “Related Parties” in Accounting and Transfer Pricing Taxation -Focusing on Chinese Circumstance-

Liu Gong Ping

Kwansei Gakuin University

This paper examines the difference of the definition of “related parties” between accounting standards and transfer pricing taxation regulations, especially in the Chinese circumstance. To help the investor acknowledge that an entity’s financial statements may be affected by the transactions among related parties, China’s Ministry of Finance (CMF) established the related party disclosure standard “Chinese Accounting Standard No. 36 (CAS 36)”, in which the meaning and the scope of the related parties are defined. Meanwhile, to prevent tax avoidance through the transactions among related parties, China’s State Administration of Taxation (SAT)

published the anti-tax avoidance regulations. The difference occurred inevitably because the objectives of the two agencies are different. Furthermore, *The Explanation of Accounting Standards for Business Enterprises 2010*, edited by the accounting department of CMF which is responsible for setting Chinese Accounting Standards, makes the issue more complicated by rewriting the definition of related parties without giving any notice. This paper aims to demonstrate the difference clearly and to point out the peculiarity of the Chinese circumstance as opposed to the Japanese and the American circumstances.

Comprehensive Examination on Accounting for Assets in IFRS

Delegate: Masato Kikuya (Hosei University)

Members: Akira Ishii (Yokohama College of Commerce)

Hiroshi Ishiyama (Yamanashi Prefectural University)

Nobuhito Ochi (Bank of Japan)

Naoki Kobayashi (Tamagawa University)

Yoshinori Shimada (Iwate University)

Kazuyuki Shimanaga (Kobe Gakuin University)

Akiko Sugiyama (Toyo University)

Takayuki Nakano (Hosei University)

Kenji Hayashi (Nihon University)

Akiko Fujita (Meiji Gakuin University)

Yasunori Matsui (Rikkyo University)

Tooru Matsumoto (Senshu University)

Tomoya Yoshida (Saitama University)

Toshinobu Yoda (Hosei University)

In this research project, accounting policies for assets in IFRSs (including IASs) are analyzed theoretically and empirically in comparison with Japanese accounting standards. Some issues on accounting for tangible fixed assets (IAS16, IAS20, IAS23, IAS29, IAS36, IFRS5), investment property (IAS40), leased assets (IAS17), inventory assets (IAS2), intangible assets (IAS38), financial assets (IAS32, IAS39, IFRS7, IFRS9) and special assets (biological assets, contingent assets, foreign currency assets, exploration and evaluation assets,

non-current assets held for sale) (IAS41, IAS37, IAS21, h IFRS6, IFRS5) are comprehensively examined. For example, the initial recognition and measurement, subsequent remeasurement, depreciation (amotization) and impairment, presentation and disclosure are investigated.

At the time of remeasurement of tangible fixed assets or investment property, the cost model or the revaluation (or fair value) model shall be chosen as the accounting policies under the provision of IAS16 and IAS40, whereas the application of

revaluation (or fair value) model is prohibited in Japan. Although IFRS requires the reversal of impairment loss and economic criterion for recognition of impairment, Japanese accounting standard forbids the reversal and adopts the probability criterion. IAS requires the reversal. Moreover, Japanese accounting on leased assets,

inventory assets and financial assets already achieved international convergence in many points.

As the characteristics of accounting for assets in IFRSs, mixed measurement model, substance over form and principle basis are preferred for international investors.

V 諸規則

編集委員会規則

国際会計研究学会編集委員会
2011 年 12 月 14 日決定

(趣旨)

第 1 条 会則第 3 条第 2 項による編集委員会の運営は、本規則によって行うものとする。

(構成)

第 2 条 編集委員会は、委員長、委員および幹事で構成する。

- 2 委員長は、会長が指名し理事会の承認を求める。
- 3 委員および幹事は、委員長が指名し直近に開催される理事会の承認を求める。

(任期)

第 3 条 委員長の任期は 3 年とし、会長の任期を超えない。再任は妨げない。

- 2 委員および幹事の任期は 3 年とする。再任は妨げない。

(業務内容)

第 4 条 編集委員会は、『国際会計研究学会年報』（以下、『年報』という。）の編集および発行に関する業務を担当する。

- 2 編集委員会は、本学会の会員に対して原稿の募集を行う。また、必要に応じて原稿の執筆を依頼することができる。
- 3 編集委員会は、原稿の枚数、内容等によって、その掲載を拒否ないし制限することができる。

(年報の発行)

第 5 条 『年報』は、原則として、年 2 回発行するものとする。

(掲載内容)

第 6 条 『年報』に掲載する論文および報告等は、次のものとする。

- (1) 編集委員会の募集による会員の原稿（以下、「応募原稿」という。）
- (2) 編集委員会が依頼する以下の原稿（以下、「依頼原稿」という。）
 - ① 特定のテーマについて執筆されるもの
 - ② 国の内外の学会動向や年度総括的なもの

- ③ 研究グループ報告
- ④ その他

(執筆者の資格)

第7条 前条による応募原稿の執筆者は本学会の会員(院生会員を含む)に限る。ただし、編集委員会が認める場合は、その限りでない。

(査読制度)

第8条 第6条(1)の応募原稿には、査読を付するものとする。

ただし、統一論題応募原稿はその限りではない。

2 査読制度の運営は、別に定める「査読制度に関する申し合わせ」による。

3 査読による審査を受け、掲載が決定した応募原稿には、編集委員会がその旨を明記する。

(著作権)

第9条 『年報』に掲載された原稿の著作権は、本学会に帰属するものとする。

附則 本規則の改廃は編集委員会において委員の過半数の賛成によって行い、理事会の承認を得なければならない。

査読制度に関する申し合わせ

国際会計研究学会編集委員会
2011年11月21日決定

一 査読者の決定

- 1 編集委員会委員長（以下、「委員長」と略す。）は、応募原稿の査読担当候補者を選出するための編集小委員会を設けることができる。
- 2 編集小委員会は、委員長ならびに委員長が指名した編集委員会委員（以下、「委員」と略す。）および編集委員会幹事（以下、「幹事」と略す。）で構成する。
- 3 編集小委員会は、各応募原稿につき査読担当者候補3名を選定し、編集委員会に諮る。なお、査読担当者候補3名のうち1名は委員でなければならない。
- 4 編集委員会は、編集小委員会の提案をもとに査読担当者を決定し、査読を依頼する。
- 5 編集小委員会を設けない場合には、編集小委員会の業務は編集委員会が行う。

二 査読手続

- 1 査読担当者は、二2に規定する査読評価の基準および二3に規定する査読方針に従い査読を行い、二4に規定する査読結果およびそれに至った判断理由を回答期日までに委員長宛に書面にて報告する。
- 2 応募原稿の査読にあたっては、次の査読評価の基準により評価を行う。
 - (1) 有用性：学界等に貢献があり、論文を公表することに意義がある。
 - (2) 新規性：論文として新規性および独創性がある。
 - (3) 信頼性：構成が論理的であり、表現についても適切である。
- 3 応募原稿の査読にあたっては、次の査読方針により評価を行う。
 - (1) 「有用性」あるいは「新規性」に優れている場合には、積極的に採択する方向で検討する。
 - (2) 査読結果として「修正の上、掲載可」とする場合には、応募原稿執筆者がどの部分をどのように修正すれば掲載可とされるのかを具体的かつ明瞭に指示する。
 - (3) 「新規性」について問題がある場合には、既発表文献を引用するなどして具体的に指摘する。
 - (4) 査読担当者は、確認できない内容や事実に関しては、応募原稿執筆者に追加的な説明を求めることができ、査読担当者はその説明に基づいて評価を行う。
 - (5) 再査読にあたっては、前回の査読結果との論旨の一貫性を保持する。
- 4 応募原稿の査読結果は、次の(1)から(5)のいずれかを選択する。
 - (1) 無修正掲載可 5点
 - (2) 語句等の一部修正の上、掲載可 4点

- | | |
|---------------------------|----|
| (3) 趣旨に変更のない修正の上、掲載可 | 3点 |
| (4) 趣旨に影響する修正が必要であり掲載は厳しい | 2点 |
| (5) 掲載不可 | 1点 |

三 掲載論文の決定と原稿の修正

- 1 編集委員会は、査読担当者から委員長に報告された査読結果を基にして、査読担当者3名全員が査読結果5点である論文を掲載対象論文として決定し、当該論文の執筆者にその旨を伝える。それ以外の論文については三2に従って掲載対象論文の仮決定を行う。
- 2 掲載対象論文の仮決定は、原則として、査読担当者3名のうち少なくとも2名の査読結果が3点以上であることを条件とする。ただし、他の1名の査読担当者の査読結果が1点である場合には、この限りではない。
- 3 編集委員会は、三2で仮決定された論文執筆者に対して回答期日までに査読担当者の指摘事項につき修正するよう依頼する。
- 4 査読担当者3名のうち委員である査読担当者が修正結果について確認し、編集委員会に報告する。
- 5 編集委員会は、三4の報告結果に基づいて掲載の決定を行う。
- 6 編集委員会が指定した期日までに修正論文の返送がない場合には、投稿を辞退したものと見なす。

四 同一執筆者による複数原稿応募の取扱い

同一執筆者が複数の原稿を応募する場合には、第1著者としての原稿の投稿は1論文に限る。同一執筆者を第1著者としなない複数論文の投稿は制限しない。ただし、複数論文について査読担当者が掲載を可としても、複数論文を掲載対象論文とするかどうかは委員会で決定する。

附則 本申し合わせの改廃は、委員会の過半数の賛成によって行う。

『国際会計研究学会年報』執筆要領

国際会計研究学会編集委員会

2011年11月21日決定

1. 表紙

表紙には、論題、執筆者名、所属および肩書き、論文要旨（日本語（横 30 字×縦 25 行以内）を記載します。

2. 原稿の様式

応募原稿は、MS Word による横書きで、B5 版、横 40 文字×縦 37 行とし、余白は上 25mm、下 20mm、左・右 20mm をとります。原稿は、原則として刷り上がり 15 頁前後とします。ただし、編集委員会が妥当と認めた場合には、制限頁数を超えることができます。

日本語は MS 明朝、英語は Times New Roman とします。見出し、図、表の題目は MS ゴシック（太字）とします。漢字、ひらがな、カタカナ以外の文字（例えば、数字、アルファベット）は半角にしてください。文字化けを避けるために、特殊なフォント文字は使用しないでください。フォントサイズ等は次のとおりです。

論題	14 ポイント	センタリング
執筆者名	11 ポイント	右寄せ
所属	11 ポイント	右寄せ
論文要旨	10 ポイント	左寄せ
本文	11 ポイント	左寄せ
見出し	12 ポイント	左寄せ
注（文末）	10 ポイント	左寄せ
参考文献	10 ポイント	左寄せ

3. スタイル

本文の節、項等については、以下のようにしてください。

（1 行空き）

I 見出し

（1 行空き）

本文

1. 見出し

本文

(1) 見出し

本文
注
参考文献

4. 表記

現代仮名遣い，当用漢字，新字体を使用してください。接続詞（および，ならびに，また，ただし等）についてはひらがなを，数字についてはアラビア数字を使ってください。また，外国人名については原語により表記してください。なお，本文の句読点は，句点（。）と読点（，）とします。

5. 図表

図と表は必要最小限にとどめ，それぞれ通し番号（図 1，図 2，表 1，表 2・・・）を付すとともに，簡単な見出しをつけてください。

6. 引用および注

文献を引用するための注については，本文の該当個所に次の様式で記載してください。

[例] (Sprouse and Moonitz [1962], pp. 23-24) (年号については西暦を，表記にあたっては半角文字を使用してください)。また，人名の表記において日本人については姓のみとし，頁の表記においてドイツ語文献については S を，和文献については頁を使用してください。なお，上記の表記法においては区別ができない場合には，人名については Sprouse, R. T. または高須教夫のようにフルネームに，年号については年号に a, b を付してください。

説明のための注については，本文の末尾に一括して記載してください。なお，かかる注については本文の該当個所に (1)，(2) のようにルビ上ツキで示してください。

7. 参考文献

研究に引用した文献（論文，著書，URL 等）のリストを本文の最後に，和文献と洋文献を区別せず，著者名のアルファベット順に次の様式で記載してください。

- ・和書 著者名 [出版年] 『書名』 出版社名。
- ・論文 (和) 著者名 [出版年] 「論文名」 『雑誌名』 第○巻第○号，○-○頁。
- ・洋書 family name, personal name [出版年]，書名，出版地（または出版社名）。
- ・論文 (洋) family name, personal name [出版年]，“論文名，”雑誌名，Vol.○，No.○，pp.○-○。（ドイツ語文献等については Vol, No, pp 部分を適宜変更してください）

なお，personal name については R. T. のように省略してください。また，論文の頁数については当該論文のフルページを記載してください。さらに，出版年については西暦で記載してください。

著者が複数の場合，日本人については中野常男・高須教夫・山地秀俊のように，外国人については Sprouse, R. T. and M. Moonitz のように記載してください。

論文が著書の 1 章に該当している場合、和書については

著者名 [出版年] 「論文名」 編著者名編 [出版年] 『書名』 出版社名, ○-○頁。

洋書については

family name, personal name [出版年], “論文名,” in family name, personal name (ed.)

[出版年], 書名, 出版地 (または出版社名), pp.○-○.

としてください。

訳書については、原著書を使用しない場合には和書に準じた取扱いをしてください。原著書を使用する場合には、原著書について洋書として記載した後に、括弧書きで訳書を記載してください。[例] Littleton, A.C. [1933], *Accounting Evolution to 1900*, New York (片野一郎訳 [1978] 『リトルトン 会計発達史 (増補版)』 同文館出版)。

なお、編著、訳書については、それを引用文献として実際に使用する場合を除いて [出版年] の記載は必要ありません。ただし、その場合には、編著、訳書の出版地 (または出版社名) に続いて出版年を記載してください。

8. その他

書式の統一を図るため、文章、仮名遣いなどについて、編集委員会が修正することがあります。

9. 英文要旨

論題、執筆者名、所属および肩書き、論文要旨 (英語, 1 頁以内) を記載します。

以上

編集後記

本号は、第31回研究大会（2014年8月24日から26日、神戸学院大学）で発表された報告のうち、統一論題の応募論文3篇（及び解題1篇、コメント2篇）、自由論題の応募論文4篇、韓国セッションの報告論文3篇と研究グループ「IFRSにおける資産会計の総合的検討」（主査：菊谷正人）の最終報告が掲載されている。上記の統一論題の応募論文のうち査読希望のあった1篇と自由論題の応募論文4篇は、厳正なる査読を経て採択され、掲載された。その他に自由論題の応募論文が2篇あったが採択されなかった。統一論題の応募論文のうち査読希望のなかった2篇と韓国セッションの報告論文3篇は査読を経ずに掲載している。本号では、統一論題につき解題とコメントを掲載したいという希望に基づき、委員会で議論して執筆依頼することにしたが、これを先例とするものではない。

本号の発刊にあたり、査読を快く引き受けていただいた会員の先生方及び編集委員の先生方には、学会の発展のために多大のご貢献をいただいた。また、編集委員会幹事の仁川栄寿先生（中部大学）には、編集作業すべてにわたり委員長を補佐し、発刊までこぎつけていただいた。これら諸先生のご貢献なくしては無事発刊できなかつたことであろう。ここに、深い謝意を表したい。

編集委員長 柴 健次

編集委員会

委員長 柴 健次

委員 浦崎 直浩 小西 範幸 杉本 徳栄 中野 貴之

幹事 仁川 栄寿

**Bulletin of Japanese Association for
International Accounting Studies, 2014**

国際会計研究学会 年報

— 2014 年度第 1 号 (通号 35 号) —

発 行 2015 年 7 月 31 日

編集・発行 国 際 会 計 研 究 学 会
(事務局)

青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科
久持 英司研究室内

印 刷 所 有限会社 玉 新 社

〒173-0004 東京都板橋区板橋 1 丁目 35 番 6 号
TEL 03-3579-9351 FAX 03-3579-9338

